

弘前大学大学院  
地域社会研究科  
年 報

第1号

Regional Studies

2004

Regional Studies  
Doctoral Course  
Graduate School of Hirosaki University

# 目次

## Contents

### 論文

#### Articles

- わが国の公益事業概念についての研究方法  
藤田正一  
The Research Method for Constructing the Concept of Public Utility in Japan  
Masakazu Fujita ..... 3
- 地域ブランドと国際競争力 —青森ブランドによせて—  
佐々木純一郎  
A local brand and competition in the international market  
— Concerning with the brand of only Aomori —  
SASAKI Junichiro ..... 21
- 記録・文献で辿る（読む）イザベラ・バードの『日本奥地紀行』  
— 矢立峠、碓ヶ関と碓ヶ関の人々 —  
齋藤捷一・高畑美代子  
Isabella L. Bird at the Yatate Pass, Ikarigaseki and People in  
Ikarigaseki as described in her *Unbeaten Tracks in Japan*,  
Traced through the Contemporary Minutes and Literature ..... 37  
Shôichi SAITO and Miyoko TAKAHATA
- シェアリング、贈与、交換—共同体、親交関係、社会  
丹野正  
Sharing, Gift, Exchange — Community, Intimate Relationship, Society ..... 63  
Tadashi TANNO
- 東北日本弧東部の中部更新統に関する研究の現状と課題  
鎌田耕太郎・齋藤奈津子  
Recent Progress and Future View of the Stratigraphy and Sedimentation of  
the Middle Pleistocene in the Northern Part of the Northeast Honshu Arc, Japan ..... 81  
KAMADA Kotaro and SAITO Natsuko

### 研究ノート

#### Notes

- 現代日本法における「立法」「統治」概念  
堀内健志  
Der materielle Begriff von “Gesetzgebung” und “Regierung” im  
heutigen Japanischen Verfassungsrecht ..... 97  
Takeshi Horiuchi
- イザベラ・バードの描いた碓ヶ関と子どもと遊び  
高畑美代子・齋藤捷一  
What Isabella Bird Saw, during Her Travel through the Northern Part of  
Japan, in the Province of Ikarigaseki and what Children Played there ..... 113  
Miyoko TAKAHATA and Shôichi SAITO

### シンポジウム報告

#### Symposium

- 弘前大学大学院地域社会研究科シンポジウム ..... 141
- 世界自然遺産の保全と利用 ガラパゴス—タスマニア—白神 ..... 161

研究科日誌（2004年1月～9月）

Chronology (Jan. — Sep. 2004)

論 文

Articles



# わが国の公益事業概念についての研究方法

## The Research Method for Constructing the Concept of Public Utility in Japan

藤田正一\*

Masakazu Fujita

キーワード：公益事業概念、自然的独占、産業構造、コモンズ、グレーサー、クレメンズ、マン対イリノイ州事件、ネビア対ニューヨーク州事件、蠟山政道、ツビッキー、ボンブライト、細野日出男

Key Words : concept of public utility, natural monopoly, industry structure, John Rogers Commons, Martin G. Glaeser, Eli Winston Clemens, *Munn v. Illinois*, 94 U.S. 113 (1877), *Nebbia v. New York*, 291 U.S. 502 (1934), Masamiti Rouyama, J. F. Zwicky, J. C. Bonbright, Hideo Hosono

### 要旨：

本稿の目的は、わが国の公益事業概念を理論的に構築するための研究方法について究明することである。

その理由としては、公益事業概念の曖昧性は、社会経済制度上、問題や不利益をもたらすからである。基本的に、私は、以下のような工程でわが国の公益事業概念を理論的に構築する。

- i) 法社会学的公益事業概念研究方法や法制的公益事業概念研究方法や経済的・技術的公益事業概念研究方法を考察することによって、わが国の公益事業の範囲を画定する。
- ii) 前述のように画定されたわが国の公益事業が、国民経済上、産業構造や産業組織の側面からどのように位置づけられたならば、公益事業として適正であるかということの基本に据えて、わが国の公益事業概念を理論的に構築する。

### Summary :

The purpose of this paper is to investigate a research method to theoretically construct the concept of public utility in Japan. The reason for doing this is because the ambiguity of the concept has led to problems and to certain disadvantages within the social economic systems.

Fundamentally, we will theoretically construct the concept of public utility in Japan by the following processes.

- 1) We will establish the sphere of public utilities in Japan, taking into consideration the research methods in the fields of the public utilities in the sociology of law and in the institution of law, and the economic and technical research methods.
- 2) We will theoretically construct the concept of public utility in Japan, depending on whether the public utilities specified in this paper are adequate as public utilities, based on how they are assessed from the viewpoint of the industrial structure and industrial organizations in the national economy.

---

\* 弘前大学大学院地域社会研究科（後期博士課程）地域産業研究講座  
Regional Industrial Studies, Regional Studies (Doctoral Course), Graduate School of Hirosaki University

## 〔1〕はじめに

公益事業概念については、わが国にかぎらずアメリカ合衆国においても、これまで多くの論議が展開されてきたにもかかわらず、今日にいたるまで一般的に容認されうる統一的な定見は与えられていない。なぜなら、公益事業は、歴史的背景、文化・経済力程度、政治経済制度、生活様式、自然環境等を土壌とし、社会的合意によって構築されてきた経済制度の一部分であるからである。

しかし、公益事業は制度的なものであり、決して絶対的、固定的、画一的、不変的なものでないにもかかわらず、公益事業概念を恒常的に曖昧のままにしておくことは、今日の産業・社会・経済の大きな構造転換期の中で唱導されている「公益事業の規制緩和」や「公企業の民営化」を遂行する上での前提である公益事業の概念が不明瞭のまま、「公益事業の規制緩和」や「公企業の民営化」が審議されることとなり、これらの審議の結論が国民的コンセンサスを得られないまま押し進められかねない。

したがって、公益事業概念を恒常的に曖昧のままにしておくことは、社会経済制度上、以下のよう具体的な問題や不利益をもたらすこととなる。

- i) 社会経済制度上における公益事業の意義と、公共事業の意義と、公企業の意義との区分が不明瞭となり、それぞれ抱えている問題（例えば財務、人事、組織機構等の問題）の解決を、ますます困難にする。
- ii) 社会経済構造の進化にともない、公益事業が必然的に変化していくものであるとはいえ、その行動様式は、一定の歴史過程で規定されるべきものであるから、公益事業の不明瞭性は、一定の歴史過程における公益事業の経済的機能、社会的機能を不明瞭にしておくことになり、ひいては公益事業と国民的重要産業（国民経済上、重要な位置を占め、かつ、国民の社会関心〈social interest〉の下にある産業）とが曖昧となり、社会に問題や不利益をもたらすこととなる。
- iii) 公益事業概念の不明瞭は、「一般私企業に対する規制」と「公益企業規制」との関係性を曖昧にすることとなり（特に独占規制に対しての見解を曖昧にすることとなり）、消費者である一般公衆は、多大な損失を被りかねない。

それゆえ、公益事業概念を考察することは、上記の問題や不利益を少なくするし、また、それらの解決をスムーズに導くこととなるので、決して研究者のもつ特有の気晴しに終るものでもないし、徒労に終るものでもない。

したがって、本稿において、私は公益事業概念についての諸先学者の研究を以下の3つの公益事業概念研究方法に区分し、それぞれについて究明し、さらに、国民経済上におけるわが国の公益事業の位置について考察した上で、どのような研究方法に基づいてわが国の公益事業概念を構築していくことが適正であるかを考察する。

- i) 公益事業とその利用者である地域社会の人々に遵守されるべき権利と義務の関係を主として把握することによって、公益事業概念の理論的構築を図ろうとする法社会学的公益事業概念研究方法
- ii) 公益事業の経済・経営活動に係わる裁判判決の検証や個別公益事業規制に対する累積的検証をとって公益事業概念の理論的構築を図ろうとする法制的公益事業概念研究方法
- iii) 公益事業ステータスを構成する主要な構成要素について、経済的視点と技術的視点から究明することによって、公益事業概念の理論的構築を図ろうとする経済的・技術的公益事業概念研究方法

## 〔2〕法社会学的公益事業概念研究方法

### (1) 法社会学的公益事業概念研究方法

この研究方法は、公益事業の直接的、間接的利害関係者である人々の経済活動関係から社会経済制度として公益事業を分析し、その本質を解明し、その存在を究明するという研究方法である。究極的には、公益事業とその利用者である地域社会の人々に遵守される権利と義務の関係を法社会学的に明らかにすることによって、公益事業概念の理論的構築を図ろうとする研究方法である。

### (2) 法社会学的公益事業概念研究方法の代表的研究者

#### ① コモンズ (John Rogers Commons)

20世紀初頭、アメリカ経済はアメリカ資本主義の危機とその回避および発展とそれにつぐ恐慌の時代を背景として、社会立法の生成の必然性を余儀なくされていた時代であった。とりわけ、ウィスコンシン州は各種の進歩的な社会立法に取り組んでおり、なかでも1907年の公益事業法は入念に創案され、制定された。この起草に、制度学派の代表的研究者の一人として知られ、ウィスコンシン大学で、当時、市営公益事業論を講述していたコモンズが参画し、同法にウィスコンシン理念である“教育と政治の混和”と“実用的理想主義と公共目的の観念の混和”<sup>(注1)</sup>を生かすことに努力されたのである。

コモンズは、公益事業法の起草に参画した実践と理論的研究をとおして、その需要者（地域社会の利用者）および公益事業投資者という利害相剋する社会層の集団的行動が、均衡経済学者が分析する上で基礎的なものとして位置づけている個人的行動よりも一層重要であることを看取した<sup>(注2)</sup>。また、公益事業の価格は、需給の市場メカニズムによって価格形成される市場価格とは極めて異なるものであり、複雑化した経済・法制的手続過程を通して価格形成され、公共的に受容される公共的価格であるということも、コモンズは看取した。

すなわち、コモンズはこのような一連の実務と理論的研究から、公益事業を一定の歴史的、社会的、経済的状況の下における制度として把握しようとしたのである。

#### ② グレーサー (Martin G. Glaeser)

グレーサーは、「ある特定の産業が公益事業として認められるには、まず、文明生活のために共通の必需を供給することであり、また、その経済活動が公共関心 (public interests) に高度に従属することである。そして、このように2つの要件が具備されている産業が地域社会の人々によって公益事業として判断された場合、はじめて公益事業地位が賦与されるのである。」と主張している<sup>(注3)</sup>。すなわち、グレーサーの主張は、公益事業は地域社会の需要者によって公益事業として判断され、認知されることによって位置づけられる産業であるので、固定的にその地位を有する産業ではなく、経済を形成している一つの人間の諸力としての制度であり、永続的に公益事業としての地位を有するものでないということの意味しているのである。

また、グレーサーは、公益事業は私有、公有を問わずゴーイング・コンサーンとして経営されなければならない、税金、或いは特別課税によって建設され、維持運営される公共事業 (public works) とは異なるものであると主張している<sup>(注4)</sup>。

#### ③ クレメンズ (Eli Winston Clemens)

クレメンズは、コモンズ、グレーサーの法社会学的研究方法をさらに進化させて、公益事業と地域社会の需要者の権利・義務体系<sup>(注5)</sup>をとおして公益事業概念を理論構築したのである。彼は公益事業の義務として次の4つを指摘している<sup>(注6)</sup>。

- i) サービスを求めてくるすべての人にそれを供給すべき義務

- ii) 適当なサービスを供給すべき義務
- iii) 公正料金をもってサービスを提供すべき義務
- iv) 需要者に対して差別的取扱いをしないで、公平にサービスを提供すべき義務

そして、このような義務を遂行するためには、次のような権利が公益事業に賦与されていると論述している。

- i) 営業特許契約 (The franchise)
- ii) 便宜必要証書 (The certificate of convenience and necessity)
- iii) 土地収用権 (The right of eminent domain)
- iv) 適当な補償を受ける権利 (The right to adequate compensation)

一方、地域社会の顧客は、公益事業がその義務を遵守することを要求する権利を有するが、その反面において、公益事業から公益事業の権利を受容することを要求されていると論述している。

かくして、これらの義務および権利を有する産業が公益事業としての地位を有するとクレメンズは論述しているのである。

### (3) 法社会学的公益事業概念研究方法に懸念される点

第1点として、法社会学的公益事業概念研究方法によって公益事業概念を構築しようとする場合、あまりにも公共の利益を目的とするという産業セクターの領域が広範に主張されるようになり、その産業セクターを構成している個別の公益企業と一般私企業との境界が至極、曖昧性を帯びてくる傾向になりがちであるということである。すなわち、自由企業経済 (free enterprise economy) 体制においては、営業活動の自由、企業活動における競争原理が原則であって、一般私企業に対しては、「独占禁止法」が適用されており、独占の経済的勢力が形成されないようにされているのである<sup>(注7)</sup>。しかし、現実には大規模経営をなしている一般私企業が寡占を形成している。かくして、大規模経営をなしている一般私企業が公益企業の供給するサービスに代替しうるような代替サービスを提供するという理由で、消費者保護を強く打ち出し、公益事業に容認されている諸権利を獲得しがちになる。すなわち、大規模経営の一般私企業がこのような代替サービスを提供している場合、当然のように、公益事業に容認されている自然的独占が容認されるべきであるという理由で、独占禁止法の適用除外を主張し、その結果、公共規制によって消費者が保護されている公益企業と一般私企業との間の明瞭なる区分をなくしてしまいがちとなり、公益企業に容認されている自然的独占性が一般私企業に対しても、さしたる厳しい基準もなく簡単に確立されるようになりがちとなる。したがって、法社会学的公益事業概念研究方法によって、公益事業概念を構築しようとする場合、公益企業と一般私企業との境界の曖昧性が、独占に対する規制のあり方を曖昧にしまい、独占の横暴や弊害を許すようになってしまう恐れがあるということである。

第2点として、法社会学的公益事業概念研究方法によって、公益事業概念を構築しようとする場合、国民的重要産業と公益事業が同一視されやすく、一般消費者の利益を損なうようになりがちであるということである。

国民的重要産業は文字通り、国民経済上の生産や産業構造や産業組織の面できわめて重要な位置を占めていて、その産業部門の景気変動は国民生活に大きな関心を抱かせる。したがって、社会的関心は甚だ大きい。それに対し、一般的に大部分の公益事業の場合には、なかんずく、生成当初の大部分の公益事業の場合には、地域社会の公衆的関心は強いが、国民経済上、大きな位置を占めるということにはなかった。したがって、社会的関心は極めて小さかった。

しかし、今日、日常生活における経済・文化の向上にともない、日常生活に不可欠なサービスや財を提供する公益事業に対する「公衆的関心」と国民経済上きわめて重要視されている国民的重要産業に対する「社会的関心」との間に大きな差異はなくなりつつある<sup>(注8)</sup>。それは、公益事業による総生産量が国民経済上、きわめて大きな比重を占めるようになってきたことによって、単に地域

社会において独占的に必需なるサービスや財を供給するという次元だけで公益事業を位置づけられなくなってきているということである。すなわち、公益事業を国民経済や産業構造や産業組織の面からも位置づけなければならなくなってきているということである。

具体的には、個別の公益企業の大規模化にともない、個別の公益企業のサービスや財を供給する地域が拡大されたことによって、公益事業が国民経済上、産業構造上、産業組織上、社会関心事となってきたことが公衆的関心と社会的関心に差異を生じさせなくなった要因として指摘される。現実には公益事業の典型といわれる電気事業は、国民経済上、エネルギーを生産する中心的産業であり、国民的重要産業でもあるので、公衆的関心と社会的関心の差異がきわめてうすらいできていることは事実である。

かくして、法社会学的公益事業概念研究方法によって、公益事業概念を構築しようとする場合、国民経済的視点からは国民的重要産業と公益事業とが同一視されやすい。それゆえに、このような現象は、国民的重要産業の個別生産経済体（経営体）同士が市場における競争を排除するようになりがちとなり、ますます大規模経営と発展し、ますます企業集中がなされやすい。すなわち、国民的重要産業における個別生産経済体間の市場競争は排除され、市場の独占化をまねき、経済力支配をますます強化し、価格を引き上げ、独占的利潤を獲得するようになり、一般消費者の利益を損うようになりがちであるということである。

したがって、法社会学的公益事業概念研究方法によって、公益事業概念を構築しようとする場合、公益事業に関する現実の社会的関心と公衆的関心の類似的混合性が、国民的重要産業と公益事業の境界をきわめて曖昧にするというだけでなく、一般消費者の利益を損なうような傾向を示すようになる。

かくして、法社会学的公益事業概念研究方法による公益事業概念規定は、いろいろな他の知識領域や精神領域を包摂するようになり、甚だ異論の多いものとなる<sup>(注9)</sup>。それゆえに公益事業とその利用者である地域社会の人々に遵守されるべき権利と義務体系にもいろいろな他の知識領域や精神領域が及んできて、ますます多義性を持つようになり、公益事業概念規定を困難ならしめることとなる。

### 〔3〕法制的公益事業概念研究方法

#### （1）法制的公益事業概念研究方法

法制的公益事業概念研究方法は、公益事業に係わる法律の成立・変遷・体系・解釈・判例についての考察をとおして公益事業概念の理論的構築を図ろうとする研究方法である。

しかし、この研究方法は二種類の研究方法に大別される。一つには、公益事業の経済・経営活動に係わる裁判判決を中心として法制的に公益事業概念の理論的構築を図ろうとするアメリカ流の法制的公益事業概念研究方法を指摘することができ、他の一つとして、個別公益事業規制に対する累積的検証を中心として法制的に公益事業概念の理論的構築を図ろうとする日本流の法制的公益事業概念研究方法を指摘することができる。

それでは、まず、アメリカ流の法制的公益事業概念研究方法から考察することとする。

#### ①裁判判決を中心とするアメリカ流の法制的公益事業概念研究方法

アメリカ流の法制的公益事業概念規定の萌芽は、英国高等法院の高等法院長であったヘール卿（1609～1676）が主張する慣習法に対しての学問的解釈に起因する。ヘール卿は、1670年頃、完成をみた「De Portibus Maris」（海港論）という彼の論文の中で、“公共の利益に責務を負う営業”について要約した。彼は海港における埠頭や起重機と同じようにフェリー・ボートを公共の利益に責務を負う営業であるとした。すなわち、「慣習法の下で、これらの施設が唯一認可された施設であっ

て、かつ、公衆にサービスをなす唯一の施設であった場合、これらの施設は公共の利益に責務を負う (affected with a public interest) がゆえに、完全に私営となりえないので、これらの施設の所有者達は恣意的で法外な料金等を課することはできない。しかし、合理的かつ適正な料金等を課すことは認められる。<sup>(注10)</sup>」とヘール卿は結論づけた。

このヘール卿の論文は、約200年後のマン対イリノイ州事件 (1877年) で最も権威ある論文として最高裁判所のウェイト裁判長によって引用された。すなわち、ウェイト裁判長はヘール卿の論文を引用して、「私有財産が公共の利益に責務を負うものである時、それは、単なる私権たることをやめることになる。<sup>(注11)</sup>」ということを判決の中で述べ、このことが、アメリカの法制的公益事業概念の礎石となったのである。そして、その後、公益事業に係わる訴訟が生じた場合、憲法制度との係わりの中で、この礎石に適合するか否かによって判決され、これらの判決の累積的展開が公益事業概念としてアメリカでは1934年のネビア対ニューヨーク州事件にいたるまで容認されてきたのである。

#### i) マン対イリノイ州事件 (1877年)

マン対イリノイ州事件の発生契機は、グレンジャー運動と密接に関連しているので、グレンジャー運動から論述する。

1886年に南部ホーム・ステッド法 (Southern Homestead Act) が成立し、寛大な土地政策<sup>(注12)</sup>、農業施設や農業機械の向上・改良<sup>(注13)</sup>、園芸学や畜産学の発展の結果、中西部の肥沃な広大な農地が開拓された。農地のこのような急速なる拡張と農業機械等の改良は、農産物の大増産をもたらした。その結果、アメリカの農民は穀類の生産過剰による農産物の低価格になやまされた<sup>(注14)</sup>。このような農業の不況から派生する農民の不満の多くは、農産物の輸送や保管を独占的に支配していた鉄道会社や起重機付穀物倉庫業者に集中した。かくして、農民は不満を打開するために、全国農民共済組合や農民共済組合地方支部を組織して、文化的運動や政治的運動や経済的運動を展開するようになった。このような運動がグレンジャー運動といわれた。

グレンジャー運動の中の文化的運動は、孤立的で無知的な農民生活に知識と社交をを導入して、これらの面から農民生活に潤いと向上の機会を与えんとする<sup>(注15)</sup>ことが主であった。政治的運動は、州議会に農民の代表を選出して州行政の中に農民の意見を反映させようとするのであった。経済的運動は、この組織を通じて共同的に農産物販売や生産物資購買や農具製作等を可及的に行い、製造業者や中間商人の搾取を排除することであった<sup>(注16)</sup>。

マン対イリノイ州事件 (1877年) は、上記のグレンジャー運動の最中に起った。すなわち、シカゴにある起重機付穀物倉庫業者のマンとスコットの両社が、最高料金を規制しているイリノイ州の規定より高い料金を課したことに對し訴訟が起され、両社は州裁判所において有罪とされた。しかし、この有罪を不服としてマンとスコットの両社が、アメリカ憲法修正14条はイリノイ州が起重機付倉庫業に対して最高料金を規定していることを否定していると主張して、最高裁判所に提訴した事件がマン対イリノイ州事件である。

最高裁判所は次のような判決を下した。「私有財産が公共の利益に責務を負うものであるとき、それは、単に私権であることをやめることになることを我々は知る。このことは、約200年前に、イギリス高等法院の首席裁判官ヘール卿による彼の論文「De Portibus Maris」(海港論)の中で、述べられていることである。それ以来、財産法における本質的の要件として、反対されることなく諒解されてきたのである。財産がある意味で公共的結果を生み、かつ地域社会全般に関与するように使用された時、それは公共の利益をともなってくる。それゆえ、人は自己の財産を公衆が利害関係を有する使用に供した時には、実質的に公衆に利害関係を賦与したのである。そして、人はこのような利害関係の範囲内で、公共の善のため、公共による統制に服さなければならない。したがって、起重機付穀物倉庫業は、公共の利益に責務を負うべきであり、法的にも州規制に従うべきである。それゆえ、州規定が不法にも財産権を侵すことを規制していると

いうマン・スコットの主張は無効である<sup>(注17)</sup>。」と判決した。

最高裁判所のマン対イリノイ州事件の判決を公益事業との関係の中でとらえるなら次のようなことを看取することができる。第1に、公益事業規制が不合理であるという理由で、公益事業サイドないしそのサービス供給をうける地域社会の需要者サイドから提訴された場合、当該規制の適法性・妥当性の是非を憲法問題として取り上げ、司法審査を通して解決しようとしたことである。第2に、財産の私有権や契約の自由や企業競争の自由を尊重するlaissez-faireの伝統につつまれていたアメリカ社会に修正をもたらしたことである。第3に、アメリカ社会に社会的立法の必要性を認識させたことである。換言するならば、1870年代、アメリカ産業資本主義は独占化への道を歩みつけており、公益事業に対する放任の弊害がきわめて顕著になり、連邦ないし、州政府がその経営活動に関与せざるをえなくなったことである。すなわち、独占の弊害を除去するために社会立法が必要となってきたことである。第4に、アメリカ資本主義経済の急速な発展における諸々の矛盾に対抗しようとする農民運動の一環としてのマン対イリノイ州事件を通して、公益事業規制が資本主義経済体制の中でいかに位置づけられるべきであるかの出発点となったことである。

かくして、マン対イリノイ州事件において、公益事業は“公共の利益に責務を負う営業”(business affected with a public interest)をなす産業であると同時に、資本主義経済体制において、消費者保護のために、連邦ないし州政府によって価格規制を含む広範な公共規制を余儀なくされる産業であることが確立されたのである<sup>(注18)</sup>。

## ii) ネビア対ニューヨーク州事件

ネビア対ニューヨーク州事件(1934年)は、ニューヨーク州ミルク統制庁が決定したミルク価格よりネビア社が高い価格で販売したことに対し、ネビア社は有罪とされ、ミルク統制庁にその最低卸売価格および最低小売価格を決定する権限を与えたニューヨーク州の合憲性が支持された事件である<sup>(注19)</sup>。

この事件で、最高裁判所はミルク事業は公益事業ではないことを明らかにしながら、マン対イリノイ州事件以来、公益事業以外の産業分野に対して、料金・価格統制してはならないという伝統的法制慣習を破棄したのである。

この事件の背景には、当時、アメリカ経済が不況対策として、ニューデール政策や緊急統制経済の施行を推進していることを指摘しなければならない。すなわち、当時のアメリカ経済の不況を打開しようとして、アメリカ政府は経済政策、社会政策の視点から全産業を対象として価格・料金規制を施行するようになり、憲法制度に適合するか否かによって公益事業に係わる問題を解決していく状況ではなかったことを指摘することができる。したがって、公益事業概念を憲法制度に適合するか否かによって理論構築していくという法制的公益事業概念研究方法是、この事件を契機として理論的立場を衰退していったのである。

## ②諸法系から統一的公益事業概念を一条の論理の糸をたぐって抽出する日本流の法制的公益事業概念研究方法

日本流の法制的公益事業概念研究についての端緒は、池田宏理事を中心とする財東京市政調査会が昭和7(1932)年に『公益企業法案』を世に問ったことが契機となったと言っても過言ではない。すなわち、一般の需要に応ずることと独占的性質を有することの二つの特質をもつ企業を公・私営を問わず公益企業と位置づけた上で、その機能を十分に発揮させるためには、経営上の総括的統一的準則としての公益企業法が是非とも必要であるという理由から、同法案が世に問われたのであった。

しかし、すでに各種公益事業別に個別事業法が制定され、必要な規制がなされていたので、同法案の成立を可能にいたらしめるだけの土壌が、当時、日本の社会に存在していなかった。もちろん、今日でも同様に存在していないのであるが。

それにもかかわらず、当時、公益企業法の必然性を同調査会が主張した理由は、以下のとおりであった<sup>(注20)</sup>。

- i) 個別事業法は、各公益事業について、それぞれ特別の規制を課すことに重点がおかれているので、統一化された公益企業法を制定することによって、個別事業法に欠けている一般的共通事項を補うことができること。
- ii) 個別事業法の長所を生かして同法に採用し、短所を捨象し、あるいは修正して同法に採用することができること。
- iii) 同法の円滑な施行によって、公益企業の機能が十分に発揮されると同時に、機構や条件等の諸制度も整備されるようになること。

また、同法案の要綱は、次のような項目から構成されていた。

- i) 公益企業の目的とその適用範囲
- ii) 公益企業の特許
- iii) 公益企業の新経営形態
- iv) 企業の共同経営
- v) 公益企業者の権利義務
- vi) 公益企業の助成
- vii) 経営管理の統制
- viii) 企業の買収
- ix) 公益企業の行政統制並に業務監督の機関

当時、上記のような目的と内容をもつ公益企業法案は、各界にかなりの関心を与えた<sup>(注21)</sup>。

しかし、東京市政調査会の真摯で精緻な研究の結果として公表された公益企業法案は、下記のような事情により、同調査会の懸命な努力にもかかわらず法制化に至らなかった。

- i) 公益企業法が施行されるための前提条件としての国民経済の不安定

公益企業法が施行されるための前提条件としての国民経済の安定が、当時、欠如していたからである。すなわち、公益事業政策が成功を収めやすいのは、一国の経済が安定している場合、より正確に言えば、当該国家の国民経済が均衡的発展を構成している場合である<sup>(注22)</sup>ので、当時、わが国は軍事拡大化の方向に進行しており、わが国の経済は安定していなかったがゆえに、公益事業の政策を施行する上での基本法としての公益企業法の不成立は、当然のことであったといえる。

- ii) 公益企業審事院<sup>(注23)</sup>、公益企業監督会<sup>(注24)</sup>設置に対する既設行政機関の抵抗

わが国の行政慣行は、法案が立法化された場合、その法令の執行や改正等の作業は、既設の行政機関によって施行されることが一般的であったし、今日でも同様である。このような意味からも理解されるように、同法案に示された公益企業審事院と公益企業監査会が設置された場合、所管の既設行政機関権限の縮小は、明白となった。それゆえ、既設の行政機関は、上記の両機関設置を明示している同法案の成立に抵抗し、同法案は成立しなかった。

蠟山政道教授は、上記の東京市政調査会の『公益企業法案』に関心をいだきながら昭和7(1932)年、東京市政調査会発行の『都市問題』の中で、当時、成文化していた旧土地収用法・労働争議調停法、電気・ガス・水道・運輸・通信等の個別の事業法に共通的に包摂されている「公共ノ利益トナルベキ事業」や「公衆ノ需要ニ応ズル事業」や「公衆ノ用ニ供スル事業」という社会的機能を精査することによって、わが国の公益事業概念を理論構築しようと試みた。しかし、これらの法規にある事業は、それぞれ別個の立場より制定された法規の対象であるので、それらから直接的に公益事業を規定することは困難であるということを蠟山教授は認めざるを得なかった<sup>(注25)</sup>。

そこで、蠟山教授は、公益事業概念を理論構築するに当って、その事業活動において公衆の日常生活に関係ある社会的機能を考察した上で、公益上その事業活動を統制する必要がある場合、その

経営形態及び技術が国家によって行政上統制し得るか否かを基準として、その基準に合致する一定の事業集団を総合的に公益事業として概念づけること<sup>(注26)</sup>が妥当であると主張し、具体的には、公益事業としての統一的概念として可能なものを僅かに散在する諸法系から一条の論理の糸をたぐって<sup>(注27)</sup>抽出することによって法制的に公益事業概念を理論構築することであると論述している。

林信雄教授は、蠟山教授と同様な考え方で、昭和33（1958）年、『公益事業研究』に、公益事業に関する一般法が制定されていないが、公益事業概念として統一的に理論構築できるものがモザイク的に各種の法規に散在しているので、そのモザイク的性格を明らかにすることによって公益事業概念の理論構築を試みるのが妥当であると論述している<sup>(注28)</sup>。

## (2) 法制的公益事業概念研究方法に懸念される点

アメリカ流の法制的公益事業概念研究方法は、現実に公益事業の経済活動が常に展開している中で、公益事業の存在がどうあるべきであるかということ、資本主義経済体制の基盤である三つの原則（自由競争、契約の自由、私有財産制）と、その時代の社会・経済状況と、アメリカ合衆国憲法解釈との相関関係をとおしての裁判判決を中心として進められてきたといえる。

それゆえ、アメリカ流の法制的公益事業概念研究方法は、社会・経済状況等の外生的要因によって構築されやすい。しかるに、裁判判決による公益事業概念規定が社会的価値判断のもつ曖昧性および外生的要因を常にもちあわせていることをわれわれは否定しえない。

すなわち、以上のようなことは、公益事業以外の産業分野に対して価格統制してはならないというマン対イリノイ州事件以来の伝統的法制慣習を破棄してその時代の社会・経済状況等を反映した経済政策や社会政策の視点から価格統制について判決した1934年のネビア事件から理解される。

したがって、アメリカ流の法制的公益事業概念研究方法に懸念される点は、累積的、理論的に検証しながら理論構築していくという点が欠落し、その時代その時代の社会・経済状況等の外生的要因によって結論が導かれがちであり、法制的公益事業概念の理論構築において極めて一貫性のない非論理的な理論構築になりがちになるという点である。

また、公益事業としての統一的概念として可能なものを僅かに散在する諸法系から一条の糸をたぐって抽出することによって法制的に公益事業概念を理論構築するという日本流の法制的公益事業概念研究方法に懸念される点は、各個別事業の成立背景に基づいて制定された各個別事業法から抽出していくという研究方法であるがゆえに、極めて多義性を有する抽象的な公益事業概念とならざるをえないということである。

## [4] 経済的・技術的公益事業概念研究方法

### (1) 経済的・技術的公益事業概念研究方法

この研究方法は、法社会学的公益事業概念研究方法や法制的公益事業概念研究方法に見られる不統一性、不明瞭性、曖昧性、多義性をできるだけ排除して公益事業概念を理論構築することを基本として、公益事業に内在する経済的・技術的要素についての体系的分析や、公益事業がどのような企業や市場から構成されているのかという産業組織面からの考察などによって公益事業概念の理論的構築を経済的・技術的視点から図ろうとする研究方法である。

### (2) 経済的・技術的公益事業概念研究方法の代表的研究者

#### ① ツビッキー（J.F.Zwicky）

ツビッキーは、ドイツ交通論の泰斗 M. Saitzew の弟子で、1929年から30年にかけてジョン・ポプキンス大学（バルチモア市）に留学し、アメリカの公益事業について研究した。彼が重点的に研究したことは、アメリカ独特の制度的概念である公益事業概念を経済学的アプローチから理論的に再構

築することの可能性を提起して公益事業概念の分析を行ない、再構築の可能性について論証したことである<sup>(注29)</sup>。彼はこの研究を通して、アメリカの公益事業概念の多義性は、次のような要因によってもたらされたと看取した<sup>(注30)</sup>。

第1の要因は、その経済領域に固有であるところの倫理的、社会的、政治的、法的な性質をもつ経済外的契機との強いもつれあい、いろいろな社会観および国家観とのもつれあいの結果である。

第2の要因は、公益事業概念の発展と解釈に関しての裁判判決の広汎な影響である。

第3の要因は、公益事業問題の政治化である。

すなわち、以上のような点は、公益事業概念規定にさいし、科学的判断を不可能にし、非常に多くの偏向した見解を生ぜしめているとして、アメリカの公益事業概念の多義性をツビッキーは批判して、公益事業経済領域に内在する本質的標識によって、公益事業概念を明らかにしようとした。そして、その本質的標識を次のように明確にした<sup>(注31)</sup>。

- i) 一切の製品および用役の無条件の場所的な設備被拘束性。
- ii) 経営体に与えられる公法的免許の必要、および強制権限の譲与。
- iii) 技術的および経済的に必要とされる経営体の統一、および直接の、同業種の競争の不可能、それから生ずる独占的価格構成。

以上のように、ツビッキーは多義性をもつアメリカの公益事業概念を排除し、純経済的、技術的アプローチによって、公益事業概念を明確な統一性のあるものにしようとした。

## ②ボンブライト (J.C.Bonbright)

ボンブライトの場合は、公益企業の合理性あるいは最適料金に比重をおいて著した<sup>(注32)</sup>彼の著書『Principles of Public Utility Rates』から推察されるように、経済学的・技術的視点から公益事業概念を理論構築している。

ボンブライトが第一に主張していることは、公益事業を以下のように2種類の事業に分類した上で、広義の運輸事業であると主張していることである<sup>(注33)</sup>。

- i) 供給者設備と消費者屋内施設の間に、永続的な物理的な連結を通じて継続的あるいは繰り返しのサービスを直接あるいは間接に供給している事業
- ii) 公共輸送機関

すなわち、“輸送”という機能を伝送や配給という意味を含めたものとして、ボンブライトは捉え、それゆえ、このような広義の輸送は公益事業の本質的要素であるので、広い意味で輸送を行う事業は公益事業であると主張し、また、公益事業経営総費用に占める広義の輸送費用は、かなり大きなウエイトを占めると論述している<sup>(注34)</sup>。

第二に主張していることは、公益事業は自然的独占でなければ、能率的かつ経済的に経営することができないと主張していることである。すなわち、直接的競争の不経済があまりにも大きいので、かりに競争が有効にスタートしたとしても、それが破滅に導かれるなら、継続できなくなる。また仮に継続できたとしても、軌道、ケーブル、変電所等の不必要なる重複をもたらすがゆえに、資源の浪費となる<sup>(注35)</sup>。公益事業が自然的独占を与えられるのは、単にある程度の経営規模までは単位費用逡減の条件の下で経営されるという事実によるのではなく、まして、生産の単位費用と生産量の規模とを関連づけた曲線の費用逡減部分が無限に伸びているからでもなく、むしろ、公益事業サービス市場がいちじるしく局地化され、限定されていることが、起因しているのである。市場が限定されるのは、一方における公益事業設備と他方における消費者施設との間に密接な連絡をとらなければならないからである。有効な競争に対する障害物として、この市場限定は、広い地域や国中に対して自由に出荷できる製造会社の場合よりきびしい<sup>(注36)</sup>とボンブライトは論述している。

第三に主張していることは、公益企業は、たとえ、規制にしたがったとしても、また政府によって、直接、所有され経営されたにしても、企業であることは事実であるので、公益企業サービスは、

実質費用ないし実質費用プラス適正利潤で販売されるべきである<sup>(注37)</sup>ということを主張していることである。

### ③細野日出男

わが国で、経済的・技術的視点から公益事業概念を規定した代表論者として細野日出男教授がいる。細野教授は公益事業を最広義の公益事業、広義の公益事業、狭義の公益事業に分けている。

最広義の公益事業について、次のように論述している。「公共体全体又は『公共体全体及び利用公衆』の利益となる施設を経営する事業である。」<sup>(注38)</sup>と定義している。すなわち、道路、橋、図書館、その他公益を第一目的とした官公営事業等特種の施設を経営するものまで含むと論述している。

広義の公益事業について次のように論述している。「公共体全体及び利用公衆の利益となる施設を経営する事業にして、利用の対価を徴収し得るも、狭義の公益事業の如く必ずしも具体的機械設備並びに公共財産の特別使用を要せず、又自然的独占性をも本来備えざる事業をも含む。」と定義している。たとえば、公園も学校も図書館も有償であるなら此の部に入るし、その他に市営住宅、公設市場、公益質屋、農業倉庫、取引所の如きも之に入る<sup>(注39)</sup>と論述している。

狭義の公益事業について次のように論述している。「一般公衆個々の需要に応じ、其の日常生活に不断の必需性ある物資又はサービスを提供する経済的事業にして、其の遂行には具体的土木及機械設備—即ち工業的手段—と公共財産の特別使用とを要し、自然的独占性を帯びるものである。」<sup>(注40)</sup>と定義している。

細野教授は狭義の公益事業から、経済的、技術的特性を抽出して、帰納的に推察し、公益事業の範疇の一般化を試みた。その技術的特性を、具体的設備の中に“特殊な通路”を含むものとし<sup>(注41)</sup>、その特殊な通路を施設して人・物及び音信の場所的移転を公益事業は行っていることから、公益事業は広義の交通事業である<sup>(注42)</sup>と論述している。そして、その通路は物資の直接配送を行う特殊の運輸業的性質をもっていると補足している。この点に関しては前述のボンブライトの公益事業の範疇についての第一の主張ときわめて類似していることが指摘される。

また、細野教授は公益事業の供給するサービスや財は、日常生活に必要な物資又はサービスを供給する事業だけでは公益事業でないと主張している。財やサービス供給において、非貯蔵性、市場外への非移転性の技術的特性を有し、かつ、消費者側の需要に対して供給側の公益事業が随時に即時に供給しなければならないという特性をもっていることが、公益事業としての地位を有するとした<sup>(注43)</sup>。さらに、特殊な通路等を含む公益事業の施設にさいし、巨額な資本が投下されなければならないし、その資本は固定化される<sup>(注44)</sup>。また、サービスの市場外への非移転性により、公益事業は地域的自然の独占性<sup>(注45)</sup>を帯びると論述している。すなわち、一定のサービス地域内で同種企業同士が競争すれば、設備の多重性をまねき、それが巨額かつ固定的であるだけに個別の公益企業サイドからは、資本の利用効率が悪く、国民経済上からも資源浪費となり、また、利用者側からも不便であるので、公益事業は自然的独占性を帯びざるをえないと主張しているのである。また、公益事業のサービスや財を供給する過程で、特殊な通路として道路その他の公共財産を大々的且つ永続的に使用しなければ、ほとんど事業活動が不可能であると論述している<sup>(注46)</sup>。

以上のような見解を細野教授は示され、公益事業概念を経済的・技術的視点から理論構築しようとした。

### (3) 経済的・技術的公益事業概念研究方法に懸念される点

アメリカ的多義性をもつ公益事業概念を排除し、公益事業に内在する経済的・技術的要素を体系的に分析したり、産業組織面などから考察することによって公益事業概念を経済的・技術的視点から理論構築している経済的・技術的公益事業概念研究方法は、公益事業概念研究に新しい要素などを導入して理論構築している点では評価されている。しかし、以下のように懸念される点もある。

それでは、まず、ツビッキーの研究方法において懸念される点から指摘することとする。すなわ

ち、ツビッキーが公益事業地位の標識として主張した「経営体に与えられる公法的免許の必要、および強制権限の譲与」<sup>(注31)</sup>は、自らの主張と矛盾する標識であるということが懸念される点である。換言するならば、この標識は地域社会に対する公益事業の社会的機能遂行義務に対して制度の一つとして附与されているものであるがゆえに、公益事業概念を純粹に経済的・技術的視点から構築すべきであるというツビッキー自らの主張と矛盾することとなり、この矛盾が懸念される点である。

ボンブライトの場合、彼の著書『Principles of Public Utility Rates』の中で「今日では、公益企業と一般私企業の初期の法的な区別を説明する試みは、歴史的興味以上のものをもたなくなった。なぜなら1934年のネビア事件に示されたように、最高裁が自らの見解を変えてしまったからである。価格規制下にある特定の産業を位置づけようとする法的提案は、現在では、経済政策、社会政策の観点から、それらの内容に側して考えられ、また古い伝統的理論と矛盾するという理由によってくつがえすほどのいちじるしい危険はないであろう<sup>(注47)</sup>。」と述べているように、公益事業の生成・存在・本質の解明を第二義的に取扱っていることが懸念される点である。なぜなら、ボンブライトの主張のように公益事業概念を構築していくならば、公益事業の現実的課題である公益事業料金設定論が中心となり、公益事業の本質である公共の利益ということが第二義的となり、本末転倒となりがちとなるからである。

細野日出男教授は、公益事業の経済的特性として、資本の巨大性並に固定性、公共財産使用特性、地域的自然的独占性等をあげ、このような特性が複合した結果として生ずる財的安定性という従属的特性も大きな意味をもつこととなるという旨のことを論述している<sup>(注48)</sup>。それゆえ、公益事業が財的安定性を最重要視するようになるならば、地域社会に対する公益事業の社会的機能や公益事業の本質である公共の利益が第二義的に取扱われがちになるので、このことが細野日出男教授の公益事業研究方法の中で懸念される点である。

## 〔5〕国民経済上におけるわが国の公益事業の位置

公益事業の本質をもっと深く理解し、公益事業概念について理論構築するには、公益事業が国民経済上、どのように位置づけられているかを把握し、さらに、どのように位置づけられるべきであるかを究明する必要がある。

それにはまず、国民経済上、公益事業と称されている産業部門が日常生活に不可欠なサービス(財)を供給する一連の産業であるためには、どのような種類の産業によって構成されているのかを究明し、また、公益事業が全産業の中でどのように体系化されており、さらに、どのように体系化されるべきであるかという産業構造側面から究明する必要がある。換言するならば、意思統一体としての公益企業という下位の階層、同種公益企業の一連の集合としての産業の集合である公益事業という中位の階層、一国における全産業部門の構造体系としての上位の階層という階層間の重層的構造<sup>(注49)</sup>の法則性を国民経済上から究明しなければならないということである。

上記の法則性は不変的、画一的、静態的なものでなく、常に累積的發展過程を示すものである。なぜなら、公益企業は累積的發展過程を示すものであるので、公益企業の内部構造における変化は、直接的に当該産業部門としての公益事業に変化を与えるだけでなく、一国の産業構造体系にも変化を与えるからである。

このような研究は、すでに昭和53年度公益事業学会において縄田教授が各種資料にもとづき、伝統的な産業構造理論として著名なColin Clark流の分類に問題提起した。すなわち、「一国の産業構造体系」という上位の階層のレベルの視点で第3次産業として位置づけられてきた公益事業を、コーリン・クラーク流の分類のまま位置づけてよいものであろうかという問題提起をしたのである。われわれ公益事業学徒は、縄田教授の問題提起を真剣にうけとめ、その検討の必要性に迫られてきている。なぜなら、公益事業をコーリン・クラーク流の第3次産業の中に位置づけておくことが不可

能であるということが、以下のようなことから次第に明らかになってきているからである。

上記のことが不可能である理由は、次のように説明されるであろう。すなわち、公益事業学会規約第6条「公益事業とはわれわれの生活に日常不可欠な用役を提供する一連の事業のことであって、それには電気、ガス、水道、鉄道、軌道、自動車道、バス、定期船、定期航空、郵便、電信電話、放送等の諸事業が包括される。」に示されているように、公益事業の供給する用役は、日常生活に不可欠な用役であり、一般に理解されている第3次産業が供給する用役と性質を異にする。その異なる第1の点は、その用役の供給において、公益事業の場合、非貯蔵性、市場外への非移転性という特性（属性）が常に付随しており、需要者側の需要においても、随時性、即時性という特性（属性）が常に付随しているということである。したがって、地域自然的独占性ということが必然化されるのである。それゆえに公益事業は、コーリン・クラークのいう第3次産業とは異なり、地域に固着した具体的な巨大な設備を必要とするし、良質で品質の一定した、規則正しいサービス(財)供給をしなければならない産業である。異なる第2の点は、一般の第3次産業の場合は、単にサービスを供給するだけであるが、公益事業の場合には、供給側の公益事業からサービス(財)を需要者側の消費者へ供給するにさいして、土地に固着した何らかの特定の工業技術ネットワーク設備を駆使することによって供給が実現されるということである<sup>(注50)</sup>。

以上のようなことからして、現代の複雑化した産業構造を理論化するためにも、また公益事業概念を明瞭にするためにも、伝統的なコーリン・クラーク流の産業構造の分類では、もはや公益事業を第3次産業の中に位置づけておくという説明ができなくなってきた。

それゆえ、今日、地域住民の日常生活に不可欠な生活環境の保全及び公衆衛生サービスを供給する廃棄物処理事業を公益事業に含めて、「一国の産業構造体系」という上位の階層を以下のように分類する<sup>(注51)</sup> ことによって、国民経済上におけるわが国の公益事業を位置づけ、そして、このような位置づけを十分に考慮しつつ公益事業概念の理論構築を図っていくことが肝要であるといえる。

- 1次産業……農業、林業、漁業
- 2次産業……製造業、鉱業、建設業
- 3次産業……公益事業
- 4次産業……商業、サービス業（生活に必需でない用役供給事業）
- 5次産業……金融業、保険業、不動産業

また、上記のような産業構造面からの究明は当然のことであるが、さらに、動態的な産業組織面からも、すなわち、「経済的・技術的公益事業概念研究方法」のところ考察している公益事業についての市場構造や市場行動や市場成果の現状分析などの静態的産業組織面からの究明にとどまらず、公益事業にとっていかなる産業組織が望ましいかという動態的産業組織側面からも究明して、国民経済上における公益事業の位置づけを十分に考慮しつつ、公益事業概念について理論的に構築していくことが肝要である。

## 〔6〕 むすびに代えて

本論文において、三つの公益事業概念研究方法について究明してきた。その中で、各研究方法にそれぞれ懸念される点があることを明らかにしてきた。

法社会学的公益事業概念研究方法で懸念される点を要約するならば、公共の利益を目的とするという産業セクター領域が広範に主張されるようになり、公益事業と国民的重要産業との境界が極めて曖昧となって、参入規制等の経済的規制が広範に適用されがちとなって競争の自由が狭くなり、消費者（利用者）公衆の利益を損うようになりがちであるという点である。

アメリカ流の法制的公益事業概念研究方法に懸念される点を要約するならば、アメリカ合衆国憲法に適合するか否かの裁判判決を累積的、理論的に検証しながら構築していくということが欠落し、

その時代その時代の社会・経済状況等の外生的要因によって結果が導かれがちであり、極めて一貫性のない非論理的な構築となりがちになるという点である。

また、散在する各公益事業の事業法から公益事業概念として統一的に理論構築できるものを一条の論理の糸をたぐるように抽出することによって公益事業概念を理論構築するという日本流の法制的公益事業概念研究方法に懸念される点を要約するならば、各公益事業の成立背景に基づいて制定された各公益事業法から抽出していくという研究方法であるので、極めて多義性を有する抽象的な法制的公益事業概念となりがちになるということである。

公益事業に内在する経済的・技術的要素を分析し、それらを体系化することを基本として公益事業概念を理論的に構築するという経済的・技術的公益事業概念研究方法に懸念される点を要約するならば、公益事業の経済的特性としての資本巨大性並に固定性等に係わる経営財務健全性が重要視されるようになり、地域社会に対する公益事業の社会的機能や公益事業の本質である公共の利益が第二義的に取扱われがちになるということである。

以上のような三つの研究方法に懸念される要約から理解されるように、公益事業概念はそれぞれの一方的な研究方法からだけでは決して理論構築されるものでないがゆえに、公益事業概念を理論的に構築することは至難の課題であるが、公益事業概念について理論構築しないならば、社会経済制度上、以下のような問題や不利益がもたらされることとなるので、公益事業概念についての理論構築は必要不可欠であるといえる。

- i) 公益事業と公共事業と公企業のそれぞれの意義や範囲や相違点を曖昧にすることとなり、それぞれ抱えている問題の解決をますます困難にするようになる。
- ii) 公益事業の経済的機能、社会的機能を不明瞭にしておくこととなり、ひいては公益事業と国民的重要産業とを混同するようになり、社会に問題や不利益をもたらすこととなる。
- iii) 「公益事業に対する規制」と「公益事業以外に対する規制」との相違点を曖昧にすることとなり（特に独占規制に対しての見解を曖昧にすることとなり）、消費者である一般公衆は多大な損失を被るようになる。

それでは、このように理論的に構成することが至難である公益事業概念を理論構築するにさいして、いかなる事項が大前提として考慮されなければならないかを指摘するならば、以下の事項を指摘することができる。

- i) これまで論述してきた三つの研究方法において懸念されるべき点が可能な限り入り込むことのないように、かつ、各研究方法の長所が活かされるようにシステム化すること。
- ii) 公益事業は、歴史的背景、文化・経済力程度、政治経済制度、生活様式、自然環境を土壌とし、社会的合意によって構築されてきた経済制度の一部分であり、必ずしも社会組織に対する論理的思惟の所産として生じてきたものでないこと。
- iii) 社会科学が対象とするいかなる分野の研究においても経済理論を無視することはできないが、「経済的・技術的公益事業概念研究方法」によって導かれる公益事業の経済的・技術的特性は、公益事業概念を理論的に構成する要素であるが、核心的なものではないこと。すなわち、公益事業概念の理論構築の核心は、公益事業サービス(財)利用者公衆の利益を遵守するという公共性にあること。

かくして、本論文で論述した「三つの研究方法」や「国民経済上におけるわが国の公益事業の位置」や上記の「大前提」を十分に考慮して、わが国の公益事業概念について理論構築する方法を図るならば、以下の工程にしたがって構成していくことが適正であるといえる。

- i) 公益事業とその供給サービス(財)の利用者である人々に遵守されるべき権利と義務と、公益事業の社会的機能としての「公共の利益に資する」や「公衆の需要に供する」や「公共の福祉に資する」という旨の内容との整合領域を公正な視点で見出すこと。
- ii) 「公共の利益に資する」や「公衆の需要に供する」や「公共の福祉に資する」という旨の内容

が包摂されている法律をわが国の諸法から抽出して、以下のように三つに分類すること。

◎公共の利益という目的のために私権を規制している法律類系

◎公衆の需要に供するという目的を明示している法律類系

◎公共の福祉を目的とする経営体に関する法律類系

- iii) i)での整合領域にii)で法律類系化された法律に示されている産業や事業や個別の経営体を照合し、精査して第一次的に公益事業の範囲を絞り込むこと。
- iv) 法社会学的公益事業概念研究方法や法制的公益事業概念研究方法に見られる不統一性、不明瞭性、曖昧性、多義性をできるだけ排除して公益事業概念を理論構成するため、iii)で絞り込まれた公益事業の範囲に、経済的・技術的公益事業概念研究方法を駆使することによって、具体的には、公益事業の経済的・技術的属性としての公益事業ステータス構成要素を照合することによって、公益事業の範囲を第二次的に絞り込むこと。
- v) 第二次的に絞り込まれた公益事業が、国民経済上どのように位置づけられているか、また、位置づけられるべきであるか、すなわち、産業構造上どのように体系化されており、また、されるべきであるかという産業構造側面から考察した上で、公益事業概念について理論的に構築していくこと。
- vi) 公益事業ステータス構成要素を見出すために、iv)の工程における「経済的・技術的公益事業概念研究方法」で当然に究明されている公益事業の市場構造・市場行動・市場成果についての現状分析という静態的産業組織面を踏まえて、さらに、公益事業の市場構造・市場行動・市場成果の望ましいあり方について究明する動態的産業組織面から公益事業概念を究明すること。
- vii) v)とvi)での研究成果に共通する共通項を基礎として、それらを収斂していく方向で公益事業概念を理論的に構築していくこと。

かくして、本論文において、公益事業は経済制度の一部分であり、決して絶対的、固定的、画一的、不変的なものでないにもかかわらず、公益事業概念を構築していくことの必要性について主張し、現行においては、上記のような工程で公益事業概念を制度的に構築していくことが、最も適正なわが国の公益事業概念研究方法であると結論づけた。

しかしながら、公益事業は経済制度の一部分であるがゆえに、上記のわが国の公益事業概念研究方法も絶対的、固定的、画一的、不変的なものではなく、不断の累積的發展試行によって評価され、進化していくものであるということを銘記しなければならない。

## 〔注釈〕

(注1) Eli Winston Clemens, *Economics and Public Utility*, New York, Appleton-century-crofts, Inc., 1950, Preface p. 9.

(注2) 北久一稿「公益企業論の系譜」『公益事業研究』第19巻第1号、昭和42年、120頁。

(注3) Martin G. Glaeser, "The Meaning of Public Utility-A Sociological Interpretation" *The Journal of Land and public Utility Economics*, Vol. 1, 1925, pp. 187-188.

(注4) Martin G. Glaeser, *Outlines of Public Utility Economics*, The Macmillan Company, 1927, p. 7.

(注5) Eli Winston Clemens, *op. cit.*, p.13.

(注6) Paul J. Garfield & Wallace F. Lovejoy, *Public Utility Economics*, New Jersey, Prentice-Hall, Ins., 1964, pp. 12~13.

クレメンズが示した公益事業の4つの義務の外に、公益事業の義務として、ガーフィールドとラブジョイは彼等の上記の共著に次の2つの義務をつけ加えている。

1. 公衆の安全を守るため、通常以上の注意をもって供給する義務。
2. サービスの終結や市場放棄が余儀なくされる場合、事前に公益事業監督当局からの承認を確実にする義務。

- (注7) 拙稿「公益企業概念についての再考察」『公益事業研究』第31巻第2号、昭和55年、59頁。
- (注8) 同上論文、60頁。
- (注9) 北久一稿「ツビッキー公益事業の概念と本質」『公益事業研究』第19巻第3号、和43年、46頁。
- (注10) Paul J. Garfield & Wallace F. Lovejoy, *op. cit.*, p.4.
- (注11) *Ibid.*, p.7.
- (注12) 鈴木圭介稿「南北戦争の経済的諸結果」鈴木圭介編『アメリカ経済史』東大出版会、1974年、382頁。  
ニクロを差別しない耕作農民たる「忠誠な市民」に対して、向こう2カ年間は80エーカーの土地を登記料5ドル支払のみによって土地を下付することになった。
- (注13) Paul J. Garfield & Wallace F. Lovejoy, *op. cit.*, p. 5.
- (注14) 藤原守胤稿「マン対イリノイ州事件」アメリカ学会訳編『原典アメリカ史』第4巻、岩波書店、昭和45年、145頁。
- (注15) 同上書、146頁。
- (注16) 同上書、146頁。
- (注17) Paul J. Garfield & Wallace F. Lovejoy, *op. cit.*, pp. 6~7.
- (注18) 拙稿、前掲論文、66頁。
- (注19) James C. Bonbright, *Principles of Public Utility Rates*, New York, Columbia University Press, 1961, p. 7.
- (注20) 助東京市政調査会編『公益企業法案』(助東京市政調査会、昭和7年、20頁~21頁。
- (注21) 助東京市政調査会編『公益企業に関する諸家の意見』(助東京市政調査会、昭和7年、309頁~330頁。
- (注22) 竹中龍雄稿「現下の日本と公益企業」『公益事業研究』第1巻第1号、昭和24年、11頁~12頁。
- (注23) 助東京市政調査会編『公益企業法案』(助東京市政調査会、昭和7年、37頁。  
公益企業審事院という機関の権限は、単なる諮問機関の権限より大きい。しかし、アメリカの独立行政委員会のような大きな権限(議会と行政府から独立し、法の委任の範囲内で規制権をもち、審判権をもつ)はない。この機関について、公益企業法案作成の中心であった池田宏理事は次のように説明している。「公益企業に関する重要な処分事項に付いては行政官庁の自由裁量にのみ委ねることなく、必ず比の公益企業審議院の議に繋からしむる事とし、又克く各省大臣の諮問に応じ又進んで関係各大臣に建議することを得べからしめ、其の職能を完くするに足る組織と、其の運用に関し、具さに案を献じ、動もすれば、権成を失墜せんとするの行政上の時弊を匡救し、恰も知識経験の府たると共に司法司直の権威に居り、各種重要統制事項に対して能く據るべきの規準を垂れ、依て以て公益企業行政の振肅を図り、克く行政統制の中核機関として、公益企業行政の公正なる擁護者たらしめんことを期したり。」
- (注24) 同上書、321頁~327頁。  
公益企業監査会という機関は、内閣総理大臣の管理下にあり、公益企業の業務、会計、工事及財産等について必要なる監査をする機関である。この機関は、会長と監査員で組織され、同機関が円滑に運営されるように、それらの下に庶務や事務や技術に従事する幹事や書記若干名が配置されている。会長は内閣総理大臣がなり、監査員は公益企業の種別ごとに1人配置される。ただし、1事業に関し、所管の大臣が数人関与する時は、その管掌事務毎に1人配置される。そして監査員は主務大臣の議により内閣によって任命される。
- (注25) 蛭山政道稿「公益企業概念」『都市問題』第14巻第1号、昭和7年、16頁~18頁。
- (注26) 同上論文、26頁。
- (注27) 同上論文、20頁。
- (注28) 林信雄稿「日本における法制上の概念としての公益企業」『公益事業研究』第10巻第1号、昭和33年、8頁~22頁。
- (注29) 北久一稿「ツビッキー、公益事業の概念と本質」『公益事業研究』第19巻第3号、昭和43年、40頁。
- (注30) 同上論文、76頁~77頁。
- (注31) 同上論文、78頁~79頁。
- (注32) James C. Bonbright, *op. cit.*, p. 3.
- (注33) *Ibid.*, p. 4.
- (注34) *Ibid.*, p. 5.
- (注35) *Ibid.*, p. 11.
- (注36) *Ibid.*, pp. 12~13.
- (注37) *Ibid.*, pp. 22~23.
- (注38) 細野日出男稿「公益事業特性の研究」『高岡高商研究論集』第10巻第1号、昭和12年、6頁。
- (注39) 同上論文、6頁~7頁。
- (注40) 同上論文、7頁。
- (注41) 同上論文、7頁。
- (注42) 同上論文、8頁。
- (注43) 同上論文、21頁。

- (注44) 同上論文、22頁～27頁。
- (注45) 同上論文、30頁。
- (注46) 同上論文、27頁。
- (注47) James C. Bonbright, *op. cit.*, p. 7.
- (注48) 細野日出男稿、前掲論文、44頁～46頁。
- (注49) 宮田喜代蔵著『産業構造論』千倉書房、昭和43年、69頁。
- (注50) 拙稿「公益事業のステータスと範囲」ネットワーク・ビジネス研究会編『ネットワーク・ビジネスの新展開』八千代出版(株)、2004年4月、6頁。
- (注51) コーリン・クラーク流の伝統的な第3次産業の場合、サービス（用役）を供給する産業として一般的に理解されているが、水道事業のように財を供給している公益事業も第3次産業に包摂されているので、公益事業をコーリン・クラーク流の伝統的な第3次産業と区分することが理論的に適正であると考え、一つの問題提起として、本論文に第1次産業から第5次産業まで分類することを示したのである。私が示したこのような分類がはたして現実の産業構造の中で、また、学問的にも容認されるかどうか予測することは困難であるが、今後、研究を進めていく必要があると思う。



# 地域ブランドと国際競争力 —青森ブランドによせて—

## A local brand and competition in the international market

— Concerning with the brand of only Aomori —

佐々木純一郎\*

SASAKI Junichiro

キーワード：地域ブランド、国際競争力、地理的表示の追加的保護、住民参加の役割

Key Words : a local brand, the competition in the international market, additional protection for geographical indications, residents' role in a local brand

### 要旨：

地域の生き残り策の1つが、地域ブランドである。

第一に、青森県は国際競争への対策として、セーフガードを要望していたが、「青森」商標の問題では立ち後れていた。日本政府も「地域ブランド」の保護を検討している。EUが主張するような地理的表示の追加的保護の対象拡大も地域ブランドに有効である。

第二に、青森県のブランド化への取組みは2つにわけられる。以前のAOMORIブランドの議論では、47都道府県間の競争がやや不明確であった。現在、青森県は「攻めの農林水産業」において、他県との競争を明確に意識している。しかしながら、地域ブランドの単位及び地域ブランドへの住民参加の議論は不十分である。

第三に、地域ブランドの単位と住民参加を論じた。「県のブランドとそれより小さな地域単位のブランド」は相互補完的である。また、青森県の具体例としての下北と津軽の試みは、地域住民に身近な事例である。地域ブランドにおける住民の役割は重要である。それは地域ブランド以外の地域作り全体にとって住民参加が重要であるのと同様の理由である。

### ABSTRACT：

As a measure to an international competition, although Aomori Prefecture demanded the safeguard, it fell behind in terms of the problem of the “Aomori” trademark. The Japanese government is also considering protection of “a local brand”. Object expansion of additional protection for geographical indications which EU asserts is also effective in a local brand.

The time of the making brand of Aomori Prefecture is divided into two. In the argument on a former AOMORI brand, competition between 47 all prefectures was a little indefinite. Now, Aomori Prefecture is clearly conscious of competition with other all prefectures. However, the argument on the unit of a local brand and the citizens' participation in municipal affairs to a local brand was inadequate.

“A prefectural brand and the brand of a local unit smaller than it” are mutual complement-like. Moreover, the trial of Shimokita and Tsugaru as an example of Aomori Prefecture are an example familiar to a local resident. Residents' role in a local brand is important. It is the same reason as

---

\*弘前大学大学院地域社会研究科（後期博士課程）地域産業研究講座

Regional Industrial Studies, Regional Studies (Doctoral Course), Graduate School of Hirosaki University

citizens' participation in municipal affairs being important for the whole community improvement.

## 第1節 問題の所在

本稿では青森ブランドに着目し、地域ブランドと国際競争力について論じていきたいと思う。国際競争のなかで青森県産品の国際競争力が問われている。このような状況の下、地域の生き残り策として、地域ブランドの取組が求められている。次の三つの論点にそって、論述していきたい。

第一に、「地域の生き残り策としての地域ブランド」の背景をみたい。日本政府の地域ブランドに対する検討は、2004年から本格化しようとしているが、地域の側では、地方自治体が国際競争への対応策をどのように考えていたのか概観したい。

第二に、地域ブランドの単位について考察したい。本稿のテーマにも掲げるように、現在の日本における地域ブランドでは、都道府県レベルの地域ブランドが多く論じられている。都道府県よりも小さな単位の地域ブランドの位置付けを検討したい。

第三に、地域ブランドにおける地域住民の役割に焦点をあわせたい。企業ブランドと異なり、地域ブランドは商品の技術的側面だけでなく、地域の文化および伝統等に大きく依拠する。地域住民の役割は、地域作り全体においても重要であるのと同様、地域ブランドの形成においても重要なものではなからうか。これら三つの論点にそって分析したい。

## 第2節 国際競争のなかの地域経済

### (1) 青森県が地域ブランドを必要とする背景

本節では青森県が地域ブランドを必要とする背景を、「地域の生き残り策としての地域ブランド」という視点から考察したい。

第一に、青森県経済の国際競争における位置を、労働集約産業の海外移転と輸入農産物との競争という観点から概観し、国際競争への青森県の対応策をみておきたい。また、中国や台湾企業による「青森」商標登録が提起した問題を明らかにしたい。

第二に、地域ブランドの法的保護を、WTOルールの下にある地理的表示の観点から論じたい。さらに日本政府の知的財産推進計画のなかに「地域ブランドの商標化」が盛り込まれているが、その方向性について考察を加えたいと思う。

### (2) 青森県経済の位置

#### ①労働集約産業の海外移転と雇用喪失

筆者は、これまで青森県の縫製産業の中国移転を分析してきた。その主要な研究成果は、岐阜県から青森県に誘致企業として生産を移転した企業が、低労働コストという要因を追求して中国に移転するという企業内国際分業を明らかにした点である。そのうえでWTOルールの下で明記されているセーフガード（緊急輸入制限）による「前向きな時間的猶予」を用いて、高付加価値産業の創出に向けた準備（例えば人材育成等）にあてるべきことを主張し、目的や手法の異なる貿易、産業振興、そして雇用対策という経済政策の一体的運用やその効果について研究を継続してきている<sup>(注1)</sup>。

本稿の主要なテーマは、地域ブランドの形成による国際競争力の分析であるが、まず青森県経済を論じる際の前提条件として、厳しい国際競争に直面しているということを再確認しておきたい。

#### ②輸入農産物に対抗するセーフガードへの期待

青森県の国際競争は、労働集約的製造業だけではなく、輸入農産物との競争という点にも明らかである。青森県の農産物が経験してきた輸入農産物との競合対策を、セーフガードの論点から説明

していきたいと思う。周知のように、2001年4月23日から同年11月8日までの期間、日本政府はねぎ、生しいたけ、畳表についてのセーフガード暫定措置を導入し、中国側の対抗措置として関税引き上げ措置を招いた<sup>(注2)</sup>。

このような輸入農産物に関するセーフガード暫定措置の導入は、労働集約製品の典型例であるタオル業界におけるセーフガード導入論議を呼び起こしたことは記憶に新しい。

実際、輸入農産物に対抗するセーフガードの導入への期待は、青森県でも見られた。主力農産物のひとつであるにんにく等について、主として中国産農産物との国際競争に苦しんでいた青森県は、青森県知事と県議会議長の連名により次のような内容の『輸入野菜の急増による「セーフガード」発動に関する要望書』を作成している。

「1 WTO協定に基づく一般セーフガードが輸入急増の事態に機動的・効果的に対応できるよう、制度の見直しに努めること／2 輸入量が急増しているにんにく及びねぎなどの野菜について、速やかに『一般セーフガード』を発動すること」<sup>(注3)</sup>。

ここでは短期的なセーフガード暫定措置ではなく、より長期間発動できる一般セーフガードの導入期待が率直に表明されていると思われる。労働集約製品だけでなく、農産物の分野においても青森県が厳しい国際競争に直面し、その対抗策として地方自治体が「セーフガード」に期待していたことを確認しておきたい。

### ③「青森」商標の問題提起

後述するように、地域ブランドの商標化に関する議論が高まっているが、青森県では商標化についての苦い経験がある。具体的には、中国企業が「青森」商標を中国内で申請し、その問題の発覚と前後して、台湾企業がすでに「青森」に関連した商標を登録していた問題である<sup>(注4)</sup>。

この事実は、青森県が商標登録に対して、つい最近まで十分な認識を持っていなかったことを端的に示すとともに、今後の輸出拡大に向けた地域ブランド形成について、多くの教訓を与えてくれたのではないと思われる。

## (3) 地域ブランドの商標化と地理的表示

### ①地理的表示とは何か

地域ブランドの商標化を議論する際には、地理的表示に注目する必要がある。

経済産業省通商政策局の報告書によれば、そもそも地理的表示とは、単なる商品の生産地表示ではなく、生産地表示が、その生産地の地理的な要素に由来する商品の品質や評判を想起させるもので、WTOルールの下では、TRIPS協定（知的所有権の貿易関連の側面に関する協定）において知的財産権としての保護を規定している。同協定第22条では地理的表示一般の保護を想定し、同協定第23条ではワインと蒸留酒について、誤認混同されるかどうかにかかわらず、より強力な保護を与えることを想定している（22条の保護に追加する「追加的保護」と表現される）。2003年段階でも、後者の地理的表示の「追加的保護」の対象産品拡大をめぐる、EU、スイス、東欧等の地理的表示の一層の保護強化を主張する諸国と、米、加、豪、NZ等の現在の保護水準の維持を主張する諸国との間の対立は激しく続いている<sup>(注5)</sup>。

これまで「地理的表示の追加的保護対象産品の拡大」について、日本政府は賛否の立場を明らかにしていない<sup>(注6)</sup>。

だがすでに日本でも「地理的表示の追加的保護対象産品」として次の「ワイン・蒸留酒」が指定されている<sup>(注7)</sup>。

具体的には、しょうちゅう乙類の産地について、壱岐焼酎の産地である「壱岐」（長崎県壱岐郡）、

球磨焼酎の産地である「球磨」（熊本県球磨郡、人吉市）、そして琉球泡盛の産地である「琉球」（沖縄県）を定めている。

今後、地理的表示の追加的保護の対象について、「ワイン・蒸留酒」以外の産品についても対象を拡大すべきかとうか、国内でも議論すべき余地が多いと思われる。例えば、もしも仮に青森県産の〇〇のみが「青森〇〇」として「追加的保護の対象」と指定された場合、「青森〇〇風味の中国産〇〇」などのように産地を明記していても、他県及び外国産の〇〇は「青森〇〇」を名乗ることができないことになる。

## ②地理的表示に関するEUの主張

なおEUは、地理的表示による経済効果、消費者のメリット、途上国の関心等を説明し、「簡単で費用効果の高い国際登録制度を確立」「地理的表示の対象範囲を、他の農産物（チーズ、米、茶など）や工芸品にまで拡大すること」そして「不適正な商標登録の取り消し」を提唱している<sup>(注8)</sup>。

このようなEUの主張は、前述した「青森」商標の問題に照らし合わせても一考する価値があるのではなからうか。すなわち、青森とは無縁の企業が「青森」商標を登録するような「不適正な商標登録」については取り消すことができれば、「青森」という地域ブランドは、より強力に保護されることになるはずである。

## ③日本政府の知的財産推進計画と地域ブランドの商標化

2004年、日本政府の「知的財産推進計画」の「第2章 保護分野」には「知的財産の保護制度を強化する」という部分があり、そこには次の2つの項目が盛り込まれている。その1つは「ブランド保護のために商標制度を整備する」（経済産業省）であり、もう1つは「地域ブランドの保護制度を検討する」（農林水産省、経済産業省）である。後者の内容は「農林水産物等の地域ブランドの保護制度の在り方について、産品・製品等の競争力強化や地域の活性化、消費者保護等の観点から、名称が一般化している、あるいは他地域での使用が既に定着している産品・製品等への影響等に配慮しつつ2004年度に検討を行う」となっている<sup>(注9)</sup>。

これと並行して、日本政府における地理的表示の研究・検討も進められている。

通商白書によれば次のように説明されている。

「我が国農産品の『差別化』の観点からは、我が国国内における地理的表示の保護等を含む地域ブランドの確立・保護は、成長を続ける東アジア経済の中で、農業の競争力を強化する役割を持つ。」「地理的表示を含む地域ブランドの保護のあり方については、国内にも様々な意見があるところであるが、政府内でも研究が始められている。この研究は、直ちにWTO交渉とリンクさせることを意図しているものではなく、仮に国内的に制度化を行う場合に、①どのような制度的な対応が適当か、②どのような産品が候補としてあり得るか、等について慎重に検討している」<sup>(注10)</sup>。

以上のような日本政府の地域ブランド保護の動きに先行して、例えば2002年から長野県では「長野県原産地呼称管理制度」を開始している。それは日本酒及びワインから始まり、2004年からは米についても対象を拡大して「信州産農産物のブランド化」を目指している。その趣旨は、前述したEUの主張とも重なりあう部分が多いのではなからうか<sup>(注11)</sup>。

## (4) 小括

本節では青森県が地域ブランドを必要とする背景を、「国際競争のなかの地域経済」という視点から考察してきた。

第一に、青森県経済の国際競争における位置を、労働集約産業の海外移転と輸入農産物との競争という観点から概観した。労働集約製品だけでなく、農産物分野においても青森県は厳しい国際競争に直面してきた。これに対して青森県は『輸入野菜の急増による「セーフガード」発動に関する要望書』を作成し、国際競争圧力の影響を回避しようという姿勢を示した。しかしながら、他方では、中国や台湾企業による「青森」商標問題を看過した。残念ながら青森県は地域ブランドの法的保護に対して認識が不足していたのではなかったかと思われる。

第二に、地域ブランドの法的保護を、WTOルールの下にある、地理的表示の観点から論じた。WTOの論議の場でも「地理的表示の追加的保護対象製品の拡大」について激しい対立が続いている。しかしながら青森県のように地域ブランドの形成に立ち後れている地域にとって、「追加的保護の対象拡大」や「不適正な商標登録の取り消し」というEUの提唱などは、メリットが大きいのではなかろうか。もとより商標登録あるいは地理的表示にしても、「制度」のみでは不十分であり、地域ブランドに相応しい高品質での生産、流通販売が絶対不可欠の基本的条件となる。

### 第3節 青森県のブランド形成

#### (1) AOMORI ブランドの試みと「攻めの農林水産業」

前節では、青森県の国際競争への対応は、セーフガードに見られるものの、商標登録では立ち後れていたという事実を確認した。そこで本節では、青森県の地域ブランドの取り組みを2つに分けて紹介したい。

第一に、「AOMORIブランド」についての試みを紹介したい。

第二に、「攻めの農林水産業」の現状について概観したい。

青森県の地域ブランド形成において、前段階ともいべき試みが「AOMORIブランド」であった。しかし、その後の県知事の交代などもあり、かつての青森県全体を包括する地域ブランドから、個別製品のブランド化に焦点が移っているように考えられる<sup>(注12)</sup>。

これら両者を比較して、青森県の地域ブランド論の焦点を明らかにしたい。

#### (2) AOMORI ブランドの試み

##### ①高い外部評価

青森県のブランド化についての『AOMORIブランド報告書』では、地域ブランドに関する先行的な検討を試みていたと思われる。その内容の論議に入る前に、この報告書に対する高い評価を紹介しておきたい。

例えば、『AOMORIブランド報告書』の中間報告書について、企業のコーポレートブランドを念頭において、「傘になるべきブランド」として「青森」を位置付けていることを高く評価している事例がある<sup>(注13)</sup>。

なお「ブランドの傘」という論点には懐疑的評価もあり、注意が必要であろう<sup>(注14)</sup>。

またもう1つ、青森県の報告書を全国的な地域ブランド戦略の契機とする評価もみられる<sup>(注15)</sup>。

実際、上記青森県の報告書の作成にあたっては、大手広告代理店（電通）の協力もあり、地域ブランド作りの過程において、都道府県を顧客とする広告業界の意向も割り引いて考えなければならぬと思われる。大手広告代理店に依存した地域ブランドづくりでは、後述する47都道府県間の競争に打ち勝つかどうか不透明であり、場合によっては全国類似の「金太郎飴」となり差別化できなくなる危惧もあるのではなかろうか。

##### ②地域ブランドと地域住民

次に青森県の報告書の基本的認識を検討してみたい。『AOMORIブランド報告書』によれば、そ

もそも「地域ブランドの意義」を「地域のブランド力がなければその地域は消費者から選ばれることが期待できず、自立的な経済運営は成り立たない」として重視したうえで、さらに【地域外の】消費者を意識することが「地域CI」や「地域アイデンティティ」との違いであるとしている(注16)。

そして「地域ブランドの定義」として、前述した評価のとおり「傘のように機能する地域ブランド」をイメージしている(図1参照)(注17)。

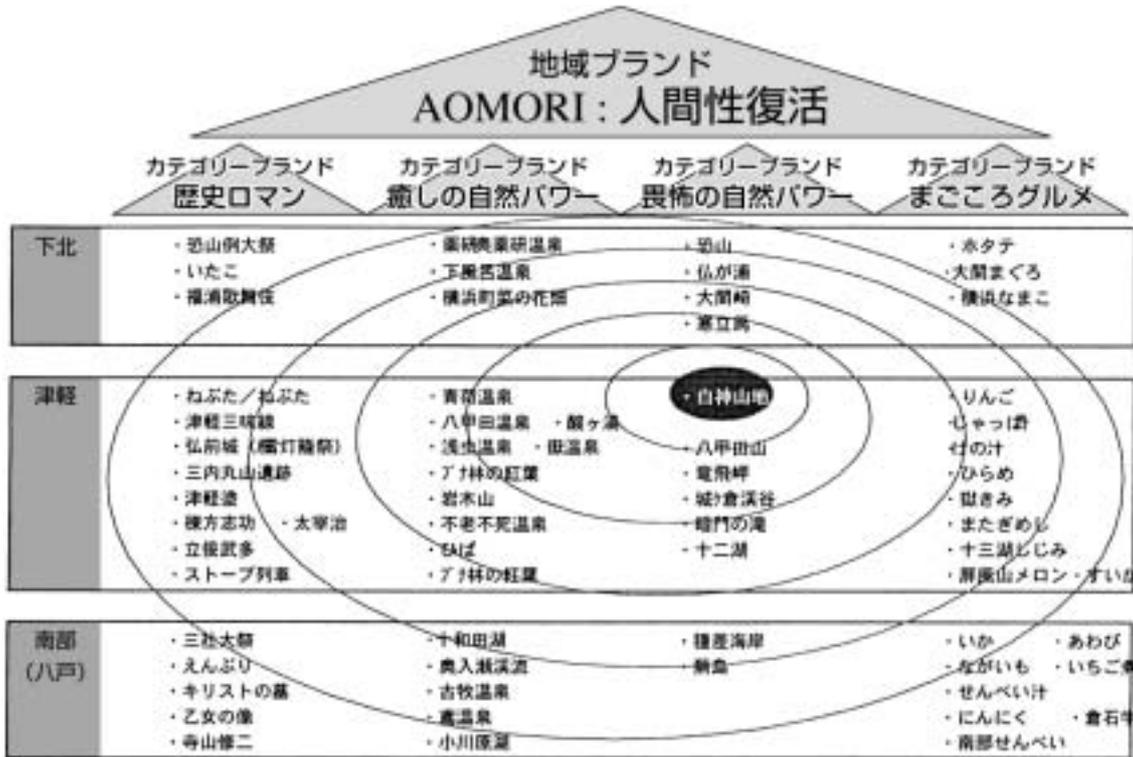


図1 AOMORIブランドの全体構成と地域資源との対応  
(青森県 [2003.3] 73ページより転載)

一方「地域ブランドがもたらすメリット」を次のように述べている(図2参照)。

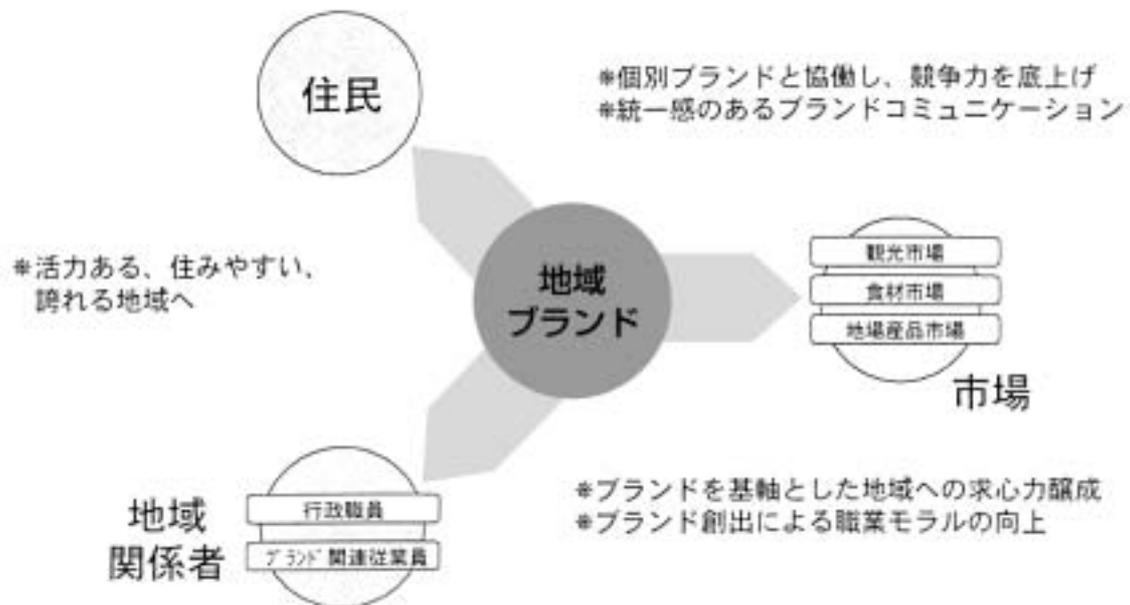


図2 地域ブランドのメリットと対象  
(青森県 [2003.3] 12ページより転載)

「ブランドの地域関係者や地域住民に対しても、相応の効果を発揮する…地域住民に対しては、さまざまな情報発信を通じて、地域の価値を再確認する機会を提供し、結果的に郷土愛の強化につながる事が期待できる…地域ブランドは、一義的に地域外の市場を意識しているものの、結果的には地域内部に対してもメリットをもたらすという点において、『地域CI』よりも大きなメリットを地域にもたらすことが期待できる」<sup>(注18)</sup>。

ここで注意しておきたいのは、地域住民の位置付けである。本稿の第4節で述べるように、地域ブランドづくりにおいては地域住民の果たす役割は非常に大きいと思われる。しかしながら、現在の「攻めの農林水産業」とともにその前段階ともいえるべき『AOMORIブランド報告書』においても地域住民の役割について十分に論議が尽くされていないのではないかと感じられる。例えば同報告書「第6章 地域ブランド・マネジメントシステム」でも、地域住民は、地域広報の対象として、その役割がやや限定的に扱われているような印象を受ける。

### ③地域ブランドによる競争力

前節で確認したように、地域ブランドは国際競争への対応策として考えられてきている。例えば、青森県の報告書では、青森県が地域ブランド確立に取り組む必要性として、次の3点が指摘されている<sup>(注19)</sup>。

- i) 青森県のあらゆる産業・モノの競争力アップ、付加価値の向上
- ii) 青森県のアイデンティティの明確化と共有による21世紀の個性光る青森県の実現
- iii) 戦略的広報による重点かつ一体化及び費用効果の向上の実現

以上のように、「競争力」という表現はみられるものの、国際競争あるいは国内地域間競争に勝ち抜き、生き残るという意識は希薄であるように感じられる。なお、同報告書第5章では「個別商品ブランドの新たなマネジメント戦略」として前述した長野版AOC参考にした青森版AOCを検討している。

### ④AOMORIブランドの課題

全国的な地域ブランド戦略の契機とも評される、AOMORIブランド報告書の基本的認識を検討した。同報告書に対して、外部からの評価が高いが、その一因としては大手広告代理店の協力があつた点も否めない。今後、青森県が47都道府県間での差別化に成功し、地域間競争を勝ち抜くためには、大手広告代理店への依存は必ずしもプラス面だけとは限らないであろう。また、「ブランドの傘」という概念は相対的なものであり、むしろ現在進められている「攻めの農林水産業」における個別製品のブランド化論議とセットにして議論されるべきではないかと思われる。さらに、地域ブランドと地域住民との関係については、まだ十分に議論されていない印象をうける。

### (3)「攻めの農林水産業」の現状

次に青森県におけるブランド形成を「攻めの農林水産業」の推進という現状から描写したい。ただし「攻めの農林水産業」は現在形成途上にあり、まだ完成した結論や合意形成がなされているとはいいがたく、前述のAOMORIブランドの試みと同様に、その取扱いには注意が必要である。

青森県の担当者によれば、次の①～③のように説明されている<sup>(注20)</sup>。

#### ①農林水産物青森ブランドづくり（ABC）推進事業と北彩館ブランドによる競争力

「農林水産物青森ブランド総合戦略事業の概要」（**図3参照**）によれば、同事業効果として、「他県に打ち勝つ究極のブランドづくり」と「北彩館のステイタス化」（北彩館とは青森県のアンテナ

## 農林水産物青森ブランド総合戦略事業の概要

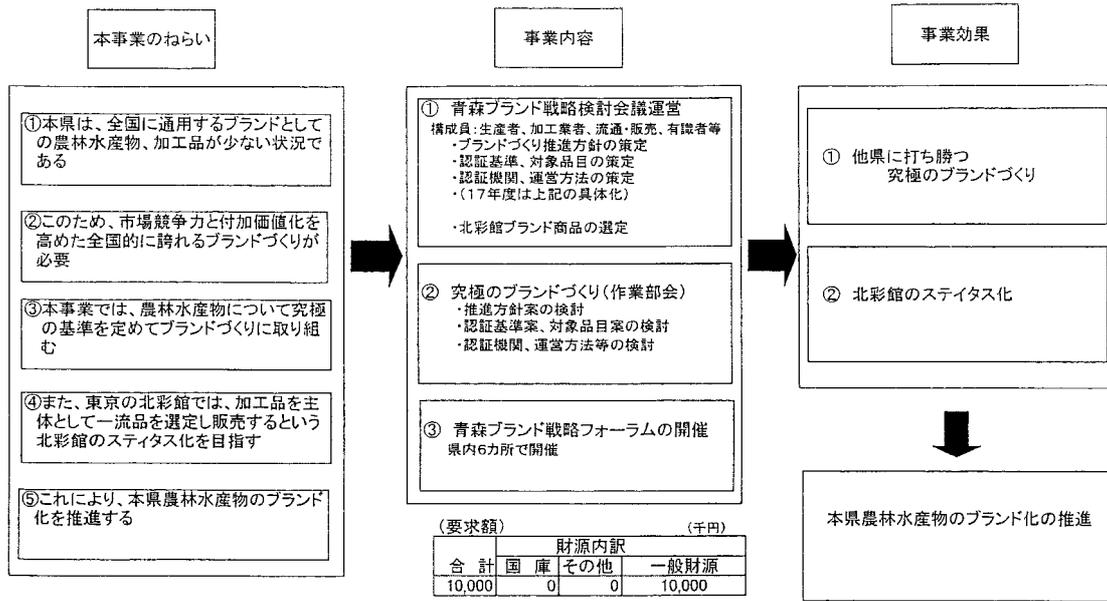


図3 農林水産物青森ブランド総合戦略事業の概要

(青森県庁ヒアリング [2004.5.21] 配付資料より転載)

ショップの名称。)により「本県農林水産物のブランド化の推進」につなげるという発想にある。

ここでは、明確に47都道府県間の競争を意識した農林水産物のブランド化を図るという姿勢が鮮明に打ち出されており、この点は、前述のAOMORIブランドの試みより一歩前進しているものとして評価することが可能であろう。なお、ブランド化の中核となる「北彩館ブランド」は、「ある程度の高品質」ではなく「圧倒的高品質」(「セレクト・ブランド」=最高レベルの究極のブランド。高価で希少。例えば三重県では松阪牛、真珠等八品目)になれるかどうか重要であるという。

### ② 県の役割と認証制度

以前の『AOMORIブランド報告書』では、地域版コーポレートブランドの視点であり、「白神」等のブランド・イメージが連想される。しかしながら、個別ブランドの集合体の販売力こそが問われており、生産振興とともにモノの価値を育てることを重視している。そこで、農林水産物のブランド化、特に個別栽培認証制度等では、県が認証することになる。青森の生産者団体は他県に比べて、県の行政に依存する割合が高いのではといわれている。

このことは、筆者が関心をもつ地域ブランドへの住民参加に関係する論点であると思われる。つまり青森県の場合、行政が地域運営をリードする傾向がやや顕著であり、生産者団体も後述する住民も、その主体性がまだ十分に発揮できていないように見受けられる。

### ③ 大手流通との連携と課題

前述したように47都道府県のなかで青森県の産品を差別化することが必要である。これまで商品力はあったが販売力が不足していたという点を考慮している。県行政もいままでは認証だけだったが、流通販売が一番大事であると認識し、大手流通とのタイアップを鮮明に打ち出している。また、具体的な個別ブランドの模索として(倉石牛とシャモロック)の事例が紹介された。

### (4) 小括

本節では、『AOMORIブランド報告書』と「攻めの農林水産業」の論議を概観してきた。県のコー

ポレートブランド版ともいえる『AOMORIブランド報告書』に対する外部からの高い評価があったが、現状では個別品目のブランド化が焦点となっている。総じて県も試行段階にあるなかで、県独自の認証制度や大手流通との連携を模索している。

他方、青森県全体をひとつのブランドにまとめることの困難や、大手流通との連携には厳しい評価もある。例えば、渋谷長生・弘前大学農学生命科学部助教授は、次のような厳しい見方を示している。

「青森県はまだ手探りの状態である。青森県として県内各地を1つにまとめるのは困難ではないか。品質やコストに厳しい大手量販店との取引に産地側も精通する必要がある」<sup>(注21)</sup>。

県よりも小さな地域単位でのブランド作りや、大手流通に依存しない販売方法も求められよう。前者については次節で論じたいと思う。

## 第4節 地域ブランドのマネジメントと住民

### (1) 住民の顔の見える地域ブランド

本節では、地域ブランドの単位と住民の関係を中心に論じたい。

例えば、ブランド研究の日本における代表的論者の一人である片平秀貴・東京大学教授は、ブランド、企業、商品という三つの概念の混同から生じる疑問を、次のようなプラットフォーム概念を使って整理している。

「ブランドを取り巻く環境をブランド、マネジメント、ワークショップという三つの新しいプラットフォーム概念」<sup>(注22)</sup>。

この概念を用いれば、地域ブランドも企業のマネジメント・プラットフォームに相当するしっかりした地域運営＝地域づくりが必要であり、その構成員としては行政や企業だけでなく、地域住民の参加が不可欠だと思われるが、意外に住民参加の視点が軽視されているのではなかろうか。換言すれば「地域ブランドと地域住民との関係」についてはやや曖昧にしたままで、地域ブランドの論議が進められてきていると思われる。私見では、地域ブランドにおける地域住民の役割は大きいものと思われる。本稿の冒頭でも述べたように「地域の生き残り策としての地域ブランド」が求められているのであれば、地域住民を置き去りにして議論を進めることはできないであろう。また、この論点は地域ブランドの単位を都道府県レベルとするのか、あるいは県よりも小さな地域単位のブランドとするかという論点にも関連する。その理由は、都道府県単位よりも小さな地域単位のブランドは、地域住民にとって、県全体よりも身近で具体的な存在であると思われるからである。以下、地域住民にとって身近な存在である「都道府県よりも小さな地域」のブランドについての議論を紹介し、次に、地域ブランドに対する地域住民の役割を論議したい。

### (2) 都道府県と県内地域を単位とした地域ブランド

#### ① 北海道ブランドと道内各地域単位の地域ブランド

青森県のライバルともされ、それゆえ青森県の地域ブランドの論議では常に念頭に置かれている北海道の論点を紹介したい<sup>(注23)</sup>。

北海道ブランドと道内各地域単位の地域ブランドとの関係について、例えば、小早川護・北海道大学大学院国際広報メディア研究科教授は、次のようにまとめている。

「当然のことながら、ニセコへ行っても十勝に行っても、北海道が持つメタブランドを確認することになります。その意味で、北海道もブランドというものを総体としてしっかりとしたものにしていくという意識は重要なのではないかと思います」(注24)。

北海道全体の地域ブランドは、ニセコや十勝といった道内の地域ブランドに対して、対立するものではなく、総体としての「メタブランド」(超越的ブランド)として位置付けられている。前節で述べたように、青森県においても青森県ブランドと県内各地域単位の地域ブランドについては曖昧なまま議論が進められている。青森県での県レベルの地域ブランドと県よりも小さな地域単位のブランドについて、両者の関係をみていきたい。

②下北ブランド

青森県内では、すでに「下北ブランド産品」の認証制度が2003年度に創設されている(図4参照)。具体的には、2002年度より検討を進めてきた「いかずし」及び「いか一夜干し」を先行事例として、認証制度がスタートした段階で追認している。これらの2品目については、既に品質、保存、製造施設の基準などの詳細な規定を示した認証基準が定められており、認証商品の募集を行っている(注25)。

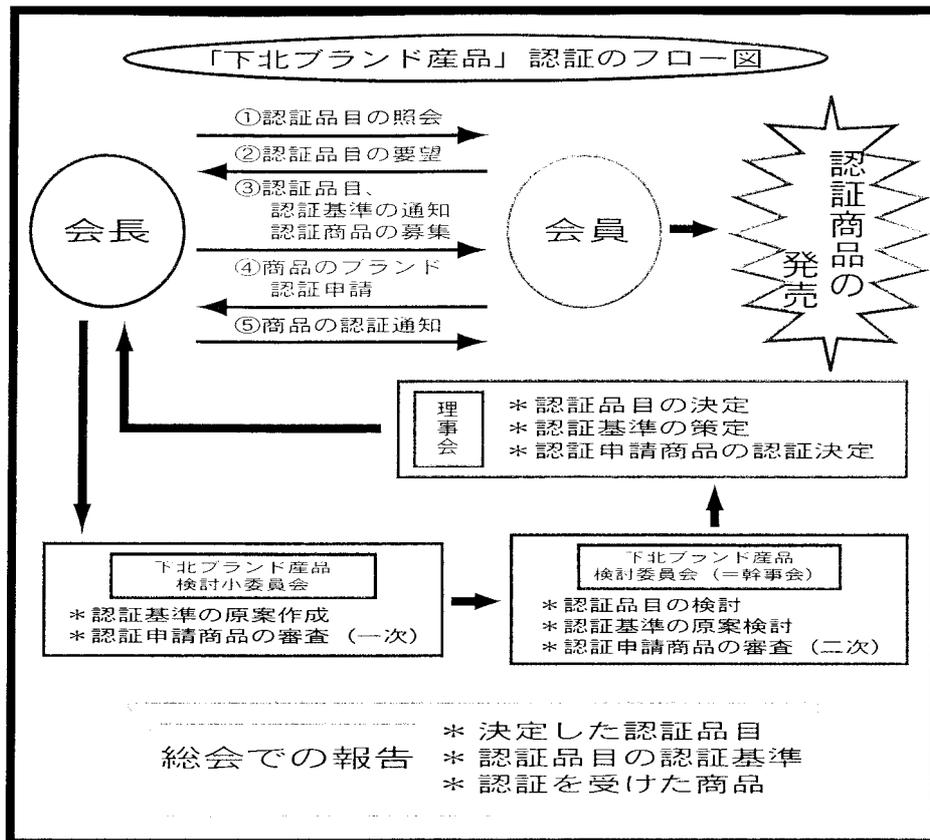


図4「下北ブランド産品」認証のフロー図  
 (下北ブランド開発推進協議会事務局 [2003.8] より転載)

このように下北半島を範囲とした地域ブランドの形成が、具体的な商品の段階まで進められていることを確認しておきたい。

なお、青森県の組織である下北ブランド研究開発センターの廣田将仁技師によれば、上述した水産品のブランド化における流通過程の重要性が指摘されている。

また、かつて青森県内の有力な水産加工業の集積地であった大畑町と八戸とを比較して、次のよ

うに指摘されている。

「大畑ではすべてが再建中企業であり、他県に所在する債権者企業の下請け的存在であり、自主的な経営裁量の選択の余地が少ない。従って産地ないしは集積としての活力は八戸に比べては著しく低い。このような衰退の背景として、1970年代に建設した加工センターの建設残債と実施主体である加工協の経営危機、半製品・単品加工特化型の集積形成の破綻、これらに関与した個々の加工経営の金融機関からの信用低下という因果関係がある」<sup>(注26)</sup>。

ここでは、地域ブランドの形成の前提としての、流通過程の重要性と関連企業の経営の自立性という、いわばブランド以外の経営論とも共通する点が指摘されている。地域ブランドといえども例外ではなく、通常の経営努力の積み重ねのうえではじめて有効となるものである。

### ③津軽在来清水森ナンバ研究会

青森県における県よりも小さな地域単位でのブランド化のもうひとつの試みは、津軽在来「清水森ナンバ」を中心に展開されている。「清水森ナンバ」はすでに商標登録され、生産者、食品加工業者、行政関係者そして学識経験者など広範な人材が結集している。中村元彦会長によれば、「ナンバン」では類似が多いが「ナンバ」なら津軽の呼び方であり、他地域の人が勝手に利用できない。青森ならではのブランドをつくりたいとの思いで名付けられたという<sup>(注27)</sup>。

商標登録と広範な人材の結集というスタイルは、地域単位のブランド作りの好事例となる可能性を秘めているのではないと思われる。

以上の下北と津軽の両者の事例に共通するのは、青森県という行政単位よりも小規模な地理的範囲を対象として地域ブランド作りに取り組んでいることである。ただ地域の範囲が小さいというだけでなく、具体的な商品の絞り込みや関係者の結集において、「顔の見える」地域ブランド化がすすめられているように思われる。

## (3) 地域ブランドのマネジメントと住民

末永洋一・青森大学総合研究所長は、産業クラスターの議論によせて北海道の「運動論と政策論とビジネス論の三位一体」を青森の参考として紹介している<sup>(注28)</sup>。

以下では、地域ブランドのマネジメントと住民の役割について述べてみたい。

### ①北海道ブランドにおける地域住民

まず、北海道における取り組みとして、北海道経済産業局「北海道産業パワーアッププログラム」の記述を紹介したい。それは「既存産業の活性化」を目的に、「ものづくり」「地域ブランド」そして「観光ベンチャー」の三つのテーマに焦点をあわせ、「地域ブランドの形成を通じて地域の製品・産品の高付加価値化と市場開拓を推進し、地域全体の競争力アップをめざす」としている<sup>(注29)</sup>。

注目されるのは「地域ブランド形成としての成果が不十分」という認識である。

「道内の取組の中には、製品開発、マーケティング等のノウハウ不足や産業間の連携の弱さ、コーディネート機関、人材の不在などの問題のほか、地域イメージの明確化や地域全体としてのブランド戦略などの基本的な課題について方向性が定まらず、単に地場素材の利用に止まるなど、地域ブランド形成として十分な成果を上げるまでに至っていないケースも見受けられる」<sup>(注30)</sup>。

そのうえで地域活性化の視点として住民の役割を重視しているように見受けられる。

「地域の製品・サービスやサービスの直接の提供者であるつくり手側だけではなく、行政、支援機関、住民などを含めた地域が一体となり連携しつつ、地域としての戦略を構築し、活動していくことが重要である」<sup>(注31)</sup>。

以上のように、北海道経済産業局は「地域ブランド形成の成果」を客観視するとともに、「行政、支援機関、住民などを含めた地域が一体」となった地域ブランドを形成しようとする姿勢を強調しているように思われる。

## ②青森県における住民参加と行政の役割分担

次に、青森県における地域ブランド作りへの住民参加について言及しておきたい。

これまで住民参加に言及したのものとして、例えば2001年度に設置された「ふるさと産品消費県民運動」(本部長：青森県知事)の運動がある。そこでは生産者、流通事業者、加工・外食事業者、消費者そして行政機関等の連携をもとにして、

「県民のふるさと産品への愛用意識の高揚と利用の促進を通じた、健康で豊かな食生活の実現、『ふるさとを誇りに思う心』の醸成を目指している」<sup>(注32)</sup>。

この運動では、行政と関連業者の役割に比べ、地域住民の多くは消費者として「ふるさとを誇りに思う心」の醸成というやや抽象的・精神論的役割を担っているかのように感じられる。はたしてそれが地域ブランドのマネジメントにおける地域住民の役割のすべてであろうか。ふるさと産品消費県民運動の全体的な総括が求められると思われる。

最後に、運動論とビジネス論の接点ともいうべき試みを紹介したい。

2004年度「あおり県民政策研究」の調査研究活動の助成対象に選考された「あおりの女性1000人が選ぶ“あおり”プロジェクト～地域まるごとクチコミ発信のための調査研究～」(女性1000人マーケティング研究会、蒔苗正子代表)は、女性のクチコミ力の影響力に着目し次のようにアピールしている。

「女性に問題意識を持ってもらい、女性の意見を汲み上げていくことが、青森の素晴らしい宝物(物産・観光等)を県内外に発信していく力となります。青森県に愛着を持ち、『地産地消』の行動や県の産業振興につながっていくと考えています」<sup>(注33)</sup>。

この「地域まるごとクチコミ発信の試み」では、前述の「ふるさと産品消費県民運動」における消費者の「ふるさとを誇りに思う心」の醸成というやや抽象的・精神論的役割を越えて、地産地消や青森県の産業振興に取り組もうとする具体的な行動(クチコミ)を提起している。従来型の行政主導の、いわば「上からの運動」とは異なる新しいスタイルであり、潜在的な可能性としては、運動論とビジネス論の接点としても有効な論議になりうるのではないと思われる。

同時に、これまで青森県において過大に評価されがちであった行政の役割を相対化し、住民及び業界団体との機能的な役割分担に発展する「萌芽」となることが期待できよう。

## (4) 小括

本節では、地域ブランドのマネジメントと住民との関係を中心に論じてきた。

第一に、都道府県ブランドとそれより小さな地域単位のブランドの関係について考察した。都道府県ブランドと県より小さな地域単位のブランドは対立するものではなく補完的な関係にある。青森県の個別ブランドを考える際に、下北や津軽といった地域単位でのブランド作りが並行して進めら

れており、地域住民にとって県全体よりも密接な地域ブランド作りの可能性を示唆しているように思われる。

第二に、地域ブランドのマネジメントと地域住民の関係を考察してきた。北海道のブランド議論では、住民の役割を比較的明確に位置付けている。青森県では、従来型の行政主導のいわば「上からの運動」とは異なる新しい運動として「地域まるごとクチコミ発信の試み」があり、今後行政の役割を相対化する可能性を意味しているのではなかろうか。

## 第5節 結語

本稿では、青森ブランドの形成に着目し、地域ブランドと国際競争力について論じてきた。本稿が新たに付け加えた意味を、冒頭で述べた三つの論点にそって確認したい。

第一に、「地域の生き残り策としての地域ブランド」の背景である。地域の生き残りのためには、地域独自の施策が必要である。青森県でも輸入農産物に対抗するセーフガードの要望など、地方自治体として国レベルの政策に期待していた。しかしながら、「青森」商標の問題は、これまでの論点に止まらない「地域の創意工夫」を求めているように思われる。地理的表示の追加的保護の対象拡大のように厳密な保護制度は、地域ブランドの形成にとって有利になることが考えられる。もとより商標登録あるいは地理的表示にしても、「制度」のみでは不十分であり、地域ブランドに相応しい高品質での生産、流通販売が絶対不可欠の基本的条件となる。

第二に、地域ブランドの単位について考察した。「都道府県」と「県より小さな地域」この両者のブランド化が可能であり、両ブランドは相互補完的であるといえる。県より小さな地域ブランドは、具体的な個別商品に直結し、地域住民にとって身近な存在である。

第三に、地域ブランドにおける地域住民の役割に焦点をあわせた。これから重要になるのは、地域住民のブランド作りへの参加（ブランドマネジメント）であろう。それは従来の上からの運動ではなく、運動とビジネスのゆるやかな連携となる。地域ブランド作りのなかで住民もまた成長し、地域全体のレベルアップをはかることが、「足腰の強い」真の国際競争力強化につながると期待される。その意味において、地域ブランドの論議を手がかりにして、地域作りの論議を深めることも必要である。地域住民の役割は、地域作り全体において重要であると同様、地域ブランドの形成においても重要ではなかろうか。

残された課題として、地域ブランドの形成が国際競争力に転化する過程を明らかにしたい。国際競争への対策のひとつが地域ブランドであるが、地域ブランドは本当に国際競争力につながるのか、厳密な検討が必要である。

### 〔注釈〕

- 
- (注1) 佐々木 [2002年3月]、15-16ページ。  
 (注2) 自動車、携帯・車載電話、空調機に対する通常の関税プラス100%の特別関税。その後、日中農産物貿易協議会が開催されている（日本関税協会 [2002.7.31]、67-68ページ）。  
 (注3) 青森県『輸入野菜の急増による「セーフガード」発動に関する要望書』、2000年12月19日。  
 (注4) 中国企業が「青森」という商標登録を同国内で申請し、認められれば青森県の農水産物などを「青森」と表示して中国へ輸出できなくなる恐れが出ていることが2003年6月3日、明らかになった。これとは別に、台湾で「青森」に関連した商標が1986年以降11件登録され、その後も6件が有効となっていた問題（『東奥日報』2003年6月4日及び10月10日など）。  
 (注5) 経済産業省通商政策局 [2004.4.15]、284ページ。  
 (注6) 長谷川実也 [2003.3]、28-29ページ。  
 (注7) 『地理的表示に関する表示基準第2条に規定する国税庁長官が指定するぶどう酒又は蒸留酒の産地』〔平成7年6月30日国税庁告示第6号〕。

- (注8) 「経済および貿易の観点から重要な価値を持つ地理的表示製品については、これまですでに第3国において不適正な商標登録がなされている場合は、それを取り消し、正規の地理的表示製品を保護すること」(EU Background 01/04 2004年2月10日 <http://jpn.cec.eu.int/japanese/press-info/4-1-2-11j.htm>)
- (注9) (日本政府) 知的財産戦略本部『知的財産推進計画2004』2004年5月27日、37ページ。
- (注10) 経済産業省『通商白書2004 ～「新たな価値創造経済」へ向けて～』2004年、194-195ページ。
- (注11) 「農産物の『大きさ・色・形』の既存の規格ではなく、農産物の価値を計る基準を『味覚・栽培方法・生産方法』等に求め、消費者の視点で策定し、表示していくことにより、農産物のブランド化を推進するため、平成14年10月2日に『長野県原産地呼称管理制度』を創設し、平成14年に醸造される日本酒及びワインから制度をスタートしました。／この制度では、農産物の原料や栽培方法、飼育方法、味覚による差別化を行い『信州で生産・製造されたもの』を自信と責任をもって消費者にアピール、消費者の信頼を得ながら生産者の生産意欲を更に醸成し、信州産農産物のブランド化を目指しています。／これまでに、延べ40品目のワインと171品の日本酒を認定しました。／また、米について、平成16年産米から制度をスタートします」(長野県農政部・商工部『長野県原産地呼称管理制度について』)。
- (注12) 「攻めの農林水産業の象徴となりそうな取り組みが『青森ブランド』だ。青森ブランドに関しては一昨年、県庁の若手職員らが、白神山地を主要イメージとした県全体の地域ブランド構築を提言し、他県やマスコミの注目集めている。／が、県側はこの提言とは一線を画する考えで、予算案には一次産品の差別化を図る認証システム構築の経費(477万円)、地鶏のブランド化事業(100万円)などを掲げた。／主に個別品目のブランド化を重点としており、知事は『シャモロックやトマトなど、今後伸びる分野で青森ブランドとして売り出したい』と話している」(『陸奥新報』2004年2月23日、「企画04年度県予算「財革」の中身(3)攻めの農林水産業-青森ブランド構築へ」)。
- (注13) 「この報告書『AOMORIブランド報告書』の中間報告書…引用者注。』がブランド・マネジメントの理解において、画期的だからである。そのコンテンツの構成を少し変えるだけで、ブランド・モデルの抽出がほぼ終わらせるほど完成度が高い」「ブランド体系における最上位のブランドを構築しようと考えていること。企業でいえばコーポレートブランドにあたる、事業や商品ブランドの傘になるべきブランド『青森』を想定している」二村宏志 [2003.6.2]、37ページ。
- (注14) 「企業ブランドの傘を利用したブランド体系の編成原理は、消費に関する知識と技術を十分に身に付け、自分独自のスタイルを主張するような消費者の前では、もはや通用しなくなってきたといわれている」青木幸弘 [1997] 151ページによる片平秀貴説の紹介。
- (注15) 「青森の動きが地域ブランド構築の先駆け／地域ブランド構築のトップランナーといわれるのは青森県だ。2002年3月には若手職員有志で組織した青森県ABMプロジェクトチームが『政策形成推進調査研究』という報告書をまとめ、横断的に県の各施策をマネジメントする手法としてブランド戦略を位置づけた。この報告書が全国的な地域ブランド戦略構築の動きを加速する大きな契機となった」日経産業消費研究所 [2004.5.3]、6ページ。
- (注16) 「なお、地域ブランドと似た概念として『地域CI』や『地域アイデンティティ』があると思われるが、これは基本的に地域内部の発想に起点を置いており、通常は市場(消費者)を視野に入れることはない。言わば、地域のための、地域による、地域のアイデンティティづくりに他ならない」青森県 [2003.3] 9ページ。
- (注17) 「基本的に地域ブランドは、地域固有の資源である商品・サービスの個別ブランドに対して一種の傘のように機能し、総括的地域イメージや信頼性、旅情感などを付加する。このことを個別ブランド側から見ると、個別ブランドに地域ブランドが付加されることにより、市場における競争力を一層増すことが可能」青森県、前掲書12ページ。
- (注18) 青森県、前掲書、13ページ。
- (注19) 青森県、前掲書、13-14ページ。
- (注20) 2004年5月21日、筆者によるヒアリング(青森県農林水産部総合販売戦略課 ブランド推進グループ村上泰浩・総括主幹及び菅慶一郎・主幹)及び説明資料による。
- (注21) 筆者によるヒアリング、2004年6月2日。
- (注22) 片平秀貴 [1999.7]、318ページ。
- (注23) 例えば次のように青森県と北海道との差別化が求められている。「攻めの農林水産業を進める県の総合販売戦略会議(議長・蝦名武副知事)で30日、事務局の県総合販売戦略課が作成した戦略の基本理念案に対し、前回会議に続いて再び委員から異論が出され、了承がまたも見送られた。…今度はキャッチフレーズ案の『北の彩り 青い森からの贈り物』に対し、否定的な意見が相次いだ。／特に『青い森』『北の彩り』という言葉に『観光の分野で五、六年前に作ったキャッチフレーズと基本的に一緒』(末永洋一・青森大学総合研究所長)、『どこかで聞いた言葉』(白川弘子・県消費者協会常務理事)と、多用を批判。『北海道のイメージと重なる。絶対にやめるべきだ』(金谷年展・慶応大大学院助教授)との指摘が複数あった」(『陸奥新報』2004年8月31日)。
- (注24) 北海道大学大学院国際広報メディア研究科 [2002.6]、50ページ。
- (注25) 下北ブランド開発推進協議会事務局 [2003.8]。なお、同協議会事務局は下北ブランド研究開発センター内

にある。

- (注26) 筆者によるヒアリング、2003年12月5日。
- (注27) 筆者による津軽在来「清水森ナンバ」ブランド確立研究会の傍聴、2004年6月3日。
- (注28) 「運動論と政策論とビジネス論を三位一体的に把握し進めることを目指し」ている北海道の事例を紹介し、「我が青森県も、北海道と同様に、中央依存型・公共投資型の経済構造にあり、これからの脱却が強く求められており、この課題の解決なくしては地域の発展・振興も困難な状況にあることが指摘されよう」として、「りんご産業クラスター」の創造を提案している。末永洋一 [2003.3]、9-10ページ。
- (注29) 北海道経済産業局 [2004.3]、5ページ。
- (注30) 北海道経済産業局、前掲書、15ページ。
- (注31) 北海道経済産業局、前掲書、15ページ。
- (注32) 印刷資料『「ふるさと産品消費県民運動」の推進について』より。

#### 〔引用文献〕 (引用順。除、新聞報道等)

- ・ 佐々木純一郎「日系中小企業の国際展開－縫製産業の日中国際分業の事例－」『日本貿易学会年報』第39号、文真堂、2002年3月
- ・ 日本関税協会『関税年報 平成14年版』2002年7月31日
- ・ 青森県『輸入野菜の急増による「セーフガード」発動に関する要望書』、2000年12月19日
- ・ 経済産業省通商政策局『不公正貿易報告書 2004年版』2004年4月15日
- ・ 長谷川実也「WTO新ラウンド－その論点と展望 第3回 地理的表示と原産地規則」『貿易と関税 通巻第600号』2003年3月
- ・ EU Background 01/04 2004年2月10日 <http://jpn.ccc.eu.int/japanese/press-info/4-1-2-11j.htm>
- ・ (日本政府) 知的財産戦略本部『知的財産推進計画2004』2004年。
- ・ 経済産業省『通商白書2004 ～「新たな価値創造経済」へ向けて～』2004年7月5日
- ・ 長野県農政部・商工部『長野県原産地呼称管理制度について』
- ・ 二村宏志「地域ブランドの時代／愛知県&青森県」『日経地域情報 第416号』日本地域経済研究所、2003年6月2日
- ・ 青木幸弘「ブランド階層とブランド体系」青木幸弘・小川孔輔・亀井昭宏・田中洋編著『最新ブランドマネジメント体系－理論から広告戦略まで－』日経広告研究所、1997年
- ・ 日経産業消費研究所「特集 47都道府県調査『地域ブランド構築で経済活性化』」『日経グローバルNo.3』日経産業消費研究所、2004年5月3日
- ・ 青森県 (ABMプロジェクトチーム)『2002「AOMORI (青森)」ブランドの戦略的マネジメント手法の確立について－本県独自のBI (ブランドアイデンティティ) 構築とブランドマネジメント体制等の検討－』2003年3月
- ・ 片平秀貴『新版 パワー・ブランドの本質－企業とステークホルダーを結合させる「第五の経営資源」－』、ダイヤモンド社、1999年7月
- ・ 末永洋一「『りんご産業クラスター』形成に向けて (試論)」青森大学附属産業研究所『研究年報』第25巻－第2号、2003年3月
- ・ 北海道経済産業局『北海道産業パワーアッププログラム～地域から産業のルネッサンスを興そう～』2004年3月
- ・ 北海道大学大学院国際広報メディア研究科『公開シンポジウム「北海道ブランドの新世紀」報告書』、2002年6月18日
- ・ 下北ブランド開発推進協議会事務局『下北ブランド開発推進協議会会報』No.4、2003年8月
- ・ あおもり県民政策ネットワーク『あおもり県民政策ネット通信』Vol.11、2004年6月30日



# 記録・文献で辿る(読む)イザベラ・バードの『日本奥地紀行』 － 矢立峠、碓ヶ関と碓ヶ関の人々－

Isabella L. Bird at the Yatate Pass, Ikarigaseki and People in Ikarigaseki as described in her  
*Unbeaten Tracks in Japan*, Traced through the Contemporary Minutes and Literature

齋藤捷一\*・高畑美代子\*\*

Shôichi SAITO\* and Miyoko TAKAHATA\*\*

キーワード：イザベラ・バード、『日本奥地紀行』、碓ヶ関、矢立峠、オベリスク、  
戸長 葛原伊惣助

Key Words : Isabella L. Bird, *Unbeaten Tracks in Japan*, Ikarigaseki, the pass of  
Yatate (Yatate) , obelisk, Kôchô Kuzuhara Isosuke

## 要旨：

英国の女性旅行家イザベラ・バードの書いた『日本奥地紀行』（*Unbeaten Tracks in Japan*の一部）の青森県碓ヶ関村での記述を当時の公文書やそれに近い時代に書かれた紀行等を読みながら辿っていく。彼女が越えた矢立峠を、江戸時代にそこを通り過ぎて行った人々（菅江真澄や吉田松陰等）の紀行と比較対照して、西欧文化を基盤にした視点と日本文化に基づいた視点の差異を考察した。

またバードが記したオベリスクを検証し、オベリスクと青森県大鰐町にある「石の塔」との関係について検討した。次に、彼女が青森県に入った日の大雨を公文書や当時の家日記等の文書を用いて、事実確認をした。

さらに、当時の村の宿屋や産業、公共施設などの状況を調査した。同時に、万延元年（1860）に書かれた紀行等から彼女の止宿先を後の葛原旅館と認定し、江戸時代の旅籠宿葛原から彼女の止宿した其の後までを追跡できた。また、彼女の碓ヶ関でのコミュニケーションを考察する資料を発掘し、宿の亭主（house-master）や彼女の出会った戸長（Kôchô）の人物像に迫ることができた。バードの記述から出発し、江戸末期から明治時代にかけての碓ヶ関を文書資料と多角的視点で、当時の碓ヶ関の復原を試み、再びその情報をバードに返すことにより、より深いイザベラ・バードの理解に繋がれると考えた。

## Summary :

The lady Traveler Isabella L. Bird's stay and journey at Ikarigaseki as described in her *Unbeaten Tracks in Japan* is traced through the contemporary minutes and literature, especially compared with the literature which was written by such famous Japanese travelers-learned men as Sugae Masumi, Yoshida Shouin, who had passed through the pass of Yatate where just after a short interval of time she also traveled over, the main point of reference of the comparison being their respective points of view each based on Japanese as well as Western backgrounds.

---

\* 弘前大学大学院地域社会研究科（後期博士課程）地域文化研究講座

Regional Cultural Studies, Regional Studies (Doctoral Course), Graduate School of Hirosaki University

\*\* あおもりくらしの総合研究所

Institute of Aomori livelihood

One feature is the ‘obelisk’ which Bird wrote about, that was found, on inspection, to be the ‘*Ishinotou*’ (the Stone Tower) in Owani town.

We also researched the day of the storm that she met with and found the contemporary official documents and articles printed in the contemporary news paper about the plight of the storm. In addition, we studied about the inns, industry, and the public facilities, etc in Ikarigaseki at the time on which she is writing minutely. For example, the Yadoya (country inn) where she had stayed has been identified to be the *Kuzuhara's* that became afterwards a fantastic hotel in Taishou era.

As a starting point for our study we begin with what Bird herself writes, and then trying to reproduce what Ikarigaseki of those days looked like by mobilizing the remaining local minutes and literature of the time and utilizing multiple and historical perspectives, and finally, turning back again to her, with all the knowledge thus obtained, we would have hopefully situated her in a more realistic and deeper historical stage of the northernmost part of Japan at the turning point of the era.

## はじめに

英国人女性旅行家イザベラ・バード<sup>1</sup>は明治11年（1878）日本にやって来た。『種の起源』を書いたダーウィン<sup>2</sup>の薦めもあり、外国人の歩いていない地を目指し、「蝦夷」へ向かって北日本を羽州街道伝いに進んでいた。新潟を出て以来の悪天候に阻まれ、本州北端の青森県にやっと入ったところで、かつて関所があった県境の村、碓ヶ関で足止めされた。本論文は彼女の碓ヶ関での記述（『日本奥地紀行』）を文献・記録を引きながら辿っていく。その目的のひとつは、彼女の歩いた時代の碓ヶ関を鮮明に浮かび上がらせるための資料集の一部とすることである<sup>3</sup>。第二には、それを用いながら、日本人が書いた紀行などとの比較から異邦人としての彼女の視点がこの地域の自然理解に投げかけたものを考察することにある。第三は、明治新政府の制度下の末端でそれを遂行した人々とバードの接点を明らかにすることである。それは、バードの日本の農村観を理解する上で必要な基盤をなすものであると考えるからである。

## I. 新聞に載ったイザベラ・バード

日本におけるバードに関する外国人による記述は、アーネスト・サトウ<sup>4</sup>、クララ・ホイットニー<sup>5</sup>等の日記、チェンバレン<sup>6</sup>、ブラキストン<sup>7</sup>、パークス<sup>8</sup>等の著書の中に度々見られる。これらの人々は同時期に日本に滞在していた。しかし、日本人が彼女の行動を記した足跡はなかなか見つからない。明治11年12月18日の讀賣新聞に「英國人のボルド氏ハ府下の火葬場を見分したいと東京府へ願ひ出て昨日桐ヶ谷村の火葬場へ参られたといふ」という記事が載った。このボルド氏こそイザベラ・バードのことであり、性別を間違えられた彼女は、翌日の新聞に改めてエヂンボルグの婦人ミス、ボルドと訂正され、諸国を遍歴する婦人として紹介された。この記事について、『日本奥地紀行』の最後に原注として<sup>9</sup>チェンバレンの逐語訳と共に、「私のこの遠出について、次のような非常に不正確であるが面白い話が『読売新聞』に出た。」と彼女は書いている（写真1）。

南北アメリカよりサンドイッチ諸島に立ち寄り、5月上旬日本に来て国々を巡ったことや書物著述も沢山ある学者故知事も面会し、自分の馬車を貸したことが記事になっている。讀賣新聞の記事とチェンバレンの英訳は次のようである。



写真 1-1

写真 1-2

写真 1-3

写真 1-1. 明治11年12月18日の読売新聞に載ったバードの記事。

写真 1-2. 明治11年12月19日の読売新聞 (□で囲った箇所がバードの記事)

写真 1-3. 明治11年12月19日の読売新聞に載ったバードの記事

## チェンバレンの英語逐語訳

It is a literal translation made by Mr. Chamberlain.

“The person mentioned in our yesterday’s issue as ‘an English subject of the name of Bird’ is a lady from Scotland, a part of England. This lady spends her time in travelling, leaving this year the two American continents for a passing visit to the Sandwich Islands, and landing in Japan early in the month of May. She has toured all over the country’ and even made a five months’ stay in the Hokkaido, investigating the local customs and productions. Her inspection yesterday of the cremation ground at *Kirigaya* is believed to have been prompted by a knowledge of the advantages of this method of disposing of the dead, and a desire to introduce the same into England(!) On account of this lady’s being so learned as to have published a quantity of books, His Excellency the Governor was pleased to see her Yesterday, and to show her great civility, Sending her to *Kirigaya* in his own carriage, a mark of attention which is said to have pleased the lady much(!)”

バード自身はこの記事を間違いが多いと指摘しているものの、彼女自身を端的に表している記事である<sup>10</sup>。

イザベラ・バードは、火葬場や共同墓地について「東京に関する覚書-結び」<sup>11</sup>の中で取り上げている。「日本人の性格で、尊敬に値する二つの特徴は、死者に抱く敬意と全身全霊で墓地を美しく魅力的にしようと心をくわしていることである。」<sup>12</sup>と日本の墓地を賞賛している。また火葬についても、公衆衛生と埋葬地の問題とを示し、彼女が日本の埋葬システムに関心があったことをうかがわせる。彼女の日本のシステムに向けられた眼差しは、火葬から町並み、また明治政府が取り入れた学校・病院・郵便といった制度に向けられている。

## Ⅱ. 記録・文献で辿るイザベラ・バードの碓ヶ関

### 1. 碓ヶ関に残るイザベラ・バードの記憶

昭和39年(1964)に発行された『津軽っ子』という本がある。著者の斎藤かをり<sup>13</sup>は明治38年に碓ヶ関尋常高等小学校高等科1年に転校し、3年間をそこで過ごした。その記憶を基に書かれたの

が『津軽っ子』の第五・六章である。その一節に次のように書かれている。

「○文の暗誦

先生は沢山の文章を暗誦させて下さいました。関の大火のことを書かれた先生の文をまず暗記させられました。全文は覚えていませんが、結びのところ、「マッチ一本が全村を焼きつくす、こどもの火遊びはもってのほかの沙汰である。」あれから何十年か経った今もこれは忘れていません。そういえば碓ヶ関の大火はこどもの火遊びが原因であったのだそうです。

「昔イギリスの何とか言う人（私が忘れたのです）は食待つ間の少時間にペンを走らせたのが、つもって十年の後には立派な本になった。時は金なり。」これも先生の作文の一節です。このことばはずっと私の心の中に生きています。」<sup>14</sup>

ここに出てくる先生は石田政蔵<sup>15</sup>でイギリスの何とか言う人はイザベラ・バードのことではないかと思われる。そうだとすると彼女が村の人々を観察していたように、村の人々も彼女を観察していたのである。少しの時間の合間に筆を走らせる彼女の姿は、明治38年の碓ヶ関でまだ語り継がれていた。子ども達がこの先生の文を暗誦させられていたとすると、彼女の逗留は永く人々の記憶に留まっていたことになる。さらに注目すべきことは、彼女の紀行が出版されていることを石田先生は知っていたことである。『日本奥地紀行』に再三書かれている音読する日本の子どもの姿の中に時を経て、イザベラ・バードが音読の教材として生きていたのは偶然なのだろうか。

## 2. 矢立峠

「矢立峯 碓ヶ関の南一里二十八丁十三間にあり秋田街道あり」『新選陸奥国誌』<sup>16</sup>

### (1) 羽州街道と矢立峠

羽州街道<sup>17</sup>を来たバードは久保田（秋田）を経て秋田県と青森県の県境である矢立峠<sup>やたてとうげ</sup>に来る。彼女は、ヤダテ峠（the pass of Yadate）と書いているが、ヤタテと読む。この峠は天正年間（1573～92）後期に津軽為信の比内進攻のため開かれたとされている<sup>18</sup>。峠には杉の巨木があり、「矢立の杉」と言い、この杉をもって青森県と秋田県の県境とした。

バードより90年前、天明7年（1787）季節もほとんど同じ7月14日に巡見使に随行して峠を通り、碓ヶ関に止宿した古川古松軒の記述は以下のようである。

十四日大館出立、二里白沢、二里半奥州津軽平鹿郡碓の関止宿。この道みち見物所もなき淋しき街道なり。奥羽の界は矢立峠と称して嶮しき山越えにして、頂きより少し下りて矢立の杉という大木あり。この側に〔図略〕かくの如くのものあり（東の方は羽州。出ばりて見ゆ）。矢立の杉由緒なく、これより十余町下には番所なり、往来の人を改むる所なるべし。それよりまた十余町下りて中の番所というあり。初めに同じく、碓の関は町の入口に谷川ながれ板橋かかる。左右柵を結び廻して関門あり。内にいれば番所ありて、武器かざり、嚴重なることなかなか箱根の御番所などの及ぶことにあらず。普請至って念の入りし番所なり。如何の訳ありてかく念の入りし関所なるやと聞きしに、弘前候参勤交代の時立ち寄り給うという。また町に入りて一町はどゆけば、弘前侯の衛茶屋あり。館造り廣大もなく見え侍りしなり。これは津軽侯御参観のせつ御止宿あるゆえと土人物語なり。碓の関はようよう五十軒ばかりの町なり。しかれども羽州秋田辺の民家よりもよし。（『東遊雑記』平凡社 1964, p.97）

また1802年の碓ヶ関を伊能忠敬は次のように記した。

・長走村（入口同前）、出口に久保田（秋田市）の番所あり（是より同様山合、右は高山麓、左田一二丁山）、陣場平村（長走村枝郷、村外に川あり）、則山間谷（田地なし、畑少し）、それより四十八川と云て、一流を十七度渡る。道甚悪し。それより上り矢立峠なり。嶮岨に而行路狭く、木蓋て闇し、釈迦内より雨降出し。折ふし風雨頗なれば、甚難儀に及べり。峠の上に奥羽の堺杉木あり。南は出羽国秋田郡久保田領、北は陸奥国津軽郡弘前領なり（碓ヶ関村役人界に出迎、尤一人）界より下る。下峠は秋田領、上峠より道路広よし。下て平なり。左の方に弘前の小番所あり。無程石の方に小番所あ

り。是は南部往來の改と、又材木伐出しを改る所なりと。碓ヶ関入口に弘前の大番所あり。普請もよく、流水を脇と前になし。嚴重に見ゆ。奥羽一の番所と見ゆ。右流は十三湯へ落る源なり 釈迦内より五里〇四丁五十一間)、碓ヶ関(町と号す。家百二十軒)ハッ後に着。矢立峠より風雨益強、夜に入大風雨、稲作を損す。止宿与十郎。同八日 暁七ツ頃迄風雨、六ツ頃止。碓ヶ関出立(村外より流水を左右に度々渡る。左右田地二三丁一二丁)(佐久間達夫校訂、『伊能忠敬測量日記』第1巻 大空社 1998, p.40)

吉田松陰が『東北遊日記』に次の文を記したのは1852年である。

久保田より綴子・大館に至るまでは稍寛廣の地ありしも、漸く北して漸く迫り、四十八川に至りて極まる、乃ち矢立嶺あり。川流の源を此れより編發するものは皆野代川に注ぐ。嶺の雪深さ尚ほ二尺餘あり・山木翳翳す。其の嶺を奥羽の界と為す。川と嶺と天の奥羽を疆る所なり。而して佐竹侯の其の路を修せざるも亦故なきに非ざるに似たり。然れども津輕已に南部に善からざれば、則ち其の江戸に往來するには必ず此れに由らざるを得ず、而も道路の荒廢かくの如し。隣と交はるの道果して如何ぞや。……

云はく、

兩山屹立如屏風	兩山屹立して屏風の如く
一溪屈曲流其中	一溪屈曲して其の中を流る。
山窮水極欲無路	山窮き水極まり路なからんと欲し、
矢立之嶺當其衝	矢立の嶺其の衝に當る。
杉檜掩天晝亦暗	杉檜天を掩ひて晝また暗く、
天以絶險疆二邦	天絶險を以て二邦を疆る。

嶺を下り橋を渡りて關に入る。乃ち津輕の置く所、驛を碓關と曰ふ、温泉あり、浴す。(吉田松陰『東北遊日記』吉田松陰全集第十巻 岩波書店 1939)

『新選陸奥国誌』には次のようにある。

矢立嶺 秋田に越る官道にして本村の南一里半九丁十三間同所一根の杉樹あり圍一丈あり矢立杉と云ふ(第2巻 p.212)

これらには、境の矢立杉として書かれているが、寛政5年(1793)の木村謙次の『北行日録』にだけは、「番所ヨリ一里ハカリ登リテ矢立峠ニ至ル、津輕秋田の境ナリ、杉樹ニ圍落シテ界牌トス…」と杉に圍いのあることが書かれている。

圍いを廻したいきさつについては、『御用格』<sup>19</sup>に、次のように記されている。

#### 矢立杉(1744~1758)

- 一、御境矢立杉株朽損跡江杉植付之儀ニ付、秋田役人より書翰并对談之儀委細有之、  
延享元年十一月廿四日
- 一、御境矢立杉株江柴圍之矢來致候付、秋田役人より書翰并矢來入用申立委細有之、  
延享三年三月廿八日
- 一、御境矢立杉植替并伐木等之節、出会日限之儀委細別帳有之、  
宝曆八年四月十一日
- 一、御境矢立杉圍矢來繕直之儀ニ付、出会之儀委細申出有之、  
但天明四年四月三日、同様之儀有之、  
宝曆十一年五月十七日

また柵については、古川古松軒(1788)に「[是より 西北 津輕]の如きしるしあり。」と記された絵図<sup>20</sup>がある。『御國巡覽滑稽噓盡戲』(1860)<sup>21</sup>には、「御境杉柵立ちのもと、木の根に腰をかけて憩ふ」とあり、柵のあったことが記されている。

いずれにも矢立の杉の記述があり、この大杉をもって県境としたことが分かる。また秋田県と青

森県の県境の稜線は杉の森であり、江戸時代には、その伐採は双方立会いのうえで行われていた。

以下は『御用格』<sup>22</sup>に見られる「御境伐木」に関する記述である。

寛政五年六月十三日 (1790)

- 一、山奉行申出候、虹貝村領御山之内秋田村御境伐木有之二付、碓ヶ関町奉行より書翰、并先格之通碓ヶ関勤番・足軽目付・町同心警固・山方警固兩人、其外庄屋・五人組・山作人夫等罷出候様被仰付度義、申出之通夫と申遣之、

享和三年三月廿九日 (1802)

- 一、碓ヶ関町奉行申出候、碓ヶ関領御境於小繫嶺杉壺本伐木有之、去ル廿七日勤番并町同心・山作人夫共相詰、秋田役人出会之上伐株江書付いたし相済候旨、承届候、

同年二月廿一日 (1802)

- 一、山奉行申出候、碓ヶ関領御境於小繫嶺杉壺本伐木有之二付御双方役人出会之儀、秋田表より之来状并碓ヶ関町奉行返簡案文、右出会之節前と之通同所勤番目付・脇道番人并同所町同心警固・庄屋・五人組・人夫共罷出候様、申出之通

また吉田松陰（1852年）は道路の荒廃を眼にして、隣と交流する道はどうなっているのかと記しているが、矢立峠は天正年間<sup>23</sup>に開かれて以来幾度も改修され使われてきた羽州街道の要所であった。

峠の改修工事は明治10年4月～8月にかけて行われた<sup>24</sup>。その翌年に、イザベラ・バードはまだ真新しい道を通り、秋田県から峠を越えて、青森県へと入って来た。また青森県史には、明治12年に矢立峠に車道（馬車）が開かれたことが記されている。出来上がったばかりの新道に関しては‘This is a marvelous road for Japan, it is so well graded and built up, … I admire this pass more than anything I have seen in Japan’ と道の立派さとその美しい景色を今までで一番いい道と述べている。ところで、バードは、道について、‘When I write of a road I mean a <sup>road</sup>bridle path from four to eight feet wide, kuruma roads being specified as such.’<sup>25</sup> 「私が道路として書く時は、四フィートから八フィート（1.22～2.44m）の幅の乗馬道を意味し、クルマ道路はそれとして明記する。」<sup>26</sup>と書いている。ここでは、彼女の定義からは、bridle path（車の通れない）乗馬道ということになる。（ ）内は、筆者。

バードから過ぎて、30年近い、明治38年に、先のバードを教材にして暗誦したと書いている斎藤かをりは、営林署勤務の父の転勤に伴い碓ヶ関舟岡に来た日の感想を『津軽っこ』<sup>27</sup>に次のように書いている。

私たちの住む官舎は、この車であと三十分、やはり奥州街道\*を南に行ったところ、碓ヶ関村大字舟岡というところにあると聞かされました。荷馬車は相変わらず石ころのでこぼこ道をゆっくりゆっくりがらがらと馬の足にまかせて進んで行きます。村はずれの橋を渡るとちょっとしたたんぼがありました。それを過ぎると、杉林が眼の前に迫っている山あいにはさしかかり、細い川に浴って奥へ奥へと吸い込まれて行くように感じました。

\*羽州街道を奥州街道と書いている。

この頃までは、矢立峠は時の移り変わりに関わりなく、古道も新道共に、バードが書いているように「うす暗く、厳かな」森の峻険な県境の道であった。

これより古く、バードの丁度100年前、安永7年（1778）7月に碓ヶ関の旅人となったのは、『遊奥曆』<sup>28</sup>に「…是日過碓ヶ関、関史識、行旅、…」と記した沢元愷である。それからおよそ10年後、天明6年（1787）に、橋南雞は、その著『東遊記』に「津軽の入口、碓ヶ関といふ所は町中に温泉<sup>29</sup>もあり、諸方より常々入湯人も多く、此辺にては最繁華の地也。此所に一宿せしかば、…」と記した。このときは、天明の大飢饉の頃で、「此所は三百軒の所なるが、大かた餓死して人の活き残りて煙を立てる家は今纔に八十軒にして、其中に男子は多く死して、今に活き残れるは大かた女ばかり

りなり。男女配合して見るに男壱人に女四人半に当たる」と書かれており、特に男の餓死者が多かったようである。その翌年の古川古松軒が家五十軒とより少ない軒数を記していることが更なる飢饉の影響なのかは気になるところではある。

これらの日本人の記述と比較してバードのそれは、自然がより鮮明に表現され、荘厳な杉の森に覆われた峰は、水と光が支配する自然として描かれている。豪雨に遭遇したこのときは、圧倒的水の力が勝っているにも関わらず、光が見え隠れする文章となっている。

バードは他の人々と離れて、一人小雨の矢立峠の頂上に上り、目にした巨大な杉を、「ピラミッド型の杉が茂り、実に絵のような眺めであった。」「船のマストのように真っ直ぐで、光を求めてはるか遠くまでその先端の枝をのばしている。」と表現した。その矢立峠と矢立杉の記述は吉田松陰、古川古松軒などにも見られる。両者の記述と比較してみるとその視線の差は明らかである<sup>30</sup>。日本人の三者は、矢立の杉がある事を記し、天に木で蓋をしたような、昼また暗くと鬱蒼とした様子を表す。古松軒は「由緒なく」と由緒書きのない事を気にかけている。彼らと比較して、バードは、樹木の香り、下草の羊歯、小川の音と詩的な表現で書き出す。そして、彼女の使う比喩は、自ら体験したロッキー山脈や(アルプス山中の)ブルーニツヒ峠であり、ピラミッドや船のマストである。これらは、欧米文化を基盤としたものである。古川古松軒が、箱根の番所と比較し、松陰が漢詩の作法によりその印象を残したのとは異なった文化基盤からの眼差しがある。その西欧人には想像の手がかりとなる表現は、何か眩しいような印象を与える表現である。そこを通った日本人の表現対象とならなかった峠全体の地から天までの音、香り、下草のそよぎなど、信仰と女性という特性がわずかな文章に見て取れる。彼女の用いる対比は「そのとどろき響きわたる低音<sup>バス</sup>は、軽快な谷間の小川の音楽的な高音<sup>トレブル</sup>を消していた。」<sup>31</sup>とあるように、高音-低音のように二項対立として表現される。桃色-緑色の岩、光-湿って木陰、立派な橋-バラ(スコットランド西北の島)の小屋のように表現され、その比喩は、常に彼女の属する欧米文化に依存する。また、それは彼女からの伝達を受け取る人々の文化でもある。欧米に日本の「未踏の地」を伝えようとする時、伝達者と、それを受け取る読み手の文化に依存するのは、言語がそれぞれの文化に育まれているということからは当然の帰結である。この場合は発信者(バード)と受信者(読者)は同じ文化環境にある。このような例は、例えば岩倉使節団の一行が、英国で、ビスケット工場を見た時、干菓子(和菓子)をつくる工場に驚くのと一緒である。ビスケットを知らない人にそれに近い自文化の類似で想起してもらうのである。時によっては、似て非なるものもあるが、異文化理解の手段としていい方法なのである。

しかし、ここに示した日本人の手による表現は、峠を越える古道を通った人々のものであり、新たに開通したばかりの新道を通ったバードとは、異なる。しかし、彼女の記述によれば、彼女は、「他の人と別れ(二頭の馬と三人の男)一人峠から反対側に下りた。」<sup>32</sup>とあり、青森県側の矢立峠は松陰等と同じ古道を通っている。とはいえ、一概に比較は出来ないものの、それでも向けられた視点の差異を見ることは出来るものと思う。

## (2) オベリスク

バードは、「矢立峠の頂上には立派な方尖塔<sup>オベリスク</sup>がある」と次のように記している。‘the pass of Yadate, on the top of which, in a deep sandstone cutting, is handsome obelisk marking the boundary between Akita an Aomori ken.’<sup>33</sup>しかし、現在矢立峠には、オベリスクらしいものはなく、同時代あるいはそれに先行して、矢立峠を通った菅江真澄、古川古松軒、松浦武四郎等の記述にもそれに該当するものはみあたらない。また藩日記などにも、石碑らしいものを設けた記録を発見できなかった。

彼女がobeliskという言葉を使っていることに関して、①バード自身が見分けて、obeliskと判断した、②バードが目にしたものを通訳の伊藤がobeliskと言った、③obeliskあるいは彼女がobeliskと判断するような会話や図などがあった、④伊藤が聞いたことをobeliskと通訳した、の4通りが想定できる。

①②と想定した場合、バードに前後する時代の紀行や文献に何らかの記載が無いとは考えられない。矢立峠の県境の矢立杉を記したものは多いが、石碑、石塔に関する記載は見られない。境の杉に関しては、その切り株に囲いを廻したことや柵のあったことは書かれている<sup>34</sup>が、方尖塔オベリスクに関する記述を発見することはできなかった。また①②の場合には、一里塚の存在を顧慮する必要がある。『青森県歴史の道調査報告書 羽州街道』には、「現在矢立峠以北の羽州街道沿いには、確実に一里塚と考えられるものは残存しない。」としながらも、慶安の「御郡中絵図」には矢立峠の藩境に一里塚が記されていることを報告している。また、「一里杭の可能性もある」<sup>35</sup>と記されているが、これらの塚あるいは杭は石製でないので、バードの言う obelisk にはならない。

③④の場合は、矢立峠以外の県境に obelisk があることが考えられる。この③に該当するものを探すと大鰐町の早瀬野<sup>36</sup>の県境には「石の塔」と呼ばれる巨岩がある(写真2)。「石の塔」は高さ24メートル周囲74メートルの天から降ってきた戸に言い伝えのある流紋岩質凝灰岩(バードは砂岩と書いている。)の自然石で、深い切れ込みのある岩である。handsome という言葉は路傍の岩、石というよりは、大きなものを指すことが考えられ、marking the boundary between Akita an Aomori ken. は県境、また in a deep sandstone cutting から深い切れ込みなどの条件を示すのでこれに最も近い。特に④と想定すると「石の塔」をオベリスクと通訳して伝えることは充分考えられる。これらのことから、バードに関しては、③④の場合が想定され、「石の塔」を何らかの事情でバードが矢立峠にあると勘違いして書いたと考えられる。また、矢立峠と石の塔の距離は、直線で約8.3kmあり、前に高い稜線が立ちほだかり、矢立峠からは、直視する事ができない。また、碓ヶ関と石の塔の間は、直線で約15kmあり、彼女の逗留期間は、大雨で橋々が落ちていたという状況もあり、水の引くのを待っていたバードは、見物に行くことはできなかったと考えられる。そこで、彼女は碓ヶ関の宿屋(葛原大助宅)で地図を広げ青森への全ての道を検討したとあることから、ここで亭主か戸長等<sup>37</sup>から話を聞か、絵図の様なものを見せられたのではないかということが真相と思われる。



写真2. 石の塔

「石の塔」については、寛政8年(1796)に南津軽郡を歩いた菅江真澄も次のように記している。

「長床石というところをのぼると、高い杉のむらだつ梢を越えて、大石の頂が見えた。これを御石おといい、うぶすなという。この石の高さは十丈ばかり(三十メートルほど)もあろう、周囲も同じぐらいあるであろう。石のすがたは、てのら掌をつとたてたようで、ふりあおぐと雲がわきおこるほど高くそびえている。秋田路からは、ここをさして二本杉の峠などといっている。石のもとにささやかな堂があって、薬師仏をまつっていた。」と記している。菅江真澄は「湯浴みにきた人ですか」と問われ「いや、三つ目内の山奥の石の塔を見にきて、途中で日が暮れたので」<sup>38</sup>と答えている。

万延元年に書かれた『御國巡覽滑稽噺盡戯』<sup>39</sup>には次のように記されている。

石の塔(早瀬野山中津軽秋田ノ御領境峯頂ニ有、蔵館ヨリ三里半弘前ヨリ六里ヨ。石形同のごとく、高サ八丈五尺、メクリ廿五丈七尺、前面中ころへ凹みて頂上にかぶさり、数十人雨露を凌ぐべし。諸国類じなき巨岩なり。前に小祠あり薬師如来を安置す、毎年四月八日遠近参詣多し。)

登場人物の喜次郎兵エが「うごきなき国のしるしと見あくれば いと巨石の塔もいはれぬ 彌太八も

一首こぢつける 江戸ッ子もきやうさましたる石の塔 にははともあれこれそ家土産<sup>つと</sup> とあり、続けて、相棒の喜次が「いかさま咄しに聞いたより大石だ。唐天竺はいざ知らず日の本にハ二つとあるめへサア神酒を呑んで腹を拵えふ。」と応える。「石の塔」が信仰の対象であり人々に知られていた巨石であったことが記されている。

また、幕末から明治初期にかけての津軽を代表する画家で国学者でもある平尾魯仙は、「石臺（石の塔）」の絵<sup>40</sup>を残している。

「石の塔」を県境とする道は、番所を通らずに津軽藩と佐竹藩を往復できる間道で持あった。

『御用格』<sup>41</sup>には、以下のような早瀬野口往来差留の記載がある。

同十一年五月二日 [文化11年(1814)]

一、他領者入込御メ合不宜候ニ付早瀬野口往来差留、三御関所ニ而旅行帳相改井諸寺院ニ而他領者住職等之儀、委細三奉行沙汰申出之通、但委細八郡奉行・町奉行・九浦町奉行之部へも可相記事、「石の塔」に関しては、明治5年から編纂が始まり同9年に刊行された『新選陸奥国誌』<sup>42</sup>にも見られる。

石ノ塔 早瀬野村の西南の方三里に秋田界石倉山の頂にあり崙の高十間余廻り六十仞形塔の如し岩下洞中小祠あり少彦名命を祭る

### 3. 明治十一年七月三十、三十一日の大雨 — 正確な大雨の情報

#### (1) 大雨の記事

彼女が矢立峠の新道を通りやって来たのは7月末日である。8月2日の記述には「大雨のため二日もここに足どめされている……大雨が六日五晩続いている。……このような豪雨は、私が赤道で、一度に数分間続くのを見たことがあるだけである。」<sup>43</sup>と大雨で碓ヶ関に留まることを余儀なくされたことが記されている。記録的な豪雨で、当時青森で発刊されていた「北斗新聞」に記事として出ている。それによると大雨は7月22、23日と7月30、31日の2回あり、水害があったことが記されている。また「このような気候は30年間なかったという」<sup>44</sup>と降り続く雨にうんざりした彼女は大館で書いているが、記録に残る平川の大洪水は弘化元年(1844)であり、30数年前の災害を人々は記憶に残していたのである。その記述は臨場感にあふれている<sup>45</sup>。

彼女は、「岩石が崩れて、落ちながら他の樹木を流した。…地震のときのように音を轟かせながら山腹が崩れ、山半分がその気高い杉の森とともに、前につき出し、樹木はその生えている地面とともに、まっさかさまに落ちて行き、川の流れを変えた。」「川はすさまじい音をたてながら流れ、人間のか弱い声を消してしまい、天から降ってくる雨は森の中を音を立てながら降っていた。樹木や丸太は山腹からがらがらと音を立てて落ちてきた。」<sup>46</sup>とそのすさまじさを描写している。その水害の青森県に残る記録は次のようである。

7月22～23日の水害 [7月31日付 北斗新聞]

平川大洪水堤や道路の破損田畑も傷み川欠等枚挙に達あらねど蔵館村では家二軒流れて根板より三尺余も上に水がつき浅き所で一尺位つかぬ所はなく大鰐村では湯小屋が二棟流れて(以下省略)

7月30～31日の水害 [明治十一年八月三日 公文録]<sup>47</sup>

第二十一号

管下出水之儀ニ付御届

当県下出水之儀ニ付七月二十七日付及御届候末尚同月三十日午後ヨリ大雨降出し三十一日二至り終日不歇各所ノ河川一層水勢ヲ増 就中津軽郡甚數数百ヶ村水害ヲ蒙り數千町之田畝満面滄湖ノ如ク漲流人家ヲ侵シ困難之状態ニ有之近来稀成洪水ニ付引続掛り官負派出申付水防ハ勿論差向ノ救助等為到置候追テ取調濟之上御届可仕候得共不取敢此段御届申候也

この期間の大雨は平賀町に残る江戸・明治の農村の生活が記された『木村日記』<sup>48</sup>にも出てくる。

明治十一年戊寅年

一、四月末頃 米壺俵金貳円三拾銭夫より段々下落ス

中略

一、六月十七日 洪水

一、同廿三日 大洪水蔵館村壺戸流 所々堤防街道田畑損スル事天保十五辰年よりも甚タし橋々不残  
碓ヶ関ヨリ下り流失唯藤崎村橋而已（7月23日の誤り）

一、七月三十日 又大水尾崎村武田勘之丈別家ノ親父並小兒流死 新屋町村武戸大痛之由 荒田村橋  
痛損同廿三日ニ小国村自戸太郎家流レ外三戸大痛ミ

明治11年の7月は22、23の両日と30、31日の二回の水害があり、バードが来る直前の洪水で既に碓ヶ関の下流の橋は全て流出していた。24日に久保田（秋田）で「長雨と大水の災害」が来そうだと予感している。「道路が通れなくなったとか、橋が流された」<sup>49</sup>という情報が錯綜していて足止めされていたが、やっと天候の回復の兆しが見え、久保田を出立するのは26日である。27日に鶴形に着いた彼女は「すばらしく上天気で夏の太陽は全てに光を注いでいる」<sup>50</sup>と述べている。しかしその上天気も長くは続かず、28日の午後には「恐ろしいほどの雨」が降り、その日は豊岡に泊まる。翌日大館に到着し、翌29日の朝は「明るい青空が拭ったようにきれいに現れ」<sup>51</sup>川が渡れるようになる昼まで待って出立するが、結局、「ひどい雨の中」を白沢に到着する。30日には、白沢で、朝5時から8時まで滝のように流れ落ちる雨が降ったと書いている。彼女が白沢を出たのは、8月2日の記述に「一昨日の正午」<sup>52</sup>とあること、から31日となる。しかし彼女の書いているような大雨の振り出しは青森県の資料からは30日である。30日の稿を午前中に書き、出立したと考えると公文録の「三十日午後ヨリ大雨降出し」に該当し、また、彼女自身の「峠の絶頂のところ、一日中降ってはいったものの小雨であったのが、烈しく降り出し、やがて土砂降りとなった。」という記述にも一致する。さらに、彼女が来た日の大雨で「下流の橋は朝のうちに流されてしまい」<sup>53</sup>、彼女の到着後、残っていた上流の橋も崩壊し、碓ヶ関村は完全に孤立してしまう。実際は、7月23日の『木村日記』には「橋々不残碓ヶ関ヨリ下り流失」と記されていることから23日の大雨で流されてしまっていた。30日あるいは31日までどのくらいの橋が復旧していたかはわからない。同書には、30日に「又大水」と書かれていて31日の記述がない。しかし上に示した[公文録]に「三十日午後ヨリ大雨降出し三十一日ニ至り終日不歇各所ノ河川一層水勢ヲ増」とあるので雨は30、31日と降り、最後の橋が落ちたのが31日ということも考えられる。いずれにしても、降り続いた大雨が、大きな被害をもたらし、数百ヶ村が水害を被り数千町の田畑がまるで水を湛えた湖のようになったこと、掛り官を差し向け、防水、救助に当たらせ調査する旨など上記の公文録にはみられる中、碓ヶ関に来た。バードは「水田は土手が破れ、他の作物を耕作している美しい畑は、畝も畦も全て跡形もなくなっていた。」<sup>54</sup>と述べ、図らずも江戸時代から続いたこの地域の水害の様子を詳細に描写することになった<sup>55</sup>。

## (2) 平川・碓ヶ関橋

この氾濫した川は平川で現在も碓ヶ関から津軽に向かって流れており、道筋の羽州街道は何度か川を横切りながら、この平川に沿うように走っている。この川を『新選陸奥国誌』<sup>56</sup>は以下のように記す。

平川 本村の際東にあり水を十ヶ沢を發し其他数十百の山溪を会せ其の大なるは湯の沢遠カ沢津苅沢なり三溪相合して下を平川と云ふ本村に来ては川幅一五間水の深凡五尺となる山溪なれば流れに急緩ありて浅き處は五寸に満たす (p.212)

青森縣統計書には『青森縣治式覽表』<sup>57</sup>として明治11年の記録が残っている。<sup>58</sup>その記録によると平川は県境の甚吾森山に水源を持ち岩木川に七里で合流する川で、川幅四十間、橋数八、津渡二の

川である<sup>59</sup>。そのうち四本の木橋の記録がある。上流から碓ヶ関橋<sup>60</sup>、長峯橋、石川橋、下流の境関橋である。しかし長峯橋は碓ヶ関村の弘前よりであり、このとき彼女はこの橋を渡ってはいないので、ここに記された橋のひとつは、碓ヶ関橋であろう。記録によると当時、この橋は長さ十七間、幅二間半の橋であった。バードが渡った「りっぱな橋」<sup>61</sup>は100フィートの長さの橋と書かれているので碓ヶ関橋の長さとは合致する。彼女はそれについて、「日本の他の橋もすべてこのようにしっかりしたものであればよいと思った。」<sup>62</sup>と述べているほどである。碓ヶ関のかつて関所のあった場所の目前に架かっていた橋は、碓ヶ関町御門外大橋と呼ばれ、嘉永2年6月に完成した。彼女は「最後の橋を渡ると碓ヶ関に入った。」と記しているように、この橋を過ぎ右折すると碓ヶ関の町筋に入る。また、羽州街道の矢立峠には、明治10年に完成した矢立大橋（秋田県下）があり、『木村日記』に完成当時の絵図が残されている（図1）。

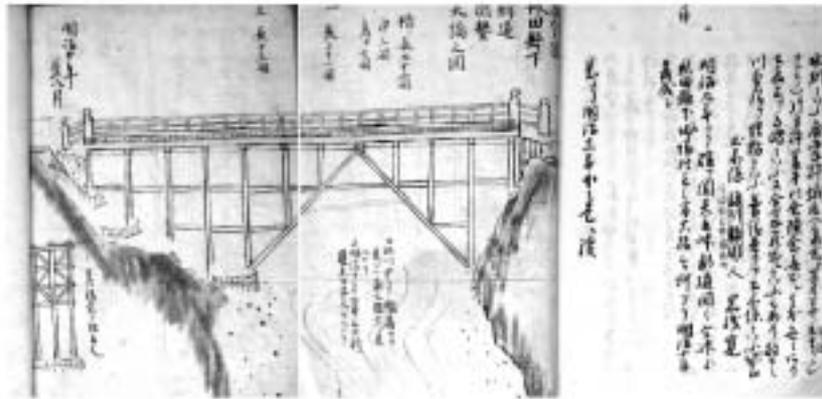


図1. 矢立大橋（秋田県下）（木村日記より）

ところでバードは、この豪雨による橋の流出を以下のように記している。

「材木が橋脚に激突するかしないかという瞬間が、もっともはらはらさせられた。この後一時間して、三〇フィートは充分にある二本の丸太がくっついて下ってきて、ほとんど同時に、中央の橋脚に衝突した。橋脚が恐ろしく振動したかと思うと、この大きな橋は真っ二つに分かれ、生き物のような恐ろしい唸り声をあげて、激流に姿を没し、下方の波の中に姿をまた現わしたが、すでにばらばらの木材となって海の方向へ流れ去った<sup>63</sup>。後には何一つ残らなかった。下流の橋は朝のうちに流されたから、川を歩いて渡れるようになるまで、この小さな部落は完全に孤立した。三〇マイルの道路にかかっている十九の橋のうちで二つだけが残って、道路そのものはほとんど全部流失してしまった。」<sup>64</sup>

またこの年の災害記録には、水被害によるものとして、堤防、道路損、樹木倒折が県下で報告されている<sup>65</sup>。また橋梁修繕費3,263円23銭9厘で、道路修繕費は8,013円79銭4厘であったとも記録されている。翌12年4・6～9の青森新聞に「官費改修川決まる」という記事が出ている。その記事では、12年3月28日布達として平川は官費と地方税をもって悉皆支弁すべき個所として決定されたことが報じられている<sup>66</sup>。

『木村日記』には明治14年10月「碓ヶ関大橋架替落成」とあるので橋の大改修はこの時まで待たなければならなかったのだろうか。明治14年にも7月28日に出水があり、このときも「平川橋、不残落」と記され、ついで「天子様御巡幸ニ付橋、急ニ落成」とある。これらの記述からは、碓ヶ関大橋の落成は、9月の御巡幸の後となってしまふ。明治天皇の巡幸時には、この橋を通っているため、少なくとも巡幸時点ではほぼ完成していた。

碓ヶ関は山岳地帯にあるために、洪水に悩ませ続けられ、「水の怒りがあるのではないか」ということで“瞋ヶ関”となり、後になまって碓ヶ関になったといわれているほど洪水の多いところである（『青森県土木史』青森県土木部 2000）。水害は昭和41年まで続き、平川の碓ヶ関、大鰐流域が現在のような河道となったのは、昭和45年である。また昭和35年、41年の洪水は8月2日、8月12～

13日とまさにバードの来た時期は集中豪雨に見舞われやすい時期でもあった<sup>67</sup>。

#### 4. 碓ヶ関

バードは「近年稀」と記録に残るような大雨の中、碓ヶ関に着いたのだが、当時の碓ヶ関は陸奥國八郡の内南津軽郡<sup>68</sup>に属する戸数178戸<sup>69</sup>、人口1,064人（男516、女548）<sup>70</sup>の村であった。碓ヶ関村の生活圏は黒石大区に属し、隣接する大鰐や平賀と密接に関係していた。特に病院（医師4人、年間患者：男294、女：345）警察、郵便などの新しい制度下の施設は、ほとんどが南津軽郡の中心地黒石に設置されていた。黒石はバードが次の滞在地として向かう町である。裁判所は白銀町（現弘前市白銀）にあった。青森縣治一覽表（明治11年）<sup>71</sup>には、碓ヶ関に郵便局（五等局）<sup>72</sup>、通運の駅、銀山、銅・鉛を産する鉾山などが記されている。

##### (1) 碓ヶ関村

『新選陸奥国誌』より

#### 津 軽 郡

#### 二 大 区

当区は当郡の東南に倚り大山を擁し西に田野開け六及び十と十一の区は多くは山間に住し田苑少く其の他は平衍の野に在り中に黒石田舎館大光寺藤崎十川等の区々は稲田菜畦にして半蛙閑空地なく花侯は春分前後に有て気運は本部の最を得百穀宜登熟し平川浅瀬石川の流あつて運漕の便宜く東は大山重疊して山林に近ければ薪炭に乏しからず且巨商富農あれば米泉順環し酒醬油味噌等を造釀して郡中は勿論殊外までも輸出す・後略（第1巻 p.323）

注：1. 碓ヶ関は二大区十一小区に属した。橋の完成により十区に併された。『新選陸奥国誌』には、「橋成りて后十一区を廢て十区に併す」（第1巻 p.332, 334）とある。

2. 十小区（12村）－戸長 工藤義朗。（大澤村、石川村、小金崎村、鯖石村、八幡館村、乳井村、薬師堂村、吹上村、高畑村、森山村、三ツ目内村、居土村）

十一小区（14村）－副戸長 葛原伊惣助。（宿河原村、大鰐村、蔵館村、苦木村、長峰村、杉浦村、駒木村、唐牛村、古懸村、碓ヶ関村、虹貝村、早瀬野村、島田村、久吉村。

#### 碓 ヶ 関 村

黒石の南に方り行程七里余家数百六十八軒秋田街道にして陸運会社を設け弘前より石川村に出石川村より二里二十九丁こゝに継ぎこれより羽後国秋田郡白沢村まで四里二十七丁五十一間往來の旅人も前後山中長途なれば多くは栖泊の処とす因山中の鄙邑なれとも旅舎の結構稍清飾し酒菓雜貨皆備りたれば長峰古峯の村々よりも此の邑に入て用を便し土人は関とのみ唱ひ且湯治等もありて日中は略賑ひり東久吉村まで一里余西島田村まで一里南白沢村界矢立嶺まで一里二十七丁十三間北唐牛村まで三十二丁余土地菲确田畑少ければ駄馬を逐ひ蕨薇露等の山蔬を採り生業とす当村ほ区の奥山中にあれば境竟太た濶く山川荒藐四維四里に近く西は阿闍羅山の相沢より南の方碓沢白沢板沢折橋沢湯沢甚吉嶺に至り唐牛島田早瀬野三村と秋田に隣り夫の東は炭塚の遠部沢南は秋田に界ひ東は大落前小落前兎尻より柴森炭塚まで東は南部北は古峯村及九小区切明村の山に連り共に皆峯を界とす（第2巻 p.210）

『新選陸奥国誌』の碓ヶ関村の記述は短い中に村の状況を言い尽くしている。県境の街道の村で陸運会社、旅舎、湯治場があること、酒、菓子、雜貨などを商う店があり、近隣の村々から買出しに来ることなどである。駄馬を追い木地挽や炭薪を生業とする村の姿が把握されている。

また、古川古松軒は、止宿した7月14日に、「この節盆なりとて郷中踊りの最中なり」と記しており、藩制時代の村人たちが盆踊りをしていたことがわかる。

## ① 村の公共施設

郵便局は葛原伊惣助<sup>73</sup>が局長でありその住宅が郵便局となっていた<sup>74</sup>。彼れは彼女の泊まった宿屋の亭主の兄で当時副戸長であった。明治11年、青森郵便局に駅通局貯金預所開設が決まり、翌12年1月10日から施行された。南郡では黒石局で3月25日から施行されこの地方での郵便貯金が始まった<sup>75</sup>。碓ヶ関には通運会社の駅があり、その道筋の駅は、黒石、浪岡、大釈迦、藤崎、柏木長、碓ヶ関と、羽州街道伝いに人・物貨が運輸されていた。

『新選陸奥国誌』には、十区と十一区の合計として1,251(其118は牝)の馬が記載されている。これは黒石を含む二大区の中で最も馬数が多い地域である。『共武政表』には碓ヶ関、馬70頭が示されている。関所のあった江戸時代から参勤交代の要所として、馬が多かったという。江戸時代には馬喰宿があり、馬も一緒に泊まる施設になっていた。特に碓ヶ関古懸地区では昭和の末になっても、家の一角が厩舎になっている構造であった<sup>76</sup>。

また村に電灯が点くのは大正8年(1917)碓ヶ関電気会社<sup>77</sup>の開業を待たなければならなかった。バードのいう「見える暗やみ」<sup>78</sup>の時代が長く続いた。

## ② 村の産業

鉱山<sup>79</sup>に関する記録では、12年4月13日の青森新聞に「碓ヶ関の鉱山で落盤 一人が即死、二人が命拾う」という記事がある。これによると明治11年11月から鉱夫男女三十名余名を雇い、試掘した結果、12年には銅鉛鉱が相応に出て、雇主・かせぎ人も喜んだとある<sup>80</sup>。『縣治一覽表』には、銀・銅・鉛が記されている。『新選陸奥国誌』<sup>81</sup>では土産として鉛、銀が書かれている<sup>82</sup>。銀は、天保4年(1833)から湯ノ沢で採鉱されていた。明治11年には、7千坪の山を亀山常次郎が持っており、延人員4,200人、堀高4,535貫目、残高2,335貫目で代償690円38銭8厘売り上げている。同様の銀山、銅山に関する記述は『弘藩明治一統誌』<sup>83</sup>にも見られる。鉱石は現在の秋田県の小坂で精錬されていた<sup>84</sup>。

また養蚕については先に挙げた葛原伊惣助の碑文の中に「<sup>さんそう</sup>蚕桑の奨励」という語が見えこの地方で養蚕が行われていたことがわかる。葛原家に残る文書には、文久元年(1861)、「養蚕取締役兼仰せ付け候事」とあり養蚕は江戸時代から続いていた。明治10年(7.17)の北斗新聞には、福島県から養蚕教師を招聘し、三本木・黒石に養蚕試験場を設け勉強したことが記されている。「黒石で養蚕の勉強(10.8.12、北斗)」の記事も残っており、青森県の産業政策のひとつとして、生糸生産を奨励していた。バードは、日本の国策として産業振興を図っていることを知っており、「養蚕は、普通の農業に次いで主要な産業となった。」<sup>85</sup>と述べている。さらに彼女は、「健全な企業の育成には自由競争が不可欠であること、特権や独占はただ貿易拡大を妨げるだけのものであることを未だに理解していない。」と手厳しい。また、彼女は日本が綿糸の輸入国であり、その綿糸を用いた織物産業が発展していることを貿易統計表から知り、「国内産業は、外国産業に取って代わられるどころか、外国製品との調和の中で機能し、その結果国民生産が大幅に増加しているのである。」<sup>86</sup>と述べている。

しかしなんといってもバードが「まことにわびしくうらぶれたところで、もっぱら材木を切り出したり、屋根板を作ったりしている。」「ここは永住の村というよりは材木の切り出し人の野営地のように見えた。」と書いているようにこの村は林業に依存する村である。

山間の沢に位置する碓ヶ関は山林が多く、官民重要森林の概況1884~87『青森県産業統計表』<sup>87</sup>では、山林面積が県内4位に位置する。山間地で大穀倉地帯の津軽では珍しく、水田は少なく、ほとんどが林地で畑も少ない。青森縣治一覽表(明治11年)によれば、この地方(南津軽郡)の産物として、米、稗、大豆、蕎麦、菜種、藍、西瓜、胡瓜、炭、薪の記録が残っている。しかし共武政表のこの年の碓ヶ関の物産は空欄になっている。

先にあげた『伊能忠敬測量日記』には「碓ヶ関(町と号す。家百二十軒)……又材木伐出しを改

る所なり」と記されていて、江戸時代から林業に依存するこの村には杉の盗伐に関する記録が多く残っており、厳罰をもって処せられていた。『津軽史』<sup>88</sup>には次のような記録が多数出ている。これには杉の盗伐の他に脇道による処罰も見られる。

右款門札 (文禄五年)

此三四郎、介三郎と申もの戸沢とめ山より杉おけ木ぬすみとる科によりて首をはねごくもんにかくるもの也

さる十二月 日

碓関新田村 有右衛門

同村 五郎

碓関村 紋三郎

仙台 六兵衛

右四人取上ケ於磔場斬罪款門にかけ可申候尤其形並獄門台共に朽候迄差置可申候見物人取込候儀諸親類参候て盃など仕候義堅仕間敷事

(中略)

右款門札

此有右衛門、五郎、紋三郎と申もの碓関留山大らく前いたやの沢より杉桶木ぬすみとる料により首をはねごくもんにかくるもの也

さる十二月 日

此仙台の六兵衛と申もの碓関脇這いたしたる科により首をはねごくもんにかくるもの也右科人召達候次第

諸手足軽一人 上に同

この林業の村は、彼女が「屋根はほとんど平らで、屋根板を葺いてあって、薄い木片で押さえてあり、大きな石の重しをつけてある。」と書いている通りに強風から守る為に屋根に石が置かれている家並の写真が昭和中頃までの風景として残っている。

### ③ 温泉

碓ヶ関の産業のひとつは温泉であり、かつては「湯の端通り」と呼ばれる平川沿いに湯治宿があった。古くは熱の湯、冷えの湯<sup>89</sup>と言われる二つの温泉と中ノ湯があった。『縣治一覽表』(明治11)では、浴戸数2、浴客数200人が記されている。『新選陸奥国誌』では「碓ヶ関村に二大区十一小区三所あり」となっている。1852年に吉田松陰は「嶺を下り橋を渡りて關に入る。乃ち津軽の置く所、驛を碓關と曰ふ、温泉あり、浴す。(再掲)」と記している。

松陰から50余年の歳月を経て、『津軽っ子』には「冷えの湯」から流れ込む温泉でお湯になっている川で洗濯をしたり、そのお湯を茶碗洗いやぞうきんがけ用に汲みに行ったこと、獲ったいなごを川で茹でたことなどが記されている。

上記の温泉「冷えの湯」「熱の湯」はそれぞれ「上の湯」「下の湯」と呼ばれていた。当時の平川は河川改修後の現在の姿とは異なり川幅も半分しかなく、葛原旅館から下りる坂の突き当たりに冷えの湯があり、その下流に熱の湯があった。川岸のこれら二つの温泉と大正時代から昭和にかけてあった温泉客舎や長屋は度々の洪水に流され人命も失われた。現在は、平川は改修され、川岸の家は移住し、二つの温泉は、川の中に消え、平川が真っ直ぐに流れている。かつての葛原旅館のすぐ後ろの川岸に「上の湯」の碑があり、三笠橋を挟んで続く細い道路を2、3軒先に進むと「大湯(下の湯)」の碑がある。河川改修でこれらの温泉が消えたのは昭和40年代である。

冷えの湯について、斉藤かをりは、次のように書いている。

冷えの湯 (上の湯)

関一番といわれる葛原旅館もすぐ近くで、東京方面からの温泉客もたまに見かけました。

中略

葛原旅館の横の坂を下って行くと橋のたもと近くに「冷えの湯」と呼ばれている公衆浴場がありました。ラジウム泉だと言っていました。このお湯はあまり大きくなくて、入浴する人も割合少なく、いつも静かで (pp.610-611)

また湯ノ沢の銀山の近くには、江戸時代から続く温泉があった。現在も3軒の湯治宿がある。湯ノ沢の温泉は矢立峠を越えた番所を左折して奥へと進む青森県側に位置する。その道を右へ進むと碓ヶ関の関所に出る。温泉は関所より秋田県よりにあるため湯治に行くには、出切手が必要となる。『御用格』<sup>90</sup>には次のような湯治願いが幾つか出ている。

同(天明)十三年三月十一日

一、西館恒三郎申出候、為病養湯野沢へ湯治願之通被仰付候ニ付、碓ヶ関口出御切手紙御差図、伺之通、

湯ノ沢へは出切手必要と次のようなお触れもある<sup>91</sup>。

一、去三月碓ヶ関湯ノ沢江在・町・他領もの湯治被仰付候、依之以来御家中之面々も同所へ湯治罷越度族願出候様、尤碓ヶ関出切手紙義も願申出罷越候様被仰付旨、御目付触有之、但右ニ付九月廿八日日記役より伺申出、本文之通被仰付候、い細ハ相略之、

また湯治人小屋懸けの許可も出されている。

同年三月十三日

一、碓ヶ関町奉行申出候、同町孫太郎・新太郎両人之者共湯沢ノ内温泉御座候付、湯治人之小屋取建申度旨、近年忍湯治人自他より入候儀無相違相聞得候間、願之通可被仰付哉、左候ハ、御締合之儀は湯治人

## (2) 宿屋およびその亭主と戸長

### ①村の有力者

アーネスト・サトウの『明治日本旅行案内』には碓ヶ関の宿として、葛原大介宅と北川源八<sup>92</sup>宅の二つが出ている<sup>93</sup>。他に当時馬喰宿<sup>94</sup>もあった。バードが泊まったのは、旅籠宿葛原(葛原旅館)で現在の碓ヶ関53にあった。当時副戸長であった葛原伊惣助宅(碓ヶ関56)から分家して出来た旅籠である。碓ヶ関にあった商店は宿の正面にある北平商店(北川平吉)<sup>95</sup>と少し弘前よりの工藤(兼弘)商店<sup>96</sup>である。伊惣助宅の近くには、造酒屋の山田屋久兵衛宅<sup>97</sup>、当時碓ヶ関の有力者であった北川源八宅は、伊惣助宅と向かいあっていた。その頃街道筋は現在の道路とは異なり、平川を渡る碓ヶ関橋が川に直角に架かり、秋田県から来て、橋を渡り終わると、関所跡があった。道は関所を抜けると、殿様の休まれる御仮屋へ向かう直線と、大きく右折して羽州街道の道筋へと分かれていた。更に道は二度折れ曲がり現在のような直線の道路ではなかった。その街道筋にこれらの家々があった。山田屋久兵衛の名は、「寛政九年四月十九日 佐竹様御用ニ付き、碓ヶ関町山田屋久兵衛持馬三歳駒御同所江御買上之儀、大館町役より碓ヶ関町役江申し越ニ付、御買所出之儀伺申出候得共…」と『御用格』にも出てくる旧い家である。『唯称院過去帖』には、小学校設立に力を尽くしたとして、「山田屋久兵衛殿始め外重立両三名発起人…」とその名が見られる。また北川源八は、碓ヶ関小学校歴代管理者の最初に名前が出てくる。二代目は葛原伊惣助である。管理者四代目の葛原耕一(二代校長)は伊惣助の子どもであり、次の北川常吉、直吉は源八の兄弟である。その後も葛原佐吉(11代管理者)の名がみられ、葛原、北川家や山田屋は当時、村の有力者であった。他に庄屋であった白戸家など江戸時代から引き続いた家々が明治の新しい時代の諸制度を直接人々に移す役目を果たしていた。

## ②宿屋葛原

バードの泊まった宿屋はその翌年（明治12年）の大火で焼失した。家八軒のみを残す大火災で、その折、葛原伊惣助夫妻が三都見物に出かけて留守であったことなどが『木村日記』に記されている。当時の物価事情などもまじえて紹介しよう。

『木村日記』

明治十二己卯年

- 一 正月元日乙巳 米壺俵金貳円貳拾銭位
- 一 正月ヨリ稲藁打潰巡查巡回検査之事
- 一 四五月頃米壺俵金貳円四拾五銭位
- 一 弘前五十九国立銀行立

中略

- 一 閏三月十三日夜碇ヶ関村出火戸数百六拾八軒焼失 残り僅八戸 火元ハ山田藤助昔シ文政之度今六十五年前ニ而百三拾軒焼之由其節も今之火元の家敷より出火致候由也 今度出火之節葛原伊惣助不在夫婦三都見物ニ出候由（下線筆者）

その後建てられた三階建ての和洋折衷の瀟洒な建物は昭和21年の冬（1月か2月）まで葛原旅館として営業されていた（写真3）。その後名前が変わり営業されていたが、昭和40年代になって取り壊され、現在は民家が建っている<sup>98</sup>。



写真3. 後の葛原旅館、手前は冷えの湯（上の湯）（大正初期）（工藤堅一氏提供）

旅籠宿葛原の名が紀行中に見られるのは、万延元年（1860）の津軽道中談『御國巡覽滑稽噓盡戯』である。江戸っ子喜次郎兵衛と津軽生まれの彌太八が矢立峠を越え、「碇ヶ関上の町なる旅籠宿葛原の内に着け利。」<sup>99</sup>と葛原に止宿することになり、亭主との掛け合いが始まる。この宿の位置は、上の町、宿の女が「お客さま、ここハ湯どこだァはで、すへ（据え）風呂ハたてませぬ、ちょうど向ひにわき湯がある。おはいりならあバさんせ、」と書かれていて、葛原旅館が冷えの湯の真向かいにあったことに一致する。ここでの登場人物は、この二人の客と、宿の亭主、女房、宿の女、十二三才の少女、小女、太郎助、おしげ（女房か、宿の女の可能性がある）である。少なくとも5人が宿で働いていた様子が分かる。二箇所の温冷温泉や御本陣御飯屋に加えて、「秋田往来の本道にして至極繁花の地也」とその様子を伝えている。「長走り（白沢と矢立峠の間にある）の割木橋」とあるのも当時の橋の様子を示すものである。

バードの来た時期に近いものでは、『齋藤主翁』<sup>100</sup>という手作りの出版物に、その名が出てくる。齋藤主<sup>101</sup>は、白神山地に近い、青森県西目屋村川原平に不識塔を立てた人である。また旧弘前市立図書館（県重宝）の建設に際し、それを設計・施行した堀江佐吉はじめ、他の4人と共にその資金を寄付したことで知られている。明治4年に齋藤主<sup>102</sup>が大志を抱いて、12歳で出奔した時、宿泊した

のが葛原のようである。

「其の夜は碓ヶ関へ泊まった。何でも其の後の葛原旅館らしかったさうだが、宿屋では少年の一人旅に不審を起こし、親の許しを得て江戸へ行くという云ふのは嘘だろうと、庄屋を迎へにやったり、説論したり、明日は是非弘前へ起し、親の許しを得て江戸へ行くと云ふのは嘘だろうと、是非弘前へ帰れと懇々勧告してやまないの、翁も否むに由なく之を承諾した。夫れで宿でも大いに喜んで、折角出した宿賃も要らぬと云ふて取らずに送り出したが、其の実翁は素より帰る心は微塵もないのである。村を出て間もなく、尾行者の無いのを確かむるヤクルリと田圃から裏道へ抜け、書尚暗く、而かも未だ消えやらぬ残雪を踏破し、首尾能矢立峠立時の険を越えて秋田領に出で、大館に第二夜を送ることにした。」

この後、計画は失敗に終り、大館から弘前に連れ戻されることになった。明治4年に後の葛原旅館と云われていることから、この頃は、バードの記述に見られるような粗末な宿屋であったと思われる。バードは「原始的な宿屋に到着した。」と書いているが、「足止めされている学生の一団や、馬や鶏、犬などがいた」とあり、人数は分からないものの少なくとも学生の一団が宿泊出来る規模の宿屋であったのだろう。

ところで、話は前後するが、先出の紀行を書いた人々はどのような宿屋に泊まったのだろう。寛政5年(1793)の『北行日録』<sup>102</sup>で木村謙次は、「碓ヶ関大坂屋権四郎カ家に宿ス(弘前ヨリ六里)山田屋清十郎ト云モノ、屋後ニ金摩羅大明神アリ、商戸百三十軒ハカリ此地温泉アリ、此山中ヨリ鉛ヲ出ス…」と書いている。享和2年(1802)に伊能忠敬は「止宿与十郎」と書いている。天保5年の地図では、問屋大阪屋権四郎(明治11年には、同位置に、息子の北川源八が屋敷を構えていた)の家は、問屋葛原屋大助(伊惣助の父)宅の向かいに記されている。また道路を挟んだ弘前よりに山田屋熊吉宅(後の造酒屋山田屋久兵衛宅)がある。

### ③戸長

バードによると「宿の亭主や戸長(Kôchô)と毎日話をした<sup>103</sup>」という。碓ヶ関に限らず彼女は入町や金山<sup>104</sup>でも村長・戸長と話をしたと書いている。入町(6月23日)では、the chief man in the village<sup>105</sup>のように記されているが、金山(7月21日)ではKôchô of Kanayama<sup>106</sup>となっていて、彼女は旅の途中で幾度か村で重要な役割を果たす戸長と会い、Kôchôという役職名を覚えたのではないと思われる。戸長の名称が使われたのは、明治5年から同22年5月までである。青森県では明治6年3月に県下を十大区七十二小区に分画した<sup>107</sup>。次いで同年6月「村吏職制」を決定し、これにより区長、副区長、戸長、副戸長、組頭という職制が出来た。この制度は明治11年7月22日の「郡区町村編成法」により廃止され、新たに郡制がしかれた。それに伴い明治11年九月十日に「甲第八十二号ヲ以テ町村戸長設置候ニ付テハ戸長以下職務ノ儀左ノ通相心得此旨可相達事」という布達が出された。このとき碓ヶ関の葛原伊惣助も戸長に任命された。先の制度による明治5年から11年7月22日までは副戸長であった<sup>108</sup>。丁度バードが来た時は制度の過渡期であり、旧制度で運営されていたのか新制度と並行しつつあったのかははっきりしない。青森県史に戸長の役目のひとつとして、次のように書かれている。「第七 迷子捨児及ヒ行旅病人其他変事アルトキハ警察署に報知ノ事」「第八天災又ハ非常ノ難ニ遭ヒ目下窮迫ノ者ヲ具状スル事<sup>109</sup>」(明治11年9月10日付) 英国人旅行者で、大雨の災害に遭っているバードの元に戸長が毎日訪れたのは職務上ということもあったのだろうか。ところで彼女の言う戸長は葛原伊惣助ではないかと思われる。明治6年に彼の名は十小区副戸長として碓ヶ関村「唯称院文書」に出てくる。ちょうどバードが来た頃は県政の変わり目であり、現副戸長の伊惣助は、まもなく正式に戸長になることもあり戸長として紹介されたのではないかと考えられる。

また『青森県政治史』<sup>110</sup>には、明治6年5月に、青森寺町蓮心寺で、この種の会議としては、初めてとなる「神官僧侶区戸長会議」が開かれたことが記されている。著者の小野久三は、「青森県で

十大区七十二小区の行政組織が定まった後の第一回の事務連絡会の意味をもっていた。」という。出席者は県官、大区の区長・権区長・小区の戸長・副戸長・祠官・住職等150人の会議であった。その中に伊惣助の名前も見られる<sup>111</sup>。二大区長 唐牛桃里、同小十区戸長 工藤義郎、同小十一区副戸長 葛原伊惣助が出席している。葛原家の家系図は以下の通りである（図2）。

#### ④戸長葛原伊惣助

『葛原家由緒記録』によると葛原伊惣助（1824 - 1893）（図3）は、弘化3年に父嘉輔の死により、17歳で名主となった。明治4年（1871）に青森県庁が開かれ、新しい区割が決まると、副戸長となり、この地域の末端行政を担った。その伊惣助の役職を『由緒記録』で辿りながら、新しい時代との関わりを見ていく。そ

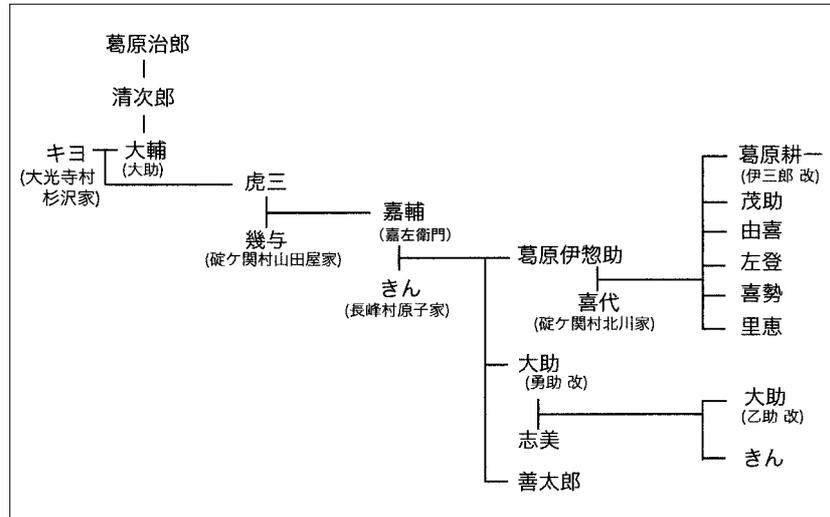


図2. 葛原家の家系図

れにより、バードが接した人々とその時代の一端を垣間見ることが出来るものと思う。

『木村日記』には、明治2年2月郡内を43区に分つという記載がある。43区の区分が続き、さらに、代官所の廃止、手代などの前時代の組織を新しい組織に変革する新しい組織名が出てくる。

二月 御代官所ヲ廃ス 民事属事所ト改  
御代官ヲ廃ス 大庄屋立  
手代ヲ廃ス 帳合方ト改

続いて、2月12日の日記には、民事属事、4月15日には、帳合方の名前が挙がっている。

葛原伊惣助も翌明治3年3月には、郷士を申し付けられ、同時に養蚕締方も申し付けられる。また 明治4年には、捕亡上締にもなっている。このときの任命は民事局である。さらに、明治4年11月7日には、伊惣助は、大鰐組帳合方を仰せ被る。その直前の10月25日には民事局に於いて、碓ヶ関捕亡上締を申し付けられている。

青森県に県庁が開かれたのは、明治4年12月1日である。それまでの任命は、代官所を廃し、新たにつくられた民事局が出している。

青森県庁の開庁を記す文書は、次のようである。

野甲豁通<sup>112</sup>の行政に関する大蔵省伺<sup>113</sup>  
一八七一年一二月一日『青森県史料 二』内閣文庫  
十二月朔日開庁ス  
本庁東山道陸奥国津軽郡青森新町ニ在リ  
里程 距東京百九十六里十六町余  
……中略  
区割 十大区七十二小区（明治六年三月之ヲ画ス）  
……後略

先の43区を廃し、新しい区割りも決まり、かつての名主、庄屋という名称は消え、区長、戸長が誕生した。伊惣助は、明治6年1月に、第17区<sup>114</sup>の戸長に任ぜられた。伊惣助もそうであるが、前時代の名主がそのまま戸長・副戸長へと呼称が変わったものも多かった。青森県庁の開庁からの

伊惣助の戸長だけの役職をみると、当時の組織の変化のスピードがわかる。

表 1. 葛原伊惣助の戸長・副戸長歴

明治五年七月廿四日	第十六區第十七區	副戸長 (弘前支廳於テ)
明治六年一月十九日	第十七區	戸長
明治六年四月十四日	第二大區十一小區	副戸長
明治七年六月	第二大區十小区 <sup>115</sup>	副戸長

注：區、区は、伊惣助の記したまま

上記のように、数ヶ月毎に辞令がでてくる。さらに4月14日の副戸長就任にあたっては、黒石の元陣屋に礼服にて出頭するようにとの文書が、庶務係<sup>116</sup>からだされている<sup>117</sup>。このような係りも江戸時代が終り新しく出来た組織の名称である。さて、明治6年4月の改正による区割りは明治11年9月まで続いた。明治11年の新制度下の『青森縣治一覽表』(明治11年)によると戸長の月給は8円から80銭まで記載されており、戸長間にも格差があった。644人の戸長と36人の副戸長数が記されている。さらに旧制度下の旧戸長12人と旧副戸長10人も記載されていて、明治11年の夏は旧制度から新制度への移行途中であった。

伊惣助は副戸長の他の職務(表2)も申し付けられている。

表 2. 伊惣助の戸長・副戸長の他の履歴(明治13年まで)

年・月・日	役 職	任命所轄
明治3年3月27日	郷士	民事局
明治4年10月25日	捕亡上締	民事局
明治4年11月27日 ～5年7月24日	大鱈組帳合方	大属
明治9年3月3日 ～9年4月29日	地租改正掛	青森県庁
明治9年4月29日	第二大區牛馬係	青森県
明治9年12月27日	第十四中学區碓ヶ関小学二等学校掛	青森県
明治10年6月25日	六等郵便取扱役	駅逋局長 (内務少輔正五位前島密)
明治11年3月16日 ～12年2月16日	第二大區十小区学田係	青森県庁
明治11年8月8日	第十四中学區碓ヶ関小学一等学校係	青森県庁
明治11年9月26日 ～12年2月25日	第二大區碓ヶ関村戸長	青森県庁
明治11年12月27日	農事通信員	青森県庁
明治12年2月25日 ～16年7月1日	碓ヶ関村戸長	青森県庁
明治12年3月14日	南津軽郡学田係、	青森県庁
明治13年7月6日	四等郵便取扱役	駅逋総官 (従四位前島密)

注：以下、掛、係は記録のまま

明治19年には三等郵便局長や古懸地区の学務委員を歴任するなど明治になりできた新しい制度下の職務が並ぶ。弘化3年（1846）には名主であった伊惣助が明治の新制度下で新しく出来た職を任されているのがわかる。

ところで伊惣助はこれらの職務からどのくらいの報酬を得ていたのだろうか。

「葛原家の由緒記録」によると次の通りである。

表3. 伊惣助の月給

地租改正係の	月給10円
牛馬掛	月給2円50銭
碓ヶ関村戸長	月給3円
学田掛	月給3円（明治14年より15銭増し3円15銭）



図3. 葛原伊惣助

また明治14年の明治天皇御巡幸の北海道からの帰り伊惣助宅が行在所となった。このとき銀杯と共に200円を賜り、6月には普請着工している。その家は大火で焼失するが、絵図（図4）が残っており保存されている。先の『木村日記』では明治11年の米価は、米1表2円20銭～2円45銭位とある。



図4. 明治天皇行在所のために建てられた伊惣助邸の絵図

先の伊惣助の経歴にもあるように、伊惣助は碓ヶ関の郵便取扱い、郵便局長なども兼ねていた。青森県の碓ヶ関村にも郵便ルートは開かれ、その任には、葛原家が当たっていた。

このように、伊惣助は、明治初期の学校制度、郵便制度に深く関わり、また地租改正を実行、産業政策の一端を担う、養蚕をはじめとする農事にも農事通信員などとして関わったことが分かる。伊惣助と葛原家は、碓ヶ関という地域の中で、時代の最先端を歩いていた。イザベラ・バードの話し相手になった人の中には、このような人々がいた。この小さな村でも、彼女が目にする江戸時代と変わらない生活をしている人々と経済力をつけ新しい時代の理想を体現しようとしていたグループとの乖離は彼女にはどのように映っていたのだろうか。

### ⑤ 仮子

バードの宿泊した部屋は梯子を上っていくあわれな部屋であり、階下は土間である。「梯子の下は泥沼ようになっていた」「ベッドはずぶ濡れになっており」と書かれていることから宿屋は浸水しており、そのためか雨で足止めされた人々で満室のためかは断定できないが、屋根裏にある仮子が使用する部屋<sup>118</sup>に泊まることになったのではないかと思われる。

バードが泊まったと書いているような部屋は「仮子＝借子」<sup>119</sup>の部屋であったという<sup>120</sup>。この地

方ではカレッコ、カリゴと呼称し、特に女兒はアダコ(子守)と呼ばれた。彼らの寝起きする部屋は「マゲ」と呼ばれ、「内厩」<sup>うちまや</sup>の上であり、窓が無いものもあった。それは、バードが書いているように「屋根裏のあわれな部屋」<sup>121</sup>であったようである。碓ヶ関のカルタ<sup>122</sup>のところで、夜に土間の奥から、カルタをしている人々を馬がじっと見ている様子が書かれている。碓ヶ関村古懸地区では昭和末でも農家には内厩があった。

『平賀町誌』<sup>123</sup>によると仮子(カレゴ)を置く家は富農であり、必ず家畜を飼っていたので、田畑の仕事の他に飼料である草をまかなうのが仕事のひとつであったと書いてある。また12歳頃から仮子に出たが、最初は食べさせてもらうだけで、13歳になり米一表貰ったと言うことが実例として出ている。

仮子の雇用関係には契約というものが無く、実際上口約束が多いが、稀に契約を交わすこともある。雇用関係はその7、8割が、雇主と仮子の親との間に結ばれている。時期は秋刈りいれ後の12月、春の農事が忙しくなる前の3月に契約が結ばれることが多かったというが、冬期間の飯米節約のためにも、秋契約が多かったという。仮子は津軽では昭和50年代まで続いた。

葛原家、木村家共に仮子がいたということであり、両家に残る文書には仮子の給代や名前が残っている。また厩の上にあるその部屋は若い衆の溜まり場になったともいう。

「葛原家由緒記録」には、安政6年に夫婦と子ども(男2、女1)の一家族計5人の仮子が記されている。

## おわりに

本稿では、矢立峠とオベリスク、旅籠宿葛原と戸長葛原伊惣助を中心として、イザベラ・バードの書いた碓ヶ関を辿った。矢立峠は、バードにとっては、彼女の目指す「蝦夷」へ渡る前に越える最後の難所である。事実、大雨の矢立峠は、まさに彼女にとってドラマチックともいえる展開となり、冒険となった。一方では、その美しさは、危険な状況をいっそう際だ出せるような舞台ともなった。暗く厳かで美しい峠と危険な濁流、大橋の崩壊の描写に続いて、貧しい村の様子が書かれている。次には一転して退屈してしまうほどの静かな村と興味深い子どもたちの遊びが書かれ、『日本奥地紀行』の中でもこの手紙は変化とスリルに満ちている。バードが描いた矢立峠は、明治10年の西南戦争を終え、峠と関所の持つ意味が大きく変わった明治11年である。戊辰戦争でも峠と関所の役割は大きく、藩境としての意味が大きかった。江戸時代に、ここを通った旅人達は関所の堅固さと碓ヶ関の町の繁華さを記しているが、彼女が来た頃は、関所の町としての役割を終え繁栄した町の性格が変わろうとしていた。静かな山間の村へと姿を変えつつあった。その意味では、矢立峠と碓ヶ関の再検証は今後必要であると考えられる。彼女が記したオベリスクの意味も、バードを理解する上で必要と考えられる。日本人には、意味のある矢立杉も異邦人の彼女にとっては自然環境であり、その美しさを讃えるものである。それゆえにここに、彼女は、石の人工物(と彼女が思った)であるオベリスクを付け加えたことが考えられる。

また、旅籠宿葛原と戸長伊惣助を検証することで、当時の碓ヶ関の一端と関所の役割を終え、温泉客舎が軒を並べ、湯治場となる林業の村碓ヶ関の姿も垣間見える。バードにとっては、村で大きな役割を果たしていた伊惣助やその家族との会話が彼女の紀行に影響を与えたと考えられる。つまり、彼女は非常に正確に、その時点での変わりゆく日本の情報を生のまま、地方でもまた手にしていたことになる。このバードが旅の各地で接した人々についてはバード論の課題のひとつであると考えるので今後の他地域の検証につなげたい。

## 謝辞：

この論文の執筆に当たり、碓ヶ関の多くの方々にご協力いただきました。葛原家の『由緒記録』並びに写真を快く使わせて下さった葛原マサさん、『木村日記』の写真等でご協力戴きました木村幸子さん、葛原旅館の写真提供並びに多くの情報をくださいました工藤堅一さんに心からお礼申し上げます。また碓ヶ関教育委員会の工藤真也、丸山恵、羽賀良子さんに、ご協力いただきました。北川家の情報をご提供いただいた北川家の皆様並びに鈴木茂子さん、また古い情報を集めてくださった一戸清一郎さん、斎藤祐一、丸山祐一両氏など多くの方々のお世話になりました、心から感謝しあげます。冒頭「読売新聞」の資料は読売新聞メディア戦略事業部の成嶋智生さんの提供によるものであることをお断りするとともにお礼もうしあげます。

## 〔脚注〕

- 1 Isabella Bird. *Unbeaten Tracs in Japan: An Accout of Travels in the Interior, Including Visits to the Aborigines of Yezo and Shrines of Nikko and Ise*, (2巻本) John Murray, 1880. 高梨健吉訳による『日本奥地紀行』(平凡社、1973)はPopular Edition (John Murray, 1885)による。副題は*An Accout of Travels in the Interior, Including Visits to the Aborigines of Yezo and Shrines of Nikko*. 英文ページ略記はBirdとする。邦訳ページ数は、高梨氏により一部改訳された平凡社ライブラリー版(2000)による。略記はバード、とした。
- 2 Charles Darwin (1809-1882)。
- 3 高畑美代子・齋藤捷一「イザベラ・バードの描いた碓ヶ関と子どもと遊び」、弘前大学大学院地域社会研究科年報第1号(2005)の基礎資料の一部をなす。
- 4 アーネスト・サトウ (Satow, Ernest Mason)『明治日本旅行案内』平凡社、1996。
- 5 クララ・ホイットニー (Clara Whitney, 1860-1936)、一又民子訳『クララの明治日記』(上・下)講談社、1976、pp.274(上), 31(下)。明治19年に勝海舟の三男梅太郎と結婚し、6人の子ども(男1、女5)がいた。明治33年子ども達を連れてアメリカに帰り、梅太郎と離婚。『クララの明治日記』は明治8年(1875)8月3日にはじまり、明治20年(1887)4月17日まで書かれている。
- 6 B・H・チェンバレン『日本事物誌』(1890)の中で「この本が出版されてから十年にもなるが、本書は英語で書かれた最善の日本旅行記であることに変わりはないと思われる。アイヌ人の叙述は特に興味深い。」と言っている。
- 7 ブラキストン (Blakiston) T・W、高倉新一郎校訂、近藤唯一訳『蝦夷地の中の日本』八木書店、1979、pp.344, 349。
- 8 サー・ハリヤー・パークス (1828-1885) 英国公使として1865年(慶応元)に来日、1883年(明治16)8月末まで駐日。1883年から北京駐在公使。
- 9 桐ヶ谷の火葬場を訪れたこと、彼女のために、ハリヤー・パークス卿は許可願いを出し、森(有礼)氏の要請により東京府知事から許可された。「知事(楠本)は政府の通訳官を一人つけ、彼自身の馬車を出してくれた。…火葬の慣習とその日本伝来についての興味有る話を翻訳したものを、私にくれた。」(バード、pp.510, 513)。
- 10 北海道旅行は8月12日から9月14日までのおよそ一月だった。バードは日本に来た時独身であったが、*Unbeaten Tracks in Japan*がロンドンで出版された1880年にジョン・ビショップとの婚約を正式に発表し、翌1881年3月結婚してミセス・ビショップとなる。バードの後の訪日では、アーネスト・サトウの日記にビショップ夫人として出てくる。また彼女の旅行については、拙著『イザベラ・バードの描いた碓ヶ関と子ども遊び』(2004)を参考にされたい。
- 11 楠家重敏・橋本かほる・宮崎路子 訳『バード 日本紀行』雄松堂出版、2002、pp.129-130。
- 12 前掲書 p.129。
- 13 斎藤かをり『津軽っこ』青森女師・高女東京同窓会、1964、(青森県出身、明治41年青森女子師範卒その後母校で教鞭をとる。大正14年から東京で教職、53歳で新宿区牛込原町小学校校長になる。)
- 14 前掲書 p.185。
- 15 石田成蔵：明治31年から大正3年まで碓ヶ関小学校教員、川辺小学校長を経て同年再び碓ヶ関小学校長として赴任。昭和10年同職を退任。
- 16 『新選陸奥国誌』第1巻、青森県文化財保護協会、1964、p.335。
- 17 奥州街道の延長部と羽州街道の始まりとなる分岐点・桑折(福島県)から、山中七ヶ宿の上山を経て、新庄・院内・湯沢・横手・久保田から津軽に入り弘前に到達、浪岡を経て油川(現青森市の西北部)で奥州街道に出会う道である。時代により経路が変わっている。小坂峠(福島県)を越え上山(山形県)に入る道、南側では笹谷峠越え、福島から板谷峠を越え米沢を経由する場合もあった。伊能忠敬は羽州 米沢として羽

- 州街道の南端を米沢としている。(幕府(天文方 高橋作左衛門)への御届書)。佐久間達夫校訂、『伊能忠敬測量日記』第1巻、大空社、1998。『青森県「歴史の道」報告書 羽州街道』昭和58年では、桑折から青森に至る奥州街道を「羽州街道」と呼ぶとしている。
- 18 『津軽一統志』。  
『永禄日記』(青森県文化財保護協会 1956)には、天正十七己丑年 九月碓ヶ関の道切開申べき由相究り條。天正十八庚寅年(中略)碓ヶ関道切開。在々割付過分ニ而難義致候。然共道筋開候ハゞ往来可宜由人々申候。
  - 19 校訂 長谷川成一『御用格』下巻弘前市教育委員会、1991、pp.527-528。
  - 20 青森県立郷土館『青森県「歴史の道」調査報告書 羽州街道』青森県教育委員会、1983、p.19。
  - 21 佳号：一瓢舎半升(作者不詳)『御國巡覽滑稽噺盡戯』(津軽道中譚) 青森県文化財保護委員会、1956、p.6、万延元年の作で作者の正体は定かでない。十返舎一九の道中膝栗毛の筆法にならって、津軽道中の風物を書いた戯作。
  - 22 校訂 長谷川成一『御用格』(第一次追録本)下巻 弘前市教育委員会、1993、pp.304-305。
  - 23 「五、正十四西戌年小田原進発の事始に羽州を御手に入られん為に、先当堵の堺目たるによりて、比内浅利修理太夫実義を攻らるべきにぞ定めける。因之山寄なればとて此時上浦(平賀郡大鰐より碓ヶ関迄を云ふ)より、比内迄初めて道を開せらる矢立の杉と云ふ大切所を切通し数の谷峯を経谷川に添唄繞て、比内郡へ打出る。則ち羽州と当国の堺にして双なき峻峻なり。堺の此方に高陽の地あり、関所を建て警衛す。今の碓ヶ関是なり」『津軽一統志』、p.164。
  - 24 『青森県土木五十年史』青森県土木部、2000、p.62。  
明治21~22年には国庫補助を得、工費16,085円で再び改修を行った。
  - 25 Bird p.146。
  - 26 バード p.137。
  - 27 斎藤かをり p.130。
  - 28 沢元愷『遊奥曆』下巻、青森県叢書刊行會、1952、p.120。
  - 29 上の湯(冷えの湯)、下の湯(熱の湯)のこと。現在平川沿いの道に、両温泉の石碑がある。
  - 30 両者の間にはバードのみが開削されたばかりの新道を歩き、他は古道を歩いたという違いはあるが、ここでの比較はバードが「他の人々を残して、一人で峠の頂上まで歩いていき反対側に下りた。」(p.303)という峠についてである。
  - 31 バード p.304。
  - 32 バード pp.302-323。
  - 33 矢立峠の道に関しては p.206(2000版)。
  - 34 本論文 前頁。
  - 35 『青森県歴史の道調査報告 羽州街道』青森県教育委員会、1983、p.12。
  - 36 青森県南津軽郡大鰐町早瀬野、明治11年7月22日の郡区町村編成法では、早瀬野は二大区第十一小区に属した。十一小区の村は次の14村で現在の大鰐町と碓ヶ関村にまたがる。宿川原村、大鰐村、蔵館村、苦木村、長峯村、杉浦村、駒木村、唐牛村、古懸村、碓ヶ関村、虹貝村、早瀬野村、島田村、久吉村。後、第十区の12村と併合して第十区に入る。『新選陸奥國誌』第1巻、pp.327-328。
  - 37 亭主；葛原大介、戸長葛原伊惣助は兄弟。
  - 38 菅江真澄(3)「すみかの山」p.178、早瀬野を三つ目内と山をひとつ西側に地名を間違えている。
  - 39 pp.48-49。
  - 40 平尾魯仙(1859-1880)「合浦山水観」。
  - 41 校訂 長谷川成一(1993)(下巻) p.362。
  - 42 『新選陸奥國誌』第1巻、青森県文化財保護協会、1964、p.335。
  - 43 バード p.301。
  - 44 前掲書 p.282。
  - 45 『青森県土木史』(青森県土木部2000)には「明治11年英国の旅行家イザベラ・バード女史の日本奥地紀行の中でも、洪水の惨事が紹介されているように、平川沿川(岸)は古くから水害発生の頻度が高く、「大鰐流れ」と呼ばれている昭和10年8月の前線による洪水被害を契機として……」(p.472)とバードが取り上げられている。
  - 46 前掲書 p.305。
  - 47 以上は青森県史、地理2001、p.476。
  - 48 青森県平賀町大字小杉の木村家に伝来された日記で天保3年から明治32年までの生活記録。これには、嘉永2年の碓ヶ関大橋の建設やしばしば起こる平川の洪水、火事が記載されている。また米の値段なども記載されていて当時の物価がわかる。
  - 49 バード p.261。
  - 50 前掲書 p.275。
  - 51 前掲書 p.209。

- 52 前掲書 p.302。
- 53 前掲書 p.310。
- 54 前掲書 p.306。
- 55 この年の『縣治一覽表』には、県下で田土崩流二十三町八反七畝一步が記載されている。
- 56 『新選陸奥国誌』、第2巻、p.212。
- 57 編纂は明治12年、以下『縣治一覽表』とする。
- 58 青森縣藏版、青森県立図書館。
- 59 平川は遠部沢・津荊川・小落前川・大落前川・不動川・湯ノ沢などの流れを合流し、碓ヶ関村内を北流する川で江戸時代における氾濫の記録は枚挙にいとまがないとされる。弘化元年（1844）に碓ヶ関、長峯で大水のため破損家屋等百四軒流死者五十二人の水害があった。『碓ヶ関村史』、pp.95-96, p.18。
- 60 『木村日記』嘉永二年巳酉年6月の項に、「一、同月碓ヶ関町御門大橋懸来ル」という記述がある。『木村日記』：青森県平賀町大字小杉の旧家木村家に伝わる日記。天保3年（1832）から明治32年末までの67年間にわたる記録。
- 61 バード pp.307, 309。
- 62 前掲書 p.307。
- 63 矢立峠-碓ヶ関は津軽地方の最も内陸部にあたり、海の方角という表現はかなり不自然である。平川は津軽平野の弘前に近い藤崎で岩木川と合流する川である。
- 64 バード p.309-310、平川の氾濫は昭和40年代の河川改修まで続き、昭和38年の平川の洪水では、番所の大橋を残し他の橋が全て流出し、国道も損壊した記録が残っている。バードが描いたような状況が85年も続いていたことになる。江戸時代以前から何百年と続いた川の氾濫の一こまを異国からきたバードは図らずも描写することになった。
- 65 この記録がバードの記述ある橋の修繕に該当するものかどうかは確認できなかった。
- 66 『青森県日記百年史』東奥日報社、1978。以下、東奥日報。
- 67 昭和35年8月2日の碓ヶ関日雨量318mmの集中豪雨で被害を受けた平川上流部の災害復旧工事を終えたのは、昭和41年3月である。同年8月12日から13日にかけて、時間雨量60～80mmに達する集中豪雨にみまわれ、浸水戸数1,097戸、被害額24億円を越える被害を受け抜本的な治水対策が望まれた。河川改修と同時に遠部ダム、久吉ダムが建設された。ダムの完成は昭和51年である。『青森県土木史』青森県土木部、2000、p.472。
- 68 明治11年7月に郡制が施行され、青森県は東津軽郡・西津軽郡・中津軽郡・南津軽郡・北津軽郡・三戸郡・上北郡・下北郡の八郡に分けられた。碓ヶ関村は南津軽郡に属し、郡役所は黒石。
- 69 バードの旅程表中の戸数は178戸とわずか3戸の違いで正確な情報を手に入れていたものと思われる。
- 70 『共武政表』明治十一年
- 71 『青森縣治一覽表 明治11年』青森県立図書館蔵、以下「縣治一覽表」と記す。
- 72 年間取り扱い数：発信651、着信549通。
- 73 くずはらいそうすけ（1831-1893）天保11年（1840）より碓ヶ関町名主、明治に入り副戸長、戸長を勤める。
- 74 碓ヶ関郵便局はその後、大介、スミ夫婦の跡を継いだ葛原宏が局長となり葛原旅館に併設される。
- 75 東奥日報 pp.95, 96。
- 76 農村地区で、農耕馬を飼っていた。共武政表の馬は、農耕馬ではなく駒である。
- 77 平川の水を利用した古懸発電所15キロワットで大正5年認可を受ける。社長藤沢本次郎、供給区域、碓ヶ関村、蔵館村の一部。（東北電力資料）
- 78 バード p.128。
- 79 湯ノ沢川の水源甚吉森にあり。
- 80 東奥日報 p.97。
- 81 鉾山への投資は碓ヶ関の素封家北川家を大きく揺るがし、村の一区画橋までの屋敷と平川を挟んだ対岸にも広がっていた北川源八の屋敷はすっかり無くなってしまったという。
- 82 第1巻 p.53。
- 83 内藤官八郎著『弘藩明治一統誌 工商雜録』1892。
- 84 小坂鉾山は明治13年までは南部藩の管轄で明治31年に同和鉾業が払い下げを受けた（同和鉾業株式会社）。
- 85 楠家（2002）p.325。
- 86 前掲書 p.324。
- 87 『青森県史 近現代』2002。
- 88 『津軽史』みちのく双書特輯十巻、青森県文化財保護協会、1982、pp.338-339。
- 89 この二つの温泉の様子は斎藤 p.160-163に詳しい。
- 90 長谷川成一『御用格』（第一次追録本）上巻、1993、pp.558-559。
- 91 前掲書 p.571。
- 92 北川源八（1848-1889）碓ヶ関小学校初代管理者『碓ヶ関村学制施行百年誌』p.20。
- 93 Ernest Mason Satow、庄田元男訳、『明治日本旅行案内』平凡社、1996、p.328。なおp.315には「米沢から山

- 形と秋田へのルート59はバード嬢の『日本奥地紀行』による」という断りがある。碓ヶ関村もバードの泊まった葛原旅館と村の有力者である北川源八宅が紹介されており、バードからの情報によることが考えられる。源八宅は宿屋ではなく、居宅を宿泊に提供したといことである。現在の碓ヶ関の「あめりか屋」旅館は源八の兄弟が明治20年代にアメリカに渡りその後碓ヶ関にもどり明治末に始めた旅館である。
- 94 明治38～41年に白戸という馬宿がまだ残っていたことが『津軽っ子』には記されている。昔は何軒かの茶屋や馬宿があったことも記されている。筆者の斎藤は馬宿の双子の娘（白戸）と一緒に一時間ほどの道のりを学校に通った。p.132。  
斎藤かをりの書いた馬喰宿の他に、同名の白戸という宿がちょうど熱の湯の辺りにあった。
- 95 かつての葛原旅館の正面に店がある。北川源八の弟の北川平吉が起こした店。古くは反物や雑貨を商っていたという。  
源八には上から源八-直吉-カヤ-平吉-健八-常吉-鴻（現あめりか屋）の兄弟がいた。健八、常吉、鴻の三兄弟がアメリカに渡った。
- 96 藩政時代の町同心工藤四郎兵衛から分家
- 97 山田久兵衛は碓ヶ関村の造酒屋として『唯称院過去帖』、及び『明治津軽一統誌』に出てくる。
- 98 現碓ヶ関村長の秋元俊一宅。
- 99 『御國巡覽滑稽噺盡戯』 p.10。
- 100 齊藤家編『齋藤 主翁』2002。
- 101 万延元年(1860)～大正8年(1919)、冒険、官吏、土木、公益、救済、醸造、西目屋村広泰寺移転等の事業にたずさわった。
- 102 木村謙次『北行日録』山崎栄作編・発行、1983、p.118。
- 103 バード p.311。
- 104 バード p.125, 234。
- 105 Bird, Isabella Lucy “Unbeaten Tracks in Japan” Ganesha Publishing Ltd. & Tokyo: Edition Synapse 1997, p.134.
- 106 Bird 前掲書 p.282。
- 107 戸長制は明治4年に始まった。実際は明治6年3月より施行。『青森県史』近現代、2002、p.24。
- 108 このときの戸長として現大鰐町に属する蔵館の工藤儀朗の名が『再生唯称院過去帳』に見られる。
- 109 『青森県史』資料編近現代I、2002、p.318。
- 110 小野久三『青森県政治史』(I) 東奥日報出版部、1965、p.373。
- 111 前掲書 p.379。
- 112 明治4年(1871)に権参事に任命される。青森県政初期の指導者『青森県史』近現代I、2002、p.22。
- 113 前掲書 p.24。
- 114 明治2年の区割りによる旧制度下の第17区(大鰐村々)の戸長。
- 115 第10区の副戸長となったのは、橋が出来たことにより10区と11区が繋がり、両区をひとつにまとめ十区としたことによる。『新選陸奥国誌』第1巻、p.332。
- 116 庶務課「貴属社寺兵事学校賞典の事務及官省諸願伺届府県往復の文案を勘書し諸記録を詳密にし総て庁中の雑事を掌る」『青森県歴史』第二巻、p.295。
- 117 伊惣助の役職に関しては、「葛原家由緒書」及び、伊惣助の自筆による「履歴書」から。
- 118 秋田義信「農業問題いまむかし」東奥日報、2004.7.13。
- 119 仮子制度については『平賀町誌』下巻、pp.316-329に詳しい。
- 120 バードが部屋について書いたものを見せた時、バードに会った葛原旅館の娘きんの孫に当たる鳴海麗子さんとその娘の羽賀良子さんは、すぐそれは「カレッコ」の部屋だと言った。また碓ヶ関の商店の工藤堅一さん、平賀町の木村幸子さんなどそのことを証言する人が多かった。
- 121 バード p.308。
- 122 拙著『イザベラ・バードの描いた碓ヶ関と子どもの遊び』2004。
- 123 『平賀町誌』下巻、1985。



# シェアリング、贈与、交換 — 共同体、親交関係、社会

Sharing, Gift, Exchange — Community, Intimate Relationship, Society

丹野 正\*

Tadashi TANNO

キーワード：狩猟採集民、アカ・ピグミー、物のやりとり、社会関係、所有権

Key Words：Hunter-gatherers, Aka, Goods-transference, Social Relationship, Ownership

## 要旨：

モースは1925年の『贈与論』で、古代社会や世界各地の未開社会の人びとは物の授受を、近代社会に一般的な「交換」とは異なり「贈与」という形態で行うこと、および一方の社会ではなにゆえに贈与・贈答という形をとり、他方の社会では交換という形をとるのかを検討し、それが双方の社会における人間関係や集団間関係のあり方の相違に基づいていることを検証した。

その後未開社会の詳細な現地調査が大幅に進展し、狩猟採集民社会の居住集団（バンド）やキャンプにおける人びとの間での物の授受、とくに狩猟の獲物の分配についても詳しい調査が行われた。そしていずれの社会においてもバンドは長期的には離合集散しているのだが、獲物の肉はつねにキャンプ内の各家族に分配されることが判明している。多くの調査者は、獲物はそれを殺した者の「所有」に帰すると彼ら自身が考えていることは疑いないとしたうえで、しかも、獲物の「所有者」は他のメンバーに肉を分配しなければならないという規範が存在することを確かめ、その理由を以下のように説明している。狩猟等の能力には個人差があり、自然のままでは多く獲得し所有する者には威信が、そうでない者には前者への依存と負い目が生じてしまう。そうした不平等が生じるのを回避するために、彼らは持てる者は持たざる者に与えねばならぬという社会的規範をたてているのであって、狩猟採集民の社会は基本的に「平等社会」である。

このような見解は、物の私的所有という概念を彼らもわれわれと共有するのだと前提したうえで物の授受を解釈し、いわば幻影をとらえて提示している見解だと思われる。本稿では、筆者が調査したアカ・ピグミーのバンドにおける物の授受の検討から、「交換」でも「贈与」でもない「シェアリング」(sharing) という形態の存在と、シェアリングに基づき日々の暮らしを直接共にする「共同体」としてのバンドという見解を提示した。

## Abstract：

In *The Gift*, Marcel Mauss (1973 [1925]) points out that people of ancient societies and primitive societies transfer the goods in the form of “gift”, while modern societies “exchange”. And he discusses that the forms of transfer reflect the differences of social relationships among people as well as among groups in both types of societies.

After that, detailed fieldworks in “primitive” societies have advanced, and large amounts of knowledge about the goods transference of the hunter-gatherers' societies, especially meat distribution in the band, have been brought in. Based on such abundant data, many researchers

\* 弘前大学大学院地域社会研究科（後期博士課程）地域文化研究講座

Regional Cultural Studies, Regional Studies (Doctoral Course), Graduate School of Hirosaki University

clarify that the game meat is always distributed to every family in a camp, though a camp is composed of families that meet and part in a long time-span. However, they postulate that people in hunting-gathering societies have an idea that the game is “owned” by those who killed it, and that people also have the norm that the “owner” must “distribute” the meat. Then, they explain the importance of such norm as follows. There exist personal variation in the hunting ability, so an excellent hunter might get the prestige against others who depend the meat on him, while the latter might get into debt on the former, in the condition of nature. The norm that has to distribute to have-nots should be established in order to avoid such inequality arising. The hunter-gatherers' society is basically “Egalitarian Society”.

I doubt that such view is premised on an assumption that they hold the idea of private ownership in common with us. This paper examines the transference of goods among the Aka, and presents the “sharing” as the third form of transference differing from both “gift” and “exchange”. In accordance with Mauss, this paper also argues that “sharing” is a particular form of transference in the “community”, which differs from both “intimate relationship” and “society”.

## はじめに

私は1973年と75年に、アフリカの熱帯森林地帯の東北端に位置するイトゥリの森の狩猟採集民ムブティ・ピグミーを調査した<sup>(丹野、1977、1984)</sup>。また、83年、85年および87年には、同森林地帯の北西部を南流するウバンギ川の両岸に分布するアカ・ピグミーの調査を行った。後者については、私が滞在した三つのバンド（居住集団）における彼らの狩猟や採集活動と、その獲得物のキャンプ内での分配の様相について別稿<sup>(丹野、1991)</sup>で報告し考察した。

ムブティもアカもともに狩猟採集民であり、10家族前後から成るバンドが日常生活の単位をなしている。アフリカの熱帯森林地帯には、バントゥ系などの焼畑農耕民諸部族が分布しており、ムブティもアカも、それぞれの地域に生活するいくつもの部族の焼畑農耕民いわゆる村人たちと、非常に古くから経済的社会的関係を取り結んできて今日に至っている。ムブティとアカのいずれにおいても、それぞれのバンドは当該地域の農耕民のどれかの村と親和的関係を結んでおり、その村の近くにベースキャンプを構え、この「村のキャンプ」と何ヵ所かの「森のキャンプ」との間の移動をくりかえしながら生活している。彼らが村のキャンプに滞在する間は、頻繁に村を訪れ、村人たちの求めに応じて彼らの畑づくりやさまざまな仕事を手伝い（または彼らに代わって行い）、村人が必要とする種々の森の産物を提供する。それに対して村人は彼らに食事や酒を提供し、畑の作物や古着、古鍋、槍の穂先や使い古した山刀といった鉄製品などなどを与えている。

こうしたピグミーと村人との何百年にもわたるいわば「共生関係」の結果、ムブティもアカも自分たち自身の言語を消失し、同じ地域に居住する農耕民部族の言語を母語としてしまっている。それゆえムブティとアカのいずれにおいても、分布は連続しているにもかかわらず北と南や東と西で言葉が異なる、といった状況が見られる。また、ある村の村人の言葉とこの村のピグミーの言葉が異なる、といったケースにもときおり出会うが、それは、かつて別の地域の農耕部族と関係を取り結んでいたバンドがその後この地域に移動してきたことを反映している。イトゥリの森地域の村人たちは部族間共通語としてスワヒリ語を話し、ムブティもこれを用いる。他方ウバンギ川の両岸地域では農耕諸部族もアカたちも部族間共通語としてリンガラ語を用いている。私自身はこれらの部族間共通語を用いて調査を行った。

ムブティにせよアカにせよ、私たちがいるバンドのキャンプに滞在していれば、私たちは彼らが毎日頻繁に互いに物をやりとりしているのを観察することになる。狩猟による獲物は解体ののち、分配のあり方には地域により違いがみられるが、いずれにせよ結局はキャンプのどの家族にも肉が

ゆきわたる。女性たちが採集してきた植物性の食物や昆虫の幼虫などの食用小動物は、その日採集に行かなかった女性たちにも分けられる。料理はそれぞれの小屋の前の焚き火で女性たちが行う。ムブティのバンドでは、男たちはキャンプ中央の焚き火の周りに集い、「男たちの肉」（肝臓や心臓など）や獲物の頭部などを料理して食べる。そこへそれぞれの小屋の妻たちから夫や息子へ料理が届けられ、それに皆が手をのばして、男たち全員で食べる。アカのキャンプではこのような男たちの食事は見られず、それぞれの家族ごとに小屋の前の焚き火を囲んで食事をしていた。ただし、それぞれの女性が自分の料理の一部をいくつかの葉や皿に盛り分け、それらをあちらの女性へこちらの女性へと子供に持たせて届けさせていた。つまりそれぞれの家族は、自分たちの料理とともに何家族もの料理を食べているのである。

また、キャンプ内での彼らの間だけでなく、上記のように村のキャンプ滞在時には彼らと村人の間でも毎日のように物やサービスのやりとりがなされる。そして、獲物の肉を多めに得たり、村人も好む蜂蜜やきこの類や食用小動物を多く得た場合には、彼らは自分と個人的に親密な関係（とはいえけっして対等な関係ではない）にある村人にその一部を持参して分け与えてもいた。

ムブティの居住域であるイトウリの森地域は、かつてのコンゴ動乱の時に反政府軍の拠点となったため、村人たちが銃を所持することを地方行政が禁じていた。そのため、ムブティの森のキャンプには、町や村に燻製肉を運んで売ることを目的とする村人の肉買い商人が訪れて滞在し、彼らが背負ってきた畑の作物や古着をムブティの獲物と交換することもしばしば見られた。彼らのなかには現金でムブティの獲物を買う者もいた。こうした森のなかや村での交換・売買では相場としての交換割合もある程度定まっておき（もちろん互いの間で交渉が行われる）、これはまさに交換そのものである。このようにして、ムブティはお金を知っており、彼ら自身お金で物を買ったり売ったりもしていた。

他方、アカの地域では、かなり多くの村人が銃を所持しており、自らも銃猟を行うが、その一方でなじみのアカの男に銃と2・3発の散弾を持たせて、アカに銃猟をさせることもしばしばである。このような場合、獲物はその大部分が当の村人のものとなり、当のアカは獲物の頭部と内臓（の一部）をもらうだけである。これは、アカが森のキャンプに滞在しているときも同様であった。村人は銃と弾（および自分の食料と鍋）を持参して彼らのキャンプに滞在し、アカの男に毎日銃猟を行わせ、その獲物の肉を燻製にする。アカが銃猟で手にする肉は上記のようにほんの少しである。ここではムブティの場合のような交換は生じなかった。

また、私が調査したアカのいくつかのバンドでは、彼らはお金を知らなかった。村人たちはもちろん、日常的というほどではないがお金を使用し、換金作物（コーヒーなど）その他を売ってお金を得ている。だが、彼らはアカからお金で物を買うことはしない。別稿<sup>(丹野, 2002)</sup>で述べたように、アカはなにごとにつけ数詞で数えることがないため、お金を数えることもできないのである。このことについては後述する。

本稿では、アカたち相互の間での日常的な物のやりとり、およびアカと村人の中での物の授受や物とサービスとのやりとりをどう理解し把握したらよいか、それらの間に違いがあるのか、あるとすればどんな違いか、そしてそれは何に起因しているのか、といったことについて検討したい。というのは、未開社会における人びとの間でのさまざまな形をとっての物のやりとりを、多くの文化人類学者が、いずれにせよ結局は交換のある形態なのだと考え、あるいは贈与交換という意味不明の言葉でくくったりしているからである。社会的な生活様式がシンプルな狩猟採集民に関してはとくに、研究者は彼らのうちに近代市民社会におけるような自由な個人というイメージを投影し、彼らの中での物の授受やそれらを通じての相互関係を、特定の個人との依存・被依存関係に入り込まず、互いに拘束されない自由で平等な狩猟採集民の反映として解釈する傾向が強いと思われる<sup>(丹野, 1991)</sup>。

## アカのキャンプにおける分配

私が調査を行ったアカの三つのバンドのうち、二つのバンドはウバンギ川東岸（当時の国名はザイル、現在のコンゴ）のS村およびN村と関係を結んでいた。他の一つは西岸つまりコンゴ共和国側の森の奥にキャンプしていたバンドである。これらのバンドおよび彼らのキャンプをいかではS、NおよびEと略記する。

Sバンドは私が1983年に訪れた際に、男たち11人（と3頭の犬）だけで私と私の調査助手の村人を伴って森のキャンプに移動した。その理由については前稿<sup>(丹野、1991)</sup>で述べたので省略する。森のキャンプでは網罟も行ったが、得られた獲物は槍猟によるダイカー類（森林性のカモシカ）がほとんどであった。とうぜんそれらはメンバーのうちの誰かが仕留めたものであり、私の質問に対する答えは、獲物は基本的にそれを仕留めた者のものだ、ということだった。しかし、彼らがキャンプに戻ると、獲物は当のハンター以外の数人によって解体され、年長者であるバンドのリーダー（村人への対応との関係でバンドの長という意味で村人からカピタと呼ばれる者）が、当のハンターを横に立たせて彼の同意を得ながら、私（助手は私に含まれる）も含めて12人分の肉塊に切り分けさせ、これは誰へ、これは誰へ、と分配を指図していた。彼らには、槍猟による獲物の肉はそれを仕留めたハンター自身は食べてはならないという禁忌があり、現に彼らは自分の獲物の肉はまったく食べず、アフリカマイマイや蛾の幼虫などを採集してきて、それを一人料理して食べていた。そして自分の肉は燻製にしていた。家族に持ち帰るためとのことだった。

1985年のNバンド（および次のEバンドでも）のキャンプでは、私は調査助手を伴わず、私一人で滞在するという方式をとった。このキャンプは村のキャンプであり、3～5日ごとに（つまり肉がなくなってしまうと）男女一緒に網罟を行っていた。彼らの場合もムプティと同様に、網罟の獲物はそれが掛かった網の所有者のものである、というのが私の質問への答えであった。私の滞在のはじめのころ、網罟の日には、このキャンプの南2キロメートルほどのところにキャンプしているサブグループ（Nバンドの者は彼らもわれわれの仲間だと私に説明していた）も、彼らと一緒に網罟を行っていた。しかし、ある日からのちはこのキャンプのメンバーだけでやるようになった。その理由を尋ねると、当日は彼らの網にだけ獲物が掛かり、それまでは獲物を分け合っていたのに、その日は彼らはそれを分けずにすべて持ち帰ったからだとのことだった。しかし実際にはむしろ逆に、Nバンドとこのサブグループのメンバー間に気まずい関係が生じていて、その結果獲物を分配しないという行動に至ったようである。また、獲物はその網の所有者のものという前提に彼らがたっていることを示唆する次のような事例もあった。ある日の獲物はXの網に掛かったもので、その肉が私にも配られたので、私はXから肉をもらったと思った。このことを察した女性Yが私に、Xが使っている網はYの網であること、この肉はXの肉ではなくYの肉でありYがくれたものであることを、そっと告げたのだった。

しかし、「この獲物は私（あるいは彼）のものである」という表現は、私のような部外者が「これは誰のものか？」と質問するからこそ言われることであって、彼らの間では通常けっして表面化せず、暗黙のうちにとどめおかれることである。実際には、獲物が小型のブルーダイカー（体重4～5キログラム）の場合には、網罟の途中の休憩時に女たちが解体して彼女たちどうして分け合ってしまった。また中型のダイカー類（体重20キログラム前後）の場合には、当の獲物を捕らえた者ではない2～3人の男がそれを解体し、最年長のカピタが指図しながら、全家族（および私）に分配していた。そして当のハンターはその場から離れたところで休息したり会話しているのが常だった。

植物性食物の採集は女性の仕事であり、他方で彼女たちは村の女の畑仕事などの手伝いにも出かける。後者の場合には彼女たちは村人から畑の作物をもらってキャンプに戻る。いずれの場合にも、彼女たちはその日キャンプに残っていた女たちに採集物や畑の作物を分け与えていた。

私が1987年にEバンドの森のキャンプを訪れたとき、その近くに別のバンドに属する小グループもキャンプしていた。彼らはしばらくの間一緒に網猟を行っていたが、その後この小グループは彼ら自身のバンドのもとへ戻った。Eキャンプは木材伐採会社が切り開いた道路の横に位置していたので、人夫たちが彼らにしばしば銃猟を依頼し、その獲物を受け取っていた。さらに、このキャンプに何泊かして銃猟を依頼（というよりむしろ強要）する村人がつぎつぎにやって来た。そのため彼らは網猟をあきらめて、銃猟以外の者ははね罟猟に切り替えた。既述のように銃猟の獲物は肉の大部分を銃の持ち主が取るので、銃猟はキャンプのメンバーには肉をほんのわずかしかもたらさない。彼らは網猟の獲物はもちろん全家族で分けていたし、個人猟であるはね罟で捕れた中型のダイカー類や大型のコシキダイカーも、いつも私を含め全家族数の肉塊に切り分けられ、分配された。

Eキャンプの女性たちの間での採集食物の分配も、S・N両キャンプにおけるそれと同様だった。生の肉や植物性食物がこのようにキャンプのどの家族にも配分されるだけでなく、それらをそれぞれの女性が料理したのちに、それがさらに女たちの間で一部ずつ行き来していたことは「はじめに」で既述したとおりである。

### 調査地での私の滞在様式 — “ありがとうと言うな”

ここで、私とムブティやアカとの間での物のやりとりについても述べておく必要があるだろう。ムブティの調査時は、私は1人または2人の村人を通訳や荷運びや料理等々の調査助手として雇い、ムブティのキャンプではわれわれはいつも複数の存在であった。そのために、われわれ（つまり私）とムブティとの間での物のやりとり、とくにムブティの肉を私が入手する方法としては私がお金で買うしかなかった。私が肉買い商人のように物々交換をするためには、さらに人手を雇わなければならないし、われわれがムブティに肉をねだるには、2人や3人といえどもわれわれの数は多すぎた — ムブティたちもそう考えたに違いない。

その後、アカのSバンドの調査では1人の村人を助手として伴ったが、NバンドとEバンドの調査では、私は1人で彼らのキャンプに滞在するという方法をとった。私はアカに、ムブティの調査時と同様に塩とタバコを少しずつあげた。私は食料を目に見えるかたちでは携行しなかった。テントも持たず、キャンプでは私の小屋をつくってもらった。女たちは背負ってきた薪の一部を私の小屋の前に置いてくれ、私のバケツを持っていき水を汲んで来てくれた。私は夕方になり暗くなっても料理をしないで、焚き火の前にアカの男たちと話をしていた。その間に、女たちはそれぞれの小屋の前の焚き火で料理をしていた。タンノ（私）は食べ物がないと判断したのである女性1人が、料理した食物の一部を大きな葉っぱに盛って私に届けてくれた。私がそれをうまいうまいと言って食べると、次つぎに女性たちが料理を盛った葉や皿を持って来てくれた。ちなみに、村人はアカから生の食料は受け取る（そして自分たちで料理する）が、アカが料理した食物は口にしない。彼らの料理は料理ではないと村人はみなしているからである。アカの女性たちは（そして男たちも）タンノが自分たちの料理を食べるかどうかが不安だったらしい。その日以降、私は食料を心配する必要はなくなったのだ。女性が採集してきた植物性食物は私にも分けられたし、狩猟の獲物の肉は、小屋の数つまり家族の数に私を加えて切り分けられ、それら肉塊の一つが私に配られた。

私が彼らにあげることができる物は塩とタバコぐらいしかなかったし、しかもほんの少しずつだった。またときおり村人からヤシ酒を買って来て、キャンプで一緒に飲んだが、これを彼らは大人の男女のみでなく子供たちも加えて皆で飲むので、一人あたりは少量にしかならなかった。彼らも私にいつも食物も水も薪も分け与えてくれたし、その見返りを要求することはなかった。私は彼らから物もらいサービスを提供されるたびに、いつもつい「ありがとう」と言ってしまった。日本語の「ありがとう」に相当する語彙は彼らの言葉にはないので、彼らが村人らに謝意を表わす必要があるときは、フランス語の「メルシー」という語を用いる。それで私も「メルシー」と言った

のである。私が彼らのキャンプに滞在して何日かたったのち、私が毎日何回もメルシーと言うのを見かねたアカの年長者が、次のように私に注意した。われわれは互いにメルシーと言うか。言わない。われわれはおまえにメルシーと言うか。言わない。おまえはわれわれが物をあげるそのたびにメルシーと言う。言うな。われわれはおまえからもらって当然であり、だからメルシーと言わない。おまえもわれわれからもらって当然なのだ。だからメルシーと言うな。黙って受け取ればいいのだ。

## アカと村人の間での物のやりとり

村人は自分たちは Batu (または Bantu) であると言い、アカを Batu に含めない。彼らは Bambenga であって Batu ではない、と言う。他方、アカたちは、自分たちは「森の Batu」であり、彼らは「村の Batu」である、と言う。いずれにせよ、両者ともに自分たちと相手は異なる存在だと考えている。端的に言えば、村人はアカを自分たち以下の存在と位置づけている。アカはもちろんこのことを承知している。村人はアカから生の（および燻製の）肉や魚や、生の植物性食物は受け取る（そして自分たちで料理する）が、アカが料理した食物は食べない。私の質問に対して彼らは、アカは料理を知らない、またはアカの料理は料理ではないからだ、と説明していた。また、村人たちの飲食の場にはアカは同席できない。彼らの家の中でも村人は酒を同じ器でアカとともに飲むことはないし、同じ器にとともに手をのばして食事することもない。村人がアカに酒や食事をふるまうときは彼らの分は自分たちのとは別の器に用意して与える。

ちなみに、私は何人もの村人から、日本のバンベンガはどんな暮らしをしているのかとか、日本のバンベンガはどんな動物を狩猟しているのか、ヨーロッパのバンベンガは……？、などと質問された。同様の質問をアカたちからも受けた。彼らはヨーロッパ人を見知っているし、私をとおして日本人をも知った。彼らにとっては、あれらはヨーロッパの Batu であり、タンノ（私）は日本の Batu である。とすると、ヨーロッパの Bambenga (またはヨーロッパの森の Batu) や日本の Bambenga はどうしているのか、と考えたのである。つまり彼らの世界観では、どこにでも Batu と Bambenga、村の人と森の人、あるいは農耕民または定住の民と狩猟採集の遊動の民という相異なる人間が存在するはずなのである。

村人とアカの間での物やサービスの授受については、本稿のはじめに概略を述べた。一つの村にはそれと関係をつなぐアカのバンドがたいてい一つは存在する。大きい村にはこうしたバンドが2～3存在することもある。さらに、こうした村とバンドの間では、集団間の関係だけでなく村人のある男とアカのある男（そして前者の妻と後者の妻）が持続的なパートナー関係を保っている。村の男性や女性は、自分のパートナーであるアカには気前よくふるまい、その代わりにさまざまな仕事（の手伝い）を頼む。アカもまた既述のようにパートナーの村人に自らすすんで森の産物を提供することもある。

N村は100戸ほどから成る大きな村だが、この村のアカはNバンドのみで、アカの持続的パートナーを持たない村人も多かった。彼らの場合には、村を訪れているアカを呼び止めて仕事を頼むか、または彼・彼女自身がキャンプを訪れてアカの誰かに仕事を依頼していた。このような場合にも、村人は事前や事後にまたは前後ともに、ヤシ酒や畑の作物その他の品物を提供していた。しかしその一方では、キャンプを訪れた村人の何人もが、タバコ、塩、少量の大麻、あるいは葉に包んで調理した主食の一種や、畑の作物を持って来て、それらと引き換えにこれこれの束の屋根葺き用のヤシの葉を採集してくる者はいないか、あるいは肉と交換する者はいないか、などと交渉していた。これらの村人は明らかに交換を意図しており、交換割合を明確に（しかも自分の物はできるだけ少なく、相手の物はできるだけ多く）提示していた。しかしその反対の例、すなわちアカが自分たちの物（たとえば肉）を村に持って行って、それを村人の何かと交換しようとした例は一度も見られなかった。

既述のように、村人がパートナーのアカに肉が欲しいと言い、かつ彼が肉を手に入れていれば、彼はそれをパートナーの村人に提供する。次のような事例もあった。Nバンドのカピタは彼のパートナーから正月用の肉をくれと頼まれたが、肉がなかったのでニワトリ一羽を持参した。彼はヤシ酒を飲ませてもらって夜キャンプに戻った。翌日以降も彼は夕方になるとパートナーの家に行き、ヤシ酒をふるまってもらった。5日の夕方も行ったが、今夜はもうヤシ酒はないと断られて、ただおしゃべりをしただけで戻った。翌朝、パートナーの使いの子供が来てカピタを呼んでいると知らせたので、彼は村へ行き、すぐに戻ってきた。何の用事だったのかと私が尋ねると、肉を持って来てくれと頼まれたのだ、ということだった。そして彼らは正月はじめての網猟に出かけた。

## 畑の作物をめぐるトラブル

アカは、村人との上述のような相互行為と相互関係を介して村人の畑の作物を得ているが、他方で、ときおり村人の畑から直接バナナ、キャッサバ、ヤムイモ、サトウキビなどの作物を取ることがある。たとえば、網猟から帰る途中に森を歩いているうちに、畑に行き当たる。おそらく彼らはそれが村の誰の畑なのかを知っているであろう。人気がないのを確かめると女たちは籠を置いて畑に入り、作物の一部を取ってきて、籠に入れてその上を森床の下生えの葉で覆い、キャンプに戻る。

これは村人から見れば明らかに盗みである。翌日、畑の持ち主がキャンプに怒鳴り込んで来る。アカたちは素知らぬ顔をしてあらぬ方を向いており、このような場合カピタが彼または彼女に対応することになる。「それは俺たちではないよ、俺たちは昨日はずっとキャンプにいたもの。誰かよその者たちのしわざだよ」などと言い逃れようとするが、最後は謝ることになる。

しかし、アカたちがこれをやめることはなさそうである。なぜなら、彼ら自身にとってはこれはけっして盗みではなく、盗人呼ばわりされる理由はないからである。以下は、「タンノ、おまえは泥棒に食わせてもらっているのだぞ」と一緒に怒られた私に対する説明である。彼らが村人に直接抗弁することはない。村人に通じる話ではないことを重々承知しているからである。

アカの考えはこうである。あの畑は俺の畑だとあの村人は言うが、実際に木々の切り払いをはじめ何もかもやってあの畑をつくったのは誰か。俺たちではないか。だからその畑の作物が稔ったら、その一部を取ってもいいはずだ。取ってきたのはほんの少しだぞ。なのに彼は、あれは俺の畑であり、その畑の作物も俺のもんだ、それをおまえたちが取るのは盗みでなくて何であるか、まさに盗みだ、と言う。どっちがいったい間違っているのか。

アカは私に以上のように説明し、私から村人たちに彼らの言い分を伝えてもらいたいようであった。翌日私は村に行き、彼らの考えを村人たちに伝えたが、次のように反論された。われわれが畑づくりにあたってアカたちに手伝ってもらうのは、事実そのとおりである。しかし、われわれはその手伝いに対して、事前にそしてその日ごとに、また事後にも彼らに食事や酒を与え、また畑の作物や彼らの欲する古着や古鍋や山刀などを見返りに与えている。彼らの手伝いに対してわれわれはそのつどお返しはしているのだ。だから、できあがった畑はわれわれの畑であって彼らの畑ではもちろんないし、われわれと彼らの共同の畑でもない。その後の植え付けや除草なども彼らに手伝ってもらうとはいえ、そのつど同様にお返しをしているのだから、畑で稔る作物もわれわれのものである。にもかかわらず、彼らはこっそり取っていく。これは盗みではないのか。タンノ、おまえはどう思うのか。

さらに、村人は次のようにたたみかけた。われわれは彼ら（アカ）にいつも畑の作物を分け与えている。彼らが食べ物がないときには、畑の作物が欲しいときには、われわれに食べ物が欲しいと直接言いに来ればよいのだ。彼らがそのように頼んだときに、われわれはこれまで拒否したことがあったろうか。なぜ彼らはわれわれに直接言わずに黙って盗んでしまうのか。

私はキャンプに戻って、村人の見解をアカに伝えた。アカたちは、畑づくりにあたって村人が彼らに飲食やさまざまな物を提供してくれたのは確かにそのとおりだと認めた。しかし、あの畑を実際につくったのは誰なのか、とカピタはキャンプのみんなに問いかける。われわれだ、と全員が答える。ならばわれわれの行為は盗みなのか。いや、盗みではない。ではどうしてわれわれがつくった畑の作物を、しかもちょっとだけ取ってくるのが非難されるのか。そうだ、彼らのほうがおかしいのだ。村人たちのいない場面で、異邦人の私にせめて訴えたいと思ったから、彼らはリンガラ語でこうした会話をしたのであろう。これは村人にけっして通じる話ではないことを彼らは身にしみてわかっているのだから、村人には言わないのである。

両者の間でのこのようなトラブルは何世代にもわたってくりかえされてきたことであり、双方とも自分たちの見解を曲げることができない問題だったと考えられる。でなければ、アカははるか以前に自分たち自身の畑をつくっていたはずだからである。実際、こうしたトラブルが起こるたびに、村人が彼らに最後に言うのは、「自分たちの畑をつくれ」、である。おまえたちはわれわれの畑づくりの手伝いをおして、畑づくりのすべてを知っているではないか。それなのにどうして自分たち自身の畑をつくらぬとしないのか。それに対する言外の（つまり私への）回答は、以下のとおりである。われわれは森の人であり、森には食べ物が豊富にある。彼らは村の人であり、畑をつくる人びとである。畑づくりを手伝ってくれと頼むから、われわれはつくってやる（または一緒につくる、手伝う）。しかし、われわれが自分たち自身のためになぜ畑をつくらねばならないのか。その必要・理由はない、と彼らは言う。アカのこうした見解に対応するように、村人のなかにも稀ではあるが次のように私に語った者もいた。実際に畑づくりをするのは彼らなのだから、そしてどうせ彼らは畑から作物の一部を取っていくのだから、彼らの手伝いに対しては気前よくふるまい、その代わりにより大きな畑をつくらせればよいのだ。できた大きな畑の一部は彼らの畑だと思っていれば、彼らが盗んだといちいち目くじらたてる必要はない、と。おそらく、かつては村人の多くはこのように対処していたのだろうと思われる。というのは、このようなトラブルの末にアカのバンドがその村を去ってしまい、戻って来なくなると、現在でも村人たちの間であの村にはアカが寄りつかないと噂され、アカからも他の村の人からもあの村の住民はケチなのだと評価されてしまうからである。

## 数えることとお金について

1983年9月下旬、Sバンドの男たちと私と私の調査助手Tが森のキャンプに移動して数日後、Tは彼らが数を数えられないらしいことに気づいた。そこで彼は10ザイルと5ザイルの紙幣を示して、それぞれいくつかと質問したが、誰も答えられなかった。5ザイル2枚では？ これにも答えはなかった。さらにTは彼らに、1から10までおまえたちの言葉で数えてみろと言ったが、みんな尻込みして数えようとしなない。そこでTはトウガラシを10個並べてから、二人を指名して数えさせた。どちらも1個目から4個目まではemoti、ebaye、esato、banaと数えたが、5個目以降のトウガラシを指差されてもはっきり答えられなかった。周りにいた他の者からも声はなかった。翌日も彼らは網罟に出かけた。私は足の傷が化膿していて歩けなかったのだから、その日もキャンプに残った。午後に戻ってきた彼らに、網罟を何回やったかと尋ねると、答えはやはり「たくさん」だった。

1985年の調査時に滞在したNバンドのキャンプでも、私が網罟に同行できないときには、カピタにその回数を数えてきてくれと頼んだ。彼の答えはいつも10回だったので、ある日、今日こそはきちんと数えてこいと、無理を承知で念を押した。網罟から戻ると彼は、今日はこれだけやったと言って、手に握っていた小枝を私に示した。それは8本あった。網罟を1回やるごとに下生えの小枝を折り取ったのだ、とのことだった。それだけでなく、私にはどれも同じ色合いと長さで細さに見える小枝を、彼は初回の枝から8回目の枝まで順に並べ、これのときは……、と言いながら、それぞれの回ごとに誰が何を獲り誰が何を逃がし、といった詳細をとうとうと語ってくれたのだった。

12月下旬、NバンドはキャンプをN村の南方から西方の小川の横に移した。乾季が進みそれまでの水場が小さな水溜りにすぎなくなってしまったからである。N村の北にはコーヒー・プランテーションがあり、コーヒーの実の収穫時期に入っていて、N村や近隣の村の人たちを日雇いで雇用して収穫にあたらせていた。それでも人手が不足したらしく、1月6日にプランテーションのマネージャーの使いがアカたちへの手紙を持ってきた。リンガラ語の手紙には、明朝からコーヒーの摘み取り作業に来てほしいこと、1キログラムの収穫につき1ザイルお金を払うこと、が記されていた。午後、アカたちが網猟から戻ったので、私はカピタに手紙の内容を伝えた。彼はこの日の朝村のある男から、翌日から畑の切り開きの手伝いに来てくれと頼まれ、何人かで行くことを約束していた。だから彼はプランテーションの仕事は断るような口振りだった。

ところが、翌早朝には彼をはじめ14人の男女がプランテーションに出かけてしまった。仕事は朝の6時から12時までで、彼らは1時ごろに戻ってきた。カピタによると、彼らはマネージャーに仕事の見返りはお金ではなく、鍋や山刀や衣類（古着）など各自の欲しい物をくれと言い、彼もそれに同意した。だから明日以降もプランテーションに行く、とのことだった。2日目に私はプランテーションに彼らのようすを見に行った。彼らは一人ずつずだ袋を渡され、それにコーヒーの実を枝からしごき取っていた。そこは陽射しがきつく、すごく暑かった。事務所では使用人が村人やアカが背負ってきたずだ袋の重量を計り、各人の当日の収穫量を記録していた。その横の日陰には、石鹼、スプーン、フォーク、岩塩、タバコ、魚の缶詰、鍋（新品）、ノートなどが値札とともに並べられている。村の若者が明日から来れないので今日までのお金を払ってくれと言うと、使用人は、今日はお金はない、土曜日に経営者が持って来る、いま欲しいのならこれらの物で受け取れ、と言っていた。5日目は賃金の支払日だった。この日も彼らは各人の収穫量を計り、当日までの合計を計算したのち村人たちに賃金を払った。アカたちは、お金ではなく約束していた品物をくれと言った。するとマネージャーは、お金とはいかに便利なものであるかを説教しはじめた。お金はおまえたちが欲しいと思うどんな品物とでも、町の店に行けば換えられる便利なものである。だからこのお金で欲しい物を買えばよい。しかも彼は、アカたちが前もって頼んでいた品物をいっさい用意していなかった。そのうえ彼は、お金がいやならこれらを持って行け、おまえたちも食器を使って食べればよい、と言ってプラスチック製の皿やボールなどを指差した。しかし彼らは誰もそれらを受け取らず、ぶつぶつ言いながら、しぶしぶお金を受け取った。しかし、自分が手にした紙幣が計何ザイルなのか、誰も分かっていなかった。明日からも来てくれよ、今度はおまえたちの欲しい物を用意しておくから、とマネージャーは言ったが、誰も返事をしなかった。

## 近代市民社会 — 物の所有と交換について —

上述のようなアカたち相互間の日常的な物のやりとり、そしてアカと村人の中での物の授受やサービスとその見返りのやりとりを、私たちはどう理解したらよいのか、それを以下で検討したい。

そのためには、最初に、われわれの社会では人びとはどのような形で物のやりとりを行っているか、人と人との関係、人と物との関係、および物と物との関係はどうなっているかを確認する必要がある。

われわれの社会すなわち近代市民社会は、膨大な人口から成る社会である。家族内の人間関係と家族外での人間関係は様相が異なるし、この社会における人間関係という場合には家族外での関係を一般にさすので、以下では家族外での人間関係について検討する。この社会の人びとは多種多様な職種からなる大規模な社会的分業を行っており、膨大な種類の生活資材や生産手段を産出したり種々のサービス業務を行う。それらが人びとの間を流通することにより、この社会全体の生活が維持される。

近代市民社会の人間は自由・独立の存在であり、自由と独立は基本的人権となっている。さらに

所有権または財産権も、この社会の人びとの基本的人権の一つである。この社会では土地も含め物はすべからず誰かの所有物であって、それらをどう取り扱いどう処分するかは、その所有者の自由である。人びとは自分が生産した品物のみで家族の生活を営むことは不可能なので、自らの生産物を他者に提供し、多数の他者の多様な品物を入手することによって生活を営む。この社会におけるこの提供と入手は、お金での売買も含めて「交換」によって行われる。自分の所有物と他者の所有物との交換が、この社会で普遍的に採用されている方法である。

いまここに、品物Xを所持したAと、品物Yを手にしたBという2人が出会ったとしよう。AとBは互いに自由独立の存在であり、XはAの、YはBの所有物である。AはBの持っている品物Yが欲しい・得たいと思ったとする。AがBに「それをください」と言い、Bが同意すれば、Aは品物Yを得ることができる。もちろんBは断ることもできる。YをもらったAは、Bに「これをあげるよ」と言って品物Xを差し出すかもしれない。Bはそれが欲しければもらうであろう。あるいは「それはもってるからいいよ、要らない」と言って断るかもしれない。この「あげる」「もらう」においては、AがBにXをあげることと、BがAにYをあげることは、基本的に別々の行為であり、一方が成立するためには他方も必ず伴わなければならないわけではない。

ただし、AにねだられたBが、「あなたもXをくれるなら、これ(Y)をあげてもいいけど、そうでないならいやだ」、あるいは「ただであげるのはいやだけど、交換ならいいよ」と言うかもしれない。Bのこの提案にAも応じたとしよう。つまり二人が同時に自分の所有物を手放し、相手のものを受け取ることになる。これが「交換」である。ただし「交換」にはもう一つの要件がある。それは、交換される二つの異なる品物XとYの量的割合についての合意である。BはAの品物x量のXに対しては、自分の品物Yはいま手にしているy量の半分で充分だと考えて $y/2$ 量のYを差し出し、他方Aは、それでは少なすぎる、もっと多くしろ、といったことになる。要するに双方がともに適正またはやむを得ないと考えるある量的割合で合意することが必要である。両者はともに自由・独立なのだから、合意できなければそれまでである。別の相手を探せばよいというただそれだけである。

この社会ではまさに「私の物は私の物」である。これは一見トートロジーのようだが、決してそうではない。私がなんらかの(ただし適正な)方法で手に入れた物は、私一人に帰属する物で、それをどうするかは私の自由だという意味である。彼・彼女はそれを自分で使用し消費することもでき、だれかに与えたり、誰かの別の品物と交換することもできる。彼は自分のある品物を相手の別の品物と、双方が合意したある量的割合で交換する。双方の品物は姿かたちは違っていても、その割合のもとでは等しいもの・同じものだからである。彼は交換を通じて、自分の所有物の姿かたちをどんな品物にも変えることができる。しかも、彼は交換の前と後では違う物を手にしているのだが、にもかかわらず彼は同じものを所有している。相手も同様である。これをヘーゲルは次のように述べている。

§ 77 実質的な契約(交換契約のこと、<sup>丹野注</sup>)を結ぶ双方は、それぞれが同じ所有物をもって契約に入り、それを同時に手放すのだから、契約のうちにもともと存在する同一のままの所有物は、交換によって所有者が変化する外的な物とは区別される。同一のままの所有物とは価値のことであり、それは、契約の対象となる物が外見上まったく質の異なるものであっても、たがいに等しく、それこそが物のうちにある一般的な要素である。(ヘーゲル『法哲学講義』、長谷川宏訳、166～7ページ)

つまり、交換の前と後では彼は違う品物を手にしているが、にもかかわらずそれらは同じ物であり、彼は同じ物を所有し続けているのである。なぜなら、双方の品物のなかにある同じものが等しい量だけ内在するからである。この「ある同じもの」は交換されるどんな品物にも共通に内在するものであるが、その姿かたちは目に見えない、姿かたちのないものである。ヘーゲルはこの共通に

内在するものを、同時代の経済学者に倣って「価値」と呼ぶ。この社会の人びとは、双方の物のなかのこの目に見えないもの・「価値」の量を比較し、等しいか否かを判定することができる。そして等しいからこそ彼らは交換する。そうでなければ一方は得をし（より多く所有し）、他方は損をする（より少なく所有する）ことになる。これでは得をした人はともかく、損をした人は自分の基本的人権を保持することができない。だから、近代市民社会の人びとは、一部の人だけではなく全員がこの目に見えないあるものを透視してその量をはかることができるようになった人びとである。では、この社会の人びとがさまざまな品物のうちに透視することができる「価値」とはいかなるものなのか。マルクスは『資本論』の第一章「商品」において、商品の「価値」についての経済学者たちの見解を顕微解剖的に検討し、商品の価値なるもののフェティシズムを暴き出している（丹野、1996、2003）。

## アルカイク社会

われわれの日常生活では、物のやりとりは売買も含めて大部分は「交換」である。しかし、それがすべてではない。私たちは身近な関係にある人との間で、「あげる」・「もらう」という行為をくりかえしている。それは友人間のプレゼントだったり、お祝いやお見舞いの贈り物だったり、感謝や返礼の贈り物など、さまざまである。贈与は贈られる品物とその贈り手と受け手からなる。贈り物は贈り手の所有物であり、それは贈与によって受け手の所有物となる。

モースは『贈与論』（1973、原著は1925年）で、未開社会や古代社会における贈答の慣習について文献研究を行った。彼は、すでに古代ギリシャをはじめいくつもの古代社会で交換が日常的に行われ、貨幣も用いられていたことを承知していた。しかしその一方で、彼らはずねに交換とは別に贈答を行っていた。そして、1920年代はじめまでに調査された多くの未開社会では、人びとや集団間の物のやりとりは交換ではなく贈答として行われる（行われた）ことが明らかになった。しかもそれらアルカイク諸社会では、贈り物をしなければならず、受け取らなければならず（断ってはならない）、そして後日必ず返礼をしなければならぬことが規範となっている。それはなぜなのか。とくに返礼の贈り物がなぜ義務となっているのか。これがモースが本書で究明しようとした課題だった。

彼にとって以下のことは自明のことであり、検討の前提でもあった。第一に、既知のどの人間社会においても、内部の人びとや集団相互は多かれ少なかれ必ず物のやりとりを行っており、人びとの間に物のやりとりがないという社会は存在しないし、存在しなかった。第二に、物のやりとりには、交換と贈答という二つの形態があり、これらは互いに異なる社会的行為である。既述のように多くの文化人類学者は、贈与・贈答は結局は交換であり、交換の一形態であると考え、また、このことを最初に明らかにしたのがモースであり『贈与論』であったと述べているが、これはまったくの誤解である（丹野、1993）。

近代市民社会であれ、中世や古代の社会であれ、贈答は交換とは異なる物のやりとり行為である。交換の世界に日常どっぷり浸っている現代社会の人間にとっては、贈与は基本的に贈り手の自発的な行為であり、誰に何を贈るか否かは贈り手の意志による任意の行為である。相手がそれを受け取るか否かも受け手の自由であり、また、受け取った場合にも、返礼をするかどうかは基本的には受け手の自由意志にゆだねられている、とわれわれは考えがちである。こうしたモダン社会の“常識”から見ると、アルカイク社会の贈答が三つの義務として行われ、とくに必ず返礼の贈り物がなされねばならないことは、奇異に思われる。逆に交換においてこそ、相手の物を受け取るからには同時に自分の物を手放さなければならない。とすると、彼らの贈答は形を変えた交換なのではないか、とモダン社会の人間は思うかもしれない。しかし、贈与は交換ではないことはモースにとって自明のことだった。彼が究明しようとしたのは、アルカイク社会では贈答がなぜ義務的行為となっているのか、その理由であった。

「その理由」といっても、モースが探求したのは、調査者の「なぜ」という質問に対して未開社会のインフォーマントが答えた個別の説明ではない。一見したところでは、モースは現地人の一人の呪術宗教的な説明を引用し、それをあれこれと解釈することによって、つまり「原住民をもちだして自らをごまかす」(レヴィ=ストロース、1973, p30; サーリンズ、1984, p182) ことによって、その理由を説明しているようである。しかし、モースの考察の脈絡を詳細にたどると、けっしてそうではないことが判明する。彼は現地人の一見呪術宗教的な説明を解きほぐして検討することによって、アルカイック社会における人間関係および集団間の関係のあり方が、モダン社会において一般的な人間関係 — 互いに自由・独立の他人であるという関係 — とは異なっているのだということを解明したのである(丹野、1993)。しかも、アルカイック社会すなわち小規模な社会に一般的な人間関係のあり方は、モダン社会で消滅してしまっただけではなく、身近な人びとの間ではいまなお社会の水面下で脈々と生き続けているのだということも指摘したのである。それが交換ではなく贈答として物をやりとりする関係である。これは、逆に言えば、アルカイック社会でも人間関係のあり方に一部であれ変化が生じれば、その人びとの間では贈答ではなく交換が行われるようになることを意味する。

## 交換のはじまり

それでは、「交換」はどのような場面で生じたのであろうか。マルクスは『資本論』のなかで次のように述べている。

諸物は、それ自体としては人間にとって外的なものであり、したがって手放されうるものである。この手放すことが相互的であるためには、人々はただ暗黙のうちにその手放されうる諸物の私的所有者として相対するだけでよく、また、まさにそうすることによって互いに独立な人として相対するだけでよい。とはいえ、このように互いに他人であるという関係は、自然発生的な共同体の成員にとっては存在しない。その共同体のとり形態が家長制家族であろうと古代インドの(インド古来の、丹野注)共同体であろうとインカ国その他であろうと、同じことである。商品交換は、共同体の果てるところで、共同体が他の共同体またはその成員と接する点で、始まる。(マルクス『資本論』岡崎訳、原102ページ)

マルクスもここでモースに先がけて、モースと同様のことを指摘している。つまり、交換という形で物をやりとりする「このように互いに他人であるという関係は、自然発生的な共同体の成員にとっては存在しない」のだから、共同体の成員どうしでは交換は行わない。ただし、では彼らはどんな形で物のやりとりをしているのかを、マルクスはここでは直接言及していない。

人は狩猟採集や農耕などによって食料を獲得したり、自然に働きかけることによってさまざまな原材料を入手し、それらを加工製作して種々の道具等の物質文化を生産する。それらの物は、それ自体としては彼・彼女の身体の一部と化しているわけではなく、身体外の物である。だから彼・彼女が手放そうと思えばいつでも手放すことができる。手放すといっても、棄てることではない。それを誰かの手に渡し、その人が利用・使用・消費することを可能にするのである。自然発生的な共同体の成員どうしは、各自の獲得物や生産物をこのように直接融通しあう。また、各自の生産活動の産物を融通しあうだけでなく、生産活動自体も共同で行い、あるいは手分けしてつまり分業して行うであろう。この意味で、自然発生的な共同体とは直接に暮らしを共にする人びとである。彼らの間では、物を手放すことが相互的である必要はないのである。

その必要を彼らが感じるのは、または彼らが誰かと対面したときに、自分が物を手放すからには相手も同時に彼の物を手放すべきだと考えるのは、どのような場合か。共同体の外の、他の共同体の、互いに他人であるという関係の場合である。そのような場合には、彼らは「ただ暗黙のうちに

その手放されうる諸物の私的所有者として相対するだけでよく、また、まさにそうすることによって互いに独立な人格として相対するだけでよい」。したがって、「交換は、共同体の果てるところで、共同体が他の共同体またはその成員と接する点で、始まる」。このような場面でこそ、人は物の私的所有者として、当の物は彼・彼女の私的所有物として互いに会うことになり、互いに自由で独立の意志を有する人格として交渉することになる。

ただし以上のことは、理念的に過去に遡ってイメージした交換の起源である。過去のある時代のある地域にいくつもの自然発生的共同体が点在していたと仮定して、しかもそれぞれの共同体の日常生活は共同体内で自給自足的に営まれていたとしても、各共同体が成員の再生産を自己完結的につまり閉鎖的に行っていたとは考えられない。自然発生的共同体としての狩猟採集民のバンド（居住集団）や農耕民の集落においては、近隣の共同体は相互に通婚しており、人的交流が存在している。他方では、互いに敵対しているニホンザルやチンパンジーなどの群れ間でさえ、前者ではオスが後者ではメスが生まれ育った群れを出て他の群れに入ることが明らかになっている。このことは、ヒトの共同体はどこまで時代を遡ったとしても、通世代的な成員の再生産集団として閉鎖系であったはずがないことを示している。ヒトの祖先の集団が遠い過去のある時点まで互いに敵対していたとしても、だから各集団は閉鎖系つまり内婚集団であった、そして、集団間の敵対関係を解消するためある時点から成員（女性）を“交換”するに至った、という従来の考え方はもはや成り立たないのである。対立している集団間でもメンバーの出入りは通世代的に存在した。問題は、個体間関係の履歴がある個体の移動と共に切れてしまう状態から、移動後も元の集団のメンバーとの間に持続するに至ったその基盤の探求であろう。それと同時に、移動個体を媒介にした元の集団の親密な個体と移入集団内の同様の個体との新たな関係の形成も可能になったと考えられる。

ともあれ、一つの共同体Aについて見れば、成員のある者は共同体Bの出身者であり、別のある者はCの出身者であり、……、またAの出身者は共同体B、C、…にも存在する。そして彼らを媒介としてA、B、C、…の共同体は互いに親族と姻族の関係で結ばれている。このような状況のもとでは、近隣の共同体の成員どうしは互いに他人であるつまり互いに自由独立の物の私的所有者であるという関係には立たないであろう。そうであれば、これらの共同体はむしろより大きな共同体の部分集合と見なすこともできよう。もちろんこの大きな共同体は、全員が一カ所に集住し、日常生活を共にしているわけではない。しかし、彼らが互いに訪問したときには、彼らの間では交換は生じないのである。交換はさらにその外側で、「共同体の果てるところで」行われることになる。

しかし、初めて出会った者どうしは必然的に互いに他人という関係に立つ、といった自然の法則は存在しない。人類はいつの時代のどこでも、既知の人と出会う一方で見知らぬ人との出会いを重ねてきた。そのたびに彼らは、互いに他人としてすれちがうか、それとも一方が他方を歓待することにより既知の関係のなかに組み込もうとするかを選択してきたであろう。後者の関係に入った者をここでは“友人”と呼ぶことにする。友人どうしは互いに訪問し、互いに歓待することにより、交換よりもむしろ贈答を行う親和的関係を構築することになる。モースが『贈与論』で取り扱ったアルカイック諸社会の事例は、このような関係が構築された人と人または集団間の、あるいは親族や姻族集団間の恒常的な贈答なのである。

以上は、マルクスの上掲の文章への補足である。小さな居住集団が広範囲に散在しているようなアルカイック社会では、贈与・贈答による物流が網の目状に広がっており、交換による物流はまだまだ生じていないというケースも多かったであろう。ただし、このような状況は当の社会の人口規模や人口密度が大きくなれば、内部の個別な関係間ではともかく全体としては限界が生じるはずである。そしてそのような社会において、「交換は、共同体の果てるところで、共同体が他の共同体またはその成員と接する点で、始ま」ったのである。マルクスは、上掲の引用文に続けて次のように述べている。

しかし、物がひとたび対外的に商品になれば、それは反作用的に内部的共同生活でも商品になる。(同上)

物が「商品」つまり交換の対象になろうと、「贈り物」になろうと、物そのものはある具体的な品物(たとえば塩と米)であることに変わりはない。同一の品物が一方では商品になり他方では贈り物になるのは、それらをと리카わす当事者どうしが、互いにどのような関係に立つかまたは入ろうとするかの違いである。共同体の外部との交換では、当事者は相互に他人で独立の人であり、物の私的所有者であり、そのような存在として相対すればよい。しかし、いったんこのような人間関係に足を踏み入れ、それになじんでくると、共同体内部の従来の人間関係に基づく物のやりとりも交換の様相をおびはじめ、身近な熟知した間柄であっても互いに独立した他人として、諸物の私的所有者として相対するようになる。それは換言すれば、従来が共同体がいくつかのより小さな相互に独立の共同体に分裂し、そして共同体の範囲のさらなる縮小に至るということである。こうした一連の反作用は、たぶん何世代かを通じた長い時間にわたって進行するのであろう。

マルクスはさらに続けて以下のように述べる。

諸物の量的な交換割合は、最初はまったく偶然的である。それらの物が交換されうるのはそれらの物を互いに手放しあうというそれらの物の所有者たちの意志行為によってである。しかし、そのうちに、他人の使用対象に対する欲望は、だんだん固定してくる。交換の不断の繰り返しは、交換を一つの規則的な社会過程にする。したがって、時がたつにつれて、労働生産物の少なくとも一部は、はじめから交換を目的として生産されなければならなくなる。この瞬間から、一方では、直接的必要のための諸物の有用性と、交換のための諸物の有用性とが分離が固定してくる。諸物の使用価値は諸物の交換価値から分離する。他方では、それらの物が交換される量的な割合が、それらの物の生産そのものによって定まるようになる。慣習は、それらの物を価値量として固定させる。(同上、原102～03ページ)

このようなプロセスが、互いに独立の共同体間で最初に「交換」の道を選択した社会がその後たどった経路の概略である。各人が自由独立の存在であるという近代市民社会はこの経路をたどった末に成立した。とはいえ、この社会の人びとも個々の個人が独立の原子のような存在にまで分離してしまっていない。モースが指摘したように人間の共同性は、ごく内輪の人びとの範囲にまで縮小してしまっただけとはいえ、いまだ脈々と生き続けているのである。

### トウルカナのベグging (物乞い) — 贈与と交換の違い —

ここまで、人びとの間での物のやりとりのうち、交換と贈与について検討してきた。そしてその途中で、共同体の内部での物のやりとりについても多少触れてきた。それは明らかに交換ではない。しかし贈答とも異なる。贈与の場合、個人または集団AがBに贈る(あげる、与える)物は、Aの所有物である。Bが受け取る(もらう)ことによって、それはBの所有物となる。それに対して共同体の成員間での物のやりとりは、たとえば狩猟採集民のキャンプでの肉などの分配は、肉の所有者が他の成員たちにその一部ずつを「与え」、後者が前者から「もらう」という意味での贈与だとは、彼ら自身考えていない。この贈与でも交換でもない物のやりとりを、シェアリング(sharing)と呼ぶことにする。シェアリングについての検討に移るまえに、以下では執拗に「くれ」とねだることによって相手から物をもたらうという事例を見ておこう。

太田至(1986)が詳細を明らかにした、北ケニアの牧畜民トウルカナの間でのベグgingは、特殊な贈与、執拗にねだられる贈与の典型的な例である。もちろんこれは家族関係の外側の人への

ベグギングである。彼らの間では基本的に、所有者が自発的に物を与えることはない。だから、相手の物が欲しければ執拗にねだるしかない。しかもその際には、それを自分の所有物と交換しようとは言わないし、また、かつて自分が相手に物を与えたという事実をあげて、だからあなたもそれをくれという表現もけっしてとらない。しかも、あなたが私にそれをくれるか断るかはあなたしだいである、さあどっちだ、返答せよ、と迫る。まさに、ねだる方は相手が物の所有者であり自由な人格であることを認めたいうでで答えを迫るのである。しかし、ねだられた人は、たとえ本当の理由であれ、それを与えるつまり失うことによって自分自身が困った状況になることを理由に断ることができないのだという。あえて断るときには、いやだと言ってつっぱねるしかない。これは、彼らが互いに独立の存在として対面しながら、なおかつ、ねだる方は相手との関係の成立・維持・確認を迫るのである。他方、ねだられた方はほとんどの場合、しぶしぶながら物をあげることによって、これを認めざるをえない。断ることは、相手との関係を断ち切ることに、または私とあなたはもともと無関係だということを表明する結果となるからである。

物をねだる側の人は、相手も自分も独立の人間であることを認めたいうで、そして自分が欲しい物は相手の所有物であることを認めたいうで、しかも自分の物との交換ではなく、自分がかつて相手に物をあげたことに対するお返しとしてでもなく、相手の物をただただ欲しい、くれ、と要求する。彼は、私とあなたはそうしたことが許容される間柄ではないのか、と問うているのである。そして、あなたの答えはイエスかノーかと二者択一を迫る。ねだられる側も、このような場合に相手の物との交換という条件をもち出すことはけっしてしないとのことである。つまり、交換とは明確に異なる行為としての贈与が二人の間での関心事なのであり、焦点となっている物を媒介にしながら、彼らは相互間の関係それ自体の存否を問うているのである。

このようなことは、トゥルカナの間でほど極端な形で日常的に生じるわけではないが、多くのいわゆる未開社会でも、そして私たちの間でも見られることである。また、一見逆のように見えるが、自発的に自分の物を相手にあげようとするのも、同じ性質の行為である。この場合、相手も一般的にはそれを受け取るのを拒否することはできない。拒絶することは、私はあなたと無関係であり、今後もそうであると相手に表明することである。また、相手の物を受け取るにあたって、その場ですぐ自分の所有物をその見返りに渡そうとすれば、相手は、私はあなたに交換を申し出たのではない、と非難するであろう。

トゥルカナや他の人びとも、別の脈絡や場面での別の相手とは交換も行うであろう。上記のようなトゥルカナのベグギングや、一般に物の贈与（あげる・もらう）は、交換を行う当事者間の関係とは明らかに違う関係を双方がともに意識して、または結ぼうとして行う行為である。このような関係を、仮に親交関係（Friendship or Companionship）と呼ぶことにする。こうした関係は個人間のみでなく、共同体の間でも当然ありうることである。

## 狩猟採集民の社会 — シェアリング(Sharing) —

つぎに、ある広大な地域に狩猟採集民だけが存在し、彼らの小さな居住集団（バンド）がごくまばらに分散している、そのような地域を想定してみよう。彼らは食料その他の生活物資のすべてを100パーセント周辺の自然環境から調達しなければならない。そのため、一般に狩猟採集民のバンドは1ヶ所に定住することではなく、キャンプ地を何ヶ所か移動しながら遊動生活を営む。バンドは互いに遠く離れているので、彼らの日常生活はそれぞれのバンドごとに自己完結的である。キャンプから日帰りの範囲内での狩猟採集をくりかえしながら自給自足し、しばらくすると別のキャンプ地に移動する。そのためバンドの大きさにはおのずと限界があり、およそ10家族前後、50人前後から100人以下といったところである。バンド内のどの家族にとっても、親族や姻族はこのバンド内にかぎらず、近隣のいくつものバンドに広がっている。だから彼らはときおり他のバンドを訪れて滞在

し、あるいはそのまま居続けてしまうこともある。そのため、長期的に見ればバンドの構成は変化しており、離合集散を伴っている。

近隣のバンドといっても一般には歩いて1日で往復できるような距離ではない。家族が他のバンドを訪れるということは、その間の生活の場そのものを移すことであり、彼らの家財道具は質素で少ないとはいえ、それらを夫婦で背負って一度に運ばなければならない。家財道具に加えて訪問先の人びとへの土産や贈り物や、ましてや交換のための品物などを持参する余裕はないと言ってよい。だからバンドの構成に変化があっても、日々のキャンプの生活は自給自足の自己完結的な生活である。

それぞれの家族は家財道具の1セットを有している。それらの多くは自分で材料を入手し自分で製作したものであるが、家族外の誰かが製作した物も含んでいるであろう。いずれにしても基本的には誰もが必要な品々を製作する技能を身につけながら、互いに融通しあうのである。キャンプに一つまたはいくつかあればそれを共用してことがすむ品物は、全家族がそれを所持する必要はなく、誰かが作ったものがまさに共用される。

キャンプの人びとは日帰り行程で狩猟や採集に行き、女性はそれぞれの採集物を得て戻り、ある男性は手ぶらで、別の男性は獲物を得て戻る。獲物が大きい場合には、翌朝何人かで再び出かけ、解体して持ち帰ることもある。その一方、それぞれの事情で当日はキャンプにとどまる人もいる。これまで調査報告されたどの狩猟採集民についても、狩猟採集の獲得物を他の家族に分配しないという報告はない。そのプロセスの詳細は別として、当日採集に行かなかった女性には得てきた者の誰かが一部を分けており、獲物がなかった家族には肉が分け与えられる。とくに狩猟の獲物の分配については、多くの調査者がその具体的な分配のルールについて記載している。また当日獲物を獲たハンターどうしても肉の一部を与えあい、採集物を持ち帰った女性どうしてもその一部を与えあっている。女性たちはさらに、各人が料理した食物を互いに分配しあっている。その結果はお互いに、当人の料理の大半は他のいくつかの家族に配られ、当の家族の食事の大半は他の女性たちからの料理が占めるまでになっている。

問題は、キャンプの人びとがそれぞれに狩猟採集で獲得してきたものは各人の所有物なのか否かである。獲得した当人がその物の所有者なのであれば、当の獲物の所有者が自分の所有物の一部を他者に与えた、ということになる。狩猟に出かけていた男たちが獲物を持ち帰ったとき、自らもその一員である近代市民社会からやってきた調査者は、これは誰が獲ったのか、これは誰の物か、と彼らに尋ねる。すると彼らは、これはAが殺した、これはAの物だ、などと答える。あるいは、これを獲ったのはAだが、これを殺したのはBの矢で、Bが作ってAにあげた矢である、Aがそれを射て獲ったのだから、獲物はAではなくBの物だ、と彼らは答える。そこでこの第三者は、この獲物の所有者はAである、あるいは、Bであると理解する。しかしその肉は、解体ののち何人にも分けられる。Aは自分の所有物である肉を、CやDや他の成員に与えたのだろうか。その際彼らは、「これは私の肉であって、わたしがあなたにあげるのだ」というような表現をけっして口にしないし、そうした態度やそぶりをとらない。受け取る人もありがたうとは言わず、感謝のそぶりも見せない。また、当のハンターは解体と分配の場から離れたところに座って、そちらに視線も向けず、われ関せずという態度でいることさえある。

そこで調査者が年長者たちに尋ねると、彼らはほぼ次のように答える。獲物を獲得した者はそれを独占してはならず、必ず分けなければならない。しかも与える側の者は横柄な態度をとることなく、謙虚にしていなければならない、と。キャンプでの肉の分配に関する上記のような観察と聞き取り調査をもとに、多くの研究者は「狩猟採集民は徹底した平等主義者なのだ」という見解をとっている。以下はその要約である。彼らにも物の所有者という考えがある。しかし、もし所有者が自分の所有物を独占し続けると、とくに狩猟の技能は個人差が大きいので、肉を多く獲得する者とそうでない者という違いが生じる。後者は前者に依存せざるをえず、いわば負い目を感じることにな

る。また前者は後者に与えることにより優越感や威信を獲得し、後者に力を及ぼすようになる。自然のプロセスにまかせれば、こうして不平等が生じる。それを未然に防ぐために彼らは上述のような行為規範をたて、分け与える立場の者には謙虚さを強い、他の者たちはもらって当然という態度をとる。こうして彼らは平等性と互いの独立性つまり自由を確保する。

しかしこれはぎこちない解釈であると私には思われる。なぜなら、「私の物は私の物だ（おまえの物はおまえの物だ）」という考え方を彼らはわれわれと共有しているとまず認めたいので、にもかかわらず彼らは、「おまえの物をおまえの自由にはさせぬ」という拘束を互いに課しているのだ、という解釈だからである。

私は以下のように理解する。まず、「所有者」とは当の物を意のままに処分することができる者を意味する。このことは、換言すれば、その場に必ず他の人たちが存在し、彼らも当の物に関心をもっているという状況が前提となっている。その場の彼らが「この獲物は彼の物だ」と言う当の彼自身が、その肉を自由に処分することができないのだから、彼は「所有者」ではないということになる。では誰が所有者なのか、それは彼らの共同所有なのか、という質問がすぐに浮かぶであろう。しかし、彼らにはわれわれの社会のような「所有」という概念がない、またはそうした考えを排除しているのだと私は考える。

食料も含め彼らの生活資材のすべての原材料は、周囲の自然環境のなかに存在する物である。それらはいまだ誰の物でもない。しかし、それを現に獲得してきたり、加工し製作するのは、キャンプ内の誰か特定の個人または個人たちである。それは全員の視野のなかで行われる活動である。調査者の質問に対する答えとしての「それはAの物だ」というのは、それは彼が獲得した物または彼が製作した物だという意味である。それは彼ら自身の間では自明のことである。この獲物を倒したのはAである。しかし彼らの社会ではそれはAの所有物にはならない。Aはそれの所有者ではない。Aが所有者たろうとすれば、つまりそれを独占することはもとより、彼個人の意志によるあるやり方でそれを処分しようとするれば、彼はバンド全員の非難にさらされる。彼はそれをキャンプの仲間に分けなければならぬ。しかも、彼は自分の所有物の肉を他の人に分け与えるのではないし、他の人も彼から彼の所有物をもらうのではない。さらに、Aは、昨日Bが獲得したので食べることでできた肉と今日自分が獲得した肉をBと交換するのではないし、明日獲ってくるであろうCの肉と交換するのでもない。彼らは、自分も含めバンド内の誰が獲ってきた肉であろうと、それを互いに分かち合う、共にする（to share）のである。

既述のように、狩猟採集民の日々の生活はそれぞれのバンド内で自己完結している。しかし、キャンプ内の個々の家族の生活はけっして自己充足的ではなく、相互依存している。しかも彼らの間の相互依存は、自分の所有物と他者の所有物との交換や贈答を介しての間接的な相互依存ではなく、直接的な相互依存であり、直接的な人間関係である。キャンプを共にしている10前後の家族は、そこでの生活そのものを共に分かち合っているのである。彼らのバンドは、互いに自由・独立のそして物の所有者としての人びとや家族の集合体ではない。バンドすなわちキャンプを共にする人びとはまさに共同体なのである。

バンドの成員は、一つの共同体の成員として生活をともにしている。だから、上記のような調査者の例とは逆に、日常ふだんのふるまいと違って、バンドの誰かまたはどの家族かが、あるときまたはある場面で、これは自分の物であるとして分配や共用を拒否したり、または、自分の物をあなたに分け与えるのだということを—たとえそれとなくでも—ことさらに表出する、といったケースをこそ注目すべきなのである。そのようなときが、バンドが解体して家族が独立の人格となる場合、あるいはバンドの解体の危険が迫っている場合なのである。ただし、家族がバンドから独立の人格となったとしても、あるいはバンドが解体しても、個々の家族は単独には生活できず、再び他の家族（親族）とともに新たなるバンドを形成し、あるいは他のバンドに合流して、相変わらずバンド生活を続けることになる。彼らにとって、独立の人格としての家族が集合し、家族相互の独立性と

人格性を前提に生活を営むといった、市民社会的様相のバンドは存在しないのだから。また、バンドが市民社会的バンドに変貌することを未然に防ぐために、狩猟採集社会では個人が突出する状況になることを、自分自身で回避するし、他の人びとも許容しないのである。たとえば、大きな獲物を倒した者は、それを自慢するそぶりはいっさいせず、けっして目立たぬようにひかえめにしていなければならない。他の人びともその獲物や彼の腕まえを誉めたりはせず、逆にそれをくさすことさえあえてするのである。

これは換言すれば、生活を共にするための共同体の暗黙の規範が存在し、彼らはそれに拘束されることを意味する。バンド内の人びとは互いに親族や姻族という親密な関係にあるとはいえ、彼らのはつねに気配りをしていなければならない、けっして気楽に暮らしているのではない。その意味で彼らは自由でないと言ってよい。ただし、彼らにも自由はある。それはバンドを去ることの自由である。ただ、あるバンドから去ることは別のバンドに入りそのキャンプの成員たちと生活を共にすることでもある。長期的に見ればバンドは離合集散しているが、個々人や家族はどの時点でもいずれかのバンド（居住集団）に属して、他の家族と生活を共にし分かち合わなければならないのである。

## 〔文献〕

- ヘーゲル, G. W. F. 2000, 『法哲学講義』(長谷川宏訳)、作品社
- 北西功一 2001, 「分配者としての所有者・狩猟採集民アカにおける食物分配」、市川・佐藤編『森と人との共存世界』〈講座・生態人類学 第2巻〉、京都大学学術出版会
- Lee, R. B. 1979, *!Kung San: Men, Women, and Work in a Foraging Society*, Cambridge University Press, Cambridge
- レヴィ=ストロース, C. 1973, 「マルセル・モース論文集への序文」: 『M. モース社会学と人類学 I』(有地亨ほか訳)、弘文堂
- マルクス, K. 1965, 『資本論』(岡崎次郎訳)〈マルクス・エンゲルス全集 第23巻 第1分冊〉、大月書店
- モース, M. 1973, 「贈与論」: 『M. モース社会学と人類学 I』(有地亨訳)、弘文堂
- 太田 至 1986, 「トゥルカナ族の互酬性 —ベグギング(物乞い)の場面の分析から—」: 伊谷・田中編『自然社会の人類学 —アフリカに生きる—』、アカデミア出版会
- サーリンズ, M. 1984, 『石器時代の経済学』(山内昶訳)、法政大学出版局
- 丹野 正 1977, 「ムブティ族ネット・ハンターの狩猟活動とバンドの構成」: 伊谷・原子編『人類の自然誌』、雄山閣
- 1984, 「ムブティ・ピグミーの植物利用 —とくに彼らの物質文化と野生植物性食物の利用を中心に—」: 伊谷・米山編『アフリカ文化の研究』、アカデミア出版会
- 1991, 「〈分かち合い〉としての〈分配〉 —アカ・ピグミー社会の基本的性格—」: 田中・掛谷編『ヒトの自然誌』、平凡社
- 1993, 「モース『贈与論』の意義 —贈与と交換の相違—」、弘前大学人文学部『文経論叢』第28巻3号
- 1996, 「『資本論』第1章「商品」の一文化人類学者の読み方(I)」、弘前大学人文学部『文経論叢』第31巻3号
- 2002, 「〈分かち合い: 贈与: 交換—共同体: 仲間: 社会〉への序論」: 弘前大学哲学会『哲学会誌』第37巻
- 2003, 「『資本論』第1章「商品」のディアレクティーク」: 弘前大学人文学部『人文社会論叢』(社会科学篇)第9号
- 寺嶋秀明(編著)2004, 『平等と不平等をめぐる人類学的研究』、ナカニシヤ出版
- Woodburn, J. 1982, *Egalitarian Societies*. *Man* (N. S.) 1 (3): 431-451
- 1988, *African hunter-gatherer social organization - Is it best understood as a product of encapsulation?* (Ingold, Riches and Woodburn eds.) *Hunters and Gatherers (1)-History, Evolution and Social Change*. pp.31-64, Berg, Oxford

# 東北日本弧東北部の中部更新統に関する研究の現状と課題

## Recent Progress and Future View of the Stratigraphy and Sedimentation of the Middle Pleistocene in the Northern Part of the Northeast Honshu Arc, Japan

鎌田 耕太郎\*・齋藤 奈津子\*\*

KAMADA Kotaro and SAITO Natsuko

キーワード：中部更新統、堆積システム、弧内堆積盆、氷河性海水準変動、田名部層、野辺地層

Key Words : Middle Pleistocene, Sedimentary System, intra-arc basin, glacioeustatic sealevel change, Tanabu Formation, Noheji Formation

### 要旨：

下北半島田名部低地帯に分布する更新統田名部層とその80km南に位置する青森県上北地域に分布する更新統野辺地層は、ほぼ同時期の堆積物とみなされる。それぞれの層序区分と対比、形成年代については最近に至るまで議論が続いている。両層は構造的には前弧海盆の堆積物であり、火山前線に隣接した弧内堆積盆の堆積物でもある。田名部低地帯から上北地域にまたがる第四紀堆積盆を田名部-上北弧内堆積盆と命名する。火山灰層序をもちいた段丘面の編年により、田名部層と野辺地層は中期更新世の堆積物と限定できるようになった。したがって両層の堆積は氷河性海水準変動の影響を強く受けている。

田名部-上北弧内堆積盆についての更新統について検討した結果、次のような堆積相の特徴が抽出できた。すなわち当該堆積盆は最も陸側よりの前弧海盆域に位置しているために海退期に形成された開析谷がよくみられ、それらは引き続き海進期の浅海堆積物で埋積され、一部に高海水準期の堆積物が発達する。海進を受けた開析谷には沼沢地堆積相が出現し、海進の継続によってバリアー島で仕切られたラグーン環境やエスチュアリー環境が広く出現した。両地域ともに堆積の後期にはサンドウェーブのみられる海峡状の地形が存在した。

田名部層と野辺地層にみられる岩相の不連続性は開析谷の重複する侵食構造と潮汐干潟環境によるもので、後者は堆積相の著しい側方変化をももたらす。したがってこのような堆積物中では、allocyclic 侵食面と autocyclic 侵食面を識別することなしには岩相層序区分はできない。田名部層と野辺地層の層序を確立し、堆積システムを明らかにすることにより田名部-上北弧内堆積盆の堆積テクトニクスが考察できる。

### Abstract :

The Tanabu Formation in the Tanabu Lowland and the Noheji Formation in the Kamikita Plain have been regarded as contemporaneous Pleistocene deposits in the Northeast Honshu Arc of Japan. The question of the stratigraphy, correlation and depositional age of these formations is still

---

\* 弘前大学大学院地域社会研究科（後期博士課程）地域政策研究講座

Regional Political Studies, Regional Studies, (Doctoral Course), Graduate School of Hirosaki University

\*\* 弘前大学教育学部地学研究室

Department of Geology, Faculty of Education, Hirosaki University

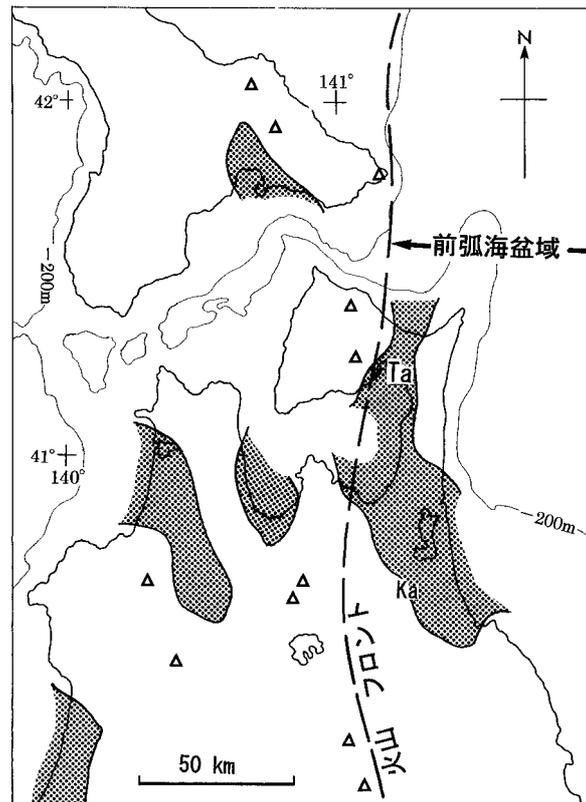
controversial. The Tanabu and Noheji Formations are situated in the forearc basin area and in the intra-arc basin area along the volcanic front of the Northeast Honshu Arc. Consequently these two Quaternary depositional areas are designated as the Tanabu- Kamikita Intra-Arc Basin. The depositional age of the Tanabu and Noheji Formations seem older than the Shichihyaku Terrace (MIS 9) based on tephrochronology and the history of marine-terrace development. The deposition of the Tanabu and Noheji Formations was controlled by glacioeustatic sea level change, so the lower part of these formations is composed of estuarine, incised valley-fill, fan delta and tidal depositional systems. The upper part of the Tanabu and Noheji Formations is composed of shoreface, barrier-island and tidal sand bar depositional systems. Estuarine, incised valley-fill and tidal deposits and the architecture of these facies in the Tanabu and Noheji Formations cause difficulties in stratigraphy and making accurate correlations. It is important to distinguish if the boundary of each facies is of allocyclic erosion surface or of autocyclic erosion surface in these deposits in order to determine meaningful stratigraphic distinction. Establishment of the stratigraphy and facies architecture of the Middle Pleistocene in the Tanabu- Kamikita Intra-Arc Basin would make clear a tectono-sedimentary history of this basin.

## はじめに

青森県東部の上北地域と本州北端下北半島の田名部低地帯は、東北日本弧の脊梁山脈の東側に隣接した前弧海盆域に位置している。両地域は火山フロントに隣接する典型的な弧内堆積盆 (intra-arc basin) でもある (第1図)。ここでは上北地域と田名部低地帯の更新-完新統の堆積盆を田名部-上北弧内堆積盆とよぶことにする。この堆積盆を埋積する更新統は海成堆積物と陸成堆積物からなり、火砕物をはさむ。東北日本弧は中新世末期以降、広域不整合を繰り返しながら次第に現在のよう な姿となった。したがって田名部-上北弧内堆積盆に分布する更新統野辺地層と更新統田名部層の堆積相には、堆積盆の離水過程を示す堆積環境の変化が記録されている。

東北日本弧における更新統の比較的連続した層序は新潟地域や会津地域、男鹿地域などにみられ多くの研究が成されているが、それらは背弧海盆域に位置する堆積盆であり、前弧海盆域における模式的なサクセッションは田名部-上北弧内堆積盆のみにみられる。しかしそこに分布する更新統の層序区分や対比、堆積年代については、以下に述べるように最近まで多くの問題が残されていた。

田名部-上北弧内堆積盆に分布する中部更新統の堆積は、海水準変動の規制を強く受け



第1図 東北本州弧における第四紀堆積盆の分布 (網掛け部分) と火山フロントの位置 (破線) を示す。田名部低地帯 (Ta) から上北平野 (Ka) に連続する第四系分布域が田名部-上北弧内堆積盆。火山フロントに隣接する前弧海盆域の西縁に位置する。

50万分の1活構造図「青森」(山崎ほか、1986) や日本第四紀地図 (日本第四紀学会、1987) をもとに作成。

ている。したがって堆積体中に、海退時に形成される開析谷や海進時の外浜侵食がつくる岩相境界と、海進期に出現する潮汐干潟環境を構成する侵食構造や岩相変化（鎌田、2002）を認識することなくしては、田名部層や野辺地層がどのような地質系統なのかを定義づけることは難しく、中部更新統の層序区分や対比はできない。したがって小論では、最初に各地域ごとの研究史を概観して問題点を整理し、次に筆者らの研究によって明らかになりつつある田名部-上北弧内堆積盆の中部更新統を構成する堆積システムの最近の成果を紹介し、層序を編む上で基準となる基礎資料を提示する。

## 研究史

### 1. 田名部低地帯の更新統の層序対比と問題点

下北半島田名部低地帯に分布する第四系については、桑野（1956、57、58）による先駆的な層序学的研究がある。田名部低地帯に分布する更新統はそれまで野辺地層（岩井、1951）と一括されていたが、模式地に比べてより火砕物に富むことから田名部層として独立させた（桑野、1956）。また田名部層を火砕物に富む下部の女館相と、非火砕物からなる上部の斗南ヶ丘相に区分した。なお女館相中の火砕物は恐山に由来するため、遠位堆積相の分布する堆積盆中央部では斗南ヶ丘相が卓越すると解釈し、両相を指交関係とみなした。しかし内陸域では田名部層の層序を確立するうえで露頭条件が不良のため、田名部低地帯北縁の津軽海峡に面する海岸（以下北部海岸と呼ぶ）において再検討が試みられた（桑野、1957）。北部海岸の海食崖を検討した結果、田名部層を下部の汐崎部層と上部の石持納屋部層に区分し、両部層の累重関係と側方への岩相変化の詳細を模式的なスケッチで示した。次に桑野（1958）は調査域を田名部低地帯全域から東部の丘陵域に広げて検討したが、田名部層の部層区分はここでも通用するとして下部層と上部層に改めた。ここまでの桑野（1956、57、58）による田名部層は、段丘堆積物の基盤で、鮮新統の砂子又層を不整合に覆う堆積物を指している。

下北半島に見られる段丘地形に関する研究は大矢・市瀬（1956）により開始された。北部海岸付近では5段の段丘地形を識別した。北部海岸を縁どる比高20m前後の段丘を第4段丘と命名し、下北半島で最も広く発達すると述べた（大矢・市瀬、1956）。5万分の1地質図幅「尻屋崎地域の地質」（対馬・滝沢、1977）では田名部層を高位段丘より古い堆積物とみなし、下部更新統に対比した。また中川（1972）も田名部層を野辺地層に対比される段丘堆積物の基盤として、その年代を下部更新統とみなした。

大矢・市瀬（1956）の報告は地形面区分を主としたものであったが、その後、岩崎（1987）は中-上部更新統の解釈に火山灰層序を設定して段丘堆積物と田名部層相当層の層序区分や対比を行った。そして得られた段丘形成史から相対的海水準変動を考察した。ここで岩崎（1987）は初めて田名部層相当層を海水準変動時の段丘構成堆積物ととらえ、下位から石持納屋層、汐崎層、稲崎層、斗南ヶ丘層に区分した。岩崎（1987）も桑野（1957）が図示した露頭についてさらに詳細な岩相分布を示すスケッチを残した。

岩崎（1987）が指摘したように、田名部層相当層をいわゆる中位段丘面より古い堆積物として氷河性海水準変動と連動させて解析する試みは桑原・山崎（2000、2001）によってもなされた。桑原・山崎（2000）は田名部低地帯の中・後期更新世における隆起速度を考察するために地形面区分を行い、段丘を構成する堆積物には含まれる火山灰を鍵層として段丘堆積物を北部海岸の田名部層相当層と比較した。その結果、北部海岸に露出する田名部層相当層を下位からCycle 1～3に区分した。この研究はCycle 1が蒲野沢面相当のMIS 11の海進期堆積物でCycle 2は東栄面相当でMIS 9の海進期堆積物、同様にCycle 3は樺山面相当のMIS 7の海進期堆積物と位置づけした点で画期的である。また各段丘堆積物の形成時期を中～後期更新世の海水準変動曲線と対応できたことに基づき、

段丘堆積物には含まれる恐山起源の火山灰層序から恐山火山の活動史を考察している（桑原・山崎、2001）。

筆者らは1970年代後半から、田名部層の標式的露頭である北部海岸において層序学および堆積学的な検討を進めてきた（鎌田・太田、1997；鎌田ほか、1999；石田・鎌田、2000など）。鎌田・太田（1997）は美付付近の検討に基づいて田名部層中に沼沢地やエスチュアリー、潮汐三角州などの指標的堆積相を識別し、複数の層準に開析谷の存在を指摘して堆積相解析の必要性を述べた。さらに調査範囲を拡大して検討した結果、桑野（1957）の区分による石持納屋部層と段丘堆積物の間に、新たに田名部層の最上部層として稲崎部層を識別した（石田・鎌田、2002）（第3図）。また岩崎（1987）の露頭スケッチと比較した結果、稲崎と入口の間に露出する斗南ヶ丘層下部として区分された堆積物は汐崎部層の一部に相当し、稲崎東部に分布すると図示されている斗南ヶ丘層中部は石田・鎌田（2002）の区分による稲崎部層に対比される。なお、桑原・山崎（2000）が田名部層の最下部に位置するとしてCycle 1と区分・命名した堆積物は、大部分が石持納屋部層（桑野、1957）に相当するとの見解を示した。さらにCycle 1の露出する海食崖基底には、汐崎部層のエスチュアリー堆積物もみられるので、複数の部層から構成されるこの堆積物をCycle 1として一括するのは適当ではない。

田名部層の堆積年代については、酸素同位体ステージ番号（MIS）12から7（約45万年前から20万年前）の堆積物と見なされている（桑原・山崎、2000）。結局、石田・鎌田（2002）は田名部層の最上部に、問題を残すとしながら稲崎部層を設けたように、田名部層の堆積末期以降の堆積史に関しては連続した層序が観察される適切なセクションで検討する必要がある。

なお、田名部層の下位に位置する浜田層や砂子又層については、連続セクションで検討された研究例や模式地で複数層準にまたがって検討された研究例はほとんどないので、実際にそれらの鮮新-更新統に関する層序区分の妥当性や年代学的な把握は遅れている。

## 2. 上北地域の更新統の層序対比と問題点

上北地域に分布する更新統からは軟体動物化石やナウマン象の化石を産出（徳永、1936；Tokunaga and Takai, 1936）し、古くから注目されていた。この地域の更新統は古間木層（Otuka, 1939）や七戸層（湊・深田、1950）と、調査地区ごとに異なった地層名で呼ばれた。岩井（1951）は上北地域の更新統について層位学的研究を行い更新統を上北層群と命名した。その下部層に野辺地層の層名を用いた。上北層群は上北地域を含む青森県東部にみられる、火山灰をはさむことで特徴づけられる段丘堆積物と、鮮新統には含まれる地質系統を指している。この地質系統を、その後、柴崎ほか（1958）は野辺地層の層名に一括し、この地層名が今日まで多用されるようになった。また大西（1962）も降下火山灰（ローム）層に不整合に覆われ、鮮新統清水目層に不整合に重なる地質系統を上北層群とし、下位から下部層、中部層、上部層に細分した。その下部層が岩井（1951）の野辺地層にほぼ相当する。大西（1962）は当該地域の更新統に胚胎される砂鉄鉱床の堆積機構に着目して更新統の岩相区分を行い、堆積環境の変遷を論じた。その研究手法は堆積相解析の基礎概念である岩相区分に通じるところがあり大いに評価されるが、堆積相の認定や堆積相組み合わせなどの概念が確立する以前のことであった。

このように岩井（1951）や柴崎ほか（1958）、大西（1962）らの提示した岩相層序学的な捉え方は、田名部低地帯の更新統に関する初期の研究過程に共通するが、上北地域の更新統においては、さらに多くの問題を抱えたまま推移した。たとえば野辺地層下部を特徴づける泥層（岩井、1951）は沼崎泥層（北・丸山、1958）とも呼ばれ、軟体動物化石やゾウ化石を産することからたびたび取り上げられたが（湊・深田、1950；Iwai and Shiobara, 1969）、鮮新-更新世のどの時期の堆積物かについては見解が定まらなかった。岩井（1951）や柴崎ほか（1958）、大西（1962）は野辺地層およびその相当層の堆積を前期更新世としたが、中川（1963）や中川・上北団研グループ（1965）、新戸

部（1975）、市原ほか（1978）、丸山・松山（1989）はより古いとみなし、鮮新世から更新世にわたる堆積物とした。野辺地層とその相当層に関するこれらの議論は、鍵層を使った層序対比や確定した地質年代に基づくものではなかったため、その後も課題は未解決なままであった（中川、1972；根本・山口、1998；など）。どの研究者も明言してはいないが、野辺地層は少なくとも高館面のような中位段丘構成層よりは古い、段丘の基盤をなす地質系統を想定しているとみなされる。野辺地層の研究過程で起きた層序学的、年代学的解釈の混乱は、しかし、その後も更新統に関する調査が多く、多くの研究者によってなされたが、岩相変化に富むことから露頭間や地域間の対比の問題は解消されなかった。東北大学理学部地質学古生物学教室災害調査グループ（1969）は、野辺地層の層名使用について、小川原層と仮称して記述を進め、新たな層名として再定義すべきであると提案している。沼崎泥層に似た層名に沼崎層（中川、1963）がある。沼崎層は高館段丘の段丘構成層と定義されており、野辺地層の下部をさす沼崎泥層とは、まったく異なった層位をさすものである。

地質学的な研究が足踏みをしている中で、1980年代後半より火山灰層を使った地形学的研究が急展開した。宮内（1985）は上北平野に分布する指標火山灰を用いて段丘面の編年を試みた。なかでも七百面構成層や天狗岱面構成層を不整合に覆う泥層を沼崎泥層に対比し、この泥層が高館段丘構成層の下部とみなした。しかし、この泥層を含む、従来野辺地層と呼ばれている地層単位については言及しなかった。宮内（1985）の研究は上北平野を特徴づける段丘の地形面区分を行い、それぞれの段丘構成層の離水時期を明らかにした点で高く評価される。宮内（1985）の地形面区分はKuwabara（2001）にも引き継がれたが、Kuwabara（2001）は七百面よりもさらに古い袋町面を識別した。さらに袋町面から七百面、天狗岱面の火山灰層の下にある堆積物をCycle IからIVに区分し、これらを野辺地層に対比した。Cycle IはMIS 13の海進期堆積物、Cycle IVはMIS 7の時期の海進堆積物に比較しているため、野辺地層は約50～20万年前の堆積物とみなされる。

なお宮内（1985）が沼崎泥層を高館面構成層の下部に比定したことから、これを引用する以降の研究には沼崎泥層の年代解釈を誤認しているものもある。波多野ほか（1999）は上北町沼崎に露出するナウマン象化石を産したとされる野辺地層の泥岩を沼崎泥層とし、その堆積時期を宮内（1985）による高館段丘堆積物における層位及びナウマン象の生息年代から10～40万年前と見積もった。根本（2001）ではその年代幅を野辺地層の堆積年代と述べている。

野辺地層に関する放射年代測定については、島口（1999）が六戸付近に分布する野辺地層の泥岩に挟まれる軽石質火山灰の年代について報告したが、火山灰年代層序学的に洞爺火山灰と比較した野外事実と矛盾する値が得られた。

筆者らは2000年以降、野辺地層に関する問題を解決するために十和田市東部から小川原湖近辺にかけて分布する中部更新統について層位学的、堆積学的な検討を進めている。その結果、特に小川原湖南西方の甲地台地の基盤を構成する堆積物には、大小のチャンネル構造が発達し岩相変化に富む下部層と、フォーセット構造やデューン構造で特徴づけられる上部層に大別できることがわかってきた。このような岩相層序は、より南方の高館段丘の分布する三沢市西方や姉沼付近でも確認できた（鎌田ほか、2002；鎌田、2002）。しかし鮮新統と明確に認定できる地質系統の上に、野辺地層およびその相当層が直接重なる場所は、八戸市尻内付近をのぞくと上北地域には確認できていない。なお、田名部低地帯の田名部層の研究から得られた結果は、野辺地層とされる地質系統の侵食構造や堆積相組み合わせなどの堆積様式と共通することから、両者は中期更新世に氷河性海水準変動の影響の下、よく似た堆積盆発達史をたどったとみなすことができる（長谷川ほか、2002；鎌田・石田、2002；鎌田、2002）。田名部層の下部には含まれる火砕流堆積物は恐山火山起源とされる（桑原・山崎、2000）が、野辺地層下部には含まれる火砕流（またはラハール）堆積物の一部は、八甲田第2期火砕流堆積物（村岡・長谷、1990）の可能性がある。

なお、沼崎泥層の命名者に関しては次のような誤認がある。宮内（1985：p.504）では、七戸川下流域に分布する泥層を岩井（1951）が沼崎泥層としたと表記しているが、沼崎泥層の名称の使用

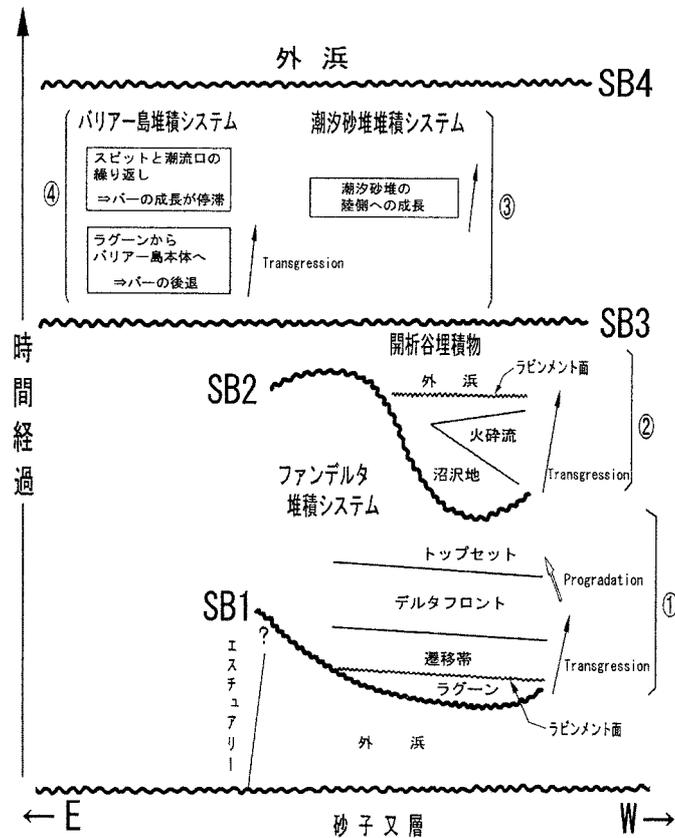
は北・丸山（1958）による命名である。同様に大西（1962）も沼崎泥層を鎮西（1958）によるとしているが誤りである。

## 田名部 — 上北弧内堆積盆の中部更新統の堆積システム

### 1. 田名部低地帯の中部更新統の堆積システム

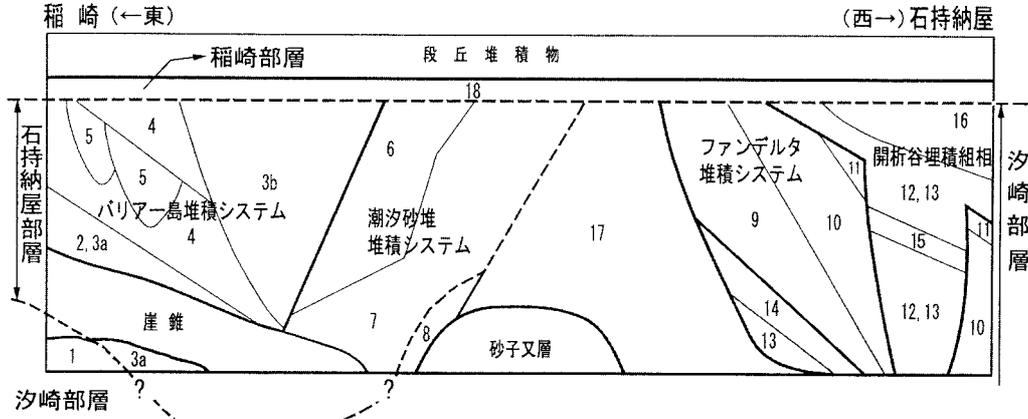
田名部低地帯北縁の津軽海峡に面する海岸には、長く続く段丘崖が発達する。この段丘崖には段丘構成層とその基盤をなす鮮新-更新統からなる堆積物が標識的に露出することから、岩相区分と層学的関係を示した詳しいスケッチを基に議論が展開されている（桑野、1957；岩崎、1987；桑原・山崎、2000；石田・鎌田、2000、2002）。次に堆積相解析により検討の進んでいる東通村入口～石持漁港の堆積相（石田・鎌田、2002）を中心に田名部層の堆積システムについて述べる。

田名部層汐崎部層の堆積は、鮮新統砂子又層堆積後の侵食によりできた、広い凹地（開析谷）地形を埋めることにより開始された。汐崎部層堆積中にも、より規模の小さな大小の谷地形を埋積する溺れ谷埋積相がよく見られる。このような開析谷内部では、沼沢地環境堆積物や内湾泥底環境堆積物の上に外浜などの、より水深の深い環境の堆積物が重なっているのが認められる。したがって、汐崎部層の堆積は、より高次の海水準変動の影響を記録しており、海水準低下期に形成された開析谷がその後の海水準上昇時に谷の内側が次第に埋積されるという過程を繰返し経てできたものである（第2図）。汐崎部層の大部分は海進期堆積体の集合体から構成され、海退時の堆積物は残っていない。ファンデルタ堆積物の成長は高海水準期である可能性が残される。汐崎部層を構成する堆積システムは、主に溺れ谷埋積相から始まるエスチュアリー堆積システムとファンデルタ堆積システムから構成され、海浜外浜堆積システムを伴う。



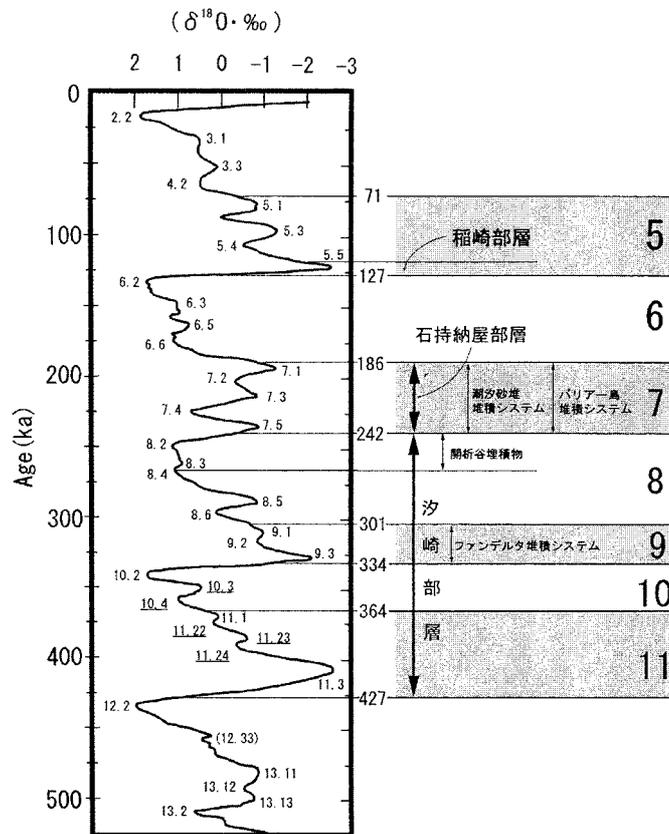
第2図 下北半島北部海岸の東部で観察される田名部層を構成する堆積相組み合わせ（石田・鎌田、2002）。SB3の侵食面を境にその下位には側方への岩相変化の著しい堆積相が、上位には側方変化の穏やかな堆積相がみられる。

田名部層石持納屋部層（石田・鎌田、2002）は、バリアー島堆積システムと潮汐砂堆積システムから構成される（第2、3図）。前者の大部分はバリアー島本体を構成する前浜～外浜堆積相と潮汐砂堆積相からなり、ラグーン堆積相や潮汐チャネル埋積相を伴う。これら二つの堆積システムは同時異相と考えられる。石持納屋部層の大部分は海進期堆積体に相当するが、上述の両堆積システムにみられるプログラデーションは高海水準期の存在を示唆する。



第3図 下北半島北部海岸の東部で観察される田名部層の部層区分（破線の示す境界）と、それらを構成する堆積システムの分布のようす（石田・鎌田、2002より）。

汐崎部層の、ファンデルタ堆積相を切って重なる開析谷埋積物中には含まれる恐山火山起源の火山灰層がMIS 8で堆積したとされている（桑原・山崎、2000）。このことから、開析谷埋積物にみられる海進はMIS 7の海水準上昇期に対比される。したがって、それより下位のファンデルタ堆積物の示す海進はMIS 9で、上位のバリアー島堆積システムと潮汐砂堆積システムの堆積時の海進はMIS 7の時期のものと考えられる（第4図）。



第4図 石田・鎌田（2002）による田名部層を構成する堆積システムと、その堆積時期の比較。海水準変動曲線は Bassinot et al. (1994) による。

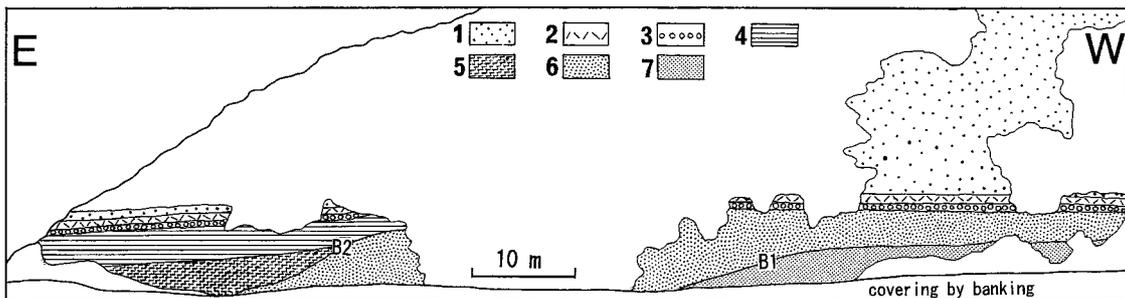
北部海岸の模式露頭東部の堆積相組み合わせとその累重様式は第3図に示したが、その西部ではさらに岩相の変化に富んだ堆積相が観察される(鎌田・太田、1997)。特に旧大利納屋付近ではエスチュアリー堆積物を含む汐崎部層の堆積相がもっとも詳細に検討でき、海水準変動との関わりを考察するにはそこでの調査、検討が急務である。

## 2. 上北地域の中部更新統の堆積システム

筆者らにより十和田市東部羽立付近および小川原湖西部や南西部に分布する段丘崖に露出する中部更新統について堆積学的な検討が行われている。“野辺地層”上部層には潮汐砂堆積システムが認められ、特に甲地台地から南の姉沼付近まで広く分布する。この堆積物は岩井(1951)の野辺地層上部に対比できると考えられる。“野辺地層”下部層はラグーン(または内湾)環境とヘリンボーン構造の発達で特徴づけられるエスチュアリー環境の堆積相組み合わせからなり、内湾-エスチュアリー堆積システムを構成する。この堆積システムの上位には開析谷埋積相が重なり合ってみられ、堆積相の側方への変化を複雑にしている。開析谷埋積相の下部には泥質相がみられ、カキなどの二枚貝化石を密集して含むことがある。“野辺地層”を谷状に侵食して潮汐低地(tidal flat)堆積物が見られる。潮汐低地堆積物は、泥質干潟環境を示唆する泥質堆積物を伴う潮汐チャネル(tidal channel)埋積物からなる。潮汐チャネルに合流する分岐流路のtidal creekも認められる。潮汐チャネルの側方への移動により形成されるチャネル埋積物の集合体を伴う。

岩井(1951)は、筆者らの内湾-エスチュアリー堆積システムを細分して夾垂炭層からなる中部層と、泥岩層からなる下部層に区分しているが、泥質層は上述のように開析谷埋積相の下部を構成するほかに、エスチュアリー堆積相の最上部に出現することもあり、岩井(1951)が提示したような部層区分については再検討中である。

従来野辺地層とされる地質系統は、桑原(2004)や横山ほか(2004)が明らかにしたように高館面や天狗岱面などの段丘構成層を含めて議論していたと考えられる。野辺地層の岩相層序を確立するためには、高館面などの露頭断面での観察では資料が不十分であり、十和田市羽立付近(鎌田・長谷川、2003)にみられるような、より高位の段丘面分布地における露頭断面(第5図)での検討が必要である。



第5図 十和田市羽立付近に分布する七百面段丘堆積物の基盤を構成する堆積物の堆積相と侵食境界。境界B1は allocyclic 侵食面、境界B2も allocyclic 侵食面と考えられる。

なお高館段丘を構成する主要碎屑物である礫層については堆積学的な検討がなされていない。たとえば姉沼付近では高館面相当の段丘堆積物の上部によくみられるが、横山ほか(2004)や桑原ほか(2004)では、高館段丘構成堆積相の中に記載されておらず、環境解析結果の考察にもまったく言及されていない。

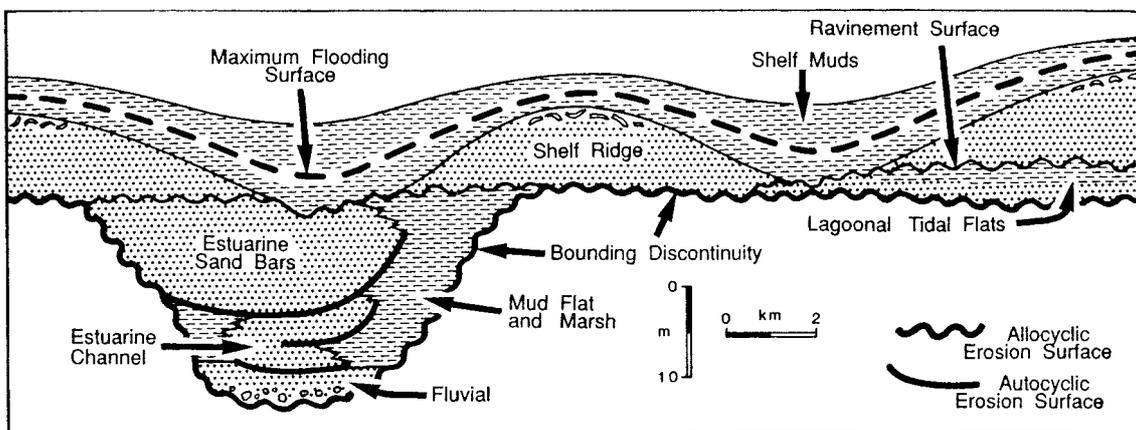
## 田名部 — 上北弧内堆積盆の堆積相の特徴

田名部層や野辺地層の分布域はプレートの沈み込みに伴って形成される前弧海盆域西縁に位置す

る弧内堆積盆 (intra-arc basin) (Einsele, 2000) である。田名部-上北弧内堆積盆を含む、火山フロント東縁に隣接する地溝状の地形的特徴を示す区域を貝塚 (1972) は中央沈降帯と命名した。桑原・山崎 (2000) や Kuwabara (2001)、桑原 (2004) では上北平野域や田名部低地帯を中央沈降域の名称を踏襲して議論を展開している。貝塚 (1972) の中央沈降域は火山フロントと外弧隆起帯と呼んだ間に位置する低地帯を指す用語で、地形的な特性に注目したものである。田名部低地帯や上北平野域は堆積盆の形成要因や発達過程について不明な点が多いものの単純な沈降運動で把握できないことは桑原・山崎 (2000) などによって既に指摘されている。したがって、ここでは堆積盆の性格に着目して分類、命名された弧内堆積盆 (Einsele, 2000) と位置づけて議論を進めるのが妥当と考える。東北日本弧北部で中部更新統の層序が詳しく報告されているところは山鹿半島を除くときわめて少ない。さらに、堆積環境の変遷が詳しく論じられている例はまれである。したがって田名部-上北弧内堆積盆の中部更新統の層序を確立し、堆積学的な検討を行うことは、東北日本弧北部の地史や弧内堆積盆のテクトニクスを考察する上で非常に重要である。

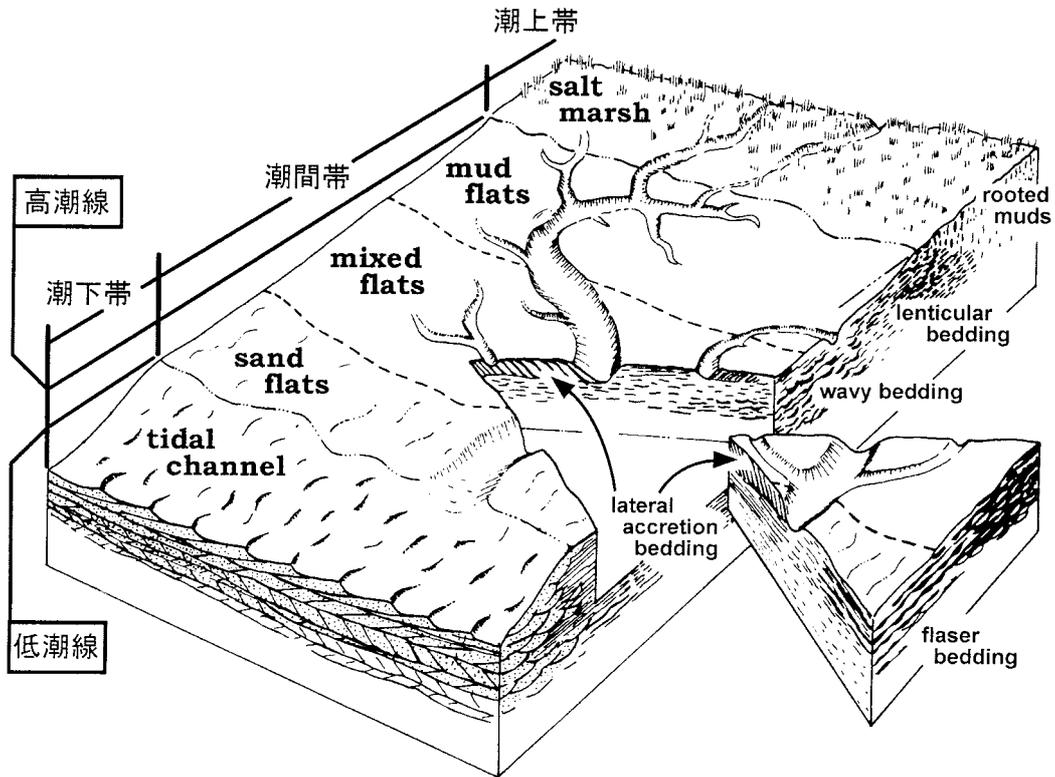
これまで述べてきたように、田名部-上北弧内堆積盆の中部更新統を構成する田名部層と野辺地層の主要分布域は70km前後離れているが、よく似た岩相層序と堆積様式を記録している。このことは同じ前弧海盆域に位置する両地域の更新世堆積盆が、氷河性海水準変動の影響を受けながら、ほぼ同様の造構環境にあったことを示唆している。基本的には堆積初期には開析谷が形成され、引き続いてこの開析谷が埋積谷となる開析谷埋積システムが優勢し、潮汐作用を記録する堆積物を伴うこと。また上部には潮汐砂堆システムの組み合わせが卓越することが共通して見られる (鎌田・石田, 2002; 長谷川ほか, 2002)。これらの堆積システムは海水準低下期には開析谷が形成されるが海退時の堆積物は残らないこと。またその後の海進に伴ってエスチュアリー環境や干潟環境が広く出現し、海水準の高い時期には潮汐砂堆が形成されたことを示している。このような田名部-上北弧内堆積盆の中部更新統を構成する田名部層と野辺地層の堆積システムの特徴を考慮すると、従来、層序区分や対比に混乱をもたらしていた岩相変化の著しさと岩相境界をどのように把握するのかという基準がみえてくる。

すなわち田名部層や野辺地層の岩相境界に見られる不連続性の一つは侵食面である。この侵食面 (侵食構造) は海水準の低下期に形成される規模の大きな開析谷と、潮汐低地環境を構成する潮汐チャンネル (tidal channel) に相当する、より規模の小さな侵食面に識別される。前者は Dalrymple (1992) による allocyclic 侵食面であり、エスチュアリー相にみられる露頭規模での侵食面は同様に autocyclic 侵食面に相当する (第6図)。このように侵食面を形成要因に基づいて区別することにより、allocyclic 侵食面で境界される単位地質系統が累層として把握され、autocyclic 侵食面で境される堆積相の一部は部層と認識できることになる。



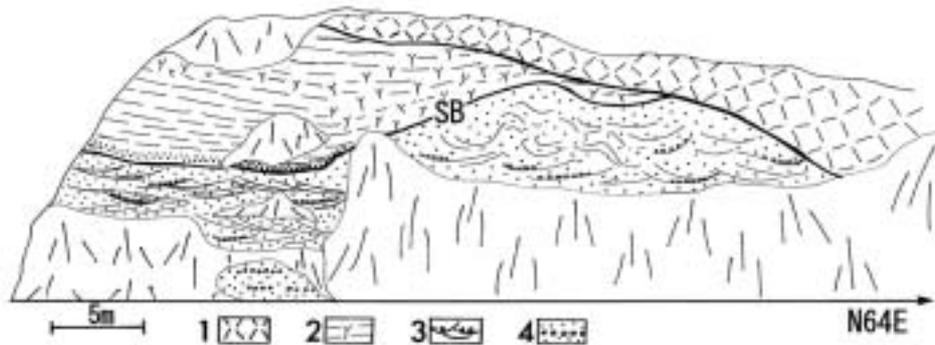
第6図 エスチュアリー環境に形成される、海進期における堆積相の重なり様式を示す模式図 (Dalrymple, 1992より)。太波線で示した堆積境界が allocyclic 侵食面で、太実線で示される堆積境界が autocyclic 侵食面である。

田名部層や野辺地層の岩相変化を生み出す堆積物の不連続性は、潮汐堆積物の特性を考えるとより分かり易い。第7図に示すように潮汐干潟を構成する環境では、陸側から泥質干潟、砂質干潟、混合干潟堆積物と移化するが、その外側には潮汐チャンネルが位置していて、砂堆のベッドフォームを呈する粗粒堆積物がみられる。砂堆の成長、移動や潮汐チャンネルの軸が移動することによって粗粒堆積物の堆積域は細粒堆積物の堆積域と容易に交差する。このような側方への堆積環境の変化が複雑な岩相組合せと岩相境界を作り出すのである。



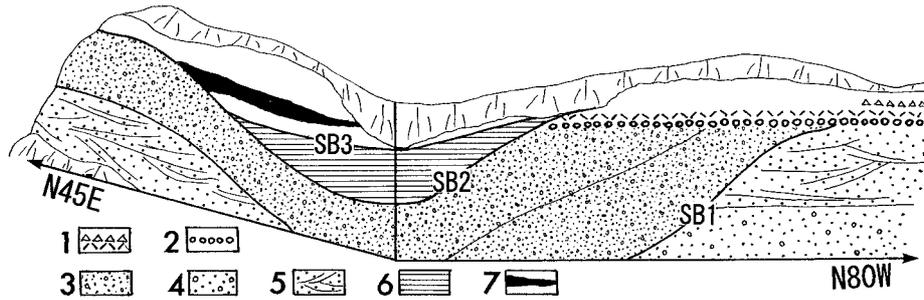
第7図 潮線により区分される潮汐干潟を構成する環境区分とその堆積物、Dalrymple (1992) の図に板倉 (2004) が潮線を加筆したもの。

例えば第8・9図は野辺地層の分布する上北地域において、段丘崖で観察される露頭スケッチである。ここでは段丘面の識別と、段丘面形成に対応した侵食面を認識することによって、野辺地層の累層境界が識別され、岩相変化の解釈も合理的に把握できる。多くの研究者がこの露頭も



第8図 上北町虫神東部における七百面の段丘崖にみられる堆積物。SBは“野辺地層”と七百面構成層の境界に相当する侵食面。

1. 十和田八戸火山灰層 2. 植物遺体を含む泥質堆積物。基底部に礫層があり正級化する。
3. トラフ型クロスラミナの発達する礫まじり砂層。ヘリンボーン型クロスラミナもみられる。
4. 礫層を挟む平行葉理の発達する砂層。



第9図 六戸町金矢付近における高館面の段丘崖にみられる堆積物。SB1は野辺地層と下位の鮮新統斗川層の境界に相当する侵食面。SB2は野辺地層中の allocyclic 侵食面。SB3は高館面構成層との境界に相当する allocyclic 侵食面。

1. 火山灰層 2. 礫層 3. パイプ状生痕に富む不淘汰礫質砂層 4. 礫混じり砂層
5. トラフ型クロスラミナの発達した砂層 6. 暗灰色泥層 7. 泥炭質泥層

しくは、この付近での調査資料を基に野辺地層について議論している（北・丸山、1958；Iwai and Shiobara、1969；新戸部、1976；波多野ほか、1999；鎌田・長谷川、2003）。しかし、この付近に分布する地形面は高館面であり、段丘堆積物は高館面を構成する5eに相当する時期に堆積したものである。このような露頭では高館面構成堆積物の下位に、より高位の段丘堆積物が存在することもあり、野辺地層相当層は段丘崖の下部や基部に露出するか、もしくは露出しないこともある。したがって、野辺地層の岩相層序や堆積相の検討を行うには高館面分布域は適当ではない。

田名部層や野辺地層の岩相層序の把握や対比の困難さを打開したのは1960年代以降導入された、海成段丘や海岸平野の形成史を海水準変動曲線と地盤隆起を組み合わせたモデルの登場に負うところが大きい。しかし、田名部低地帯も上北平野地域も地形学的な考察に重点が置かれ、堆積学的なアプローチが遅れているのが現状である。

既述のようにこれまでの層序学的研究は段丘構成層と基盤の堆積物の識別が不十分なまま岩相層序がなされ、対比されてきた。しかし露頭規模で観察される侵食谷の存在が見落とされたり、認識が十分でない状態で記載を進めたために層序区分に誤認が生じていたのである。1960年代以前に議論された当時の露頭は現在ほとんど見ることができず、詳しい露頭記載が少ないことも原因で、かつて定義された野辺地層を追認することは大変難しい。したがって、従来も指摘されていたように、野辺地層について記述された文献と比べるよりも、調査地域ごとに確認された層序記載に基づいて、新たに暫定的な層名をつけて議論を進めることが妥当である。

田名部低地帯に分布する更新統田名部層と上北地域に分布する更新統野辺地層は中期更新世の堆積物で、両者はほぼ同じ岩相層序を持っていることがわかった。東北日本弧では中部更新統の層序が検討できる場所は福島県飯坂地域や仙台平野北部、岩手県花巻付近などに限定されるが、それらはおもに陸成層からなる。田名部層と野辺地層は海成層をはさむ（大部分海成層からなる）ことから、堆積盆の造構史を編む上で重要な堆積物であり、地質年代が細かく入ることにより相対的海水準変動についても精度の高い検討ができる。

前弧海盆でしかも弧内堆積盆に位置する堆積盆では、隣接する火山域から供給される火砕物が堆積物中によくはさまれる。また津波堆積物がはさまれることもある。実際、田名部層や野辺地層には火砕流堆積物や降下火山灰がはさまれている。このように弧内堆積盆の堆積相の特徴として火砕流堆積物や火山灰層を挟むことが確認できる。また火砕物を鍵層として利用することによって露頭間の詳細な対比が可能となり、堆積学的な面からも火砕物の供給量増加がもたらす見かけ上の海退現象などの影響の検討が可能となる。

青森県東部に分布する田名部層と野辺地層は、火山前線前縁の弧内堆積盆を埋積する中部更新統である。中部更新統の連続した岩相層序について検討できるセクションは東北日本では少ない。最

近の研究によって、堆積体の形成と海水準変動の関係がかなり詳細にわかるようになった。その結果氷河性海水準変動の影響下での海域環境から陸化への過程が詳細に復元できるようになった。本研究によって明らかとなった田名部-上北弧内堆積盆の岩相層序と堆積システムは、東北日本弧東北部のテクトニクスを論じる上で最も重要な堆積体である。

なお田名部層石持納屋部層にはバリアー島堆積物がみられる(石田・鎌田、2000)が、バリアー島堆積物は堆積物そのものが地層記録として保存されることが稀であり(Reinson、1992)、世界的に地質時代の解析例は少ない。石持納屋部層のバリアー島堆積物は潮流口の移動の軌跡がたどれるとともに、潮流口内にスピットの形成されるようすが保存されている(鎌田、2001)。このようなスピットの堆積を記録したバリアー島堆積複合体については稿を改めて論ずる予定である。また、この弧内堆積盆がリフト的なものなのかプリアパート堆積盆的なものかなどの成因に基づいた区分については今後の検討課題である。

#### 謝辞：

本論文を草するにあたり、潮汐低地の堆積相についてご教示いただいた茨城大学教育学部の牧野泰彦氏、韓国 Chonnam 大学 S. S. Chun 氏に深く感謝する。また野辺地層について日頃ご討論いただいている青森県立郷土館の島口 天氏、関連する文献をご教示いただいた弘前大学教育学部小岩直人氏に感謝する。

#### 〔文献〕

- Bassinot, F. C., Labeyrie, L. D., Vincent, E., Quidelleur, X., Shackleton, N. J. and Lancelot, Y. (1994) The astronomical theory of climate and the age of the Brunhes-Matsuyama Magnetic reversal. *Earth Planet. Sci Lett*, 126:91-108.
- Dalrymple, R. W. (1992) Tidal Depositional Systems. In Walker, R. G. and James, N. P. eds, *Facies models response to sea level change*, 195-218, Geol. Assoc. Can.
- Einsele, G. (2000) *Sedimentary Basins: Evolution, Facies, and Sediment Budget*. Springer, Berlin Heidelberg, 792p.
- 長谷川 準・佐藤 博之・鎌田耕太郎(2002) 東北日本弧北東部の中部更新統の層序と堆積環境の変遷(その1) -野辺地層を例として-。地学団体研究会第56回北海道総会講演要旨、p.37。
- 波多野良次・田中 克人・根本 直樹(1999) 青森県のナウマンゾウとオオツノジカ化石についての新発見。青森県史研究、3：131-141。
- 石田 磨妃・鎌田耕太郎(2000) 青森県下北半島、更新統田名部層における海進期のバリアー島堆積物。堆積学研究、52：53-62。
- 石田 磨妃・鎌田耕太郎(2002) 下北半島の中部更新統田名部層の層序と堆積システム。地球科学、56：231-248。
- 岩井 淳一(1951) 青森県東部の更新統。東北大地質古生物研報、40：1-31。
- Iwai, T. and Shiobara, T. (1969) Pleistocene mollusca from Kamikita-gun, Aomori Prefecture, Japan. *Bull. Educ. Fac., Hirosaki Univ.*, 20B:1-7.
- 岩崎 孝明(1987) 下北半島における中・後期更新世堆積物層序。駒澤地理、23：109-123。
- 貝塚 爽平(1972) 島弧系の大地形とプレートテクトニクス。科学、42：573-581。
- 鎌田耕太郎(2001) 波浪卓越型バリアー島の潮汐チャンネル-スピット堆積相-更新統田名部層を例として-。日本地質学会第108年学術大会講演要旨、87。
- 鎌田耕太郎(2002) 小川原湖南方に分布する野辺地層の層序と堆積相。日本地質学会第109年学術大会講演要旨、p.66。
- 鎌田耕太郎(2004) 下田町錦ヶ丘における野辺地層の堆積相と堆積環境。下田町錦ヶ丘産出のニホンジカ化石調査報告書、31-37。青森県下田町教育委員会。
- 鎌田耕太郎・長谷川 準(2003) 青森県上北地域に分布する野辺地層下部の泥質堆積物の層位学的位置について -沼崎泥層の再検討-。弘前大学教育学部紀要、90：79-86。
- 鎌田耕太郎・石田 磨妃(2002) 東北日本弧北東部の中部更新統の層序と堆積環境の変遷(その2) -田名部層を例として-。地学団体研究会第56回北海道総会講演要旨、p.38。
- 鎌田耕太郎・太田裕香子(1997) 青森県下北半島美付付近の海岸に分布する更新統田名部層の層序と堆積相。

- 弘前大学教育学部紀要、78：57-63。
- 北 卓治・丸山 修司(1958) 青森県東部丘陵地区。未利用鉄資源、5：48-54。
- Kuwabara, T. (2001) Quaternary Tectonic Movement deduced from Marine Terraces and Noheji Formation in the Kamikita Plain, Shimokita Peninsula, Northeast Japan. 東京都立大学地理学報告、36：17-28。
- 桑原拓一郎(2004) 青森県東部上北平野における海成段丘構成物の層序と相対的海面変化。地質学雑誌、110：93-102。
- 桑原拓一郎・山崎 晴雄(2000) 下北半島・田名部低地帯における海成段丘の形成と田名部累層の堆積過程および地殻変動。月刊地球、22：711-716。
- 桑原拓一郎・山崎 晴雄(2001) テフラから見た最近45万年間の恐山火山の噴火活動史。火山、46：37-52。
- 桑野 幸夫(1956) 田名部周辺の第四系。資源科学研究所彙報、no.40：29-38。
- 桑野 幸夫(1957) 田名部低地帯北部の第四系。資源科学研究所彙報、nos.43-44：178-194。
- 桑野 幸夫(1958) 下北半島北東部の地質。資源科学研究所彙報、nos.46-47：28-37。
- 丸山 俊明・松山 力(1989) 5.8三戸－八戸地域。日本の地質「東北地方」編集委員会編、日本の地質2 東北地方、140-148。共立出版社。
- 湊 正雄・深田 淳夫(1950) 青森象の層準について。地学、2：28-32。
- 宮内 崇裕(1985) 上北平野の段丘と第四紀地殻変動。地理学評論、58A：492-515。
- 中川 久夫(1963) 第二部 青森県の第四系。青森県の地質、65-92、青森県。
- 中川 久夫(1972) 第二部 青森県の第四系。青森県の地質、71-120、青森県。
- 根本 直樹(2000) 3.2台地・平野。青森県史自然編地学、188-209、青森県。
- 根本 直樹・山口 義伸(1998) 第四系。青森県の地質、青森県、87-97。
- 日本第四紀学会(編)(1987) 日本第四紀地図。東京大学出版会、119p。
- 新戸部 隆(1976) 上北地方に分布する野辺地層の地質および古環境について。三沢高等学校研究紀要、15-29。
- 大西 弘(1962) 青森県東部洪積統の堆積学的研。地質学雑誌、68：543-562。
- 大矢 雅彦・市瀬 由自(1956) 下北半島北東部の海岸地形。資源科学研究所彙報、40：16-28。
- Otuka, Y. (1939) Mollusca from the Cainozoic System of Eastern Aomori Prefecture, Japan. Jour. Geol. Soc. Japan, 46:23-31.
- Reinson G.E. (1992) Transgressive barrier island and estuarine systems. In: Walker RG and James NP (eds), Facies models response to sea level change, 179-194, Geol Assoc Can.
- 酒井軍治郎・宮城 一男・岩井 武彦・大池 昭二(1965) 表層地質図「八戸」および表層地質各論。土地分類基本調査「八戸」5万分の1、1-25。経済企画庁。
- 坂倉 範彦(2004) 潮汐環境の堆積物：日本の干潟の理解に向けて。化石、76：48-62。
- 柴崎 達雄・青木 滋・小松 直幹・大森隆一郎・藤田 至則(1958) 青森県下北半島南部の地質と地下水。藤本教授記念論文集、154-160。
- 島口 天(1999) 下田町の野辺地層産貝化石群集と古環境。青森県立郷土館調査研究年報、23：59-70。
- 東北大学理学部地質学古生物学教室災害調査グループ(1969) 地震に伴う自然現象と災害－青森県東部における“1968年十勝沖地震”の実例について。東北大学理学部地質学古生物学教室邦文報告、67：1-98。
- Tokunaga, S. and Takai, F. (1936) On a Fossil Elephant, *Palaeoloxodon aomoriensis*, from Shitinohe, Kamikita-gun, Aomori Prefecture, Japan. Trans. Pal. Soc. Japan, 10:25-29.
- 対馬 坤六・滝沢 文教(1977) 尻屋崎地域の地質。地域地質研究報告(5万分の1地質図幅)。地質調査所、36pp。
- 山崎 春雄・粟田 泰夫・加藤 碩一・衣笠 善博(1986) 1：500,000活構造図 青森、図幅第5号、地質調査所。
- 横山 芳春・七山 太・桑原拓一郎・安藤 寿男(2004) 堆積学的手法によって明らかにされた海成段丘の形成過程－青森県上北平野、MIS 5e高館面構成層での試み－。地質ニュース、595：10-18。



# 研 究 ノ ー ト

Notes



# 現代日本法における「立法」「統治」概念<sup>(1)</sup>

## Der materielle Begriff von “Gesetzgebung” und “Regierung” im heutigen Japanischen Verfassungsrecht

堀内 健志\*

Takeshi Horiuchi

キーワード：立法、統治

Key Words：Gesetzgebung, Regierung

1. まず、高橋和之教授の国民内閣制論をめぐって検討する。
2. つぎに、今次の行政改革で変わらなかったもの、見直されたものを指摘して検討する。

1. Takahashis Theorie von der parlamentarischen Regierung
2. Die diesmaligen Reorganisationen des Regierungssystems in Japan

### 第一章 高橋和之教授の国民内閣制論をめぐって

高橋和之教授の「国民内閣制」論は、今日わが国の憲法学のなかで、もっとも注目を集めている議論の一つである。

現代民主政下の最も望ましい統治組織のかたちを明示し、またそのために必要な選挙制度や政党のありかたなど諸条件の改革を、処方箋として提示しているのである。

そして、かかるモデルの形成には、フランスの憲法学史の裏付けがあり、かつ、それはアメリカの大統領制下の統治システムにも多くの共通点を有していて、説得力に富んでいると言えよう。

稿者もこの点において、共感するところ少なくない。ただ、そこに何にも問題がないのかといえれば、若干の理論的問題を指摘できないではないように思われる。

かかる視点から、あえていくつかの論点を提供し、検討してみようというのがこの章の意図である。

- (1) まず、教授は次のように言われる。

〈…国民主権の下、国の政治が国民のものにならねばならないとすれば、内閣は議院でなく国民にこそ帰属すべきではなかろうか。〉<sup>(2)</sup>

- (2) が、他方において、国民主権モデルを立憲君主政モデルと対比して、言う。

〈ここでは、全権力はまず国民の下にあり、国民が憲法制定を通じて三権を創設・授権するものとされる。その場合に、最も重要な権力は、国民を代表する議会により行使される立法権であり、この立法権は権限事項の範囲を限定されない。いかなる問題についても法律を制定しうるのである。逆に限定を受けるのは執行権の方であり、執行権は「法律の執行」という性格づけを与えられ、法律なしに行動することは許されないとされる。立憲君主政モデルにおいては、法律に留保されていない領域では、君主は法律なしに自由に行動しえたのに対し、ここでは、いわ

\*弘前大学大学院地域社会研究科（後期博士課程）地域政策研究講座

Regional Political Studies, Regional Studies, (Doctoral Course) Graduate School of Hirosaki University

ばすべてが法律に留保されており、法律による予めの（始源的）決定なしには行動できない。）  
そして、この理論的根拠としてはルソーが引かれる。

〈国民の立法権論はルソーの系譜に属する。ルソーは、法律を人民の「一般意思」と捉え、すべての人民が法律制定に参加し、すべての人民に平等に適用される法律を制定することの中に人民意思の「一般性」の担保を見、かかる「一般意思」は誤ることがないと考えた。〉<sup>(3)</sup>

- (3) うえの(1)と(2)の言明は、ともに国民主権のもとにおける統治組織のありかたを述べているが、結論は相反するごとく読める。(1)では、内閣が「議院でなく」国民に帰属すべきものというように対して、(2)では、なによりも「議会」「法律」を国民の意思と捉えて最も重要な権力であると位置づけているからである。

この二つの言明は、それぞれ現代民主政モデルと国民代表議会制モデルに対応しているが、高橋教授にあって、両論稿はさして離れた時期にもものされたものではないので、この間に見解の修正があったとは思われない。現在の憲法状況をふまえて述べられたものといえよう。

- (4) しかれば、これをどのように理解すればよいのであろうか。稿者は、ここで問題となっている行政府の権限内容がそれぞれ別のものと考えればよいのではないかと解釈する。つまり、(1)では行政府の「政治」「統治」が、(2)では「法律執行」が対象になっていると考えることによって、この矛盾が説明され得よう。

この点は、高橋教授ご自身も、次のように述べられるところがある。

〈現代の憲法政治により正確に対応したイメージは「統治-コントロール」ではなかろうか。今日の政治は、誰かがイニシアチブをとって課題を設定し、国民の同意をえて実現してゆくというあり方を示している。課題設定とその実現とは、伝統的な憲法の用語でいえば、「統治」というのが最も近い。それは、決定と執行の両過程を包含する。決定と執行は、課題実現に向けての連続的な過程であり、現代国家はそれを分離しないで統一的に捉えることを要求しているのである。では、かつて決定と執行の分離という形で存在した対抗関係は、現在ではどのような形態をとるのか。つまり、統治には何が対抗するのか。「コントロール」である。今日の政治には、統治の役割を負う人々とコントロールの役割を負う人々が存在し、憲法構造上は、統治は内閣あるいは大統領により、コントロールは議会によって担われるのである。「決定-執行」イメージが垂直的・継起的であるのに対し、この「統治-コントロール」イメージは水平的・同時的である。〉<sup>(4)</sup>

但し、教授の内心にあっては、かかるイメージの転換はコペルニクス的とでもいうべきものであって、視点を逆転させるほどのものであったという。そして、「重要なのは、いずれのイメージで内閣と議会の関係を捉えるかにより、憲法構造がまったく異なって現われることである。」つまり、二つのイメージが二者択一、二律背反するように理解されておられるごとくにも見える。<sup>(4)</sup>

しかし、そのように考えなくともよいのではないか。「統治-コントロール」イメージは、もともと「政治」「統治」のレヴェルの問題である。教授曰く。<sup>(5)</sup>

〈…政における機能は、統治とコントロールに分けることができ、内閣（与党）が統治を、議会（野党）がコントロールを分担する。ゆえに、統治=内閣の強化は、議会=コントロールの強化と両立する。つまり、内閣が与党の支持の下に強力なリーダーシップを発揮して統治を行い、官僚制を使いながら自己の政策を実現していくのに対し、野党は議会の場を中心に、内閣の政策の問題点を指摘し、代替政策を提案して国民に訴え、政権交代の脅威によって内閣の行き過ぎを掣肘するのである。このように、内閣の強化は、必ずしも議会の弱化につながるわけではない。〉

〈従来の議論では、議会が決定し、内閣が執行するのが正しいあり方だというイメージで問題を捉えてきたために、内閣と議会の機能を、それぞれ統治とコントロールに特化させる構想をもちえなかった。〉

この最後のフレーズは、必ずしも明確ではないけれども、他方で、憲法六五条につき、  
〈…内閣に属する権限の性格が法律の執行であるべきことを規定したものと読むべきではなからうか〉<sup>(6)</sup>

と言われることと、この条文の解釈としては議論があり得るところではあるが、調和的に理解できなくはないであろう。つまり、国民に対する支配作用の領域において「法律」規範の制定－執行という関係は、今日においても維持し得るといふふうに構成できないだろうか。

事実、教授はつぎのようにも述べておられる。

〈現代国家においても、法的には、立法権は議会に属するのが一般的である。政府の政策も、多くの場合、その遂行には法律を必要とする。ゆえに、法的な形式としては、議会が立法を通じて政策を決定し、政府がそれを執行するという形をとる。しかし、その実態においては、政府が法案をつくり議会に提出しているのであり、議会は立法を通じて「決定」するというよりは、「同意」しているにすぎない。政治のイニシャティヴは政府にあるのであり、議会の役割は「同意」権を通じて政府をコントロールすることに重点を移しているのである。〉<sup>(7)</sup>

但し、この発言は、まず第一に、かかる現象が「統治」の領域で立法・法律を通じて政策が決定されているということのようであり、国民の権利義務についての一般的規定に関しての「立法－法律執行」が必ずしも念頭に置かれていないごとくであること、第二に、「法的には」このようになるが「実態において」事実上は議会の役割が「決定」するというよりは「同意」しているにすぎないということを述べるのならば、これはこれとして従来からも指摘されてきている立法過程論における一つの問題であるが、ここで意味する稿者の理解とは同じではないことになる。

ちなみに、政府が政策を決定し、法案を作成して議会に提出するという作用は、そこに単なる「法律執行」とは言えない「統治」的要素を含むものである。従って、「国民（私人）・国家」間で、例えば憲法上の国民の知る権利を背景に情報公開法を制定し開示請求権を認め、行政がその実施体制を整えるといった「法律制定－執行」の場面とは、局面が違っているように見える。

また、ここにかかる法案を政府が提出することは、「実態において」議会の役割を空洞化する一例とまでは言えないのであって、議会による修正も行なわれている。そして、法案提出はこの場合政府の義務と考えられるケースとも言えよう。

(5) このような、「統治」と「法律執行」の対比的把握は、近時つぎに見る中川丈久教授によってさらに拡大・徹底して展開されているごとくであるので、少しく見ておくことにしよう。

〈このような意味での行政活動は、権力分立の「内に」（つまり行政権の一部として）ではなく、その「外部に」位置づけられるべきではないかと思われる。言いかえれば、本稿でいう行政活動は、立法権や行政権はもちろんのこと、憲法上の「職権」とも峻別されるということである。〉<sup>(8)</sup>

〈憲法が定める内閣の「行政権」も、内閣・内閣総理大臣の「職権」も、ともに基本的には、「国政」（ないし執政）だけを意味すると考えるべきではないかと思われる。〉<sup>(9)</sup>

〈このことは、内閣が、その固有の憲法上の権能（行政権）を行うについては、権力分立上、およそ議会からの授権を必要としないか（それどころか、議会による介入を許すべきでないか）－つまり、統治活動である以上「法の支配・法治国」上の要請には常に服するとしても、「権力分立」上は議会によるコントロールに一切服する必要がないというべきか－という問題に発展しえよう。ちなみに、ドイツにおいては、Regierungとしての内閣の権限には、議会の規律権限は原則として及ばないとされる。〉<sup>(10)</sup>

つまり、ここでは行政府が行なう広義での「行政」のなかに、「国政」ないし「執政」「統治」の局面と「行政活動」「法律執行」という局面とがあり、前者について「法律」を必要とするかどうかは、「法律執行」とは別の問題とされるのである。

(6) この「統治」領域に関する指摘は重要であるが、さらにその扱いについては吟味を要しよう。

まず第一に、その「統治内容」をだれが決めるのかである。この点は、論者にあつて、必ずしも明確ではないごとくである。うえに見た通り中川教授の見解はまことに刺激的であるが、高橋教授にあつては、「法的な形式としては、議会在立法を通じて政策を決定し、政府がそれを執行するという形をとる。」

佐藤幸治教授にも、基本的にほぼ同様の発言が見られる。

〈…日本国憲法下の「行政権」は、基本的には、国会の制定する法律によって具体的内実を付与されるものと解すべきものではあるまいか。〉<sup>(11)</sup>

〈憲法の定める内閣の行政権を侵害してはならないことはもちろんであるが、行政権に関する憲法の諸規定を解釈しつつ、その具体的活動内容を与えるのは、「国権の最高機関」にして「国の唯一の立法機関」であるというべきである。〉<sup>(12)</sup>

が、一方で

〈内閣が…国政の運営に関する総合戦略・総合政策的発想に基づき、総合調整力を発揮しなければならない〉<sup>(13)</sup>

と言われることと、どのように調和させ得るであろうか。教授において、

〈…議会のみが「政治」を担うのは困難で、むしろ…内閣が…国政のイニシアティブをとる必要がある。…また、議会は往々にして会期制によって活動期間が分断され、国際・国内関係の情報を迅速かつ体系的に収集・分析する場としても限界があり、…。そういう意味において、議会は、むしろチェック機関にして、最終的に決定する場として重要な役割を担っているというべきではないか〉<sup>(14)</sup>

と述べられるところから、究極的には「法律の優位」が読み取れるのではなかろうか。蓋し、この「最終的に決定する」ということは、「法律の留保」ではないということの意味し得るのであるから（もっとも、この点は否定されているごとくである<sup>(15)</sup>）。

つぎに第二に、では議会によるコントロールは、いかにして可能であろうかが明らかにされなくてはならないだろう。

議会は、内閣が作成した政策を決定するというよりも、むしろ野党によるコントロールにその重要性が存するということが、かねてから言われてきたことであるが（堀内『統立憲理論の主要問題』（信山社、1997年）307頁以下など参照）、高橋教授の現代民主政における国民内閣制論（内閣中心構想）において、これはとくに強調されるところである。

〈国会の役割が、議会中心構想の場合のように政策決定に置かれるのではなくて、内閣のコントロールに置かれることにより、国会の活動の中心主体が与党ではなく野党であることが理解され、「反対党の地位」の問題がより適切に位置づけられることになるのである。内閣中心構想は、「行政国家」の要請に応えるべく内閣を強化することにより、議会を増々弱体化させるのではなく、同時に議会をも強化するのである。国民は、政権（諸党）と反対（諸）党の対抗関係を基礎にした政権交替の現実的可能性を背景にして、強い議会による監視の下での強力な内閣の政策遂行を獲得するであろう。〉<sup>(16)</sup>

このような視点が成り立つことは認めざるをえないだろう。但し、議会による政策決定の要素は、なお全く無いというのはどうか。<sup>(17)</sup> また、野党によるコントロールは、重要であるが、現実にかほどの効果を上げているのかは、時々により、異なってくるのではなかろうか。

第三に、「立法」及び「法律執行」についての官僚のチェックはできるのか。

〈議会とテクノクラートで立法権を分有すると言うほうが正確である。テクノクラートが立法作用に直接的に参与（＝傍点）することは、民主主義の観点からは問題であるが、権力分立の観点からは是認できないわけではない。テクノクラートも社会勢力の一つであり、抑制均衡の一要素となる資格は持つのである。したがって、権力分立の観点からは、問題はテクノクラートが「本来の分け前」以上の力を統治機構の中で持つことをどう阻止するかということであると

思われる。〉<sup>(18)</sup>

その通りである。が、さらには「法律執行」段階において、やはり官僚による「裁量行政」に対するコントロールは、ますます重要となる。情報公開法や行政手続法などによる、民主的法律執行統制が整備されるのもこのような意味を有するのである。

第四に、「統治」、つまり国政の中心を政府に置く構成をとる場合、これと主権論との関係はどのようなようになるのであろうか。主権論におけるいわゆる組織原理説でよいのであろうかが問題になる。

すなわち、まず国民主権論において、すべての国家権力の正統（当）性の源が国民に由来するという意味での正統性説に立てば、そのもとでどのような統治組織が正統（当）化されるかは必ずしも一つに定まることはない。が、組織原理説にあっては同じではない。<sup>(19)</sup>

高橋教授は、この組織原理説の立場から、日本国憲法のもと、いわゆる people 主権を採用され、次のように述べる。

〈日本国憲法の国民主権は、基本的には people 主権と解される。まず、正統性の淵源のレベルでは、憲法改正権を国民の直接投票に委ねる制度を採用して、国民主権の理念を制度化している。次いで、諸権力の組織のレベルでは、people の意見が法律となるべきだという理念を、普通選挙制度として制度化している。憲法43条は、「全国民の代表」という表現を用いて命令的委任の禁止を規定しているため、nation 主権を思起させるが、people 主権は命令的委任を要求するという理解をとらないかぎり、people 主権と矛盾するわけではなく、日本国憲法の国民主権を people 主権と解する妨げにはならない。〉<sup>(20)</sup>

そして、この命令的委任がなくとも、代表者は事実上選挙人に拘束されている。こうした代表制が「純粋代表」に対比して「半代表」と呼ばれる。そして、

〈比例代表制とは、この事実のレベルの拘束を前提にして組み立てられた制度なのである。〉<sup>(21)</sup>

が、この代表制の二類型は、いずれも近代国家の「議会」についての位置づけを念頭に置いてのものである。

〈近代国家においては、議会在国政の中核を占めた。ゆえに、議会が一般意思を効果的に決定するには、いかなる選挙制度が望ましいかが考えられた。制限選挙、間接選挙、多数代表制がその最初の解答であった。しかし、次第に高まってくる民主政の要求が普通選挙、直接選挙、比例代表制を第二の解答として提示したのである。〉<sup>(22)</sup>

だが、このいずれによっても国政の中心が議会から政府へと移る現代国家における民主制の問題はより好ましい解決に到達しなかったというのが、デュヴェルジェに依拠する高橋教授の立場のようである。次のように説明される。

〈民主制は、国民内部のさまざまな宗派の分布の、そのあらゆる色合と多様性においてあたらかき忠実な縮図であるような議会を召集することに存するわけではない。…選挙人達は、可能なかぎり自己に似るべきうり二つを選出することに存するわけではない。かれらは一つの政策と統治者とを選ぶのである。〉

〈国民主権の理論は、選挙人の数を制限することを可能にした。権限においては、市民なき国民（ナシオン）を考えることもできたであろう。比例代表制の理論は、もっと巧妙で、選挙人がその意思を表明するのを、その意見をよりよく表明するためという口実の下に、阻止する。二つの場合とも、やり方は同じである。すなわち、市民とその統治者との間の媒介人が置かれ、かれが市民から一切の権力をはぎ取るのである。代表的委任論者の国民＝人格には、比例代表制論者の議会＝映像が対応している。そのいずれもが、主権を自分達の方へ引き寄せ、政治的民主政を規定するところの市民の基本的特権、すなわち、選挙権（傍点）（統治者の選択権もしくは政策の選択権）、媒介人なしの直接的選択権、を市民に代わって行使するのである。〉<sup>(23)</sup>

そうすると、「議会」との関連では、普通選挙制度を組織上の要請とする人民主権論の立場に

立ちつつも、同じ立場からも主張される比例代表制については、国政の中心が議会から政府へと移る現代国家における民主制のもとでは、むしろ批判の対象とされていることになる。<sup>(24)</sup>

主権論における組織原理説は、人民主権論において何を重要となすかにより、組織のあり方が違って来るように見え、かえって窮屈な結果をもたらすのではなかろうか。少なくとも、うえに見た議会中心型と政府中心型をともにこの人民主権論の帰結として矛盾なく説明するためには、そうである。

以上を持って、国民内閣制論についての検討をひとまず終えることにする。

## 第二章 今次の行政改革で変らなかったもの、見直されたもの

- (1) 新世紀への転換期にあたり、周知のごとくわが日本国の「この国のかたち」も大きく変わるようになった。その詳細をここで逐一概説することはとうていできないし、またここでの関心事ではない。

が、憲法・行政法学上、統治機構の改革には目を見張るものがあつたし、この分野の一研究者としてもその変革の精確な理解に努めなくてはならないことは言うまでもあるまい。<sup>(25)</sup>

- (2) かかる変革の背景としては、ベルリンの壁崩壊に始まり、ソ連邦の消滅、東西冷戦が終結したことにより、それまでの政治構造に変化が生じたことやバブル崩壊にみられるごとく高度経済成長時代が終焉したことなどにより、従来の体制では制度疲労が生じていてもはや息詰まってきたことが挙げられる。他にも、国際的な平和維持の問題、災害対策等を含め危機管理の問題、情報化社会、高齢社会への対応など、様々の要因が指摘される。そして、もっと根本的な問題提起としては、近代国家の普遍性を問うポストモダンをいかに占うかといったことへも関わっている。

- (3) しかしながら、いまこうした現代国家の全般的な洗い直しといっても過言でない諸々の改革、法制度改正の進行をまさに目のあたりにしつつ、そこにあまり変化していないもの、見直されたものは存しないのかということに少し注意を払ってみようと考えたのが、本章の原点である。

一つには、個人の尊厳はどうなるのか、という一大論点があるが、これはここでは扱わず、別の機会に考えたい。

他方、統治機構論に関わるものとしては、第一に「立法」権はどうなるのか、第二に「統治」作用はどのように扱われているのか、という問題点が指摘され得よう。これらは、もちろん、「統治機構」そのものではなく「統治機能」論であるが、両者は密接に関連がある。そして、これらの扱いがいま考察の対象となる。

- (4) まず、「立法」概念について見よう。近年の憲法学説は、伝統的「実質的立法」を国会の排他的所管事項となす立場を憲法41条後段の「国会が国の唯一の立法機関である」の箇所解釈として維持しながらも、ここでの「立法」を「一般的法規範」という具合に拡大し、他方では同条前段の「国会は、国権の最高機関」であるとする箇所に「本質的」に重要な事項は、競合的に国会の「立法」事項であるとする解釈を施す。究極的には、限りなく「立法」の形式的意義と実質的意義の一致へと向かう勢いである。かくて、「立法国家」が完成する。

このたびの行政改革に際して、このことじしん表面からは議論の対象にはならなかった。議会による行政統制の要請からくる法律の洪水現象は、現代国家に広く認められる出来事であるからであろうか。

が、それならば、いっそのことドイツ出自の上のごとき実質的「立法」機能論など一切放棄して、国会は憲法を第一次的に具体化する法規範を制定するというごとく、憲法－法律－行政処分の段階構造を「統治機構」論としてもストレートに表明することが、最適ではなかったであろうか。

- (5) ところが、今次の法改正では、この点は、どういうわけか伝統的な「立法」観が一貫して維持

されている。いや、むしろそのような観点からの条文がさらに増幅して明記されているのである。

まず、従来からあった内閣法11条は、次のごとくまったく同様のまま維持されている。

「政令には、法律の委任がなければ、義務を課し、又は権利を制限する規定を設けることができない。」

しかも、このたびの改革で新たに制定された内閣府設置法の七条では「内閣府令」につき、ほぼ同様に

「内閣府令には、法律の委任がなければ、罰則を設け、又は義務を課し、若しくは国民の権利を制限する規定を設けることができない。」

と定め、改正国家行政組織法12条3項でも従来各大臣の「命令」につき同法同条4項にあった規定と全く同様の条項を「省令」につきそのまま存置し続けているのである。

- (6) さらには、今回の行政改革では中央省庁の再編とともに地方分権の実現ということも一大眼目であってそのための一連の法改正が地方分権一括法という形でなされたが、そのなかで、うえに述べたことと関連して、次のことが注目される。

すなわち、旧地方自治法では、地方公共団体の事務のなか権力性の強いいわゆる行政事務の処理について原則として「条例でこれを定めなければならない」としていた(14条2項)。が、改正法では従来の事務の(公共事務・行政事務・団体委任事務・機関委任事務といった)分類法を廃止して、国が直接執行する事務を除き、自治事務と法定受託事務に区分したわけであるが、同条項は次のように新たな規定となっているのである。

「普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。」

これは、まるで前出の政令についての規定に平仄を合わせるかのごとくである。

問題は、しかし、ここでいずれにおいてもドイツの伝統的学説に見られた「権利命題」が「立法」、ここでは法律又は条例の排他的所管として顔を出していることである。この構造は、もちろん君主制時代の侵害留保のごとく狭い内容のものではなく、またその他の規定につき「立法」を排除する趣旨ではないであろうことは芝池義一教授の指摘するとおりであるが、<sup>(26)</sup> いずれにもせよ、かかる構造は「形式的立法」単独説とは適合しない。

ここに、「立法」所管についての「権利命題」の拙論を蒸し返すつもりはないけれども、何故か、この変革期にあたり、新しい発想が期待される今このような形で、大方の学説の趨勢に反し、半ば拙見流に現代国家的な新構成が描かれたことは、看過し得ないものがある。注意を喚起しておこう。

- (7) 一方、国家行政組織法のほうはどうであったであろうか。行政機関の内部組織の法定化の問題として、かねてから議論のあった同法7条5項は次のようであった。

「官房、局及び部の設置及び所掌事務の範囲は、政令でこれを定める。」

実は、今回の改正新法をみると、なんとこれも同法7条の4項に、一字一句変わらずにそのままに規定されているではないか。このへんの事情は、未知であるので何ともいえない。どんな議論があったのか、また何もなくて残されたのか、知るところではない。

憲法レベルでなく、法律段階の規定であるから、これを法律で定めるようにすることはできるはずであるが。

いずれにしても、しかし、ここに「組織法」についての「民主的・法治国家的要請」は先の「権利命題」とは別個に構成する余地を残していることになるのである。

- (8) 次に、「統治」について見ることにしよう。

ここに「統治」とは、主としてドイツの君主制のもとすべての国家権力を包括する概念であったが、その後より制限的になり、19世紀から20世紀への転換期には「立法」「司法」そして「行政」という直接的に国家の国民に対する支配作用に含まれない、例えば対外的作用・外交権、軍

事的作用や先の権力分立を前提としてそれらの調整権能とか、或いは「行政」のなかの「法律執行」に納まりきれないものなどを指して用いられるようになった。

ドイツ語ではこれをRegierungで表わす。これに対応する言葉としてフランス語のgouvernement、意味は同じではないが英語のgovernmentがある。そして、ドイツ語のExekutive、Verwaltung、フランス語のle pouvoir exécutifと対置して用いられたのである。

「統治」は特にドイツではこのRegierungは学説上「政治的なもの」を意味するものとして有力に用いられる。もっとも、今日のドイツ連邦共和国基本法では使用されておらず、単に「政府」の機関概念として組織的意味にのみ用いられているとも言われるのであるが。<sup>(27)</sup>

さて、「日本国憲法」にも「統治」について語る明文は存しない。従って、憲法解釈上は65条の「行政権は内閣に属する。」という条項の「行政権」は、「法律執行」のみを意味するのかという形で議論され得る。

この点については、現行憲法制定過程において、直接の手本となった占領軍の総司令部案60条がThe executive powerという英語が当てられていて、現行憲法65条の英文訳はこれにならないExecutive powerが用いられていたこと、<sup>(28)</sup>そして、この英文はアメリカ合衆国憲法2条においては大統領の「執行権 executive power」と対応していることから<sup>(29)</sup>、解釈上看過できないことが、指摘されているのである。

というのも、合衆国憲法で大統領に付与されているこの「執行権」は従来「行政権」とは区別して理解されてきているのであり、後者の「行政権 (administration, administrative power)」という観念は、アメリカにおいて大統領の憲法上の権限としてではなく、議会が特定の領域で立法権・司法権類似の権限を有する「行政機関」を創出して、「法律の執行」を委ねた段階で形成されるものである。それ故に、連邦議会によって付与された「行政権」は大統領による政治的監視になじまない、専門的な技術の行使として捉えられた。<sup>(29)</sup>

そして、わが国の憲法解釈上もこのような経緯を重視して「国政」や「執政」とも言われる「行政権 (執行権)」を内閣の権限に取り込んで、これとは異なる行政活動である「法律の執行」をなす実施機関から区別して理解しようとする有力な立場が、近年見られるのである。<sup>(30)</sup>

しからは、憲法65条の「行政権」の解釈としてこの行政活動としての「法律の執行」を含まないといまで言い切れるか。これをアメリカ流に権力分立の外側にあるとして厳格に排除すべきか。中川教授はこれを「読みこんでも、憲法論上の実益はない」と言われる。<sup>(31)</sup>が、少なくとも制憲時の政府見解はじめ従来のわが国の有力学説(田中二郎)は、反対説(つまり、逆にこの「行政権」を「法律の執行」という狭い意味に理解すべきとする)もあるが、むしろドイツ流に狭義の「行政」と「統治」を合わせた「執行権」に近い意味に解してきているように見え、<sup>(32)</sup>宮井教授もこの立場に立つごとくである。<sup>(33) (34) (35)</sup>

(9) さてそこで、行政改革の眼目の一つに内閣機能の強化ということがあったことは周知のとおりである。

戦後の行政府の体制は、もちろん旧憲法下とは異なり、各大臣が天皇のもとにあり、内閣総理大臣は単にその第一人者の地位にすぎないというのではなく、行政権は内閣に属し(憲法65条)、内閣総理大臣が各国務大臣を任命し(同68条)、閣議を主催する(内閣法4条2項)。そして、内閣は行政権の行使について国会に対し連帯して責任を負う(憲法66条3項)。けれども、現実には総理大臣が指揮監督することになっている「行政各部」(同72条)が、各省庁の利益を優先して硬直した縦割り行政が支配してきたのである。<sup>(36)</sup>

今回の行政改革により、まず、新内閣法では、強力な内閣の職権行使の前提としての国民権の理念を明確化し(1条)、内閣の重要政策に関する基本的な方針等を発議するための内閣総理大臣の閣議での発議権を明確化し(4条)、内閣官房の企画立案機能を明確化し(12条2項)、内閣官房副長官を認証官とする(14条2項)などとした。

また、今回の中央省庁再編に際しては、12省庁に統合するとともに新たに内閣に内閣府を設けたことが重要である。内閣府は、内閣の重要政策に関する事務を助けることを任務とし、そのために内閣官房を助ける。また設置法第3条2項に掲げる事務につき政府全体の見地から総合調整をすることとし、経済財政諮問会議、総合科学技術会議、中央防災会議、男女共同参画会議などを置くことになっている。<sup>(37)</sup>

もっとも、この内閣府には宮内庁が入るほか、防衛庁、国家公安委員会などが直属となり、特定任務を担う組織の性格も残されているが、基本的にはしかし、このようにして、内閣と各省庁との関係がはっきり区別されることになったのである。

つまるところ、「内閣」による「重要政策の基本的方針を企画・立案」する機能を強化することが、制度づけられたことになる。

(10) もちろん、ここで各省庁における政策立案機能が全くなくなるということではない。<sup>(38)</sup>「国会と政府」の関係では、次の条項が妥当していたのである。

「国会審議及び国の行政機関における政策決定システムの在り方については、国会審議をさらに活性化するとともに、国の行政機関における政策決定が政治主導で行われることを一層確固たるものとする観点から、政府委員制度の廃止の日から三年以内に検討を加えるものとする。」(国会法附則3条、旧国家行政組織法附則3条=その後削除されている)

ちなみに、この点を少しく説明すれば、平成11年7月30日公布の国会審議の活性化及び政治主導の政策決定システムの確立に関する法律により、国家行政組織法等の改正を行い、

1. まず、政務次官の増員と権限の拡大をはかり、これは平成11年9月20日から施行された。
2. そして、本法にある副大臣制度の設置等は、中央省庁等改革関連法として平成11年7月8日成立したが、これによると、a内閣府及び各省庁に副大臣と大臣政務官(大臣庁にあっては、副長官と長官政務官)を置く。b副大臣は各省庁の政策及び企画を「つかさどる」ライン職であり、大臣政務官はこれらに「参画する」スタッフ職である。c各省庁の政策等に関し相互の調整に資するため、副大臣会議を開くことができる。

なお、この副大臣制度の導入時期は、中央省庁再編の時期と同じく、平成13年1月6日である。そして、政務次官は、その際廃止される。

3. かようにして、副大臣・大臣政務官という「実務型」の与党議員が多く各省庁に入ることにより、与党の政策決定は各省庁の個別政策に色濃く反映することになるばかりでなく、副大臣制度の導入は、政府・与党の一体化を推進することとなり、わが国の議院内閣制が変質してゆくことになるだろうと期待されているのである。<sup>(39)</sup>

それ故に、各省庁の政策立案機能といっても、それは究極的に政府・与党一体化の過程のなかで行なわれることになり、政治責任を負う内閣の重要政策立案・決定機能の強化・集中化を緩和する意味を有するものではない。

(11) 以上述べてきたことから、さきに引用した国会法、旧国家行政組織法両附則の述べる意義なるものは、現代国家において、議会中心の伝統的民主政モデルから、「国政」の中心が「統治」を行なう行政府、とくに「内閣」へと移っている現代民主政モデル<sup>(40)</sup>に即応したものであることは、否定できないであろう。

憲法65条「行政権は内閣に属する。」という「行政権」に「統治」機能が含まれると解釈する見解があることはすでに見たとおりであるが、いずれにせよ、憲法73条において「外交関係を処理すること」、「条約を締結すること」、「国務を総理すること」、「予算を作成すること」などが「内閣」の事務とされ、憲法69条、同7条から解釈上「衆議院の解散権」が読み込まれ得ることなどからしても、いわゆる「統治」作用が「内閣」の権能のなかに含まれ得ることは、否定できまい。

合わせて、災害時のそれを含む有事の危機管理、金融・財政の経済的危機対策、年金問題等についての措置は機械的な「法律の執行」機能とはかなり性格を異にする。

かくて、これらを包括したものとしての「行政権」概念が「内閣」の機能として適切であることになるであろう。そうだとするならば、結局のところ、伝統的な「統治」概念はここに確たる位置を維持しているということは、看過できないのである。

- (12) このようにして、今次の行政改革において、第一に「立法」概念、第二に「統治」概念は、いずれも「変らなかったもの」「見直されたもの」に属すると断言できるように思われる。

が、これらの出自がもともと19世紀ドイツ国法学であり、そのことだけでともすれば今日の現代国家の民主政のもとその妥当性が問われる傾向があるので、さらにその点について、念のために若干の吟味を加えておきたいと考える。

まず第一に、「立法」に関して、わが国行政法学の新リーダー的存在である小早川光郎教授は、本稿の採る立場を基本的に支持しておられるようである。すなわち、「憲法四一条と立法の定義」と題する節を、つぎのように結んでおられる。

「憲法四一条にいう立法とは、“人民に対し、その権利自由についての新たな制限を一方的に規定し、またはその他、人の権利義務に関わる一般的法規範を定立すること”を意味する…。

他方、…人民に対して法を定立するのでない行政内部規定は、行政組織の自律の問題として、必ずしも法律または条例の根拠を要することなく、行政組織自身—行政組織の内部でその権限を有する機関—においてこれを定めることができるものと考えられる。」<sup>(41)</sup>

小早川教授によれば、「本書は、行政法に関する従来の学問的蓄積のうちで活かせるものはすべて活かすよう努めつつ—それは実定法学として当然なすべきことであろう—、行政と法との関係を読み解くための、さらには今後に向けてその関係を仕組んでいくための道具立てにつき、基礎的な解明を試みようとした」と述べられている。<sup>(42)</sup> うへの結論もこのようなそれじしん至極正当な視点からのものと言えるであろう。

ちなみに、教授にあって、「立法」の排他的所管事項となる「権利義務に関わる一般的法規範」をわが国の伝統学説にならって「法規」と表現しておられるが、つぎのように述べられるところがある。

「ここで、“法規”の原語である“Rechtssatz”は、文字どおりには“法=権利(Recht)についての文章命題(Satz)”を意味する…。」<sup>(43)</sup>

そうであるならば、「権利命題」という訳語が相応しいのではないだろうか。

第二に、他方ではこの伝統的な立論に対しては、やや物足りなさを表明する見解もある。近時、玉井克也教授は、伝統的な「実質的意義の法律」や「法律の『一般性』」を取り上げるに際して、まず、これらの理論につき、

「憲法学で取り上げられる理論の多くは、憲法を現実に運用していくための必要に迫られて練り上げられたものである。その多くは現代憲法政治の上で有効なものであるが、中には、時日が経過したために賞味期限が過ぎていたり、練り方が足りないために賞味に堪えないものもある。」という例として考察を加えている。<sup>(44)</sup>

そして、「『実質的意義の法律』なる概念を立てる実益が極めて小さくなっていることは、争う余地がない。」という。また言う、「…国民の権利義務に関わる『法規』のみを実質的な『法律』とする伝統的観念を維持する立場、更にはこの概念を放棄する立場のいずれを採っても、国政運営上の影響はおそらく大きなものではない。」「…問題が切実でないということは、伝統的に維持されてきた考え方をあえて放棄する必要性もまた少ない、ということである。」<sup>(45)</sup> 「…個別法律による各種法人の設立を許容してきた憲法慣行を是認するとすれば、形式的な法律に『一般性』を要求する理論は、それが解決しようとする課題のかなりの部分を、当初から放棄した処方箋だということになる。」「それらのいずれについても積極的な意義が認められないわけではなく、したがって、敢えて概念の放棄や反対の立論を提唱する必要はない。ただそれは、大した毒にも薬にもならず、健康を増進する作用が多少は認められるという程度の、消極的な根拠づけに過ぎない。

現在の憲法生活に解決すべき問題があるとするなら、それには別の処方箋を書く必要があるだろう。」<sup>(46)</sup>

かかる言明を導く説明にもよくわからないところがあるが<sup>(47)</sup>、それはさておいてここで玉井教授が、それではどのように積極的な処方箋を描いておられるのであろうか。

憲法前文を引用しつつ、

「そもそも国政が『主権の存する国民』の『厳粛な信託』によるものであり、その国民が『正当に選挙された国会における代表者を通じて行動』するのだとすると、基本的な決定、原則的な決定は、議会在自らの手に握っておかねばならない。」

とし、

「他方で、現実に目を向ければ、『厳粛な信託』に適った行動を議会在とるかどうかには常に疑念が向けられてきた。…こうしたリアリスティックな認識が正しいとすれば、議会在の影響力を可能な限り強めるといふことも、有効な処方箋とはなりえない。」

ともいう。

そして、結局は

「このように考えると、現在求められるのは、議会在の活動する領域に線引をする理論よりは、基本的決定を行う議会在と、その決定を執行する部門の間に、適切な役割分担を支持する理論であらう。」

として、委任立法の問題に及び、

「委任の態様や限界についての理論構築が要請される。」

「…今日の日本で解決を要する事態は…より日常的な委任立法の集積によって、国会の法律制定権が換骨奪胎されることなのである。」

そして、議会在拒否権と呼ばれる立法方式に触れた後で、

「…国会が制定する一般的規範の中でも、市民の権利義務に関わるものについては規律の密度を上げるべきだといふ提唱がなされている。他方、組織規範についても基本的事項を法律で決めることを要求するとしても、その規律の内容は他の領域と同じではありえない。今日求められるのは、このように法規範の制定に関して各部門の役割分担を規律する理論であらう。」

と述べられるが、これは伝統的構成と何ら異なるところがない。

さらに、

「その際、比較法的研究が、基本的・原則的な事項については議会在自身が決定せねばならず、それを他に委任することは許されないとの傾向を一致して示しているのは、示唆的である。たとえば、行政機関が『指針』や『ガイドライン』を示し、…。…一定分野での国の政策を基本的に方向づける場合は、決定そのものを国会が行うのが憲法の命ずるところだと考えられる。」

「…個別の決定に国会自身が当事者として関与することが基本的に問題だとするなら、国会から相対的に独立した機関を設け、…国会は見張り人の地位に退くといふ解決策」がある。

「いま一つには、政策執行に対する事後的な調査・評価・監査といった機能について、国会を含む政治部門から独立した組織を設けるといふ解決策がある。」

以上のように、『『国家作用としての立法』』についての憲法学的な考察には、残された課題が多い。最前線の理論から導き出される確定した結論を期待した諸君には、拍子抜けだったかもしれない。だが、諸君とわれわれの眼前に展開しているのは、進行中のわが国の憲法史である。死んだ理論を勉強しているのではない以上、これから開拓すべき最前線を認識することが、まず学問に要請される役割なのである。」<sup>(48)</sup>

こうした言明は、伝統的「立法」学説の視点からしても、まことに「拍子抜けだった」ことは否めない。

委任立法の限界に関わる様々のテクニックについては、これまでも検討されてきているところ

であり、なお議会的統制の手法なども含めて研究されていること周知のところである。いまさら強調されなくとも、「開拓すべき最前線」は今日のわが学界で十分に認識されている。

ただ、具体的に、脚注などで言及されているところから見ると、玉井教授の念頭にあるのは「組換え遺伝子技術や遺伝子組換え食品の安全性確保、また胚性幹細胞の利用など」につき「法律の形式で規制を設けることが望まれる」ということであるごとくである。<sup>(49)</sup>しかし、これらの問題は、憲法上の学問・研究の自由の内容・限界、国民のための健康・安全な食料の確保などといったまさしく国民の権利義務に重大に関わる事柄であるから、伝統学説から見て当然「立法」の排他的所管事項となるものである。従って、その委任の限界や現実適合的な行政機関の関与の在り方という典型的な問題であって、決して伝統的枠組みが、「賞味期限が過ぎたとか」、「死んだ理論を勉強する」とかといった事態ではないのである。もっと言えば、伝統学説の精確な分析・再構成したる思考枠組みの認識こそは、言われる「開拓すべき最前線を認識する」ための、「まず学問に要請される」第一の研究テーマでなくてはならない。さもなくば、それこそ絶えず上滑りの「拍子抜け」した議論しか出来ずに終始することになるだろう。

(13) 最後に、これら「立法」「統治」概念の憲法論議の見通しについて一言触れておくことにしよう。

というのも、平成12年に国会法の改正で「日本国憲法について広範かつ総合的に調査を行うため」(102条の6)、衆・参両議院に憲法調査会が設置され、今日憲法論議が活発に行なわれるようになってきているからである。

いまのところ、個別的なテーマについて突っ込んだ議論がなされていず、「日本国憲法」の制定の法理、例えば制憲過程をどうみるか、或いは、今日の国際的、国内的な状況に適合しているのか。また、新たな問題について積極的な条文化が必要であるか、といった概括的・全体的な議論に留まっている。

従って、特別に「立法」「統治」に直接議論が及んでいるわけではない。しかし、今後、早晚これらも憲法の基本的な問題であるだけに大いなる議論が行なわれることになるだろう。

そこで、論憲という視点から見て注目されるのが平成6年に読売新聞社から出された「読売改正正試案」、そして平成12年の同「憲法改正第二次試案」である。<sup>(50) (51)</sup>

これによれば、まず、「立法」権に関する51条は次のようになっている。

「立法権は、国会に属する。」

現行憲法のように、国会が国権の「最高機関」であるとか、「唯一の」立法機関であるという言葉は消えている。もちろん、これらがなくとも、直ちに同様の意味が否定されることにはならないであろうが、ただ、右規定は従来のような「実質的立法」の国会への排他的所管とその他の重要事項についての国会への競合的所管といった議論は、すべて「立法権」の解釈のなかでの出来事として扱うことがより適合的になるであろう。

「統治」に関してはもちろん明文がないが、76条は次のようである。

「行政権は内閣に属する。」

これは、現行憲法と変わりはない。従って、このなかで「法律執行」ないし「統治」といった性格の議論が展開されることはなんら異なるところがない。

ただ、現行憲法73条1号に当たる「内閣の権能」につき「法律を誠実に執行し、国務を総理すること」とあるところを、読売試案の86条1号では、「法律を誠実に執行し、行政事務を統括管理すること。」として、従来から議論のあった箇所につき「内閣主導」の意味をはっきりさせている。

そればかりではない。読売試案では、内閣総理大臣の権限強化を図る規定が随所に認められる。例えば、77条2項は「内閣総理大臣は、内閣を代表し、国務大臣を統率する。」とし、84条は「内閣総理大臣は、行政各部を統括する。」とする。

そして、何よりも注目されるのは、第二次試案で加えられた緊急事態における内閣総理大臣の

権限規定である。次のごとくである。

88条（緊急事態の宣言、指揮監督） 1項「内閣総理大臣は、国の独立と安全又は多数の国民の生命、身体若しくは財産が侵害され、又は侵害されるおそれがある事態が発生し、その事態が重大で緊急に対策をとる必要があると認めるときは、法律の定めるところにより、全国又は一部地域について、緊急事態の宣言を発することができる。」

2項「前項の宣言には、その区域、宣言を必要とする事態の概要及び宣言の効力が生ずる日時を明示しなければならない。」

3項「内閣総理大臣は、緊急事態の宣言を発した場合には、法律に基づき、自衛のための軍隊のほか、警察、消防等の治安関係機関を一時的に統制し、それぞれの機関の長を直接に指揮監督できる。また、前段に定めるもの以外の国の機関、地方自治体その他の行政機関に、必要な指示及び命令を行うことができる。」

89条（国会承認と宣言の解除） 1項「内閣総理大臣は、緊急事態の宣言を発したときは、二十日以内に国会に付議して、その承認を求めなければならない。衆議院が解散されているときは、緊急集会による参議院の承認を求めなければならない。」

2項「内閣総理大臣は、国会が緊急事態の宣言を承認しなかったとき、又は宣言の必要がなくなったときは、すみやかに宣言を解除しなければならない。」

90条（内閣総理大臣の緊急措置、基本的人権の制限） 1項「内閣総理大臣は、緊急事態の宣言を発した場合には、国民の生命、身体又は財産を守るためにやむをえないと法律が認める範囲内で、身体、通信、居住及び移転の自由並びに財産権を制限する緊急の措置をとることができる。」

2項「内閣総理大臣は、前項の措置をとる場合には、この憲法が国民に保障する基本的人権を尊重するよう努めなければならない。」

緊急時とはいえ、ここでは内閣総理大臣のとりうる措置には、通常の「法律執行」で汲み尽くし得ぬものを内蔵していることは否定できない。いわゆる「統治」作用が含まれていると言える。そして、その緊急措置に対する国会のコントロールのありようは旧憲法8条の緊急命令の場合と全く同じではないが、かなり類似する方式がとられている。<sup>(52)</sup>

(14) 以上のことから見て、「立法」「統治」の内容的・機能的概念は、今後とも明文として登場することはないであろうが、その関連の議論のなかに理論的概念として、なお語られ続けるのではないかと思われ、今後の動向が注目されるのである。

## 〔注〕

- (1) 本稿は、全体としては、さらに第三章「国会と立法・統治－補論」及び第四章「『法の支配』論と『法律による行政の原理』－現代行政法学の構造」という部分が含まれていた。今回の本誌投稿に当たり、やや長編になるのでこれを切って第一章及び第二章をここに掲載することになったことをお断りする。各章ごとに、まとまった内容になっているので、このような形でも十分に読んで頂けるのではないかと思う。残りの部分は別の機会に発表したい。
- (2) 高橋和之『「国民内閣制」再論』（上）『ジュリスト』1136号（1998年）65頁。
- (3) 高橋「権力分立」『憲法の争点〔第3版〕』（1999年）15頁。
- (4) 高橋・国民内閣制の理念と運用（有斐閣、1994年）はしがき。
- (5) 高橋「国民内閣制」再論（下）『ジュリスト』1137号（1998年）94頁。
- (6) 高橋「権力分立」17頁。
- (7) 高橋・国民内閣制の理念と運用 30頁。
- (8) 中川丈久「行政活動の憲法上の位置づけ－法律の留保論の多義性、およびアメリカ行政法における法律の留保について－」『神戸法学年報』14号（1998年）154頁。

- (9) 中川・前掲 157頁。
- (10) 中川・前掲 158頁。中川教授によると、米国連邦憲法でも、「その第二条の定める執行権（executive power）が、権力分立上、議会が法律によっても占奪しえない、大統領に固有の権能であると一般に理解されており、その結果行政活動を創出する法律が、大統領の執行権を侵害するものとして違憲とされることがある」という（前掲 182頁）。
- (11) 佐藤「日本国憲法と行政権」『京都大学法学部創立百周年記念論文集第二巻』（有斐閣、1999年）所収 42頁。
- (12) 前掲 50頁。
- (13) 前掲 47頁。
- (14) 前掲 62・3頁。
- (15) 高橋教授は、別のところで、「内閣は政治の中心となり、政策の立案・遂行を積極的に展開する。しかし、それらの行為はすべて法律の執行という形をとって展開されなければならないのである。」「国の政治の基本政策の決定は、国民を直接代表する国会によってなされるべきであり、行政権は、かかる政策決定権を含むものとして理解されてはならない。」「政策を決定するのではない作用として、理解されるべきである。」「権力分立論からの行政の把握は、その行政概念に政策の決定権を含んでいない点で、かかる民主主義の要請も満たしている…」と、厳しく指摘されている（野中ほか著『憲法Ⅱ第3版』（有斐閣、2002年186頁）。かかる見解は、憲法73条1号の「国務」の意味として「それは、行政に限らず、国務全体のあり方について、国家全体の立場から調整し非決定権的なサービス措置をなす地位・権能を意味すると考える」把握（小嶋和司・憲法概説370頁、これを引用する佐藤幸治『日本国憲法と「法の支配」』（有斐閣、2002年）222頁）と調和的に見える。
- (16) 高橋・国民内閣制の理念と運用 42頁。
- (17) この点は、佐藤教授にあって、「国会が実在する民意を忠実に反映しつつ、同時に自ら独自に統一的な国家意思形成を行うことを目指す代表観に立ち、国会が国政の中心にあって国政全般について最高の責任を負う地位にあることを主張してきた。しかし、そのことは、内閣も重要な『政治』の一翼を担うことを否定するものではない」（佐藤・前掲 62・3頁）。「国会」にかなりのウエイトを置く発言をしているようである。いずれにしても、ニュアンスのある言明で、必ずしも明確なものではない。
- (18) 高橋・前掲書 333・4頁。
- (19) カレ・ド・マルベールに依拠しながら、高橋教授は次のように説明する。「要するに、国民主権の原理は、何らかの形で権力分立もしくは分離と結合するのである。また、この国民主権原理の下では、主権は具体的個人からは区別された抽象的・観念的な『国民』に属し、具体的個人はいかなる意味においても主権者ではないから、参政権を主権者としての地位から生ずる自己の固有権として主張することはできない。誰に参政権（傍点）（＝公務）を付与するかは、原理的に定まる問題でなく、立法政策に委ねられるのである。また、立法上付与された選挙権（傍点）は代表者の指名という公務にすぎず、選挙人が自己の選挙する代表者に一定事項を委任（傍点）するという意味を有するわけではない。代表者は自己の選挙人の意思に拘束されないのである。」「この国民主権論は人民主権論と厳しく対立する。人民主権論においては、具体的個人人の集団としての人民が主権者の主体であり、同時にその主権を自ら行使する。主権の主体と行使者は分離しない。否、原則的には分離が禁止されるのである。かりに何らかの理由でその行使が代表者に委ねられるとしても、それは主権者と代表者の間の委任契約に基づくのであり、ゆえに、受任者としての代表者は自己の委任者（選挙人）の意思に当然拘束される。…主権の行使にあずかるのは代表者のみであり、執行者はその意思に従属するのである。また選挙は主権行使の委任なのであり、ゆえに、選挙権は主権を分有する具体的個人人の固有権である」（236・7頁）。
- (20) 高橋・前掲書 197頁。「…people主権かどうかの別かれ目は、リコール制の有無、より一般的に言えば、命令的委任の制度の有無、よりは、普通選挙の有無に求める方が妥当と思われる。people主権は、普通選挙は求めるが、命令的委任までは要求しないのである」（197頁）。
- (21) 前掲書 208頁。
- (22) 前掲書 209頁。
- (23) 前掲書 220・1頁。
- (24) ちなみに、こうした立場から、議会優位型の考え方が「議会が立法（政策決定）し、政府がそれを執行するという権力分立の古典的図式を前提に問題を考えるから、議会に民意を反映させれば、自動的に政府にも反映されることになるはずだ」という考えになり、ゆえに、議会に民意をできるかぎり忠実に反映させることが民主政論の最大の課題とされる」（365頁）というパターンは、現代民主政治に適合しないとされるわけであるが、そうすると精神的自由を重視する芦部教授のいわゆる二重の基準論の基本的考え方も崩れることになることに注意を要する。
- (25) 最近のこれに関する対談として、野中・藤田・小島「鼎談『この国のかたち』が変わる－統治機構の改革に学ぶ」『法学教室』241号（有斐閣、2000年10月）1頁以下など参照。
- (26) ジュリスト増刊『あたらしい地方自治・地方分権』（有斐閣、2000年）69頁。
- (27) W. Frotscher, Regierung als Rechtsbegriff 1975 参照。けれども、「執行権（vollziehende Gewalt）については、

- なお別途吟味が必要であろう。初宿・後掲注(34)引用論文172頁等参照されたい。
- (28) 文献は各種あるが、とりあえず『日本国憲法のすべて』(読売新聞社、1997年)315、289頁参照。
- (29) 松井茂記『アメリカ憲法入門[第4版]』(有斐閣、2000年)59・60頁。ちなみに、合衆国憲法2条2節及び3節では、大統領に軍の最高司令官としての権限、条約締結権等の外交関係を処理する権限、職員の任命権、「法律が誠実に執行されるよう配慮」する権限が与えられている(21、59頁)。  
 中川教授によれば(次の注(30)引用文献)、わが国現行憲法73条1項の「法律を誠実にfaithfully執行する」という意味も合法性(適法性)や裁量濫用のない状態といった意味のみならず、「政策合理性・専門合理性や政治的な意味合いを持たせたものと解するのが素直」であるとす(186頁)。
- (30) 中川丈久「行政活動の憲法上の位置づけ—法律の留保論の多義性、およびアメリカ行政法における法律の留保について—」『神戸法学年報』14号(1998年)154頁以下、宮井清暢「『行政権』と『執行権』のあいだ—憲法学における『行政権』の捉え方についての覚書」(2・完)『愛知学院大学論叢法学研究』35巻1・2号(1992年)65頁以下など参照。  
 アメリカ合衆国憲法2条の定める執行権(executive power)が、「法律によっても占奪しえない、大統領に固有の権能である」と理解され、「行政活動を創出する法律が、大統領の執行権を侵害するものとして違憲とされる」ことがあるという(中川・前掲182頁)。わが国においても「行政活動」によって内閣の「行政権」が占奪されてはならない」とされる(211頁)。
- (31) 中川・前掲156頁。
- (32) 宮井・前掲(2・完)67頁、(1)139-143、151頁等。
- (33) 宮井・前掲(2・完)68-70頁。曰く、日本国憲法においても、内閣によって担われる「行政(権)」という作用は、「…法律に先に占拠されていない限りでの、内政・外交両面での固有の行政(課題処理)能力と自発的な政策作成(と提案)機能をも含む、広範な統治作用として理解されていると考えるのが自然であると思われる」(80頁)。
- (34) 第90帝国議会における金森國務大臣の「この行政権は謂わば執行権とでも言うべき最も広い意味」であり、「従って学問風な言葉で言えば、寧ろ執行権と言う方が適当」であるという答弁が引用される(宮井・前掲(2・完)67頁)。初宿正典「ボン基本法における《執行権》の概念についての若干の覚え書き—日本国憲法上の《行政権》の概念と関連させつつ—」『法学論叢』132巻4・5・6号(1993年)178頁も参照。
- (35) ドイツでは、Regierungの組織的概念が最高国家機関についてのみでなく、中間の国家機関次元においても用いられたのであり、決してアメリカ流の大統領の権限というごとく狭く用いられていない。とくにそれは18-9世紀のプロイセンの国家構造において明らかである(W. Frotscher, Regierung als Rechtsbegriff 1975 S.155ff., 89なども参照のこと)。従来のわが国の「統治」「政府」「行政」の用法もその影響下にあったと考えられる。
- (36) 従来の体制のもと、もちろん「調整部局」(例えば総理府の外局である経済企画庁、科学技術庁、環境庁、国土庁など)や「行政管理機関」(例えば内閣法制局が法制管理を、総務庁が組織管理を、大蔵省が財務管理を、人事院が人事管理を、そして内閣が総合調整を)といった「調整」機関が存したことについて、藤田宙靖『行政組織法』(良書普及会、1994年)87頁以下、同[新版](良書普及会、2001年)105頁以下など参照。
- (37) 簡単には、加藤千昭『憲法改革の論点』(信山社、2000年)48頁など。
- (38) 藤田・行政組織法は、「国政」「政治」と「行政」の関連につき、「行政の過程においてもまた多くの重要な政策決定がなされることは、今日広く認められているところであって(…)、両者の区別は自ら相対的なものとならざるを得ない」としつつ、「政治」と「行政」の観念的区別は、今日でもなお、一定の理論的意味を持っている」(110頁)ことを認めておられる(同[新版]134頁)。
- (39) 『時の法令』1612号(2000年)の解説参照。
- (40) かかる変化についての詳細は、高橋和之『国民内閣制の理念と運用』(有斐閣、1994年)はしがき、及び209頁、同『国民内閣制』再論(下)『ジュリスト』1137号(1998年)94頁など参照。この問題に対する拙見としては、堀内「立法の法形式をめぐる諸問題の分析視角—思考モデルの虚像と実像」『法学教室』238号(有斐閣、2000年)、同「議会による『統治』のコントロール」『国会月報』619号(国会資料協会、2000年)などを参照されたい。
- (41) 小早川光郎『行政法上』(弘文堂、1999年)106頁。
- (42) 前掲書はしがき。
- (43) 前掲書87頁。樋口陽一教授も「Rechtsatzは、直訳すれば『権利命題』であり、国民の権利を制限し義務を課す内容をさしていた」と言われる(樋口陽一『憲法I』(青林書院、1998年)210頁)。
- (44) 玉井克也「国家作用としての立法—その憲法史的意義と現代憲法学」『法学教室』239号(有斐閣、2000年)72頁。
- (45) 前掲74頁。
- (46) 前掲77頁。
- (47) 具体的事件処理を含む法人・団体規制立法は、直ちに一般性を失うわけではないこと、堀内『続・立憲理論の主要問題』(信山社、1997年)183頁。その厳密なる概念の吟味につき、堀内『立憲理論の主要問題』(多賀

出版、1987年) 94、99、101、111、116-8頁など参照されたい。

- (48) 玉井・前掲 78頁。
- (49) 玉井・前掲 80頁。
- (50) 第一次試案については、読売新聞社『憲法21世紀に向けて』、第二次試案については読売新聞平成12年5月3日掲載を参照。
- (51) その後、平成16年5月3日憲法改正2004年試案が読売新聞に掲載された。ここで扱う範囲では本文の第二次試案の条項が76条が77条というように一条づつくり下がっているが、内容には大きな変化はない。が、一つ、86条1号の「行政事務」が87条1号では「国務」と改められている。なお、この2004年試案に新たに挿入された「国会」の「国政の適正な運営を図る」役割(52条2項)については、別稿で検討するほかない。
- (52) 今次のテロ対策特別措置法(2001年11月2日、法113号、5条)では、防衛庁長官による自衛隊派遣命令から20日以内に国会承認案件を国会に付議し、承認を得ること、承認が得られなければ、支援活動を速やかに終了しなければならないと規定した。これもうえの読売試案にほぼならうものであった。

# イザベラ・バードの描いた碓ヶ関と子どもと遊び

What Isabella Bird Saw, during Her Travel through the Northern Part of Japan, in the Province of Ikarigaseki and what Children Played there

高 畑 美代子<sup>\*,\*\*</sup>・齋 藤 捷 一<sup>\*</sup>

Miyoko TAKAHATA<sup>\*,\*\*</sup> and Shôichi SAITO<sup>\*</sup>

キーワード：イザベラ・バード、碓ヶ関、明治初期の学校、子どもの遊び、甲虫、凧、カルタ、ウィリアムE.グリフィス

Key Words : Isabella L. Bird, Ikarigaseki, school, children's games, beetle, kite, Alphabet cards, William E. Griffs

## 要旨：

明治11年（1878）に英国の女性旅行家イザベラ・バードは北日本を「蝦夷」へ向かって旅をしていた。蝦夷への汽船の出る青森港を目前にして、彼女は県境の碓ヶ関村で大雨に足止めされ4日間を過ごした。彼女はそこで眼にした大雨の矢立峠や洪水に見舞われた村人の様子を書いている。水が引くのを待つ間に彼女は、休暇中の子どもたちが甲虫、水車、凧、カルタをして遊ぶ姿を描いた。同時に彼らは休暇後の試験に向けてまじめに勉強する子ども達でもあった。碓ヶ関での現地調査と文献を基に、彼女の記述を辿り、青森県の学校事情を踏まえて明治の子どもを取り巻く環境と津軽の地域子ども文化の復原を試みた。

また、翻訳された『日本奥地紀行』は初版の2巻本に基づくものではなく、碓ヶ関ではカルタ遊びの部分が未訳となっているので翻訳紹介をした。これらはいずれも、研究者により1巻本の省略の要因のひとつとされてきたブラキストンの指摘にかかわる部分を含んでいる。ブラキストンが『蝦夷地の中の日本』において、バードの記述の問題点として指摘した中に、グリフィスの名前がある。彼の『明治日本体験記』の中には、バードの記述との類似が見られる。そこでグリフィスとバードの記述の比較をした。

子どもの遊びを検証する一方で、彼女の滞在した碓ヶ関の宿屋・店屋や登場する人々の特定をした。その葛原旅館は現存しないもののバードが来たことを伝聞された曾孫から話を聞くことが出来た。また戸長と宿の亭主が兄弟であったことや彼女と話を交わしたと思われる人々が揺籃期の明治の教育制度の中で重要な位置を占めていたことなど彼女の記述の裏づけとなる背景がわかった。また橋や災害の記述の正確さを示す史料も見つけることができた。

しかし子どもの遊びに関しては、特に津軽では史料の多い凧の記述などからバードは見たままを描いたのではなく、碓ヶ関という場で彼女がとても好きだという「バードの日本の子ども観」を展開したという結論に達せざるを得なかった。

---

\* 弘前大学大学院地域社会研究科（後期博士課程）地域文化研究講座  
Regional Cultural Studies, Regional Studies (Doctoral Course), Graduate School of Hirosaki University

\*\* あおもりくらしの総合研究所  
Institute of Aomori livelihood

## Summary :

Isabella L. Bird was an English lady who was one of the lady travelers. She traveled for Ezo (Hokkaido) by herself throughout the northern part of Japan in Meiji 11 (1878).

She took with her only Mr. Ito who was her servant interpreter. When she came to Ikarigaseki, Aomori, she was there storm-stayed for four days. She portrayed what she saw and what children played there. We examined how people had lived on and children had been playing in the district of Ikarigaseki where it was a part of Tsugaru that had kept a particular culture at the time of 1878.

Isabella Bird described that the children there were flying *tako* (kite), playing with eight beetles harnessed in paper carts drawing a load of rice up an inclined plane, set toy water-wheels and playing the game of *karuta* (Alphabet cards). Though we tried to look out for traces of all these things there, these were not borne out by fact.

On the other side, we found the traces of the *yadoya* (hotel) where she stayed and names of the house master and *Kocho* (the head of the district). And what she wrote about rains, length of the roads and the bridges and population were found out to be very accurately attested by historical documents.

So we hold the view that she tried to tell about the culture of Japanese children and behavior of them. In addition, she discussed about Japanese educational system which had just been constructed relating with some persons of importance in the village. She showed us her views on the subjects of bringing up children, their sanitation and their living condition, which Japanese people have hardly noticed, that we can start thinking what and how we have been when we look upon our past on the wake of the observations of the past great lady traveler.

## I. はじめに

英国人の女性旅行家であるイザベラ・ルーシー・バード (Isabella Lucy Bird) は、明治維新からおよそ10年後の東北を通訳の伊藤を連れ馬にまたがりひとり旅をした。維新から10年の歳月が流れているものの、当時の東北の人々の生活はまだ前時代の残像を強く残していた。衣食住や風習には江戸時代と大きな変化はなかったが、一方では、明治新政府の施策が着々と進められていた。学制がしかれ、教育制度が整いつつあり、郵便・警察・医療等の諸制度が新たに構築されつつあった。日本のシステムはまさに大転換の真っ只中だった。彼女はそのような東北の農村で、変わらない日本と変わりゆく日本とを垣間見た。その紀行文が1880年に“*Unbeaten Tracks in Japan*”として英国で出版された(省略本の邦訳『日本奥地紀行』<sup>1)</sup>)。その礎ヶ関部分は青森県と秋田県の県境である矢立峠を越えるところから始まる。

江戸時代の後半から明治のはじめにかけて、羽州街道伝いにこの峠を越えて、関所があった礎ヶ関<sup>2</sup>を通り抜けた人々がいた。ここに逗留する者もあった。江戸時代には『菅江真澄遊覧記』<sup>3</sup>を残した菅江真澄や巡見使に随行して東北地方を視察した古川古松軒<sup>4</sup>がいた。日本地図を完成させた伊能忠敬<sup>5</sup>もこの峠を越えた。

明治11年には英国人のイザベラ・バードが、矢立峠を越え、女性としてはじめてこの地域の記録を残した。彼女の記述には、菅江真澄や古川古松軒とは異なる二つの視点がある。第一は、英国人であるという異文化からのまなざしである。風景や村落のたたずまい、風俗や風習などを詳細に書いている。異なった文化基盤からの視線で、日本人には気づかない様々な問題点や美しさ、注目すべき日々の生活を描き出す。特に子どもの教育については、英国や米国と比較して「日本のやりかたがいちばんいい」とまで言っている。第二は女性の視点である。人々の髪型から着衣、衛生状態、

食べ物、店、乳児・幼児の状態、子どもたちの遊びに至るまで、その観察は細かい。赤ちゃんを背負った幼い子どもたちの姿や、母親の様子など女性ならではの眼がそこそこに見られる。ここではイザベラ・バードの子どもや教育に向けられた視線を通して偶然にも大雨のため4日間を過ごすこととなった青森県碓ヶ関の明治11年（1878）の姿を探り出していく。

## Ⅱ. イザベラ・バード

イザベラ・バードは、1831年、英国のバラブリッジで牧師の長女として生まれた。世界（アメリカ・カナダ、サンドイッチ（ハワイ）諸島・ロッキー山脈、日本・マレー半島、インド・西チベット・ペルシャ、中国、朝鮮、モロッコ）を旅したその軌跡はいずれも旅行記として出版された<sup>6</sup>。その生涯と半世紀にわたる旅はアンナ・ストッダート<sup>7</sup>、パット・バー<sup>8</sup>、オリーブ・チェックランド<sup>9</sup>の伝記により明らかにされてきた。一方、金坂清則氏<sup>10</sup>の英国での丹念な調査により今まで知られていなかった110もの文献が拾い上げられた。さらに氏は彼女の生涯を6期に分け、旅程、執筆活動・旅行記等を整理し、多面的な彼女の活動を紹介した。また、今まで謎とされてきた通訳のイトウ（伊藤鶴吉）の姿を明らかにした。高梨健吉氏の訳による『日本奥地紀行』は多くの人に読まれてきたが、その一方、これが2巻本の初版によるものではなく大幅に削除された1巻本のTuttle版によるものであった。このことに対しては、高梨氏をはじめ、武藤信義<sup>11</sup>、長谷川誠一<sup>12</sup>、楠家重敏<sup>13</sup>等の諸氏が彼女の日本における活動の全容を知るには不十分であるとしている。武藤氏は栃木-新潟までの削除部分を翻訳して紹介した。さらに、楠家氏の『バード 日本紀行』の出版により、1巻本で削除された「伊勢神宮訪問」<sup>14</sup>の章、序章、終章が邦訳で紹介された。両氏により、初版本（2巻本）の*Unbeaten Tracks in Japan*の全容が示された。しかし各章内には、部分的に削除された箇所が残っておりまだ完全とはいえない。本稿ではその一部を取り上げる。

また1巻本の削除部分はブラキストンの批判への対応でもあったことが長谷川、武藤、金坂、楠家氏等により論じられてきた。また、楠家氏はケプロン<sup>15</sup>も北海道部分への異議を唱えたことを示すと同時に初版刊行直前にもバードが普及版の出版を考えていたことを示した<sup>16</sup>。さらに、ブラキストン<sup>17</sup>の指摘した「グリフィス<sup>18</sup>等からの盗品」というバードへの厳しい批判は本稿の主眼である碓ヶ関の子どもたちの遊びの部分にも関係してくる。

一方、彼女の活動はレディ・トラベラー<sup>19</sup>、フェミニスト、宗教活動<sup>20</sup>などの視点から考えてみる必要があるとされている。O・チェックランドはバードが王立地理学協会、王立スコットランド地理学協会の特別会員に選ばれた最初の女性のひとりであった<sup>21</sup>ことを踏まえて、19世紀に社会進出を果たしたフェミニスト<sup>22</sup>としての一面をその伝記中で取り上げた。他に加納孝代<sup>23</sup>、楠家両氏もこの面に言及している。しかしパット・バーは「(バードは) この問題(女性の権利)を真剣に考えていなかった」<sup>24</sup>と書いている。彼女のフェミニストとしての一面が顕著に現れているのは『朝鮮紀行』<sup>25</sup>であろう。バードは「女」や「子ども」に目を向けたといわれているが<sup>26</sup>、実は彼女が子どもたちの遊びや生活を生き生きと描写しているのが*Unbeaten Tracks in Japan*の特徴の一つなのである。ロッキー山脈や朝鮮紀行にも、確かに子どもという単語は多く見られる。しかし子どもの服装・頭髪といった外面的記述がほとんどでその生活や遊びの内部まで踏み込んだ描写は見られない<sup>27</sup>。それに引き換えバードは日本の子どもに深い関心を示している。

## Ⅲ. 描かれた碓ヶ関の子どもたち — 明治11年の碓ヶ関

### 1) 碓ヶ関

#### (1) 幾つもの偶然による碓ヶ関を通る旅と逗留

1877年、医者薦めで旅に出ることを考え始めたバードは最初アンデスへの旅を思い立った。し

かしチャールズ・ダーウィン<sup>28</sup>は、英国人がまだ旅をしたことのない日本の奥地への旅を薦めた<sup>29</sup>。彼女は40通もの有力な紹介状を手にもって日本にやって来た。東京では、ハリー・パークス英国公使が事実上は無制限とも言うべき旅券を手に入れてくれた。これによりバードの羽州街道を北へ向かう旅は可能になった。日光から新潟を経て、そこから汽船で彼女の旅の目的地でもある蝦夷へ向かうつもりであったが、蝦夷行きの蒸気船が一ヶ月近くも出ないことが判明し、旅程を変更した。彼女は旅の従者としても通訳としてもかけがえのない存在となった伊藤<sup>30</sup>を連れ、65ポンド（約30kg）に減らした荷物と、完璧に蚊から守ってくれる蚊帳を持って未踏の地へと出発した<sup>31</sup>。この偶然から発した青森へ向かう旅は、事実上外国人の目から見たこの時代のまたとない紀行となったのである。そのとき彼女の荷物に入っていたアジア協会誌にはJ. H. Gubbinsが“Notes of journey from Awomori to Nigata, and a of<sup>32</sup> visit to the mines of Sado”を載せている<sup>33</sup>。しかし明治初期の東北の人々の生活を生き生きと記述したのは彼女を除いてはいない。

すでに天気の良いなかった新潟を出て以来、たびたび大雨が彼女を襲う。碓ヶ関で4日間を過ごすことになったのも洪水により道を阻まれたからである。久保田（秋田）でも同様に先へ進みたい彼女の気持ちと裏腹に雨が彼女を押しとどめた。はからずも時間のある滞在になったことがこの紀行を興味深いものにしたとは言えないだろうか。

## (2) 大雨の矢立峠を越えて

1878年7月30日の津軽地方は大雨で、その記録が公文録<sup>34</sup>にも残るほどの水害があった。その大雨の中をイザベラ・バードは出来たばかりの新道を通り、矢立峠を越えていた。そこを「船のマストのように真っ直ぐに立つ巨大な杉に覆われ、うす暗く厳かである」と彼女は表現した。雨脚が強くなり、最後の川を渡るために彼女は馬に結びつけられた。この日の水害は公文録に「畝満面滄湖ノ如ク漲流人家ヲ侵シ困難之状態」（洪水の詳細は齋藤・高畑（2005），pp.45-46）と記されている。田畑を湖のように満たす洪水がこの地方を襲っていた。「日本で水の恐ろしさを少なからず知ることになった」と彼女はいう。山崩れが起き、立ち木を流し、峠で切り出された材木が平川を流れて橋を壊し、村は孤立した。この災害に気をとられた大群集は、今渡って来た橋が崩壊するのを見物している彼女の存在に気づかなかったとも書かれている。いつも物見高い大勢の人々の視線に曝されていた彼女には特筆すべきことだったろう。結局、水が引き歩いて渡れるようになるまで碓ヶ関に滞在することになる。

### (1) 宿屋と亭主・戸長について

びしょ濡れになって、彼女は宿屋に辿り着き、梯子で上っていく屋根裏のあわれな部屋に入る。このような部屋は、当地では馬小屋の上であり、梯子で上る「仮子」<sup>35</sup>の部屋であった。この日、雨で足止めされた客が多く、また浸水していたことからこのような部屋に泊まることになったのではと考えられる。現地調査で、彼女の宿泊先を探してみた。その宿屋は葛原旅館（現在は一般住宅になっている）といい、平川に沿った羽州街道に面した碓ヶ関の中心部にあった。名主や戸長を勤めた葛原家から分家した葛原大助とその妻志美（スミ）が旅籠を営んでいた。子どもは二人いて、その時、12歳だった長女きん<sup>36</sup>はバードからクリスチャンのカードを貰ったことや、よく部屋に行き、食事も運んだことを孫娘の麗子<sup>37</sup>に伝えている。そのカードはなくなりましたが、そのとき「これは、後の世のためになりますよ」といってバードから渡されたことをきんは、孫達に話したという。バードが毎日話をしたと書いているもう一人は戸長の葛原伊惣助<sup>38</sup>で、大助（宿屋の亭主）の兄である。街路を挟んでほんの数分の距離に伊惣助は屋敷を構えていた。戸長、郵便局長を勤め特に明治11年には学校係や学田係を任されており学事には関心が深かった<sup>39</sup>。バードの話相手となった伊惣助と大助が当時の教育や子どもについて話したとしたら、碓ヶ関からの手紙に子どもや学校についての記述が多いことも不思議ではない。伊惣助は文政7年（1824）の生まれであるから明治

11年には54歳、47歳のバードと年も近かった。大助の娘さんは慶応2年（1866）生まれである。バードの言う「この宿屋には12人の子どもがいて」という子どもの数は、亭主の子どもという意味ではなく、12人の中には外国人珍しさに来た親類や近所の子どもが入っているのだろう。

注：邦訳では村長にコチョウとカナが振ってあるが、実際に戸長（副戸長）であったので以下は戸長とする。

#### (4) 林業の村

彼女は「子どもたちが遊ぶのや屋根板を作るのを見る。おもちゃやお菓子を買って、それをくれてやる。」と述べている。子どもの遊びに関しては次章に譲るとして、屋根板を作っているとはどういうことなのであろうか。碇ヶ関は山林面積が村の9割を占め田畑の少ない林業の村である。江戸時代から矢立峠周辺から切り出された杉は材木や屋根板（桎）に製材されていた。先の葛原旅館の明治末から大正にかけての写真が残っていて、森林軌道が敷かれ、前には材木が積んであるのを見ることが出来る。彼女が「あらゆる形をした材木 — 丸太、厚板、薪束、屋根板など — が山のように積み重ねてあった。ここは永住の村というよりは材木切り出しの野営地のように見えた。」と述べているように、古くから山林に依存する村であった<sup>40</sup>。

#### (5) 碇ヶ関の店 — 玩具やお菓子と遊び

次におもちゃやお菓子を買った店とはどこにあった店なのであろうか。『新選陸奥国誌』<sup>41</sup>には「山中の鄙邑なれとも旅舎の結構稍清飾し酒菓雜貨皆備りたれば長峰古県辺の村々よりも此の邑に入て用を便し」と書かれている。酒、菓子、雑貨などを商う店があり、近隣の村々から買い出しに来ていた。彼女の宿泊していた葛原旅館の真向かいには、雑貨を商う北平商店<sup>42</sup>と細長い街路を挟んだ弘前よりに工藤商店<sup>43</sup>が営業していた。「ケンコウさま」と今でも呼ばれる店は明治の初期からあり、工藤四郎兵衛の家から独立した工藤兼弘が始めた。彼は羽織袴で戸長役場に通り、店は彼の家族（妻）が営み、量り売りの醤油・味噌、油や雑貨をはじめ、子どもの玩具、お菓子を扱っていたという<sup>44</sup>。これらの店でバードはどんなものを買って子どもたちに与えたのだろう。

碇ヶ関での調査では、明治末生まれの人たちは、「ビタ（メンコ）」や「アンコ（おはじき）」を店で買ったということである。この頃（大正時代）になると「ガラスアンコ」と言う言葉が使われていた。まだガラスのおはじきは珍しく昔からの泥アンコとは区別されていた。バードが来た明治11年には、「壁アンコ」と呼ばれる土製のおはじきである。表面に「いろはに…」、「巴」の文字や「大黒」、「えびす」などの面がついていた。メンコも紙製ではなく、土製のメンコで、江戸時代から泥製の面形のもを上から落とす（面打ち）という遊びがあった。これらの玩具は弘前市<sup>しもかわら</sup>下川原焼き<sup>45</sup>の高谷家で作られていた。下川原焼き6代目高谷信夫氏の話によると、明治の末期まで秋田の能代、大館等に相当取引があり、玩具は背負子<sup>しよいこ</sup>が冬は津軽地方内を、春は秋田方面へと売り歩いていた。また「ずぐり」と呼ばれる「こま」も売られていた。明治の頃には、弘前から秋田までの道筋の村々ではこのような玩具が商われていた。これらから、売られていたおもちゃはこま、土製のおはじき、土製のメンコ、張子の面、首人形、凧、花火等ではないかと推察される。

このほかに子どもたちはどんな遊びをしていたのだろう。この村の明治生まれの木村さんや山田さんの話では、彼らが遊んだ時代（大正初期）にはこの地方で「ビタ」と呼ばれるメンコ、「こうがいさし（コゲ打ち、クギおい、クギ刺し）」<sup>46</sup>など勝負を競うゲームがあったようである。「こうがいさし」とは木を削り先を鋭く尖らせた細い木を地面に投げつけ他を倒して競う遊びである。この名称は女性の髪を飾る「こうがい（笄）」に由来している。明治初期にはこの遊びは明治の文明開化に反するものとして、布令により禁止されていた。明治8年11月10日に「釘逐笄撃ノ遊戯ヲ申禁ス」<sup>47</sup>という布令がでた。これは前年の禁止令にもかかわらず、今もって子どもたちは「こうがいさし」を止めないので父兄は一層の注意をするようにとの内容のものである。実はこの遊びは江戸時代からあり、長さ8寸ほどの鉄の釘が使われていたが、天保の末にこれが、往来を歩いていた子ど

もの片目にあたり失明した、それにより鉄製のものは廃れ、木製品が売られるようになり、引き続いて遊ばれていたと『弘藩明治一統誌』<sup>48</sup>にある。女性の白戸<sup>49</sup>さんは「アヤコ（お手玉）」、「したご（紙風船）」<sup>50</sup>を覚えていた。津軽では、お手玉を「あやこ」という。これもよく子どもたちに遊ばれたものである。『嬉遊笑覧』には、「あやをつく」という遊びが紹介されている。「…輕輕にてハさまざまみごとなる絹にて丸く袋に縫その内に鈴と赤小豆又ハ錢などを入れて是を手玉としその數三ツばかりハ片手にてつき五ツよりも以上ハ兩手にてつく是をあやをつくといへりその突やう兩人にて一人づゝ是をつく一二と數へて落る迄ハつくなり數多きを勝ちとす」とある。白戸さんは自分でアヤコを縫って、裁縫を覚えたという。また、紙風船は富山の薬売りのおまけであった。その販売網は全国にまたがり、江戸時代から明治の初期までは当時の最新の出来事を版画にしたものをおまけとしていたが、明治の初期から徐々に紙風船に替えていった（富山売薬資料館）。

Sweetmeatsと表現されている菓子は、飴類や餅・煎餅類と考えられる。青森県史にも弘前藩時代の記述として飴、おこし、あられ、竹流し<sup>51</sup>、饅頭や餅類が店で売られていたことが記載されている。今年創業150年を向かえる嘉永7年創業の弘前市亀甲町の石崎弥生堂でも、飴やおこしを製造していたという。『弘藩明治一統誌』に、蒸菓子、干菓子、雑菓子、餡製の羊羹が記されている。『青森縣治一覽表』<sup>52</sup>をみると明治11年の菓子卸売の項目には県下で営業人員204人、収入高357円が把握されている。またバードは青森の特産として「大豆と砂糖で作られる菓子」<sup>53</sup>をあげている。彼女の他地域での、菓子の表現をみると黒豆と砂糖で作った菓子（今市）、豆と砂糖の菓子、米麦と砂糖で作られたお菓子や餅（日光）、砂糖と麦粉で作ったお菓子、砂糖でくるんだ豆や卵の自身と砂糖で作った薄い軽い焼き菓子（津川）、白くて泡のようなお菓子（上ノ山）とかなり具体的表現をしているが、碓ヶ関での記述では単にsweetmeatsとなっているので、あめ玉を買い与えたというくらいの意味であろうか。

## 2) 碓ヶ関の子ども

### (1) 明治11年の学校事情

村内には明治7年に発足した碓ヶ関小学校があった。バードの来た明治11年には旧番所跡に新校舎が完成したばかりであった<sup>54</sup>。『縣治一覽表』には教員男子2名、生徒男子67名が記されている<sup>55</sup>。同表の学事統計によれば、県内に小学校は138校（うち南津軽郡<sup>56</sup>49校）あった。就学状況は表1に示した。また授業料は明治10年2月の小学校則改正では、碓ヶ関は1ヶ月10銭と定められていたがこの金額は実際に徴収された金額ではなかった。前野喜代治<sup>57</sup>は明治7年から11年にかけての授業料を5銭から7銭と算出している。また牧野吉三郎<sup>58</sup>は徴収授業料を生徒数で除する方法で青森県の公立小学校平均授業料を算出し、11年度には平均21.27銭とかなり高い額になっていたのではないかとみている。

表1. 學事統計第一四番中學區（碓ヶ関を含む学区）（単位人）

項目	学 齡 人 口	学 齡 就 学	学 齡 不 就 学	満 6 歳 以 下 就 学	満 14 歳 以 上 就 学	就 学 率 (%)
男	16,842	7,005	9,837	96	370	44.35
女	15,717	672	15,045	21	6	4.45
合計	32,559	7,677	24,882	117	376	24.35

『青森縣治一覽表 明治11年』により作製

注：学齡人口中の就学率は男子 41.59%、女子 4.3%（学齡外就学を除いて計算した場合の就学率）

当時碓ヶ関では、就学年齢の男子の半数以上は学校に行っておらず、ほとんどの女子は就学していなかった。私たちの聞き取り調査でも、現在92歳の女性は就学せず、12歳で仮子（借子）として親戚の家に「アダコ（子守）」に出され、一日中赤ん坊を背に、水汲みなどを手伝い、夜は藁打ちを

したという。そのあたりの事情は青森県の明治九年学事年報にも「年齢一二三才ニ至レハ市町ハ手代丁稚等ニ遣ハシ村落ハ家業（田野又ハ漁獵）ニ従事シ下等学科半途ニシテ退学スルヲ以テ卒業スル者少ナシ」と記されている。12、3歳の子どもたちは、男児の場合、都市では丁稚として農漁村では家業に従事する労働力であった。女子の場合も同様に「アダコ（子守）」として雇われ、家事・軽作業に従事していた。

## (2) 学校に関する記述

明治初期の学校制度に立ち戻ってみると、明治5年（1872）に学制が頒布され、青森県には翌年24の小学校が開学した。その年7月「小学校則」<sup>59</sup>が制定され学校運営はこれに基づき行われていた。しかしこの規則は児童を労働力として必要としていた農村部の実情に合わず、明治10年2月（1877）に「村落小学校教則」<sup>60</sup>が出されることとなった。これにより従前の教則と併用して地域の実情にあった学習内容及び時間等の配分が可能になり、まさに多様な教育が行われることになった。さらに学制から数年を経て現実と乖離した制度は行き詰まり、明治11年5月14日に文部省から学制改革案としての「日本教育令」<sup>61</sup>が太政官へ稟議されると、同年5月23日には学制に規定された小学教則・小学教則概表が廃止された<sup>62</sup>。ついで明治12年9月29日には当初の学制が廃止され、代わってそれまでよりゆるい教育令が公布された<sup>63</sup>。つまりバードが碇ヶ関を訪れた11年8月は新旧の学校制度の狭間であり、国策としての文教政策の基本が示されず、従前の2つの教則がゆるい形で施行されていた時期である。

### ①宿題と「おさらい」の声

読本の声を耳にしたバードは次のように書いている。

「休暇になっているが、「休暇の宿題」が与えられている。晩になると、学科のおさらいをする声が、一時間も町中に聞こえてくる。」（バード pp.313-314）「子どもたちが学課のおさらいをする声を聞くのもこれが最後である。」（バード p.316）この原文は、I hear the hum of the children at their lessons for the last time, …（Bird p.369）である。

また彼女は碇ヶ関だけではなく、日光でも「学課のおさらいをする声」を聞いたと書いている。これらの文からは休暇中も読本する勉学に熱心な日本の子どもたちの姿が浮かび上がってくる。

明治10年（1877）の「村落小学校教則」には「童子ノ時ハ文字ヲ読テ得ル所ヨリ耳ニ聞テ得ル所ノ多キニ若カズ…」とあり音読による学習が奨励されていた。これに先立つ明治6年（1873）の「小学校則」の日課表では毎日「八時ヨリ九時、九時ヨリ十時」が読み方にあてられていた。また規則にはないが「朝読」と称して生徒は夏期には日の出前に出校して大声を上げて読書し、朝食に帰宅し、朝食後改めて定刻（午前八時）までに登校する習慣が寺子屋時代からの弘前地方の伝統としてあった<sup>64</sup>。この素読の音を高い朗読音、あるいはhum（ブンブン言うような音）とバードは表現している。日本語を理解しないバードが虫の声（hum of insect<sup>65</sup>）も素読も同様の音で表現しているのは面白い。時は移るが明治35年に正岡子規もその死の4日前に「朝の声も聞こえてくる。南向この家では尋常小学校二年くらいな声で、教科書のおさらいを始めたようである」<sup>66</sup>と口述しており、町中を流れる子どもの読本の響きは明治の日本の風物詩だった。

当紀行文に子どもたちの「おさらい」が最初に出てくるのは、バードがこの旅を始めて<sup>67</sup>まもなく日光の部分である<sup>68</sup>。「高い単調な鼻声で明日の学校の予習をしている。by reciting them in a high, monotonous twang」「夕方になると、ほとんどの家からも、予習して本を読んでいる単調な声が聞こえてくる。in the evening, in nearly every house, you hear the monotonous hum of the preparation of lessons.」、このようにmonotonousという形容詞が付いているが碇ヶ関ではこの「単調な」が抜け「おさらいの声を聞くのも今日が最後である」と名残り惜しそうである。

しかし一方で、このおさらいの声は日本文化の伝統によるものというより、明治政府のとった政

策によるものであったのだ。文部省は学制期の小学校教授法政策として米国型<sup>69</sup>を取り入れた。その根幹には、あらゆる認識の基本は数と形と音（ことば）にあり、教科に入る前にこれらの基本を感覚的に育てる必要があると強調したペスタロッチ<sup>70</sup>の直観教授思想があった。つまりペスタロッチが音から文字へ、語へ、そして文章へと順序づけた考え方を取り入れた結果であった<sup>71</sup>。

②試験について

ところで、バードは試験時期について、「休暇が終わって学校がまた始まると試験がある。学期の終わりに試験があるのではない。これは学生たちに休むことなく知識を増進させたいというまじめな願望を示す取り計らいである。」（バード p.314）と述べている。

学制に基づき、明治6年に青森県に小学校が開校すると同時に「小学校則」<sup>72</sup>が定められた。その第十二則「小学生徒心得」の第十四条には、「毎六ヶ月の試業を大試とし生徒の階級を進退し毎月末の試験を小試と名付け級中の順序を進退し以て生徒を競はしむるの一法とす」とあり、進級試験となる大試験と、級中で競わせる小試験が明記されている。明治9年7月には、「小学試験規則」の県布達が出され、試業規則、定期試業方法、点検法、各級毎の試験法、大試業など細部に渡る規則<sup>73</sup>が定められた。

これには、毎月末に行う小試験（教師が行う）、5月、11月の2回、または6月、12月の2回のどちらかに行われることになっている定期試験（学区取締は勿論戸長が臨席する）、下等・上等小学校の卒業試験となる大試験（学区取締、第五課官員、師範学校校長或は訓導が臨席する）の三種類の試験が記され、日程が明記されている。「小学試験規則」の第6条は12月に布達があり、「第五課及師範学校ヨリ臨席点検スベシ」<sup>74</sup>と改定された。明治10年1月には「村落小学校則」が定まり、教育内容も村落の実情に合わせてゆるやかになった。ここまでの小学試業規則では、学期末に進級試験を行うので、バードの記述とは合わない。

明治11年1月23日に小学校定期試験期日通達があり、各区毎に試験の月が定められた。それによると定期試験は各校で年に2回ずつあり、県下では6月、12月を除く全ての月に渡り、試験をしていた。日程は次のようである。

表2. 明治11年試験日程

出典：『青森県歴史』第五巻 青森県文化財保護委員会 1969 pp.324-325

○一月廿三日（明治11年管内布達留）					
小学校定期試験期節の儀当分左の通相定候条此旨相達候事					
一月	七月	三大区市街	二大区全	当分浪岡藤崎を除く	
二月	八月	一大区市街	五大区全	四大区全	当分十三深浦を除く 七大区全
			八大区全	九大区全	
三月	九月	三大区村落	二大区全	九大区同	八大区全
四月	十月	五大区村落	四大区同	七大区全	六大区 市街村落
五月	十一月	一大区村落			

碓ヶ関は二大区村落に属するので、3月と9月に試験が行われたことになる。つまりバードが述べているように、休暇の後に試験があったことになる。

当時、小学校の試験はニュース性があり、発刊間もない北斗新聞<sup>75</sup>にも記事になっている。幾つか例を挙げてみると、第六区一小区の城ヶ沢村では4月に全校生徒の定期試験があり、下等八級の試験に22名が合格、2名の落第があったことが報じられている（11・5・17、北斗）。大五大区三小区では鶴田・金木で臨時試験があったことが報じられている<sup>76</sup>（11・7・17、北斗）。新聞にも掲載され

ほどの関心事であった学校や試験についてバードが学校掛、学田掛<sup>77</sup>を申し付けられていた葛原伊惣助と話し合ったことは想像に難くない<sup>78</sup>。

### ③夏季休暇について

彼女の逗留中は休暇（the holidays）であったと書いている。当時の青森県の小学校には現在のよ  
うな夏季休暇があったのだろうか。『三戸小学校沿革誌』<sup>79</sup>に明治7年7月22日の記録として夏季休  
業について以下のような記録が残されている。「7月二十二日 来ル二十五日ヨリ八月三十一日マ  
テノ間日数十五日間適宜ヲ以テ休業セシムベキ旨達セラル因テ七月二十八日ヨリ八月六日マテ十日  
間八月二六日ヨリ三十日マテ五日間休業ス」。これによると布達により休暇が設けられたことになり、  
実際に7月28日～8月6日、8月26日～30日の2回に分けて計15日間の休暇があったことになる。  
青森県史資料の明治9年の欄には次のような布達が記されている。

七月二十二日（明治9年管内達留抜粹）<sup>80</sup>「自今毎年七月廿五日より八月三十一日迄の内日数十五日  
間各小学暑中休暇の儀適宜可取計此旨相違候事」。これは明治9年の布達であるが、三戸小学校の  
記録から同様の布達が明治7年にもあったと考えるべきだろう。ここでは、暑中休暇という言葉が  
使われている。「夏休」という言葉が使われるのは、明治10年2月28日に、布達第九十一号、「小学  
校則別冊之通相定候条此段相違候事」が出され、そのなかで、「開校閉校及夏休日」<sup>81</sup>が定められた  
ことによる。「一 夏休八月一五日ヨリ同月三十一日迄」とあり、ここではじめて「夏休」という言  
葉が使われた。先の布達（明治9年）の日程はバードのいう休暇と合っているが、この規則では、  
日があわない。しかし、明治11年に青森県は「小学規則」についての上申書を出しているが、その  
中に「夏中就学ヲ休ムノ風ハ漸次相改サセ追々就学督促…」（文部省日誌明治11年第I号）<sup>82</sup>とある。  
この文章からは、夏休みはなく、児童は夏中勝手に休んでいたように読み取れる。同上申書には、  
「初夏挿苗ノ頃ヨリ幼稚の者タリトモ悉皆農事ニ就キ登校ノ日僅少ニ付…」とあり、子どもたちは  
勉学より労働力としての役割を担わされていたことが分かる。こんな状態で、近隣の村の名前も読  
めないようでは不都合だから、新たに教則を設け適切な教授を施したい、というようなことが書か  
れているので、この頃は夏の間も勉学を続けさせようとの意図があったようである。先の布達の日  
程によるものか或は、上申書にあるように、休暇とは関わりなく休んでいるのかは判断が難しいが、  
少なくとも当時「夏休」はあり、またそうでなくても子どもたちにとって「休み（学校へ行かない）」  
であったことにはかわりがない。学校制度の始まりと時を經ずして、「夏休み」がもうけられ  
ていたのである。

### (3) 衛生状態について

子どもの衛生状態についてバードは「石鹸がないこと、着物をあまり洗濯しないこと、肌着のリ  
ンネルがないことが、いろいろな皮膚病の原因となる。虫に咬まれたり刺されたりして、それがま  
すますひどくなる。この土地の子どもは、半数近くが、しらくも頭になっている。」（バード pp.311-  
312）と書いている。彼女が来た7月末から8月にかけてはまさに蚊の大群に襲われるような季節で  
ある。その辺をほぼ裸で走り回る子どもたちは虫刺されでひどかったに違いない。皮膚病に加えて  
天然痘の痕もひどかった。明治12年の青森新聞<sup>83</sup>には、「新鮮な痘苗が入る（県立青森病院の広告）  
（12・4・18）」「早く種痘をしなさい（12・4・24）」などの記事が見られ天然痘の流行があったことが  
察せられる。

また明治6年の小学生徒心得をみると、第1条に「毎朝、顔と手を洗い、口を漱ぎ、髪を梳かし…」、  
同第9条に再び「毎日よく顔手衣服等を清潔して登校すること」などと書かれていて、衛生教育も  
始まりつつあったことが分かる。

一般家庭は富山の薬売りが持ってくる売薬や民間薬に頼っていた。彼らがおまけとしてくれる紙  
風船の遊び歌はこのあたりでは「したご（紙風船）にふきでもの出たど、痛いともいわずにただ泣

くばかり」と歌ったという。ポンポンとほおり上げられる紙風船の腹に吹き出物がでても痛いといえないでキュッ、キュッと泣くだけだという意味で、ここに当時の子どもたちが吹き出物に悩まされ、またこの風船を手のひらで弾ませると音がして面白かったことが分かり、興味深い謡である。また石鹸がないと書かれているが、『縣治一覽表』の明治11年には、中津軽郡に石鹸製造所が一箇所あったことが記載されている。

〈紙風船遊びの歌〉

碓ヶ関「シタゴノハラサ デギモノ デギダッキャ イデドモイワズ タダナクバカリ」

(碓ヶ関村聞き取り調査)

青森市「フタゴヤ、フタゴ、ミワダスヨネゴ、イツイッムサシ、ココノイノイッチョウ」<sup>84</sup>

(4) 子どもの服装について

「子どもには特別の服装はない。これは奇妙な習慣であって、私は何度でも繰り返して述べたい。子どもは三歳になると着物と帯をつける。これは親たちも同じだが、不自由な服装である。この服装で子どもらしい遊びをしている姿は奇怪なものである。しかし私は、私たちが子どもの遊びと<sup>グロテスク</sup>いっているものを見たことがない — いろんな衝動にかられてめちゃくちゃに暴れまわり、取っ組みあったり、殴りあったり、転げまわったり、跳びまわったり、蹴ったり、叫んだり、笑ったり、喧嘩をしたりするなど！」<sup>85</sup>と彼女は述べている。

当時は、まだ大人も子どもたちも和服を着ており、特に子どもの姿は、彼女の目には奇異に映った。キモノを着た子どもたちが元気に遊び回る姿が見られたのだろう。しかし、その中でバードは子どもたちが転げ周り、取っ組みあったりする姿を目にしていなかった。子どもたちはいつでも大人の居るところでは、そのようなことはほとんどしなかったのだろう。子どもたちがおとなしかったというよりは、外国人の前で緊張している子どもたちの姿があったのではないだろうか。この村での私たちの調査では、皆元気を取っ組み合っていたと話してくれた。その頃の子どものキモノといえは丈の短い色調の暗いものか緋である。しかも彼女が来た8月の初めは最も気温が高く蒸し暑い時期であり、ほとんど裸の格好でいただろう。

また異なった見方もあるので紹介しよう。楠家重敏によるとグリフィスの「日本の子供の遊び」に関する論文が読み上げられた1875年3月18日のアジア協会では、子どもの文化について討論されたという<sup>86</sup>。そこでエアトン夫人<sup>87</sup>は「(日本の) 子供の着物はゆるやかで、しかも温かい。外国の子供の服装よりも快適である。」と言い、日本の子どもが他の国々より幸福な理由のひとつに和服を挙げている<sup>88</sup>。バードとは全く反対の感想を持っているのは面白い。ただし、バードは、奇妙だといっているが快適さを問題にしているのではない。彼女もまた、荷駄を引く3人の少女の姿には、見苦しいが「きついスカートとハイヒールのために、文明社会の婦人たちが痛そうに足を引きずって歩くよりも、私は好きである。」<sup>89</sup>と述べている。彼女が繰り返し述べているのは、大人と子どもの服の区別がないことである。当時の英国では両者の間に明確な違いがあったということであろう。我が国においても年齢や属性により、服装は江戸時代から厳しく定められており、髪型、着衣による違いはあったのだが、和服としては同じように見え識別できずに目に焼き付いたものと思われる。

#### IV. 子どもの遊びについてのバードの記述

碓ヶ関部分で子どもの遊びは具体的に4つ挙げられている<sup>90</sup>。第一は甲虫とキリギリス、第二におもちゃの水車、第三に凧と竹馬<sup>91</sup>、最後にいろはがるた<sup>92</sup>が出てくる。しかし当時の子どもの遊びに関しては公文書や統計資料がほとんどない。そこで、かつての碓ヶ関・津軽の子どもの遊びが

どのようなものであったかを高齢者の話<sup>93</sup>や津軽の文献（大正、昭和初期を含む）に基づいて比較検討した<sup>94</sup>。また、禁止の布令、警察資料<sup>95</sup>、新聞記事と『弘藩明治一統誌』<sup>96</sup>を主な確認手段として使った。

さて彼女の描いた碇ヶ関の子どもたちを見ていこう。

#### (1) 甲虫とキリギリス

「頭のよい少年が二人いて、甲虫の背中に糸をつけて引き綱にし、紙の荷車をひっぱりさせていた。八匹の甲虫が斜面の上を米の荷を引きながら運んで行く。英国であったら、われがちに掴みあう子どもたちの間にあって、このような荷物を運んでいる虫の運命がどうなるか、あなたにはよくお分かりでしょう。日本では、たくさん子どもたちは、じつと動かず興味深げに虫の働きを見つめている。「触らないでくれ！」などと嘆願する必要もない。<sup>97</sup>」

この記述では、8匹のカブト虫に紙の箱を引かせているのだが、荷は米である。また8匹のカブト虫に車を引かせる情景は壮観であったろう。この地域の聞き取り調査では、カブト虫を捕った経験があり、よくケンカをさせたという。ツノとツノで戦わせるのである。また他の地域では、荷駄として、穀のついた豆を引かせる、マッチ箱に糸を付けて引かせるなどほとんど似た遊びが近年まで見られたという。青森県の遊びを集めた『オモチャッコ』<sup>98</sup>には、「カブト虫の角の部分に木綿糸をゆわえつけ、その糸になにか小さな物をしばって引かせて喜んだり糸を長めにして空中にぐるぐるまわすと、カブト虫は驚いてか薄茶色の羽をひろげて飛ぼうとする。これもおもしろかった。」とある。ところで余談ではあるが、カブト虫に荷を引かせる実験を試みたと、一匹でも十分に100gの米を積んだ荷を引けるほどの力があることが分かった。

次の「キリギリス」に関しては「たいていの家には竹籠があって、「鋭い音をたてるキリギリス」を飼っている。子どもたちは、この大声を立てるキリギリスに餅をやるのを楽しみにしている。」とバードは書いている。『津軽口碑集』<sup>99</sup>には、キリギリスに関し「ぎつ（キリギリス）は野に多し。…このぎつを捕らうるには、木片の先端に真綿を巻き、これよりすこし手もとちかくみそをぬりて、この棒を虫にちかずくれば、ぎつは躍り来り足に真綿がからまりて進退を失う」とある。子どもたちはキリギリスを捕って遊んでいたのである。またカマキリ、バッタ、セミ、カミキリムシ、ホタルなどの虫で子どもたちが遊んだことが『オモチャッコ』には記されている。碇ヶ関での聞き取りでは、あまりに沢山のキリギリス、コオロギやトンボがいて、飼うといよりは、ほどんどむしって遊ぶほどであったという。津軽地方にはこの地方独特の細い根曲竹を使った竹カゴがあり、虫カゴも根曲竹か藁で作ったものだった。根曲竹のカゴは現在も岩木山麓で作られている<sup>100</sup>。

ところで、バードがもっとも感心しているのは、8匹のカブト虫が車を引いていくことにではなく、それを取り巻く子どもたちの態度である。英国の子どもと比較して、行儀よく、じつと見ている姿に感嘆しているのである。同様の感嘆が後述の凧にも出てくる。

#### (2) おもちゃの水車と削除された部分（栃木県）の水車

「街路にあって速く流れる水路は、多くのおもちゃの水車を回している。これがうまくつくられた機械のおもちゃを動かす。その中で脱穀機の模型がもっともふつうに見られる。少年たちはこれらの模型を工夫したり、じつと見ながら、大部分の時間を過ごす。それは実に心をひきつけるものがある。」<sup>101</sup>と子どもたちの様子を書いている。同様の記述は日光（バードpp.118,121）にも見られる<sup>102</sup>。いずれの記述も水車を動力としたメカニカルな玩具であることと、少年達が考案したものであることに共通性がある。

話を碇ヶ関に戻そう。そこでは子どもたちにとって水車はどのようなものであったろう。明治生まれの高齢者の聞き取り調査では、彼らはおもちゃの水車で遊んだことはなかったという。全国の

水車が記されている『共武政表（明治11年）』の碓ヶ関の欄をみると空白である。林業を主としていたこの村は、青森県の穀倉地帯といわれる津軽にあって特に水田が少ない。また平川の上流にあり水利がよく、津軽の他町村で見られたような足踏み式の揚水水車もなかったということであった。

『永楽日記』<sup>103</sup>には「上方より水車一を下し是を手本二…」とあり、はじめて水車を製作し「足をふみ車と云」ったことが記されている。安政元年（1854）には岩木町に水車が作られた<sup>104</sup>。また黒石市には、明治12年5月付けの水車の利用料に関する約定書が残っている（黒石市史 通史編Ⅱ、1988）。碓ヶ関で最初に脱穀用の水車をはじめ現在も精米業を営む一戸家（現清一郎）は、当時から現在に至るまで水車（みずぐるま）という屋号で呼ばれているが、創業は明治の終り頃であり、バードが来た頃は、村に水車はなかったという。

子どもたちの遊びという点ではどうだろう。津軽の遊びを集めた北彰介によると柁（屋根板）を利用した水車で遊んだとある<sup>105</sup>。しかし、バードが書いているような工夫された水車の模型を子どもたちが作るということは碓ヶ関では見つからなかった。

では彼女はどこで水車を目にしたのだろうか。栃木県の省略部分にも水車の記載<sup>106</sup>があり、こちらは玩具ではなく実際に水田で使われている水車である。彼女が栃木県の水田地帯を通る時目にしたという揚水水車は、赤銅色の肌をした男達が下帯ひとつで動かす足踏み式の装置である。面白いのは、「真っ直ぐに立てた竹と横棒で上下段の水路が交わる場所に固定された踏輪がまるで囚われて、回転させられているようだ」とまるで水車が人であるかのように書いていることである。また鬼怒川沿いの藤原の道筋で、しばしば、自動精米機を目にしたと書いている。mysteriously fascinatingという表現でその魅力を書いているが、完全に閉めきられた小屋の中から、ドスン・ドスンという音だけが聞こえ姿の見えない不思議さを表している。「小川の水が丸太の先端のくぼみ、つまり角材に取り付けた杓子形の水受けの中に引き込まれていく様子にはだれでも引きつけられてしまうでしょう。」とその魅力を記しているが、その観察は「水でいっぱいになった杓子がゴトンと落ちて、もう一方の端の木槌が付いている梃子（横杵）が上がる。水の溜まった杓子は傾き、水が一気にこぼれ出す。そうすると木槌は米で満たされた臼の中に落ち、また杓子がいっぱいになると杵は持ち上げられと際限も無く繰り返します。ドスン・ドスンの間隔は水量次第というわけです。」<sup>107</sup>と実に細かい。これらは無人の小屋の中で水量任せにのんびりと穀類を搗く単純な構造のままに子どもの玩具のようなものであった。以上は彼女の記述に沿ったものであるが、当時の水車事情はどうであったのだろうか。

わが国では、明治維新後、新しい動力源として水車が急速に普及した<sup>108</sup>。農村型の水車とは異なる溪谷や川に並ぶ水車群が見られたのである。製材水車、線香水車（今市）、撚糸（長野県）や、製糸（栃木県、足利）、製麺と産業のあるところに唯一の動力として水車は発展していった。彼女が観察しているように、これらは上射式、下射式とそれぞれに稼動方法が異なっていた。彼女が羽州街道を歩いた明治11年は水車の普及期にあたる。そのような環境の中で子どもたちがおもちゃの水車を考案したとしても不思議ではないのだが、彼女の記述のような複雑な水車を子どもたちが作ったというよりは、むしろ小型の工業用水車や農業用水車を旅行の途上で、目にしたと考えるべきだろう。とすると当時、十代の少年たちは既に労働力の一部であった<sup>109</sup>ことから、また彼女が子どもの遊びと考えた姿は、少年達の労働の姿であったと考えられる。

彼女が水車に強い関心を示し、また詳細な説明をつけたことには、宣教師であった父が彼女の関心を広く引き出すように教育したと関係があるだろう。いっしょに馬に乗りながら彼は「あの水車は上射式か下射式か」と質問したことが伝記<sup>110</sup>には書かれている。水車はバード自身のメカニカルなものへの興味と父への想いとが交差するもののひとつであった。そしてちょうど水車の全盛期を迎えようとしている日本の農村を旅し、水車を目にしたということでないだろうか。

## (3) 凧

バードは「今日の午後は晴れて風があった。」という書き出しで凧揚げを書いている。①巨大な英雄の似顔絵、②竹の杵、③鯨のヒゲの唸り、④ガラスを練りこんだ糸、⑤敗者の凧は勝者の所有に帰すといった特徴が書かれている。ところがこの特徴が問題なのである。津軽地方では、凧は津軽凧の名称で親しまれ、江戸時代から津軽藩が葛飾北斎に凧絵を注文したというほど盛んであった。子どもたちはマッコ（お年玉）を貰うと子ども向けの半紙ほどの大きさの凧を買って揚げた。しかし凧揚げの季節は真冬の正月ではなく早春の堅雪になった田んぼか雪が消えたばかりの田んぼ、または稲刈り後の田んぼで、晩秋から初冬の北風に乗せるといったことも行なわれていた<sup>111</sup>。『弘藩明治一統誌』には「紙鳶ハ冬十二月ヨリ三月ニ至リ男児或ハ中年輩モ玩弄セリ…中略…大ナル者ハ西ノ内十八枚西十二枚張りアリテ中年ノ壯士綱引ヲテ是ヲ戯二三ノ人…略」と書かれていて大凧を揚げた事が記されている。

ところで青森県（津軽地方）の凧には青森凧、弘前凧の2系列がある。碇ヶ関は弘前凧の地域に入るだろう。主として「対の絵」（人物-人物、人物-動物）が多く、骨は「木板張り」と呼ばれるヒノキの柁目板を使う。日本の凧のほとんどは竹を使っているが北緯40度より北では竹が育たないため弾力性に富むヒバ材を薄く削って骨として用いるようになった。唸りは和紙を細くしたものを用いた。小田桐凧を研究した斎藤正の『津軽の凧と凧絵師の系譜』<sup>112</sup>によると「ぶんぶ＝うなりのことである。一番上の「タメ」の糸につける。古い日本紙のホゴ紙でつくり、それにショウチュウをふりかけたり、それに漬けたりして作る。仙花紙でつくった「ぶんぶ」が一番うなりが強いとされている。」<sup>113</sup>と記述されている。またビードロ（砕いたガラスを糸に練り混む）は使わなかった<sup>114</sup>。上記のことから、凧揚げは津軽の子ども文化を代表するもののひとつであるが、津軽の凧揚げ風景ではないという結論に達した。

では彼女の記述に該当するものを探してみよう。ガラスを使用し切り合う凧は、長崎のハタ、江戸中期の終り頃に創作された静岡県の相良凧、初凧に起源を持ち江戸時代1700年代より盛んになったという愛知県の田原のけんか凧が知られている<sup>115</sup>。また「唸り」に鯨のヒゲを用いたのは江戸時代から捕鯨が禁止される近年までの東京、長崎などである。しかし、ビードロと鯨のヒゲの両者を満たすのは「長崎のハタ（凧）」である。このことからバードが碇ヶ関で眼にしたと描いた凧揚げの様子は実は長崎のものではないかと考えられる。

明治大正を通じての趣味人として知られる淡島寒月<sup>116</sup>は明治初期の変わり近く江戸の姿を書いている。「凧の話」<sup>117</sup>と題されたものの中にビードロと鯨のうなりが出ている。

「長崎では「ビードロコマ」と云って雁木の代りにビードロの粉を松やにで糸へつけて、それで相手の凧の糸を摺り切るのである。「うなり」は鯨を第一とし、次ぎは藤であるが、その音が流石に違うのである。又真鍮で造ったものもあったが、値も高いし、重くもあるので廃って了った<sup>118</sup>。」

同様の文は『嬉遊笑覧』にもみられる。

〔長崎歳時記〕二月條此月より四月八日まで市中にて凧を放ち樂む快晴の日ハ金比羅山などへ行厨を携へ行てこれを放つ風巾の製一ならずばらもん劔舞箏冑ばらもん人道はた奴はた百足ばた蝶ばた障子ばた日本ばたあこばたかはほりばたとんぼうばた桐に鳳皇海老尻天下太平天一天上大吉等の文字を作るもあり又つるはかしと云事あり硝子を細末にして糊に和し是を苧よまに引つけ日に乾し風巾にかけて放つ硝子よまと云ふ手元ハ常の苧よま也互にこれを以て町をへだて谷をさかひて相かくる術の工拙ありよまとよまとすれあひ遂にきれ行を負とす又十日金毘羅祭禮參詣群集す麓の廣野に毛せんをまきへんとう携へ大人小兒凧をかけて勝負を争う此日市中に假店をまつらひ硝子よまはたを商ふ人々これが為に數百錢を費すといへり…（下巻p.144）…中略

弓はうなりなりその弦竹また銅にて作れるハこゝにてまゝ、これを用ふれ共大たいハ鯨鰓を用ゆ昔のはいかがありけんおもふ（下巻p.145） 注：長崎では凧をはたという。

バードの凧の記述に関しては、グリフィスから借用したと考えられる<sup>119</sup>が、彼が長崎の硝子で切

り合う凧についての情報を東京で得たとしても不思議ではない<sup>120</sup>。これらの記述にあるように長崎の凧についての話は江戸・東京に伝わり、金毘羅神社の祭りと共に凧売りが仮店で数百銭も商うという話は江戸の噂に上っていた<sup>121</sup>。

在日した外国人で長崎の凧揚げの様子を記したのは、1860年にエルベ号で長崎に来たヴェルナー艦長<sup>122</sup>である。彼は「何百という競技者が、快楽と野心にあおられて顔を紅潮させ、目をぎらつかせ自分の凧と敵の凧を見つめつつ、細い糸を器用にさばき、自由自在に凧を動かしていた。」と長崎の金毘羅神社での熱気あふれる凧合戦の様子を描写した。また、「火打ち石の粉末が紙でつくった凧糸に塗りつけられていた」とも書かれている。火打ち石が後にビードロになったと思われる。この凧合戦の英雄には惜しみのない拍手喝采と歓声がおくられ、艦長もまた我を忘れていっしょに歓声をあげたことが記されている。一方バードは息を殺して凧揚げを見ている人々の姿に驚いている。勝者と敗者の礼儀正しい挨拶はあたかも儀式を執り行うような鄭重さであり、それを取り巻いている人々が沈黙のまま歓声もあげることもなく、ヴェルナー艦長の眼にした長崎の凧揚げと対照的である。

またブンブ（うなり）については、お雇外人の一人、E・W・クラーク<sup>123</sup>が明治4年から同8年までの『日本滞在記』<sup>124</sup>の中で「少年達は軽い竹のわくに丈夫な紙をはって、竜や武将のやお化けを描いたたこを持っている。そのたこのてっぺんには鯨のひげのリボンが張ってあって、それが風に振動して妙な音をたてる。わたしが初めて東京の町を歩いた時には空からきこえてくる不思議な音がなにか想像できなかった」と述べている。この音は東京の空の音であるから鯨のヒゲの「うなり」はこの時期東京にもあった。しかし明治10年には東京では凧揚げ、羽根つき、独楽回しなど、交通妨害の理由で路上遊びが禁止された。さらにクラークはガラスの破片を付けた凧揚げについてもグリフィスやバードと同様の記述を残している<sup>125</sup>。

斎藤良輔<sup>126</sup>によると日本から海外に向けて初めて玩具が輸出されたのは明治3年（1870）である。その第1号の輸出品目の中に紙凧も入っている。凧は当時の外国人の目に留まったもののひとつであった。

#### (4) カルタ

1巻本には無い部分であるが最初の2巻本の碇ヶ関の部分では、カルタとりの様子が書かれている<sup>127</sup>。しかし、碇ヶ関での聞き取り調査ではカルタを探すことが出来なかった<sup>128</sup>。カルタ取りの様子は生き生きと描かれ、彼女自身「すっかり気分がよくなって、その夕べをすっかり楽しみました。」とあるが、綿の採れない青森県で綿を梳いていることなど幾つかの問題がある。日の永い真夏の蒸し暑い夜にカルタをすとしたら、非常に遅い時間に蚊に喰われながらすることになるので現実的とは言いがたい。ここでもまた凧や甲虫と同様に、礼儀正しく見ている子どもや大人の姿がある。彼女が言いたかったのは、子どもを見守る大人の温かい目と家族が団欒する日本の風景ではないだろうか。

### V. 子どもの遊びに関するバードとグリフィスの比較

バードは、碇ヶ関での子どもの遊びを具体的に4つ挙げている。4つのうち水車を除く3つについてはグリフィスも書いている。グリフィスの『明治日本体験記』は、1876年に *The Mikado's Empire* という題でニューヨークの Haper & Brothers から出版された。子どもの遊びとスポーツと題された第十章は、1874年の『アジア協会紀要』に掲載されたものと同じである。1874年7月5日に第2回日本アジア協会年総会が開催され、同時に *The Asiatic Society of Japan* (『日本アジア協会紀要』)、From 22nd October 1873, To 15th July, 1874が発刊された。この号には、グリフィスの 'The Games and sports of Japanese Children' が掲載された。バードは日本の奥地の旅行に際し、『日本アジア協

会紀要』を数冊携行している。碇ヶ関で雨に降り込められた彼女は、『アジア協会誌（日本アジア協会紀要）』を読んだ<sup>129</sup>と書いている。またグリフィスとその著作“*Mikado's Empire*”については、彼女自身、“*Unbeaten Tracks in Japan*”のなかで述べている<sup>130</sup>。

バードの*Unbeaten Tracks in Japan*は初版本と同時期にニューヨークのPutnam's sonsからも出版されている。この版では他の版とは異なり、Letter I、IIの代わりに内容の一部が章題になっている。碇ヶ関にあたるLETTER XXXIIIの章題はChildren's Gameとなっておりここでバードが子どもに主題を求めたことが分かる。バードがグリフィスからどのような影響を受けたのか、それが碇ヶ関における子どもの記述とどう関わるのか検証してみる。

以下はバードとグリフィスの対照である。

初版	『日本奥地紀行』 “ <i>Unbeaten Tracks in Japan</i> ”, John Murray 1880 by Bird, Isabella Lucy	『明治日本体験記』 <sup>131</sup> “ <i>Mikado's Empire</i> ”, Haper & Brothers 1876 by Griffis, William Elliot
章題	Children's Game (碇ヶ関部分 Letter XXXIII) Putnam's sons 版 (1880) につけられた章題	The Games and Sports of Japanese Children (十章の章題)。十章は『日本アジア協会紀要』 (1874) に掲載した同題の論文を再録したもの。
甲虫	Two fine boys are very clever in harnessing paper carts to the backs of beetles with gummed traces, so that eight of them draw a load of rice up an inclined plane. (p.364)  頭のよい少年が二人いて、甲虫の背中に糸をつけて引き綱にし、紙の荷車をひっぱらせていた。八匹の甲虫が斜面の上を米の荷を引ながら運んでいく。(p.313)	The bug-man harnesses paper carts to the backs of beetles with wax, and a half dozen in this gear will drag a load of rice up an inclined plane. (p.155)  虫屋がかぶと虫の背中にろうで紙の大八車をつけて引かせる。この装置なら六匹の虫で傾斜した板の上を車に米を積んでのぼるだろう。(p.455)
凧	This afternoon has been fine and windy, and the boys have been flying kites, made of tough paper on a bamboo frame, an of a rectangular shape, some of them five feet square, and nearly-all decorated with huge faces of historical heroes. Some of them have a humming arrangement made of whalebone. There was a very interesting contest between two great kites, and it brought out the whole population. The string of each kite, for 30 feet or more below the frame, was covered with pounded glass, made to adhere very closely by means of tenacious glue, and for two hours the kite-fighters tried to get their kites into a proper position for sawing the adversary's string in two. At last one was successful, and the severed kite became his property, upon which victor and vanquished exchanged three low bows. Silently as the people watched and received the destruction of their bridge, so silently they watched this exciting contest. (p.364)	About the time of the old New-year's, when the winds of February and March are favorable to the sport, kite are flown; and there are few sports in which Japanese boys, from the infant on the back to the full-grown and the overgrown boy, tat more delight. I have never observed, however, as foreign books so often tell us, old men flying kites, and boys merely looking on The Japanese kites are made of tough paper pasted on a frame of bamboo sticks, and are usually of a rectangular shape. Some of them, however, are made to represent children or men, several kinds of birds and animals fans, etc. On the rectangular kites are pictures of ancient heroes or beautiful women, dragons, horses, monsters of various kinds, or huge Chinese characters. Among the faces most frequently seen on these kites are those of Yoshitsune, Kintaro, Yoritomo, Beke Daruma, Tomoye, and Hangaku. Some of the kites are six feet square. Many of them have a thin tense ribbon of whalebone at the top of the kite, which vibrates in the wind making a loud, humming noise. The boy frequently name their kites Genji or Heike and each contestant endeavors to destroy that of his rival. For this purpose, the string, for ten or twenty feet near the kite end, is first covered with glue, and then dipped into pounded glass, by which the string

	<p>凧は竹の枠に丈夫な紙を張ったもので、すべて四角である。五フィート平方もあるのがある。ほとんどすべてが、歴史上の英雄の巨大な似顔を描いている。鯨骨<sup>注1</sup>を使ってぶんぶん唸らせるものもある。二つの大きな凧の間に非常に面白い競争があった。それを見るために村中の人々が出てきた。どちらの凧の糸も、枠の下から30フィート以上も、砕いたガラスでおおわれ、これは粘り強い糊でぴったりと糸にくっついてた。二時間も凧あげ競技者たちは、相手の糸を真っ二つに切ろうと、うまい位置に凧を飛ばそうと努力していた。ついには一方がまくいて、糸を切られた凧を自分の勝利品とした。そして勝者と敗者は三度頭を深くさげて挨拶をかわした。人びとは橋が破壊されるときも黙って見つめていたが、このときも沈黙のまま、この手に汗をにぎる試合を見ていた。</p> <p>(p.314)</p> <p>*注1：原文ではwhaleboneで「鯨のヒゲ」である。</p>	<p>becomes covered with tiny blades, each able to cut quickly and deeply. By getting the kite in proper position, and suddenly sawing the string reclaimed by the victor. (pp.460-461)</p> <p>旧正月のころ、二、三月の風が好都合になると、凧が揚げられる。背中に背負われた幼児から少年や青年にいたるまで、これほど喜ばれる遊びはない。けれども外国の本によくあるような、大人が凧を揚げ、そばで子供が見ているといった風景には、お目にかかったことがない。日本の凧は竹の棒の枠に丈夫な紙を張って作るが、形はふつう三角形<sup>注2</sup>である。けれども凧のなかには子供や大人、数種類の鳥や動物、扇子の形をしたものもある。三角形の凧には昔の英雄、美女、竜、馬、いろいろな種類の怪物の絵や、大きな中国文字がついている。凧によく見る顔は義経、金太郎、頼朝、弁慶、達磨、巴（御前）板額の顔である。六フィート四方の凧もある。凧のてっぺんに鯨のひげの細くて強いひもがついていて、風にゆれるとぶんぶん大きな音を出す。子供は自分の凧を源氏とか平家とか呼んで両方に分かれて戦い、相手の凧をこわそうとする。この目的のため凧の端から十ないし二十フィートの糸にまず膠を塗り、砕いたガラスにつけると、糸には細かな刃がついて、早く深く相手の糸を切ることができる。凧を適当な高さにあげておいて、急に相手の糸を切ると、凧は糸を離れて落ち、勝った方がそれを再生利用する。(pp.158-159)</p> <p>*注2：原文ではrectangular shapeとなっており、訳文では三角形となっているが、四角（長方形）である。</p>
<p>カルタ</p>	<p>This game of I-ro-ha garuta, or Alphabet Cards, is played with small cards, each one containing a proverb. On another is a picture which illustrates it. Each proverb begins with a letter of the Japanese syllabary. The cards are shuffled and dealt, and the children appoint one of their number to be the reader. He reads a proverb on one of his cards, and the one who has the picture corresponding to the proverb read calls out. The one who first gets rid of his cards win the game, and the one who has the last card loses it. The game was played with great animation and rapidity, but with the host amusing courtesy. All the ugly, open-mouthed, kindly lookers-on were delighted. At the end the loser, who was a little girl, had a wisp of straw put into her hair; had it been a boy, he would have had certain prescribed ink marks made upon his face. (2vol. p366),</p> <p>注：abridged edition (2000) Letter XXVIII.</p> <p>(Continued) p.214の3行目につづく。 「いろはガルト」というのはわが国のアルファベットのカードにあたるものですが、一枚一枚</p>	<p>Iroha Garuta (Alphabet Cards), Hiyaku Nin Isshiu Garuta (One-Verse-of-One-Hundred-Poets Cards), Kokin Garuta, Genji, and Shi Garuta are played a great deal. The Iroha Garuta (Karuta is the Japanized form of the Dutch Karte, English card) are small cards, each containing a proverb. The proverb is printed on one card, and the picture illustrating it upon another. Each proverb begin with a certain one of the fifty Japanese letters, I, ro, ha, etc., and so on through the syllabary. The children range themselves in a circle, and the cards are shuffled and dealt. One is appointed to be reader. Looking at his cards, he reads the proverb. The player who has the picture corresponding to the proverb calls out, and the match is made. Those who are rid of their cards first win the game. The one holding the last card is the loser. If he be a boy, he has his face marked curiously with ink. If a girl, she has a paper or wisp of straw stuck in her hair. (pp.458 - 459)</p> <p>いろはがるた（日本語のかるたは、オランダ語のカルテ、英語のカードにあたる。）は小さな札で、その一枚一枚に諺が刷ってあり、もう一</p>

<p>に、ひとつのことわざが書かれた小さい札を使って遊びます。もう一組には、そのことわざの絵解きが描かれています。それぞれのことわざは、日本語の字音（いろは47文字）のどれか一文字から始まっています。札はてんをきられ、配られます。子どもたちは自分たちの中からその読み手を指名します。読み手は、手に持った読み札に書かれたことわざを読み上げます。取り手は読み上げられたことわざに一致する絵札を取ります。自分の持ち札が最初に無くなった者が勝ちです。最後の一枚を持っている者が負けということになります。</p> <p>中略</p> <p>おしまいに負けた子どもは、それは小さな女の子だったのですが、一握りの藁を髪に挿されました。もし男の子だったら、顔に墨で決まった印を付ける罰が与えられます。(p.315、4行目に続く部分)</p> <p>注：基礎資料として、本稿の「Ⅵ、省略部分の紹介」にカルタ部分の訳を掲げた。</p>	<p>枚にはその諺の挿絵が刷ってある。諺はどれも日本語のいろは五十文字の何か一つで始まり、それが五十音図全部にわたる。子供が輪になって並ぶと、札を切って分ける。一人が読み手に指名される。読み手は札を見ながら諺を読む。その諺に相当する絵をとった者はハイと呼ばわり、その勝負がきまる。自分の持ち札が最初になくなった者が勝つ。最後の札を持っていた者が負ける。もしそれが男の子なら顔に墨で妙なしをつけられ、女の子なら髪に紙が一握りの藁がさされる。(pp.156-157)</p>
---	---

注：Unbeaten Tracks in Japan は、2 巻本として1997年版 Collected Travel Writings of Isabella Bird:12 Volumes Volumes のVol.4、1 巻本はTraveler's Tales (San Francisco) の2000年版を使った。

グリフィスは THE MIKADO'S EMPIRE New York: Harper & Brothers を、邦訳は高梨(2000年)と山下(1984年)を使用。

上の対照表から、次のような共通性が浮かび上がってくる。

- ①・複数のカブトムシが米を積んだ荷車を引く
- ②・凧の材料→竹
  - ・うなり→鯨のヒゲ(訳文では、それぞれ、「鯨骨」、「鯨のひげ」と異なるが、原文では、共に whalebone)
  - ・タコ糸→ガラスの破片をつけて相手の糸を切る
  - ・戦利品→勝者が敗者の凧をもらう
- ③・ゲームのやり方
  - ・ゲームの敗者に対する罰 女の子→藁を髪に挿す、男の子→墨で顔に描く

われわれが彼女の見た碇ヶ関を復原するに際しての問題点となったのは、まさにこれらの共通点であった。殊に津軽凧はその歴史から文献や研究者が多く、弘前や五所川原の凧の会、さらには日本凧の会にも問い合わせたが、彼女がここで描いた凧は、青森県の凧ではない。また聞き取り調査などから当時遊び<sup>132</sup>に「米」を用いることは考えられないという結論に達した。しかし、一方で、大雨の記述、川、橋、家、人口、産業といった碇ヶ関村に関する記述はかなり正確なのである。平川の洪水で流れてくる材木の状況についての記述などは、記録や村の高齢者の話から確認できた<sup>133</sup>。また学校に関する情報もまた非常に正確である。当時、県下でそれぞれ異なった日程で試験をしていた中で、碇ヶ関の日程と一致しており驚くほどである。それは、『青森県教育史』、『明治の学校』等にも書かれていない。「細心の注意深さによる正確な記述」と「見なかった子どもの遊び」の対比はどこからくるのであろうか。

バード自身が、「見たままのことをありのままに書いたのであり、そういうことは、私が作りだしたものでもなく、わざわざ探しに出かけたのでもない。」<sup>134</sup>と書いているように、出来るだけ見たままを伝えることは彼女の本意であった。しかし「通訳を通じて、地方の住民から直接に、なんでも聞かなければならなかった。」<sup>135</sup>とあるように、事実を知ることは大変なことでもあった。その

通訳を務めた伊藤については、「各地で、警察や駅通係からその土地の戸数や、その町の特殊の商業をたずねて、私のためにノートに記しておく。彼は非常な努力を払って正確に記録しようとする。」「確かでないなら書きこむ必要はありません」<sup>136</sup>といったことが書かれている。また勝海舟の息子梅太郎の妻となったクララは「あのしつこいバード老婦人」「彼女は本を書くつもりで、誰にでもしつこくいろいろ聞きだそうとするので、誰も側へ行きたがらない人物なのだ」<sup>137</sup>と日記に書いた。ここからは実に熱心に日本についてなんでも知ろうとする彼女の好奇心に満ちた姿が浮かぶ。またストッダートの伝記では英国地理学協会の図書館で熱心に調べ物をしている彼女の姿が見られる。彼女はその記述に際し、多くの文献を読破する勉強家でもあり、また彼女が日本で出会った多くの友人達や関係機関<sup>138</sup>から情報を集めていたことは確かである。ここには伊藤を通しての正確な情報と彼女の勉強の結果である「日本の子ども文化」が平行しているのである。このことが津軽という独自の文化背景をもつ碓ヶ関の子ども文化との乖離となった。彼女が描いたのは、われわれが復原を試みた明治11年の碓ヶ関の子どもの姿ではないと結論せざるをえなかった。

## VI. 省略部分の紹介

2巻本に記されていた子どもの遊びのカルタとことわざに関する部分のほとんどは、訳本のもとになったabridged editionでは省かれているので、ここにその省略部分を訳して、英文と共に紹介する。

*Unbeaten Tracks in Japan* (2vol) London: Ganesha Publishing Ltd. & Tokyo: Edition Synapse 1997<sup>139</sup>, pp.366-368 (注: abridged edition (Traveler's Tales 2000) Letter XXVIII. (Continued), p.214-3行目に続く。)

This game of *I-ro-ha garuta*, or Alphabet Cards, is played with small cards, each one containing a proverb. On another is a picture which illustrates it. Each proverb begins with a letter of the Japanese syllabary. The cards are shuffled and dealt, and the children appoint one of their number to be the reader. He reads a proverb on one of his cards, and the one who has the picture corresponding to the proverb read calls out. The one who first gets rid of his cards win the game, and the one who has the last card loses it. The game was played with great animation and rapidity, but with the host amusing courtesy. All the ugly, open-mouthed, kindly lookers-on were delighted. At the end the loser, who was a little girl, had a wisp of straw put into her hair; had it been a boy, he would have had certain prescribed ink marks made upon his face. All this was gone through with stinging wood smoke aggravating the eyes, cooking going on upon the fire, carding cotton on the mats, and from the far back gloom four horses watched the dimly-lighted circle. Then tea was handed round, and I gave sweetmeats to all the children. Then Ito made a rough translation of many of the proverbs, some of which, partly from the odd language into which he put them, and partly from their resemblance to our own, made me laugh uncontrollably, and my mirth, or my unsuccessful efforts to restrain it, proving contagious, it ended in twenty people laughing themselves into a state of exhaustion! I feel much better for it, and thoroughly enjoyed the evening.

Ito has since written what he says is a good translation of the best sayings, or what he thinks the best., which I send. Is it not strange to find the same ideas gathered up into recognisably similar forms in Japan as in England, and cast into these forms at a date when our ancestors were clothed in paint and skins? "Speak of a man and his shadow comes." "A tongue of three inches can kill a man of six feet." "Curse a neighbour and dig two graves." "Never give a ko-bang to a cat." "The fly finds the diseased spot." "A small minded man looks at the sky through a reed." "The putting-off man sharpens his arrows when he sees the lion." "Diseases enter by the mouth." "For a woman to

rule is as for a hen to crow in the morning.” These are a few, with clever though not always refined illustrations, but Ito brought a book of proverbs, of which he translated many, among the best of which are – “Good doctrine needs not help from marvels.” “Love flies with the red petticoat” (only unmarried girls wear this Piquant garment). Among those which indicate the impossible are – “scattering a fog with a fan.” “Building bridges to the clouds.” “To dip up the ocean with a shell.” Among the most curious of the axioms are – “If you hate a man let him live.” This is another of the proofs of the disrelish for life which is so common among Orientals. “Many words, little sense.” “Let the preaching suit the hearer.” “To be over polite is to be rude.” “The doctor can't cure himself.” “Hell's torments are measured by money.” “The fortune-teller can't tell his own fortune.” “There are thorns on all roses.” “Inquire seven times before you believe a report.” “To know the new search the old.” “He is a clever man who can preach a short sermon.” “Don't rub salt on a sore.” “A cur is bold (or barks bravely) before his own gate.” “Treat every old man as thy father.” “When old men grow too old, they must obey their children.” “A good son makes a happy father.” “Famous swords were made of iron scrapings.” “A wise man keeps to his money.” “A man who lends money to a friend will never more see his friend or his money.” “Trust a woman so long as thy mother's eyes are on her.” “Tell not thy secrets to a servant.” “Thine own heart makes the world.” 1 Some of these, you will observe; contain very good teaching, and others are intensely worldly. A number more, showing a distrust and low estimate of women, were translated, but I will only give two – “A wise wife seldom crosses her husband's threshold,” and “A childless wife is a curse from the gods.” One beautiful proverb is, “The poet at home sees the whole world,” and another is, “The throne of the gods is on the brow of a righteous man.”

邦訳（高梨、2000）のp.315、4行目に続く部分。

「いろはガルト」というのはわが国のアルファベットのカードにあたるものですが、一枚一枚に、ひとつのことわざが書かれた小さい札を使って遊びます。もう一組には、そのことわざの絵解きが描かれています。それぞれのことわざは、日本語の字音（いろは47文字）のどれか一文字から始まっています。札はてんをきられ、配られます。子どもたちは自分たちの中からその読み手を指名します。読み手は、手に持った読み札に書かれたことわざを読み上げます。取り手は読み上げられたことわざに一致する絵札を取ります。自分の持ち札が最初に無くなった者が勝ちです。最後の一枚を持っている者が負けということになります。ゲーム（カルタ）はひどく活発でものすごい速さで行われますが、しかし宿の亭主は礼儀正しさを楽しんでいます。見物人はみんな口をあぐりとあけて呆けた顔をして、心から楽しんでいます。おしまいに負けた子どもは、それは小さな女の子だったので、一握りの糞を髪に挿されました。もし男の子だったら、顔に墨で決まった印を付ける罰が与えられます。これらのこと全部はずっと薪を燃やす煙が眼をシクシク刺すように刺激する中で行われていました。火の上は料理中（ナベがかかっており）で、ござの上では綿を梳いているところでした。ずっと後ろの暗がりからは、四頭の馬がぼんやりと照らされている輪になった一団をじっと見ていました。終わるとお茶が配られたので、私は子どもたちみんなにお菓子をあげました。それから伊藤は、たくさんのことわざを簡単に訳してくれました。それらのうちの幾つかには、ところどころに彼の訳がおかしいところがあり、時には、英語の諺と似ているものがあり、とめどなく私を笑わせ、止めようとしても止めようのないほどでしたので、そこにいた二十人全員がおしまいに笑い転げてくたくたになってしまったほどです。私はそのためにすっかり気分がよくなって、その夕べをすっかり楽しみました。

伊藤は、それ以来、私が手紙に書く中で、最善の諺、あるいは、彼が最善と考える諺の良い翻訳をそれ以来書き続けています。日本においても、英国の我々の祖先がまだ裸でイレズミを入れてい

た頃に定まったのと同じ考えが、明らかに同じと分かる形式にまとまったのを見出すのは、不思議ではないでしょうか。

「うわさをすれば影がさす」「舌三寸の囀りに五尺の身を果たす」「人を呪わば穴二つ」「猫に小判」「臭いものに蠅がたかる」「心の狭い人は蘆の髓から天をのぞく<sup>140</sup>」「猪をみて矢矧ぐ」「口は禍の門」「女が支配することは朝の雌鳥がトキをつくる〔雄鶏の真似をする〕ようなものだ」。次の2、3の例は、言っていることは賢いのですがあまり上品な言い回しとはいえませんが、伊藤はことわざの本を持っていてその中からたくさん訳出しています。その内の最もうまく出来ているものには次のようなものがあります。「正法に不思議無し（正法に奇特無し）」「愛は赤いペチコート（腰巻）と共に飛んで行く<sup>141</sup>」（未婚の女子だけがこの気の利た衣装を着ている）。ことわざの中には不可能なことを指すものもあります。「扇で霧を撒き散らす」「雲に橋を架ける」「貝殻で海を汲み出す」。最も奇妙な格言は、「憎い者は生きてみよ」これは東洋ではとても当たり前なのですが生命を厭うことを立証する別の格言の一つです。

「巧言令色少なし仁（口数多いが意味がない）」「嘘も方便（説教は聞き手にあわせろ）」「慇懃無礼（礼儀正しすぎるのは無礼）」「医者の不養生（紺屋の白袴）」「地獄の沙汰も金次第」「陰陽師の身の上知らず」「バラには棘がある」「七度訊ねて人を疑え」「古き温をねて新しきを知る（温故知新）」「説教は短きを持って良しとする（短い説教をする男は賢い）」「切傷に塩を塗るな<sup>142</sup>」「わが門にて吠えぬ犬無し<sup>143</sup>」「老いたらんは親とせよ」「息子がよければ親は幸福」「名刀も鉄くずから」「賢い男は金を貯める」「友人に金を貸すと友人か金のどちらかを失う」「汝の母の目が彼女に見られる時その女を信頼せよ」「そなたの秘密を召使に洩らすな」「世間は汝の心次第、あなたもお気づきのよう、これらのうちには大変良い教えを含むものもあり、また非常に俗っぽいものもあります。ここに挙げた以上の数の、女性不信と女性蔑視が示されている英訳された諺がありますが、ここではほんの二つだけ挙げておきましょう。「賢い妻はめったに夫の敷居をまたがない」や「子無きは神の思し召し」といったものです。「歌人は居ながらにして名所を知る」や他に「正直の頭に神宿る」という美しいことわざもあります。

原注1：これらのことわざのうちには、言葉がわずかに違うもののグリフィスが書いた『ミカドの時代』のなかに収集され出てくるものと同じものが見受けられます。

訳注：この省略部分の多くはグリフィスの『明治日本体験記』に類似の記述があり、カルタ・諺部分に関しては、山下英一氏の訳を参考にさせていただきました。

これらの諺の多くはバード自身が上の原注1でことわっているように、グリフィスに見られる。下記の文のような一致点も見られるが、同じ諺に対してバードは女性のペチコートのような表現を卑俗と感じているのに対して、グリフィスは、「母親になる苦しみや結婚に気苦労に耐えても、冷淡にしかあしらわれなかった女の悲しい話を物語っている」と述べ、「娘時代の赤い襦袢（腰巻）とともに愛は去っていくという女の悲しい物語だ」と書いている。逆にバードが東洋の生命を忌む理解しがたい生命観を表す諺だと思う「憎い者は生きてみよ」に対しては、グリフィスは何のコメントも与えていない。両者の諺に対するコメントの差はどのように日本を見ているかが現れているように見える。

## VII. おわりに

イザベラ・バードの描いた碓ヶ関の子どもたちの遊びの面白さに魅かれて調査を開始したのであるが、結果としてバードが描いた子どもの遊びは「日本の子ども」であり津軽の地域文化の中の子どもの遊びと特定できないという結論に達した。1880年のマレー社からの初版と同年に、ニューヨークのPutnam's sonsからfacsimile版として出された“*Unbeaten Tracks in Japan*”では、第何信と

いう手紙形式ではなく、それぞれの章のテーマが章題としてつけられている。碇ヶ関の部分は、「CHILDREN'S GAMES.」というタイトルで内容は、Scanty Resources-Japanese Children-Children's Games-A sagacious Example-A Kite Competition-Alphabet Cards-Contagious Merriment-Popular Proverbs-Personal Privationsとなっている。このことから彼女には「日本の子ども」を描こうという意図、或は書いた結果が「日本の子ども」であるという認識があったと考えられる。

再び彼女の描いた子どもの遊びに目を向けてみると、幾つかの共通項が見つかる。第一は遊びに米に関するものが出てくることである。カブト虫の引く車は米を積み、水車は脱穀機の模型であり、カルタで負けた子どもは藁を髪に刺される。バードのみならずグリフィスや当時の在留していた外国人にとって、米は日本の食を代表するものであった。凧、竹馬、カルタといった日本の伝統的遊びと米文化の組み合わせは日本そのものであったに違いない。また削除されたカルタ部分での鍋の架かった囲炉裏端、行灯の薄暗い明かり、綿を梳くといった背景も日本を描いた絵のようである。彼女が伝えたかったのは、日本文化だったと考えられる。そしてまたこれらの情報は当時の日本にいた外国人社会が共有していた日本文化理解でもあった。

第二は、これらの遊びに共通して見られる「行儀のよい静かな子どもたち」と「子どもの遊びを見守る大人達の姿」である。silently<sup>144</sup>という単語が示す「じっとだまっている子ども」は彼女にとって驚くべきものであり、英国の子どもとの大きな違いでもある。彼女が「私は日本の子どもたちがとても好きだ」<sup>145</sup>と述べそれに続けて、①赤ん坊が泣くのを聞いたことがない、②子どもはうるさかったり、言うことをきかなかったりしない、③文句を言わずに従う、④自分達だけで遊ぶように仕込まれている。⑤年長者に従う、⑥転げまわったり、叫んだり、喧嘩したりしない、などがあげられている。このような子どもの姿を「遊んでいる子ども」と「それを見物している子ども」とで表現してみたのではないだろうか。バードは碇ヶ関に場を借りて彼女の日本の子ども観を展開した。しかし手放して日本の子どもを良いと言っているわけではない。彼女は「子ども達は実におとなしい。しかし堅苦し過ぎており、少しませている。」と続ける。日本の子どもの問題点も見ているのである。それは現在でも日本の子どもたちにとっての問題でもある。バードが故国に伝えたかったもの、それは日本そのものだった。彼女の生き生きとした筆は日本の風景や子どもの姿を描き出す。それが必ずしも見たままでなかったとしても彼女の眼に映った日本であり、バードの東北であった。それは異文化の眼差しから見えた日本の農村の姿であり、我々が気づかなかった子どもの姿である。「生きている実態としての子ども」という形に残りにくいものを見るという視点である。こうしたことを踏まえて、イザベラ・バードの再発見を今後の研究課題としたい。

#### 謝辞：

今回の調査にあたり、碇ヶ関村教育委員会の工藤真也さん羽賀良子さんをはじめ、聞き取り調査に協力して下さった斎藤祐一、木村萬次郎、山田久次郎、白戸あねの皆様にはこの場を借りて感謝の意を表します。更に、バードに食事を持っていったという葛原きんの孫娘鳴海麗子さん。葛原マサさんをはじめとする葛原家ゆかりの方々、工藤ケンコウ商店の工藤キヨさん、北海道（瀬棚）に在住の宮本文子さん、碇ヶ関の古い話を教えて下さった新しやの工藤堅一さんなど碇ヶ関の皆様には親切な対応で教えられることが多くお礼申し上げます。凧の資料を送って下さった日本凧の会、田原凧の会、津軽凧の中野啓造氏、忙しい中、対応して下さった下川原焼きの高谷信夫さん、青森測候所の三上康治さんに深くお礼申し上げます。最後になりましたが青森県の教育史について御教示戴きいただきました牧野吉五郎先生に感謝申し上げます。

## 〔脚注〕

- 1 高梨健吉訳、平凡社、東洋文庫1973。原著の初版（1880）は2巻本であるが、これは1885年に出た1巻本（短縮版）の訳本である。  
なお本稿中の引用は、東洋文庫版に比して、かなりの改訳がみられるので平凡社ライブラリー、2000年版を用いた。以下、引用文の日本語ページのみを表記は平凡社（2000）版。略記はバードとする。  
英文のページ表記のみは“Unbeaten Tracks in Japan” Ganesha Publishing Ltd. & Tokyo: Edition Synapse（1997）版を表し、略記はBirdとする。
- 2 現青森県南津軽郡碓ヶ関村。江戸時代には碓ヶ関町であった。「従碓関町釈迦内村などの記述がある」青森県史 近現代（以下県史）2002、p.716。
- 3 平凡社 1965、第1巻、p.167「天明5年（1785）8月21日、碓ヶ関にきた」。
- 4 『東遊雑記』平凡社、1964、p.97「天明8年（1788）7月14日巡検使に随行して矢立峠を越え碓ヶ関止宿」
- 5 佐久間達夫校訂『伊能忠敬測量日記』第1巻、大空社、1998、p.40「共和2年（1802）8月7日矢立峠を越え碓ヶ関に入り、翌8日雨の中を出立」
- 6 “Six Month among the Palm Groves, Coral Reefs, and Volcanoes of the Sandwich Islands” John Murry 1875, “A Lady's Life in the Rocky Mountains” John Murry 1879, “Unbeaten Tracks in Japan” John Murry 1880, “The Golden Chersonese and the Way Thither” John Murry 1883, “Journeys in Persia and Kurdistan” John Murry 1891, ‘Among the Tibetans’, “The Leisure Hour” 1893, “Korea and her Neighbours” John Murry 1898, “The Yangtze Valley and Beyond” John Murry 1899.
- 7 Stoddart, Anna. M, “The Life Of Isabella Bird (Mrs. Bishop)” John Murray 1908.
- 8 Barr, Pat, “A Curious Life For A Lady The Story of Isabella Bird” Macmillan John Murray, 1970.
- 9 チェックランド, O (Checkland, Olive)、川勝貴美訳『イザベラ・バードの旅の生涯』日本経済評論社 1995。
- 10 金坂清則「J. ビショップ夫人の揚子江流域紀行」大阪大学教養部研究集録、42：63-129、1994。  
「イザベラ・バード論のための関係資料と基礎検討」旅の文化研究所研究報告、3：1-76、1995。  
金坂氏は資料を時間軸で6期に分類すると同時に、(A) 著書・論文などの著作、(B) 自筆原稿などの手書き資料、(C) 写真等の非文字資料、(D) 講演・学会等の活動・行動資料、(E) 第三者の手によるものに分類。  
「イトー、すなわち伊藤鶴吉に関する資料と知見ーイザベラ・バード論の一部としてー」、地域と環境（京都大学大学院人間・環境学研究科編）No.3：21-66、2000。
- 11 武藤信義「書評と紹介 イザベラ・L・バード著・高梨健吉訳『日本奥地紀行』（東洋文庫240）平凡社」栃木史心会報、7,14,18,19,20号、1983、1986-89。
- 12 長谷川誠一「二つの英国人蝦夷旅行日記 Thomas W. Blakiston Isabella L. Bird」酪農学園紀要、第10巻、1984、p.46。
- 13 楠家重敏『日本アジア協会の研究』日本図書刊行会、1997、『バード日本紀行』雄松堂出版、2002。
- 14 初版本（2巻本）の副題は、‘An account of travels in the interior, including visits to the aborigines of Yezo and the shrines of Nikko and Ise’ となっている。1巻本の出版（John Murray, 1885）に際して、伊勢神宮訪問の部分の削除に伴い、副題からも and Ise の部分が削除された。
- 15 Capron, Horace、西島昭訳『ケブロン日誌・蝦夷と江戸』北海道新聞社、1985、p.353。
- 16 楠家2002、pp.358-359。グリフィス、マクラティ等の論文の活用については、楠家氏が論じており、蝦夷部分に関しては、金坂、長谷川等が論じている。
- 17 ブラキストン (Blakiston) T・W、高倉新一郎校訂、近藤唯一訳『蝦夷地の中の日本』八木書店 1979。pp.344, 349。
- 18 Griffis, William Elliot “The Mikado's Empire” Harper & Brothers 1876、山下英一訳『明治日本体験記』は『皇国』(The Mikado's Empire) の第2部 ‘Personal Experience, Observations, and Studies in Japan’ の全訳。
- 19 井野瀬久美恵『女たちの大英帝国』講談社、1998、pp.64, 66。  
4つの定義 (1) 白人の同伴者のいない女性のひとり旅（現地通訳、ガイド、荷役を連れている）、(2) 多くの場合30代から40代の独身女性、(3) 旅の費用は自己負担、(4) ヨーロッパ以外、おおむね当時「野蛮」といわれていた地域への旅であること、「白人女性として、初めて」の地を目的地とする。
- 20 金坂、楠家がこの点を論じている。
- 21 王立地理学協会 (Royal Geographical Society) の評議会でジョン・マレーに推薦されたビショップ夫人（イザベラ・バード）が特別会員となったいきさつは、アンナ・ストグダート、O・チェックランドの伝記に詳しく述べられている。また地理学協会や旅のルートなどの地理学的調査は金坂氏の研究が詳しい。
- 22 チェックランド、1995、p.40、原題は “Isabella Bird and a Woman's Right to do what she can do well.” (1995) で女性の権利に焦点をあてている。しかしチェックランドはバードが貧しい女性や子どもの姿に言及してもそれ以上の調査をしなかったことから彼女は社会改革者ではなかったと書いている。
- 23 加納孝代「イザベラ・バード『日本奥地紀行』」『国文学 解釈と観賞』1995、第60巻、3号、1995、p.114。
- 24 イアン・ニッシュ編・日英文化交流研究会『英国と日本』博文館新社、2002、p.130。

- 25 Mrs. Bishop (Isabella L. Bird) : “Korea and her Neighbours” Popular edition (1 巻本), John Murray 1905. 時岡敬子訳『朝鮮紀行』講談社学術文庫、1998。  
前掲書の初版本は同名で1898年にJohn Murray 社から2 巻本として出版された。邦訳は朴尚得『朝鮮奥地紀行』全2 巻、平凡社、1994がある。
- 26 楠家、2002、p.373「バードの著作では女と子どもに関する描写に半分以上が割かれている」。
- 27 『朝鮮紀行』 にソウルの元日の風俗として「それまでの二週間ソウルの街を活気づけていた凧上げと石合戦もこの日、正月一五日「元旦」で終りになる」という記述がみられるくらいである。
- 28 Charles Darwin (1809-1882) イギリスの生物学者。進化論の提唱者。生物学・社会科学及び一般思想界にも画期的な影響を与えた。著書『種の起源』『家畜及び栽培植物の変異』『人類の由来』『人類及び動物の表情』『ビーグル号航海記』など。
- 29 Stoddart、p.98、このとき、いっしょにいたゴードン・カミングもバードに遅れること数ヶ月(1878年9月)で日本にやって来た。カミングもまたレディ・トラペラーのひとりである。バードのために、ハリー・パークス卿夫妻への紹介状を書いたのはレディ・ミドルトンに紹介されたアーガイル公爵である。カミングはそのアーガイル公爵の親戚の令嬢である。またカミングとバードは1870年に出会いその後友情を暖めあったとある。
- 30 伊藤鶴吉(1858-1913) 横浜日本通訳協会の会長を務めた。神奈川県出身。
- 31 Bird、p.231、この部分は1 巻本では省略されている。そのため1 巻本では、最初から羽州街道を北上する旅程を組んでいたように見える。省略部分には「陸路の旅は約450マイルあり、自分が行こうと思う路についてはなにもわからない。伊藤が宿屋で仕入れてくる情報は、道が通れない、通行が難しい、まともな宿泊施設がない」といったことが書かれている。
- 32 この表題は、前掲書p.83に掲載のまま。正しくは、“Notes of a Journey from Awomori to Niigata, and of a Visit to the mines of Sado”。
- 33 The Asiatic Society of Japan 1875, pp.83-100.
- 34 明治十一年八月三日、公文録：国立公文書館蔵、(青森県史 地学2001より転載)、同年7月31日付北斗新聞もこの直前の7月22～23日の平川の洪水を記事にしている。
- 35 仮子(借子)：津軽地方では、「カレッコ、カレゴ」と呼ばれ、農家に住み込み仕事を手伝う主に男子のこと、女兒はアダコ(子守)という。仮子証文：黒石市史(1988)、平賀町史(1985)に証文が載っている。
- 36 葛原きん慶応2年生まれ(葛原家由緒記録)
- 37 葛原大介の長女さんの孫娘鳴海麗子、大正2年生まれ、娘の羽賀良子さんが立ち会って、葛原旅館の聞き取り調査に協力してくれた。きんには、兄大助(由緒記録では乙助)がいた。亭主の大助は早世したとのこと。
- 38 正式には副戸長、明治11年9月に戸長となる。現在も同じ住所に伊惣助から5代目にあたるマサさんと家族が住んでいる。屋敷はバードの来た後、明治天皇宿泊のため和洋折衷の洋館に建て替えられたが、翌年の大火で焼失、天皇は宿泊せずお休みになったという。庭に碑が立っている。『碓ヶ関村学制施行百年誌』(1974)に掲載されている唯称院に残る過去帖には、明治7年碓ヶ関小学校設立時の黒石の戸長は工藤儀朗、副戸長は葛原伊惣助であったことが記されている。明治11年9月に伊惣助は戸長に任命された。
- 39 これらは、いずれも葛原家に残る『由緒記録』。伊惣助の役職詳細は、齋藤・高畑(2005)、前掲、p.55。
- 40 明治19年には小林区署(営林署)が設置。しばしば杉の盗伐により罰せられた記録が残っている。『津軽史』十巻、青森県文化財保護協会、1982。
- 41 青森県文化財保護委員会、1964、第2巻、p.209。
- 42 現在も同所(碓ヶ関56-1)で営業。現店主は5代目の北川昭。
- 43 碓ヶ関3番地、2002年まで営業していた。
- 44 現在瀬棚町に住む宮本文子(昭和9年生まれ)、現当主工藤ミツ(明治44生まれ)の娘(兼弘の曾孫)の話し。
- 45 “したかわらやき”創業文化初年、文化7年(1810年)現在地、青森県弘前市桔梗野(下川原)に陶工を設置する。津軽藩公9代寧親公に召され、当地で製陶に従事する。現在は郷土玩具「はと笛」で有名。
- 46 津軽地域ではこぎうち、こげうち、青森地域ではコッパうち、黒石地域では、くいうち、関東地方-根木(ねつき)、常陸地方-根杭打ち(ねつくいうち)。
- 47 県史、p.117。
- 48 内藤官八郎著『弘藩明治一統誌 工商雑録』1892(青森県立図書館蔵)。
- 49 明治45生まれ。
- 50 本論文：衛生状態を参照、シタゴ歌を記載。
- 51 蕎麦粉と砂糖でつくる硬い菓子。
- 52 『青森縣治一覽表 明治11年』青森県立図書館蔵、以下『縣治一覽表』。
- 53 バード、p.331(第32信)、同様の記述はガビンスの青森から新潟までの旅行記にも出てくる。ガビンスは青森の有名なもの“メイブツ”として‘a kind of sweetmeat made of beans and sugar’(豆と砂糖で作られた菓子)を挙げている。“The Asiatic Society of Japan” vol.3、1875、p.83。
- 54 この校舎は、バードの来た明治11年に落成し、翌明治12年3月13日の大火で焼失した。

- 55 村内の古懸小學校も明治11年発足とされているが明治11年の県の記録には残っていない。古懸小學校の明治12年は男教員1、男子生徒14人。
- 56 明治11年10月30日、郡制が制定。
- 57 前野喜代治『青森県教育史續』青森県文化財保護協会、1961。
- 58 牧野吉三郎『青森県教育史』第1巻「青森県近代教育の発足」、青森県教育委員会、1972、p.509。『日本近代教育史研究序説』津軽書房、1987。
- 59 『学校諸規則』弘前市立図書館蔵。
- 60 1877年（明治10年）2月発効。
- 61 『青森県教育史』第一巻 記述篇1、青森県教育委員会、1972、p.610。
- 62 前掲書、p.564。
- 63 前掲書、p.610。
- 64 前野喜代治、p.82。
- 65 Bird、p.357。
- 66 「九月十四日の朝」、『正岡子規全集12巻』講談社1975、p.570（注、本の復習となっている）
- 67 『日本奥地紀行』の中でいよいよ奥地への旅へ踏み出すのは、LETTER IX（邦訳：第六信柏壁）からである。柏壁（埼玉県、春日部）：日光街道の四次（第四宿）は日本橋を早朝で一泊目となる宿である。「私は長い旅行を始めた。しかしまだ「未踏の大地」には至っていない。」（p.67）
- 68 バード、pp.121, 130、Bird、p.139。
- 69 森有礼、田中不二麿等の明治初期の日本の学校制度を創った指導者がアメリカのニューイングランド、ボストンの公立小學校を範としたこと、福沢諭吉等の西洋事情を日本に紹介した洋学者たちがとりわけアメリカの書物をきそって訳出したことなどによる。倉沢剛『小學校の歴史I』ジャパンライブラリービューロー株式会社、1963、pp.657-658。
- 70 ベスタロッチ（Johann Heinrich Pestalozzi）（1746-1827）スイスの教育家ルソー・カントの影響を受け、孤児教育・小學校教育に一生を捧げた。アメリカでは、「1960年の後半、南北戦争が収まる頃から、ベスタロッチの直観教授の思想がアメリカにおしよせ、ニューイングランド地方の師範學校、なかでもオスウィーゴ・オーバニー・ボストン・フィラデルフィヤ・ニュージャーシーなどの師範學校を中心として、ベスタロッチの教育思想を取り入れ「事物教育」（Object lessons）の方法を活発に進めていた。」倉沢剛『小學校の歴史』I、1963、p.659。
- 71 倉沢剛『小學校の歴史』I、1963、pp.917, 919「ベスタロッチは子供たちに進んで考えるように導こうとしたのに対して、日本の教育はベスタロッチ法の精神を不消化のまま、ただその外観をまねしたことになった」と倉沢は述べている。
- 72 『青森県教育史』第三巻、1970、pp.119-120。
- 73 前掲書、pp.166-169。
- 74 前掲書、p.169。
- 75 明治10年3月創刊、明治11年8月百号を出して終わった。縣治一覽表では明治11年11月廃業となっている。
- 76 『青森県日記百年史』東奥日報社1978、各校の第1級から優秀なるもの1名の代表（合計120名）が競った試験であった。
- 77 学田掛（学田係）：葛原家の由緒記録によると伊惣助は明治11年3月と8月に学田係に任命されている。明治10年9月に「学資の調達のために、学田興設をすることになった。」という県布達が出された。またこの布達では、特に5分の1にすぎない学齡期女子の就学率の改善が取り上げられた。これを受けて、翌明治11年には、学田著手法、同年11月5日には学田管理法（甲第百二十拾三号）があいついで出された。『青森県教育史』第三巻（1970）pp.179-180, 203-206。
- 78 教育に関して彼女が話しあったと推察できる人物がもう一人いる。北川源八（1848-1889）の名はアーネスト・サトウ（Satow, Ernest Mason）の『明治日本旅行案内』（平凡社1996）に碓ヶ関の宿として葛原大介と共に記されている。サトウの情報源はバード女史と断りがあり、彼女が会った可能性が強い。源八は碓ヶ関小學校創立当時の管理者（第2代は葛原伊惣助）として『碓ヶ関村学制施行百年誌』（1974）に挙げられている。共に当時の碓ヶ関村の実力者であり、教育への造詣が深かった。当時、葛原伊惣助宅の向かいに大きな屋敷を構えていた。北川源八の兄弟（6人中3人）は明治の中頃アメリカに渡り仕事をした。帰国後それぞれ、旅館（アメリカ屋）、村長（碓ヶ関村）などの仕事をした（アメリカから帰国後村長をした五男の常吉の孫に当たる鈴木茂子と北川（直行）家、アメリカ屋の調査協力による）。
- 79 三戸小學校百年史編纂委員会『三戸小學校沿革史』青森県三戸町立三戸小學校内三戸小學校創立百周年記念事業協賛会、1974、pp.3-4。
- 80 『青森県歴史』第四巻 青森県文化財保護委員会、1969、p.427。
- 81 『青森県教育史』第三巻、1970、p.182。
- 82 『青森県教育史』第三巻、1970、p.201。
- 83 明治11年11月廃業の北斗新聞の後を受けて明治12年3月に創刊された新聞。

- 84 北彰介『オモチャッコ』青森県児童文学研究会、1972、p.282、碇ヶ関で「シタゴ」と呼ばれる四角い紙風船と同じもので、青森では「トビマル」と呼ばれた。
- 85 バード、p.313。
- 86 山下英一によると1874年3月28日の日本アジア協会の席上で発表されたとする。山下訳『明治日本体験記』平凡社、1984、p.152。
- 87 Ayrton Matilda A. (旧姓 Chaplin) - 工部大学校 (東大工学部の前身) で物理学、電気工学を教えた英国の物理学者、電気技師、発明家であるエアトン (Ayrton, William Edward) の夫人、女医の開拓者で日本に産婆学校を開設 (1873)、著書 Child-life in Japanese Child Story (1879)。
- 88 楠家、1997、pp.109-111。
- 89 バード、p.143。
- 90 バード、pp.313-315。
- 91 バードは、「子どもたちは竹馬に乗りながらも風をあげた。…それから大勢の子どもたちは竹馬の競争をやった。」(バード、p.314) と竹馬で遊ぶ様子を述べている。竹馬も津軽地方で見られる子どもの遊びのひとつであるが、本論分では風の問題を集中するために、取り上げて論じることは割愛した。
- 92 縮刷版では、カルタの部分はほとんどが削除されている。本論文「省略部分の紹介」を参考。
- 93 遊びと店で買ったものに関する聞き取りは、明治生まれの高齢者のみとした。
- 94 碇ヶ関はバードが逗留した翌年 (明治12年) にわずか3軒を残すのみという大火に見舞われている。また明治38年にも283戸中227戸を焼失する大火があり、いずれも小学校や寺が類焼している。そのため文献の時期は江戸時代から昭和の初めまでの津軽という広い範囲に頼らざるを得なかったので、明治11年・碇ヶ関という時間軸・地点上の正確さを欠くことになるかもしれないが、江戸から明治・大正・昭和へと続いた津軽の子どもの遊びの一片は垣間見ることはできるだろう。
- 95 『青森県警察史』青森県警察本部、1973。
- 96 内藤官八郎『弘藩明治一統誌 工商雑録』1892。
- 97 バード、p.313。
- 98 北彰介、青森県児童文学研究会、1972。
- 99 内田邦彦、歴史図書社、1979、津軽に伝わる伝承を集めた (初版は1929年。)
- 100 岩木町、三上貞勝氏が今も作っている。
- 101 バード、p.313。
- 102 ‘the boys, who devise many ingenious models and mechanical toys, which are put in motion by water wheels.’ (Bird, p.129)
- 103 浪岡城主北島氏後裔の山崎氏の家記。みちのく叢書、第1巻、図書刊行会 1983、p.240。
- 104 『山一金木屋又三郎日記』、編者：斉藤昭一、1995、pp.141-142。
- 105 北、p.105。
- 106 Bird、p.85. 10-28、バード、p.74の一行目に続く省略部分の一部を訳して紹介した。なお、武藤信義は栃木県部分の翻訳を『栃木史心会報』(1983)に掲載しているので参考にした。
- 107 バード、p.151の3行目に続く部分。
- 108 平岡昭利編『水車と風土』古今書院、2001、pp.22-23, 73, 145。
- 109 青森県での学齢期男子就学率は44.4% (本稿、明治11年の学校事情)、全国の学齢期男子就学率は57.6%であり、学齢期の子どもたちのほぼ半数は就労していた。
- 110 sttodart、p.10。
- 111 中野風3代目の中野啓造氏の話等。
- 112 斎藤正『津軽の風と風絵師の系譜』青森県児童文学研究会、1971。
- 113 前掲書、p.32。
- 114 安政7年 (1860) 旧暦の6月に黒石金正が岩木の金木屋にアメリカビイドロ2枚を進じられた話があり障子に付けたとある。『山一金木屋又三郎日記』p.415。
- 115 1700年には、江戸から伝わった雁木と呼ばれる刃物を付けて切る方法であったが、慶応末期、藩士村上定平が長崎で見つけた硝子を貼り付ける方法がとられるようになり現在まで続いている。天明3年 (1783) には田原藩主三宅家の日記には「年々風が大きく派手になってきたため、たびたび禁令が出た」と記してある。(田原風保存会への電話による聞き取り調査、及び文書による回答)
- 116 淡島寒月 (1859-1926) 明治大正を通じての趣味家、江戸研究者として知られる。
- 117 大正7年 (1918) 1月「趣味之友」第二十五号に掲載された。
- 118 淡島寒月『梵雲庵雑話』平凡社、1999、p.167。
- 119 本稿V子どもの遊びに関するバードとグリフィスの類似性と違い。
- 120 グリフィスが雇われていた福井県福井市にも、風揚げはあったが、このような風揚げはなかった。
- 121 斎藤良輔の『おもちゃの話』の年表には、1864~65に「長崎のハタ (風) 合戦熱狂」(p.2) とある。
- 122 R・ヴェルナー、金森誠也、安藤勉訳『エルベ号艦長幕末期』新人物往来社、1990、pp.162-163。

- 123 Edward Warren Clark (1849-1873) 飯田宏訳『日本滞在記』講談社、1967。静岡学問所のお雇い外人。明治6年12月23日から堂12年12月31日まで開成学校の化学の御雇教師を務めた。
- 124 E・Wクラーク、前掲書、pp.145-146。
- 125 前掲書、p.146。
- 126 斎藤良輔『おもちゃの話』朝日新聞、1971、pp.17-18。
- 127 カルタに関する省略部分の訳文を参照。
- 128 前掲書、p.312。いろはがるたが掲載されている。
- 129 バード、p.311。また彼女自身『『日本アジア協会誌』が私（バード）のために非常に役立った。』（バード、p.19）と述べている。
- 130 本稿Ⅵ省略部分の紹介の最後でもグリフィスに言及している。
- 131 山下英一訳、平凡社、東洋文庫、1984。
- 132 祭・行事に関わる遊びを除外する。
- 133 碓ヶ関村の店屋（新しや）の工藤堅一さんは、大正・昭和になってからの話として、平川の洪水の話をしてくれたが、木や木材が流れ橋に激突する様子は、バードの描写そのままであった。
- 134 バード、p.19。
- 135 前掲書、p.18。
- 136 前掲書、p.262。
- 137 クララ・ホイットニー (Clara Whitney)、一又民子訳『クララの明治日記』(下) 講談社、1976、p.30。クララのバードに対するこのような評価とは異なり、マラヤではバードの滞在していたヒュー・ロウは「あなたの存在が全く気にならなくなっていました。あなたは話すべきときを心得ています。」(O.チェックランド、p.114)と云っている。またクララの日記については楠家氏も女性が女性を見る目は厳しいとコメントしている。(楠家、p.340)。
- 138 バード、p.513。E・Vディキンズ『パークス伝』平凡社、1984、p.288。「外国貿易に関する覚え書きの草案、外国人居留民の統計表などを送ったこと、バードの文章力を高く評価すると共に、パークスの送る数値が正確であることなどが書かれている。」
- 139 日本シノップス (1997) から刊行されたイザベラ・バード全集の第4、5巻として集録された初版の復刻版。
- 140 心の狭い人という説明が諺の一部として付け加えられている。グリフィス、p.209。
- 141 この諺は、Griffis、p.507では、Love leaves with the red petticoat!, flies→leavesと異なる。
- 142 諺では「切傷に塩」で反対の意味。グリフィスはTo rub salt on a sore.、p.511。
- 143 始末におえない相手なら家に駆け込めるようにという説明をグリフィスはつけている。
- 144 Bird、p.314。
- 145 バード、p.312。

# シンポジウム報告

Symposium



世界自然遺産の保全と利用 ガラパゴス－タスマニア－白神

2004年3月20日(土)  
弘前大学50周年記念会館

【基調講演】

**Towards a Vernacular Spirituality of Place: The Tasmanian Wilderness  
World Heritage Area**

Pete Hay

(Geography and Environmental Studies, University of Tasmania)

The term ‘spiritual’ is loaded with portent. In most environmentalist discourse, as elsewhere, it connotes an other-worldliness; a dimension of being that is intangible, extra-rational, ineffable and usually defiant of scientific or ‘common-sense’ explanation. My deployment of the term is less portentous; less ethereal. I use it to refer to a deep, emotion-sourced sensitivity within any given context that is not so much extra-rational as simply irrelevant when it comes to rational disclosure. In terms of the bonds formed between people and affectionately regarded ‘scapes’ (which may be aquatic as well as terrestrial) I use ‘spiritual’ to connote a depth of sensitivity that precludes instrumental relations based upon function, and manifests as a profound empathetic attachment to place, one almost always characterised by a saturated vernacular knowledge of local or regional human and natural history. Such a detailed and storied ‘knowing’ is not to be confused with the abstractions and symbols of nationalism. My vernacular spirituality of place is ‘grounded’ — it is a spirituality that gets its hands dirty. It eschews abstraction and other-worldliness — though in terms of the latter, as we shall see, it may be that the difference is merely one of ‘pitch’, or level, rather than one of mutual exclusivity.

I apply this ‘vernacular spirituality of place’ to the Tasmanian Wilderness World Heritage Area.

The island now known as Tasmania lies ‘as a teardrop’ off the southern coast of Australia’s eastern seaboard. Some 20 percent of the island is temperate wetland ‘wilderness’ and, after a tumultuous political campaign that was fought to a standstill by partisans of rival visions for the future of the area - the bitter legacy of which still exists today — it received the protection of World Heritage listing. It would be simple enough to observe that this was a clash of interests that pitted an ultimately successful, spiritually-motivated environment movement against an instrumentalist resourceism, the proponents of which were motivated by dreams — decidedly not spiritual — of exploitation, appropriation and plunder, and, as the desired end of such pillage, personal enrichment.

I think it is more complex than that. There is much that is defensible in the clichéd contest outlined above but, when it comes to the ordinary people deployed on either side of the dispute, a

more accurate portrayal would be one that pitted rival vernacular spiritualities of place against each other. These axes of dispute remain - and contested vernacular spiritualities also remain in existence, persisting tenaciously through time.

The paper delineates the worldviews of the partisans of these rival vernacular spiritualities, focusing particularly upon the traditions and rituals that have derived from a storied social, economic and spiritual engagement with Tasmania's wild lands. Aboriginal Tasmanians, environmentalists, and the heirs to vernacular work and recreational traditions are considered in turn.

## 土地特有の精神性 タスマニアの世界自然遺産

ピーター・ヘイ（訳・上松 一）

（タスマニア大学地理学・環境科学教室）

「精神的な (spiritual)」という言葉は、何かこの世のものでないという意味合いを含んでいる。他でもそうだが、ほとんどの環境主義者は、この言葉を、あの世のものという意味合いを含めて使う。すなわち、それは手で触れることのできない次元のもの、理屈を越えたもの、口では表現できないもの、科学や常識では説明できないものという意味合いを含んでいる。しかし、私はこの言葉を、そのようなこの世を越えたもの、何か霊的な意味合いをもつものとしては使わない。私はこの言葉を、論理的な説明をする際には、何か理屈を越えたものというよりは、むしろそれとは全く無関係な、ある土地における深い情感に根ざした感受性を指すものとして使っている。人々と、彼らがこよなく愛している「景色」（水域にしても、陸域にしても）の間に形成される絆という見地から考えると、私は、「精神的」という言葉を、機能性に基づいて土地を何か利用価値のあるものとして取り扱う関係を排除する感受性の深さを意味するものとして、また、その土地固有の人と自然の歴史についての十二分の知識によって多くの場合特徴づけられる土地への深い愛着として現れるものを意味する言葉として使用する。そのように詳しく、長年に亘って積み重ねられた「知識」は国家主義の抽象的概念や象徴と混同されるべきではない。私の言う、その土地特有の精神性とは、まさに「地に着いている」それともいべきものであり、それは、手を汚して初めて得られる精神性である。そのような精神性は、抽象と他界性を排除する。後で分かるように、私の意味する精神性においては、その違いは、お互いに排除するようなものではなく、むしろ単に「程度」やレベルの違いだと理解して戴いたほうが適当かも知れない。

私は、この土地特有の精神性という概念をタスマニアの世界自然遺産地域に適用する。

現在タスマニアとして知られている島は、オーストラリア東海岸の南のはずれに「涙のしずく」として存在する。島の約20パーセントは、温帯の湿潤地域の原野であり、この地域の将来をどうするかということで対抗した党派によって行き詰まり状態になるまで闘われた政治的闘争の大混乱の後に、世界遺産登録という保護を得た。その時の苦い経験は、今も尾を引いて存在するが。これは、究極的に実り多い精神的動機に基づいた環境運動と、精神性とは全く関係のない利潤を追求する資源主義者、そしてその本質は搾取、私物化、略奪であるが、そのような貪欲な私利私欲の結果を夢見る人々との2者の間での衝突であったということは簡単に見て取れるであろう。

## ガラパゴス諸島：自然と人の「共生」を目指して

伊 藤 秀 三

(長崎大学名誉教授)

1978年、ガラパゴス諸島は世界自然遺産第1号に指定され、周辺海域は2001年に追加指定された。このように世界の注視を集めるきっかけは、170年まえ、1835年にここの生物を調査し、生物進化論：自然淘汰学説の着想を得たチャールズ・ダーウィンにさかのぼる。第二次世界大戦後にも、ダーウィンが見たであろう自然と生物は、なおも豊かにガラパゴスに残されていた。その保護のためにNGOダーウィン研究所と国立公園管理事務所は奮闘し、いまなお世界にまれな固有の動植物が豊かに息づく。

生物相の特異さを固有種率でみると、以下の通りである。被子植物51%、陸産貝類96%、陸産節足動物52%、爬虫類84%、営巣鳥類43%、陸産哺乳類89%。海産生物の固有種率は、海藻類35%、海産無脊椎動物32%、魚類9%、海産哺乳類8%とやや低い。陸上の脊椎動物（爬虫類、鳥類、哺乳類）に共通するのは、逃避行動を知らないことである。植物では、樹木状のキク科植物やサボテン類が注目に値する。また動物植物ともに、島ごとに種が分化してしていることも、生物相の顕著な特色である。

この特異な生物相と自然生態系はいく度か危機にさらされた。18-19世紀の捕鯨船の時代、ゾウガメは乱獲されていた。本格的な危機は、人が入植と定住を始めた19世紀末からであった。沿岸に住み着いた人々は漁夫となり、海の生物に依存して生活を始めた。山地中腹のスカレシア高木林は農耕適地であり、そこに住み着いた人たちは森林を伐採して牧場や畑地を拓き、自然山野に牛馬を放った。しかし当時の漁夫や農民は、極限の生活を強いられていた。食料を確保するために、無人島にヤギを放ち、スカレシア林にウシを放ち、固有種のゾウガメをも捕獲した。このような実態がユネスコに報告され（1958年）、エクアドル国はガラパゴス全島を国立公園に指定して保護に乗り出し（1959年）、世界各地からの拠金によってダーウィン研究所が設立された（1964年）。ダーウィン研究所は非政府機関（NGO）だから行政権限を持たないが、自然と生物の調査研究をすすめる、その成果にもとづいてエクアドル政府の出先である国立公園管理事務所（1968年設立）に助言をする役目を負っている。

研究所と管理事務所の奮闘は4つの大きな成果をあげた。1：人の居住/農耕地と国立公園区域の境界線の決定、2：絶滅寸前のゾウガメ亜種の人工増殖方法の開発と成功、3：無人島の野生化ヤギの撲滅作戦の開始と成功、4：自然保護と民生向上の両立を目指すエコツーリズム構想の策定である。これらの成果がガラパゴスを世界自然遺産第1号の指定に導いた。

エコツーリズムは、ガラパゴスの特異な自然景観と生物相が呼び物となって、先進的な成功をおさめた。その評判は世界的な関心を引き起こし、観光探訪者の殺到と自国民の流入をまねき、人と物資の流入が帰化動植物の流入をもたらした。新参人口の一部は漁夫となり、伊勢エビとナマコの乱獲に荷担した。これらの悪弊を絶ちきるために、エクアドル政府はあらたに「ガラパゴス特別法」を1998年に制定し、自然生態系の保護保全をすすめる、自然資源を持続的に維持管理することを高らかに宣言している。こうして、人口流入の抑制と定住権の制限、大陸との間の生物防疫制度の創設、海洋資源のための官民参加型の管理協議が進められている。

## The Galapagos Islands: Struggle for coexistence of nature and man

Syuzo Itow

(Professor Emeritus, Nagasaki University)

The Galapagos Islands are well-known to the world, having biota with high endemism and pristine ecosystem. The Charles Darwin Research Station, an NGO founded in 1964, and the Galapagos National Park Service, a governmental organization inaugurated in 1968, have been cooperating in biological and environmental conservation of the islands. Their success comprises the repatriation of artificially hatched endangered giant tortoises, the eradication of wild-running goats from several islands, the ecotourism aiming both nature conservation and improvement of islanders' life, and the new legislation of Galapagos Special Law. Their struggle and challenges have led the Galapagos Islands to the first designation as a World Natural Heritage site in 1978, and to the addition of the Galapagos Marine Reserve to the Heritage site in 2001.

### 【パネルディスカッション】

コーディネーター	牧田 肇 (弘前大学大学院地域社会研究科教授)
パネリスト	加藤 久美 (クイーンズランド大学講師) 工藤 光治 (白神マタギ舎代表) 竹内 健悟 (弘前大学大学院地域社会研究科博士課程 / 白神山地ビジターセンター主幹)
コメンテーター	ピーター・ハイ (タスマニア大学教授) 伊藤 秀三 (長崎大学名誉教授)
司 会	北原 啓司 (弘前大学大学院地域社会研究科教授)

北原：それではこれより、パネルディスカッションを始めさせていただきます。早速パネリストの方々を私の方からご紹介させていただきます。まずお一人目は、オーストラリアにいますクイーンズランド大学講師の加藤久美さんです。加藤さんは、東北大学をご卒業後、オーストラリアのビクトリア州での日本語教師を皮切りにグリフィス大学文学部講師、そして現在クイーンズランド大学文学部講師を務められる一方で、グリフィス大学環境科学学部の大学院修士課程を修了後、クイーンズランド大学においてPhDを取得されています。

お二人目は白神マタギ舎代表の工藤光治さんです。工藤さんは白神の麓であります中津軽郡西目屋村で生活されていまして、数少ない現役のマタギとしてご活躍されています。また、1993年からは、白神山地世界遺産地域巡視員を務めていらっしゃいます。よろしくお願ひ致します。さて三人目は、白神山地ビジターセンター主幹の竹内健悟さんです。竹内さんは1981年に弘前大学教育学部を卒業され、同年から県内において小学校の教諭をなさいました。1991年からはニューヨーク日本人学校に勤務されまして、その後再び青森県の小学校教諭に復帰され、2001年より西目屋村にいます白神山地ビジターセンター主幹としてご活躍中です。また、2002年に開設されました本学大学院地域社会研究科博士課程の第一期生として現在研究なさっておりまして、大学院生を代表する形でも本日は参加していただいています。

なお、先程ご講演いただきましたタスマニア大学のピーター・ヘイ先生、長崎大学名誉教授の伊藤秀三先生にもコメンテーターという形でご参加頂いておりますのでどうぞよろしくお願いたします。さて、最後にコーディネーターをご紹介します。本学農学生命科学部教授であり附属生物共生教育研究センター長、また、大学院地域社会研究科の教授も兼任されております牧田肇先生です。牧田先生は1964年に東北大学理学部地学科を卒業されまして、同大学院理学研究科博士課程を単位取得退学の後、同大学理学部技官、1978年から弘前大学教養部の助教授、1986年には教授に昇任され、農学生命科学部地域環境計画学の教授を経て現職につかれました。著書には、朝倉書店より共著で『日本のブナ帯文化』、自湧社より共著で『白神の意味』などがございます。では、これからの進行は牧田先生にお任せしたいと思いますので、よろしくお願致します。

牧田：牧田でございます。ご紹介ありがとうございます。私は、伊藤先生のガラパゴスのお話は前にも別の形で多少聞いたことがございまして一部分は存じておりました。ただ、エクアドルという国にとってもそんなに儲かる話ではないのに手厚く保護をしている、あるいは、ダーウィン研究所がすべて寄付で運営されているということから、人間という生き物も捨てたものではないなという気が致します。改めてそれを感じましたが、やはりショックというかびっくりというか、私たちは開発と自然保護というのを、そこからあがる利潤、生物の多様性、将来の遺伝子資源としての重要性、そのようなことで推しはかって残したいと思うのですが、その土地にすんでいる、その精神性から保護、開発を論じるべきであるというヘイ先生のお話は私としては全く考えていなかったようなところでびっくりいたしました。

さて、これから加藤さん、工藤さん、竹内さんにそれぞれのお話をして頂きます。最初は加藤さんに、自然遺産における文化的意義、次に工藤さんからはその土地に根ざして生きてこられたマタギが自然遺産をどう考えているのかというお話、最後に竹内さんからは、自然遺産を教育の場としてどのように考えるかというお話を伺いたしたいと思います。その後で、ヘイ先生、伊藤先生からコメントをいただきまして、さらに、会場の皆様から活発なご意見を頂きたいと思っております。では、クイーンズランド大学の加藤先生、よろしくお願いたします。

加藤：加藤と申します。クイーンズランド大学の文学部で環境学を教えております。環境学といいますが科学的な分野ではありませんで、哲学、社会、政治、文化、また、文学、経済学など広い分野を含めておまして、私は比較文化論としての環境を教えております。オーストラリアの大地といいますと広い、果てしないというイメージを持つ方が多いと思われそうですが、オーストラリアで自然、地域を表す代表的な言葉としては、ヘイ先生のお話の中にもありましたようにBush、Wildernessという2つの言葉があります。Bushというのはシュラブなども似たような意味で山や森などはっきり名前が付いていない場所、地域の総称として使われておまして、ハイキング、トレッキングなどの自然散策はブッシュウォーキングと言われ、Bushはオーストラリアの広い、平坦な典型的な景観を表す言葉だといえます。これに対して、原生地域、荒野などと訳されることの多いWildernessは、文字どおりには人為的な規制を受けていない状態を指し、自然の原始的な姿、また、かつて地球全体を覆っていた生態系の完全性の名残という意味を持っています。オーストラリア遺産審議会作成の全国Wilderness基準によるとWildernessであること、認定されることの判断基準としては定住、居住地から離れていること、アクセスポイントの立ち入り地点から離れていること、景観や生態系の自然さの度合いとなっております。このようにWildernessの定義、解釈には多様なものがありますが、共通して言えることは、生態系の完全さというよりは現代文明、技術、社会からなるべく遠く離れてその影響を受けていないことを重視されているということです。Wildernessという概念は非常に文化的、社会的な産物であり、そこには象徴的あるいは精神的意味合いが強いということが伺えます。オーストラリアには15カ所の自然遺産地域がありますが、こ

のWildernessという概念を持っているのはタスマニア原生地域だけで、このことを起点として自然遺産における文化の意義を、私の専門である比較文化の立場から考えてみたいと思います。また、私はタスマニアに住んでいない者としての立場、そしてオーストラリアには住んでいるもののオーストラリア人ではない部外者の立場というものを利用してこの話を進めていきたいと思っています。

タスマニア原生地域は州の約20%（約138万ha）を占める複合遺産として1982年に登録、89年に拡大されたものです。その中の自然遺産基準第3項目にありますひととき優れた自然美、及び美的要素に含まれる言語要素を簡単に分析してみました。その形容表現としては、「雄大な」、「希な」、「深い」、「険しい」、「高い」、「隠れた」、「手の加わっていない」というようなものがよく使われております。また、景観としては、山、高山、氷河期、多雨林、強風の、湖、川といった様々な風景が混じり合って大変狭い地域に凝縮した変化に富んだ劇的なものであり、Bushで代表されるような広い平坦な景観とはかなり違っていることが分かります。このようなタスマニアWildernessとして構成要素としてあげられるものを詳しく見てみると、第1に、地域が本土から離れている島であることが挙げられます。オーストラリアには5つの州と2つの自治区がありまして、タスマニアはその中でも最小、唯一本土からは離れた島の州であるだけでなく、ほとんど南極に近い最南端にあることから安い地図を買うと載ってなかったりして、ともすると忘れられがちで、オーストラリア人が自嘲的によくdown underという言葉を使いますが、その更に下をいく、自他共に認める最果ての地であり、そこにはかえって本土とは違うというある意味の開き直ったプライドが感じられます。他州からの旅行者の約3割が一晩かけてのフェリーの旅を利用しますが、タスマニアはまさに海を越えて渡る地と見られています。

第2点としましては、強風、寒冷、多雨とよく表現されますように熱帯多雨林や常夏の海岸などのイメージが強い灼熱の大地のオーストラリア本土と比べると最高気温が10度以上低いということが多く、また、夏でも山の地方（1600m程度）では雪が降るということがあり、南緯40～50度では轟く西風による荒い海に代表される気候であること、また、オーストラリアは社会的歴史が浅い反面、地質学的、考古学的価値が非常に重要視されていると思います。ドンドワナ大陸、氷河期形成の地形とその生活体系ですとか高山植物の約60%がタスマニア固有種であることから、古代とのつながりを感じさせる点というのがタスマニアの自然の象徴的な意味合いを更に強調しているのではないかと考えます。

また、これは植民の国オーストラリアの特徴といえるのですが、タスマニアでは社会形成の過程を物語る18～19世紀初頭以来の流刑、植民、これに関する航海の歴史など、水力発電開発などの産業開発の足跡などが多く残り、州の歴史、文化として重要視されています。ヘイ先生のお話にもありましたので詳しくは申しませんが、フランクリンゴードン川地域の開発阻止運動が82年の遺産登録にもつながったという環境支持者の勝利は英雄談として現在でも語り継がれています。またこれとは反対で、72年に水力発電ダムの底に沈んだペダワ湖については、その廃木や失われたものが、生態学的価値だけでなく、地域住民の社会、文化、心理的に深い傷を残したとして、30年たった今でもその回復の可能性を巡って討論が続いています。このような活動の担い手となったのが世界初のグリーン政党、今ではグリーンズという政党の前身となりました統一タスマニアグループなど、また、現在でも政治的影響力の強い自然保護団体タスマニア保護財団などです。

また、タスマニア遺産地域は4つの国立公園と13の各種保護区を含みますが、各種保護法の設定による自然地域、保護区の設定を含め、保護の歴史は20世紀初頭にさかのぼります。また、自然をテーマにする芸術、山歩きなどの自然体験、エコツーリズムなどのレクリエーション活動もタスマニアがメッカと言えまして、これは州の重要な財政源とも言えます。ペダワ湖

やフランクリンゴードン川を巡る自然保護活動に大きな役割を果たしたのは写真で、アメリカのヨセミテ公園に代表されるアンセラーダムスの作品やアメリカのシエラクラブの自然写真とも似通ったもので、カレンダーやドキュメンタリー番組などは現代人の貴重な自然体験、学習の場となっているとも言えます。また、タスマニアの州人口（45万人）うち約2000人が山歩きの会の会員となっている、人口の約3割が何らかの形で山歩きに参加しているとされています。また、州への旅行者の約7割がエコツーリズム、自然との触れ合いを求めており、更にその3割が自己の社会意識が高い人間であると評価していることからタスマニアの自然が持つ象徴的な意義が伺えます。

このように、タスマニアではエコツーリズムの提供者も受ける側も自然保護意識が高いと考えられます。タスマニアのWildernessというものは、本土との景観の違い、考古学的、地質学的な歴史とのつながり、植民、航海の歴史、産業開発の足跡、環境思想形成の歴史、芸術、文学、自然、レクリエーションなど、様々な要素からなっていると考えられ、象徴的意味合いは州だけではなくオーストラリア全体の環境思想の形成という重要な精神文化を培ってきたと考えられます。遺産地域での精神性文化というものが現れてくるのは、先住民（アボリジニー）文化に関するもので、記述があるのはエアーズロックなどで知られるウルルカタジュ国立公園、カカドゥ国立公園、最新登録地である西オーストラリアのパースルル国立公園などで、そこにある先住民聖地はオーストラリアの社会、文化、政治面で非常に大きな影響力を持っていると言えます。その中でウルルカタジュは文化的景観ということで再登録されています。

タスマニア遺産に関しては先住民に関わる精神性文化としての基準はありませんが、タスマニアのWildernessというものがオーストラリア社会全体に及ぼしてきた社会、文化、政治的影響というのは、地域に聖地的意味を与えてきたと思います。言葉を換えますと、Wildernessというものが日常の非宗教的、庶民にとっての聖地とも考えられ、その意味での文化的景観と考えられるのではないかと思います。遺産に関する文化というものが過去のもの、また、その保全に関するものは当然とは言えますが、今後の自然遺産の管理、保全は地域社会に関わってくるものですので、その政策、運営には地域、社会、住民意識、経済活動をも含めた全生活、その精神文化を阻害することは出来ないと思います。タスマニアの場合もその聖地性、精神性が州内外で広く認められているということを今後の管理、保全に広く生かしていくべきだと考えます。

また、自然遺産において地域社会に根ざした文化を地域遺産として位置づけていくということはこれまでの権利の主張、抵抗運動としての保護思想、運動から一歩前進し、自然というものを次世代に継承していくべき文化遺産と見なし、その管理、保全を現社会の責任ととらえることにつながると考えられます。日本では、今、各地で木の文化継承のための森づくりというような試みが進められています。また、世界遺産地域であるベトナムのハールンベイ、ハーロン湾等では地域全体をエコミュージアムとして地域住民の生活と自然保全が一体となっている試みが知られていますが、自然遺産を象徴的な庶民の共通の聖地と位置づけその保全を考えていくことは、このような伝統文化継承の試みと相通じるものがあるのではないかと考えられます。特にオーストラリアのような歴史の浅い、様々な民族からなり、土地のつながりが薄い多文化国家にとって、庶民に共通の精神文化遺産をつくっていくということが環境保全だけでなく社会の成熟、統一をはかる手だてとして大変有効なものではないかと考えます。環境保全には異文化間理解、つまり、政治機構や言語、価値観、信念の違いなどを超えた共同作業が必要ですが、オーストラリアのような多文化社会がどのような自然と人間の関係を育んでいくのか、どのような景観に価値を与え作り上げていくのかを探求することは、多様化する現代社会に共通する課題ではないかと考えられます。

少し抽象的な話になって恐縮ですが、自然を精神文化遺産ととらえることは、土地とのつながり、精神性というものが失われつつある現代社会に求められているのではないかと考えています。また、最後になりますが、今回のシンポジウムは自然遺産における地域、文化の意義をタスマニア・ガラパゴス・白神とグローバルなレベルで考察するというすばらしい試みであると思ひましてここに参加させて頂いたことを大変光栄に思っております。また、英語圏で研究生活をしておりまして、日頃から環境思想におきまして非英語圏の知識、経験がまだ十分に理解されていないと感じております。非英語圏の観点を更に推進していくべきと考えておりますので、このシンポジウムが今後の研究、教育の上で共同活動に発展していくことを願っております。今日は本当にありがとうございました。

牧田：地域社会研究科のシンポジウムにとって大変有り難いご発言を頂きましてありがとうございました。続いて、工藤さん、お願いします。

工藤：工藤光治と申します。ただ白神の山で生まれ育ちました私にとりましては、このようなシンポジウムに出ることは非常に勇気のいることです。今現在も山にいるのとは違ひまして非常に大きなプレッシャーを感じています。私が15歳（昭和37年）でマタギの見習いを始めました頃はまだ明治生まれの方がおりまして、昔からの伝統と作法を守り、マタギ集団がしっかりと活動していました。先輩からいろいろ学びましたが、私が見習いを始めた当時のマタギの頭領は鈴木忠勝さんという方でした。彼は非常に気力、体力、知力に優れていまして申し分ない頭領だったわけです。彼からは、夜でも吹雪でも山を迷わずに歩く方法を習いました。今日は時間の関係で詳細は省略しますが、今度山においでになったら、たき火を囲みながらお話ししたいと思います。その次は工藤富雄さんという方です。熊よりも自然よりも何よりも怖いのは食べ物が無くなった時だということを教わりました。私も15歳の頃はまだ育ち盛りでしたので食欲がありましたし、工藤富雄さんも大食漢でした。熊を深追いしまして帰りに食べ物が無くなって雪が青く見えたり赤く見えたりしながらようやく帰ってきた時の話をしてくれまして、食べ物は絶対粗末にするな、一度に食べずに体から離すものではないということをお教わりしました。もう一人、工藤定一さんからは、熊や自然に対して油断すると命取りになるということをお教わりしました。彼には熊に背中をかいてもらった人というあだ名があります。ちょうどその頃は村田銃が流行りましたが、大変使い古されたもので故障が多かったそうです。それで熊を撃ったところ、逆に襲われまして熊に背中をひっかかれお尻をガブッとやられました。彼の祖父は、槍はぜったい離さず持って行けと言っていたそうです。しかし、邪魔なものですから家から持って出たものの隣の納屋にしまって出ていったのです。ということから熊や自然に対する油断、甘く見てはいけないということをお教わりしました。

普通の暮らしと同じように、私たちが街の暮らしのように近くなり、槍から村田銃、そして散弾銃と変わっていきます。村田銃そのものは日露戦争で使ったものをライフルだけ削って猟銃にしたものを払い下げたもので、ガタがきてどうしようもありませんでしたが、散弾銃は新品で買うことが出来ました。最初は単発でしたが次第に連発となり1965年頃からは今度はライフル銃が手に入りました。次第に銃の性能が良くなりまして、今私が使っているのは米国製ウェザビーという銃です。これはスコープ付きなので100m程度の距離ではペットボトルを外すことはありません。そのくらい命中精度はいいですが、白神はブナの林ですからたくさん木が茂っていて障害物がありますから命中はしないです。このような様々な変化はありましたけれど、私たちが山で暮らす生活のもととなる心、先輩から教わった心はほとんど変わりませんでした。先輩から教わりました山で生活する気持ちというのは、自然や山の神に対する恐れ、敬い、信仰の心、こういうものが基本になりまして、全ての山の幸は山から授かるもの、山の神様からの授かり物であるということが基本だったのです。ですから、むやみに撃ったり、やたら手当たり次第に取り尽すということをしなくて、必ず子どもや子

孫に残すようにしたのです。

このようなマタギの生活が大きく変わるといのは、私が見習いを始めた頃はもう目屋ダムの建設が始まっていたんです。私以外のほとんどの若者は、ダムの建設現場に働きに出たり、進学をしたり、また、近くにありました鉾山の労働者として行きまして、マタギの修行をやったのは私一人だったのです。ですから、先輩たちと修行している間にも村の生活はどんどんどんどん大きく変わっていきまして1960年にはダムが完成したわけです。1000年ほど続いた私たちの集落はダムの湖底に沈みましたが、私の父親は更に上流に引っ越しまして私たちに山に向かわせたわけです。その当時は、まだ林道も整備されてなく家から山へ歩いていく毎日でした。

その後に昭和37年から約10年間掛けて西目屋村と日本海を結ぶ旧弘西林道（現主要地方道岩崎-西目屋-弘前線）が建設されました。ダム建設ではある程度住み慣れた所は水没しましたが、更に奥に引っ越ししたので山での生活は確保できましたが、弘西林道の建設とそれに伴うブナの伐採は私たちの生活を一変させました。林道というのは山から切ったブナを運ぶだけでなく、下の方からもいろいろな人を運んでくる結果になったのです。次第にブナの伐採で獲物が少なくなり、下から来る人たちのために山菜採り、キノコ取りも競争するような状態になりました。遠くに行かなければ、いいもの、商品価値のあるものは採れなくなりました。ただ単に山菜採りやキノコ取りをする人が増えただけではなく、その採り方にも大きな問題があった訳です。

私たちは山の恵みということで採る量も次の世代を考えた採り方をしていましたが、趣味や遊びで来る人達には全くそのような考えがありませんでしたから、山との付き合い方の伝統が無茶苦茶になってしまいました。結局そのような人達に山を荒らされてしまったわけです。これは魚も同じです。釣りに来る人が街から来る時にゴミも一緒に持ってきて、釣りをして、帰りにゴミを置いていくということが今現在も後を絶たない状態です。

さらにまた私たちの生活を大きく変えたのは、津軽ダムという目屋ダムの下流に規模の大きいダムの建設が決定したことです。平成13年に、今度は砂子瀬地区も隣の川原平地区も合わせて170世帯が移転を余儀なくされたわけです。何とか私たちは山での生活を続けたいと思ひまして約4 km下流に引っ越ししました。それで、もともと住んでいた所よりは車で20分山から遠くなりました。

私たちマタギは自分の手で直接生きているものを殺したり、採集したりして食べます。ですから、ほかの人達よりは命の尊さというのをわかっていると思います。ですから、必要な時に必要なものを必要なだけいただく、そのような心がブナ林を支えてきたと思います。先輩達からは、ブナの森を大切にすることが私たちの生活を守ることなのだと思わされました。私としては、これが自然と共に生きることだと思っています。山の、自然の四季に合わせた生活、自然の恵みに頼る生活は非常に厳しいものです。会社勤めでは無いですからいつ休んでもいつ仕事をしにいてもいいですけど、骨惜しみすれば自分の収入は減るわけです。そんな辛い思いをしながらでも自然に合わせた生活は幸せだったわけです。

白神山地は自然遺産ということになっていますが、このように自然と一体に暮らせる幸せな生活が体験できる場所でもあります。現在、私たちと一緒に山に入りますとそのような体験もできます。そういうことで先程先生方が話しておりました文化遺産の価値が私は十分あると思っています。そして、私たち自身がその文化遺産を皆さんに伝えていくうちの一人だと思っています。「どうして熊を殺すのか」というような質問もありますが、津軽藩ではずっと熊の毛皮などを商品として江戸の方に送り商品として販売していたのでずっと奨励されていたわけです。元禄元年（1688年）から記録が出てきて、1870年まで約185年間で1904頭の熊がどこの山で撃たれたかが記録されております。その中で圧倒的に多いのが白神

山地です。そういうことですから、私たちも伝統を受け継いでいる血液が流れていますので、熊狩りを一概にやめることは出来ないのです。そういうことで、どうぞ、これからも白神の文化遺産としての私たちを見つめて遊びに来ていただきたいと思います。

牧田：自分の手で命を取るのだから命の尊さがわかっているというのは、重いお言葉だと思います。どうもありがとうございます。続いて竹内さん、よろしくお願いします。

竹内：竹内と申します。よろしくお願いします。研究科院生の中でたまたま白神に関わった仕事をしているもので、代表としてここに座っております。壇上のメンバーの中では一人だけ、まだ、学びの半ばという立場にあります。肩書きにビジターセンターという職場の名前も出ていますが、今日は出張ではなく休日です。本日の発言も全て私個人の発言でありますので役所の看板を背負ってではないということを最初にお断りしておきます。

自分自身と白神との関わりですが、今から約20年ほど前です。深浦町の追良瀬川上流にあります松原分校という小学校に勤務していました。集落全24軒、児童数も10人位というような学校ですが、そこではまさに白神の恵みを受けて山の恵みに支えられた生活、森や川の恵みが食生活のプログラムに常に入っていました。行き止まりの集落でしたので伝統的な保存食も発達していました。そんな貴重な体験を3年間出来まして自然と共に暮らすということを実感しました。ちょうどその時春秋林道建設が始まって、反対運動に加わることになりました。また、自分で鳥の勉強をしていたものですから、その時、鳥類調査に参加して白神に入るようになって、それ以来、ずっと白神とつながっているという立場にあります。

今日はレジユメがありますので、レジユメに多少補足するような形で進めていきたいと思いますが、レジユメを知り合いに見せましたら「表題が環境教育と入っているのにいったいどこに環境教育があるんだ」というように言われまして、要は、自分の願いとしては、良い自然に触れてほしい、そのためにどうあればよいのかということについて、幾つか具体的な事例でお話をしたいと思います。世界遺産地域については巡視員制度や様々な協議の場とかが整っていますが、その周辺部にも優れた自然があるわけですし、そのような周辺部の課題を主に取り上げたいと思います。

始めに、レジユメ上では歴史を振り返っておりますが、ちょっと、過去のことについては省略します。ただ、遺産としてのスタート時点に於いて非常に混乱があったということで、それに続いて、今新たに観光化が始まっていますので、再びまた新たなルール作りというものが必要ではないかと考えております。入山問題というものがかつてありまして、核心地域についてのものすごい論争があったわけです。その時から心配されていたのは、人がより多く入り込む周辺地域への負荷であります。それが、最近現実のものになってきてまして、今走っている方向がこのままでいいのかということを考える機会に出来ればと思っております。

白神山地は生命文化複合体という表現で、これは、今日何度も出ているように、自然というものを自然だけではなく文化と地域とを合わせたものとして捉えるということです。それから、環境教育の場として後世に伝えていくべきポテンシャルを持った所であります。ところが最近、ブナの巨木の周りに道路を整備して砂利を敷いたり、大きな看板を建てたりというようなことが出てきました。私も人を案内することが時々ありますが、森を見てきて最後に津軽峠の巨木を見た瞬間、本当にブナの神々しさといいますか、先程ヘイ先生のお話にもジョン・ミウアが神々を感じたという話がありましたが、そのようなものを感じます。しかし、どうもあの看板が出来てからそのようなものを感じなくなってしまいましたし、それから、木に絡みつくツル植物、そのようなものを下の幹を傷つけてまで刈り取ってしまったり、そういう白神を見せていいのかということ最近感じております。ですから、外部の人に自然を觀賞する舞台を提供しているというような傾向が無いだらうかということを感じます。

それから、観光のほかにも最近植樹も盛んに行われるようになりました。自然の大切さ、素晴らしさというのは直接触れ合うこと、体験によって感じることは非常に大事なことでありますが、そのための準備段階としてわざわざブナが育っているものを切り取って植樹場所を作ったり、入り込むための林道の刈り払いなどをするわけです。オタマジャクシが泳いでいるような道路沿いの水たまりに切った枝が投げ込まれている、積み上げられている、そのような状態もあります。反面、きちっとした手続きで現在育っているブナを育ちやすいように引っ越しさせようというような再生事業も行われております。今、心配しているのはどちらかというとバスマニア的な観光のことですが、環境に優しいはずのエコツアー、エコツーリズム、自然体験学習というの、やり方によっては、人気が出て次々と入ってくるようになると、結局はバスマニアと同じような結果になってしまうという心配があるのです。

そこで、どのようにしたら良いのかということについていくつかの課題を出したいと思います。ここで、二つのキーワード、「エコシステム・マネジメント」と「総有」を提起します。「エコシステム・マネジメント」は人の活動をも含めた生態系管理の考え方で、モニタリングによって修正するという柔軟さを持った考え方です。そのためにはモニタリングを行わなければいけないわけで、どのくらい人による負荷が与えられているのかという測定が必要になります。ですから、最近バスマニアが非常に入っている中で、観光をどのように管理するのかというのが緊急の課題ではないかと思っております。先程のガラパゴスの例でしたら船とかが自然に規制されるものとなっていたわけですが、タスマニアや他の場所ではどうなっているのかということ、逆に教えて頂きたいと思っております。

それから、利用する人達が非常に増えてきているのですが、そのようなところでは資源は限られているのですから、みんなで使っていく「総有」という伝統的な発想が、今必要ではないかと思っております。これは、みんなのものだからみんなで大切にしようということで、また、白神の自然に関わる全ての人にこの「総有」関係を作り出すこと、意識を持ってもらうことが必要であると思います。自分だけ見れば、楽しめばいい、というツアーだけでなく、やはり次の人にも良好なものを残していくというスタンスが欲しいと思います。これは、白神全体という非常に広くなりますので、暗門や津軽峠などの特に人が集まるポイントでのルール、モニタリングシステムなどが求められていくのではないかと思います。

例えば、私も職場抜きとは言いましたが、この職場にきて時々山を歩いているわけですが、暗門周辺のブナ林散策道などを見ても、私が勤めてからの3年間でもだいぶ踏み固められたり広がったりということがはっきり分かるようになってきました。それから、巨木周辺も土が踏み固められて、硬度計で測った時には登山道とほぼ同じ硬度が出ていて、以前は半年間の雪が解けた後は非常に柔らかい腐葉土でブナの芽がたくさん出ているという状態でしたが、最近はそのような柔らかい状態に半年の眠りを覚まして戻れないというような状況になっております。

そこで観光とは何か悪者扱いのように言っていますが、けっしてそうではなく、やり方を変えることによって観光が逆に啓発の有効な手段になるのではないかと思っております。ビジターセンターとかは、逆にたくさん来て欲しいと思っているのですが、山の場合は人を多く入れるということが評価の基準にならないと思います。ビジターセンターにいて感じることとして、旅行者から案内書や地図を送って欲しいという依頼が来るのですが、突然来ることから、ほとんど現地を知らないでプランを立てているなど感じています。ですから、白神はどのような山で、どんな事に気を付けて入らなければならないのかという旅行者への指導が必要になると思います。それから、モニタリングと言っていますが、モニタリングをして軌道修正をするシステム。ただ、新たなシステムをつくるか人材を用意するかは、これまた大変な話ですので、エコツアーをしているガイドさん自身がモニターとしては最適

任者になるのではないか。先程のガラパゴスの話でも、インタープリターがそのまま管理人になっている、つまり解説者が監視する人にもなっているという話がありましたので、指導すると同時に自然の状態がどうなのか、きちんと保たれた状態でお客様を案内できるのかということモニタリングする、そのような方法もあるのかなと思っております。

それから、環境教育というのも、時として行動が目的にすり替えられてしまうということがあります。環境教育自体は非常にいいことではあります、イベント的になり、それで終わってないか、方法的に間違いはないか等、専門家を交えて考えることが大切であろうと考えます。つまり、やること自体に満足してしまい、やった時点で終わってしまうことでもいいのかということです。白神に行って木を植えてきたけれど、家に帰ってまたこれまでと同じような生活をしている、ということではちょっと物足りないだろうと思います。

今日のシンポジウムの冒頭で副学長の神田先生から温暖化の話がありましたが、温暖化が進むとブナ林地帯もどんだん山の標高の高い方へ逃げ行って行ってしまう。何かそこで、自分の生活を切り替えることによって温暖化を防ぐこととなり、白神を持続させていくことになるんだということを、考えてもらう必要があるのではないかと。そこまで行って初めて環境教育が成り立ったと言えるのではないかと、自分への反省も込めて考えております。

最後になりますが、世界遺産という肩書きはあまりいい表現ではありませんが、世界遺産になったということがたくさん学校の学校も利用していますし、「素晴らしい」とか「この自然を未来に」という意見が、大抵最後の感想に出てきます。しかし、大事なのはそこにどのような体験で行き着いたのか、その体験の中身が大事ではないかと思っております。かと言って、津軽の人達がまだまだ地元にとっても、白神というのが遠い場所ではないかと思っております。世界遺産に認定された場所があるということをもっと誇りにする、そのような形の利用もあると思っております。ですから、今のところ世界遺産ということがどうも観光に偏った形の部分だけが目につくのですが、環境を考える入り口、環境+文化を考える入口としてもっと使って欲しいと考えております。

センターでも学校での活用というのが徐々に増えていますが、小学校では年間18校、うち県外が15校です。中学校では11校、半分が県外です。まだまだ地元の人が白神について考える、そのベースの部分はまだ行き着いてないし、私たちが努力しないといけないと考えています。いずれにしても地元で文化まで深く知る人、そのような人がリードしていくことによって、単に生き物に触れるだけではない本当の価値を伝えていけるのではないかと考えております。

牧田：環境を考える入口というのは大変良い言葉だと思います。それでは、先程の講演者の先生方にコメントを頂きたいと思っております。まずは、伊藤先生にお願い致します。

伊藤：はい先生、それから3人のお話を聞き、また、私の体験も含めて申しますと、自然を保護し、かつ、今の人の世の中でどのように接していくかというその方策には、いろいろあるなという気がします。それは、自然に接して住んでいた人もいますし、それから、ガラパゴスの例で言いますと、ガラパゴスの自然保護は上からドンと押しつけたものです。それをやらせたのはダーウィン研究所が政府と協定を作って国立公園管理事務所を作らせて、行政権限を持たせてそこへ助言をしたわけですね。そのようなことは、長く古くから人と自然が接触しながら住んでいた地域では出来ない仕事でありまして、まさにそこに精神性という考え方が入ってきた時に日本の山の神とも通じる考えでしょうが、人間と自然が共存していく道があるのかなという感じがしました。

牧田：ありがとうございます。では、続いてはい先生お願いします。

はい：色々な意見が出ましたが、重要なことは、文化と自然というものをどのようにバランスを取って自然保護に向けていくかということです。例えば、タスマニアではいろいろなグルー

プが紹介されましたけれども、全ては自分の土地をこよなく愛しているわけです。それが政治の世界、利害関係でもって衝突するわけですが、自然と文化というものは実は補完関係、お互いに補う関係にあって、本当は敵対関係にあるのではないということが大きな点だと思います。そして、パネリストの皆さんのお話の中にも、そのバランスを取ろうということがありました。タスマニアの世界遺産地域では、以前はもっとたくさん住んでいましたが今は3家族しか住んでいないので、こちらで問題になっている文化と自然とはそんなに現実的な問題になっていないということで、その点ではタスマニアの方が問題はそんなに複雑ではないと思います。

牧田：いまおっしゃった3家族というのは、核心地域に住んでいるのですか。

ヘイ：いえ、3家族というのは核心地域ではなく周辺地域に住んでいる人たちです。そういう意味では核心地域に人は住んではいませんが、ハイキングに来る人は沢山入ってくるということです。歩いていて、どこが核心地域でどこがそうでないのかという境界が作られている訳ではないので、ハイカーがどんどん核心地域へ入ってくることになります。

牧田：せっかくですのでフロアの皆さんからもご意見をいただきたいと思います。ことに、地域社会研究科の院生の方もたくさんいらっしゃいますので、是非この際ですから、ご意見やご質問をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

工藤：地域社会研究科博士課程1期生の工藤です。今日、マタギのお話を聞かせてくださった工藤光治さんと同じ名字でとても嬉しく思っておりますけれども、本当に貴重なお話を聞かせていただいたなと思って感動しております。私は実は看護師です。地域社会研究科では、今日は竹内さんも環境教育という言葉をお使いになっていましたが、看護師をどう育てるかという教育の問題が私のテーマです。実は先日ある知人に、「いつも自然と接することが出来ていいですね。私は人、人、人に挟まれて疲れてきました」と言ったところ、「いや、結局は人だよ」ということを言われて、ドキッとした次第です。先日、他の集まりでも話したのですが、やはり人が壁になっているのを強く感じていまして、人の壁をどう取り払っていったらいいのか、それが観光の管理と環境の管理ということにもつながっていくのではないかなと思いました。どうも、貴重なお話ありがとうございました。

牧田：どうもありがとうございました。やはり、自然保護区を含め世界遺産というのは人が決めたものですから、人が壁になるのは当然の事だと思います。そこが一番大きなネックポイントになるのだと思います。ほかにございましたらご遠慮なくどうぞ。

神田：農学生命科学部の神田です。ダーウィンが見た世界を今も見る事が出来るという伊藤先生のお話に非常に驚きました。ところが急激に帰化動植物が生育するようになってきている。そうすると、せっかく170年前から守られてきたものがどうなるのか。コントロールすると言ってはいましたが、それは可能なことなのか。どのようにしていくのか。その辺を説明していただければと思います。

伊藤：私は植物が専門ですので帰化植物について説明したいと思います。帰化植物は確かに問題です。けれども、今ガラパゴスでは600種記録されていますが、そのほとんどは農業地域の中で記録されているものです。話の途中でも言いましたが、97%が国立公園として保護区であり、3%が農業、居住区であります。ほとんどの帰化植物はその中で発見されているわけです。しかし、全てではなく一部は国立公園地域、保護区の中に出ていっているわけです。これについてどのようにコントロールしていくかは、ダーウィン研究所が研究しています。具体的に2つ例を挙げますと、一つは幹に「なため」を入れてそこに除草剤を入れると全てが枯れるということが試験研究でわかってきましたので、そのように駆除しているものもありますし、また、「なため」を入れても下から芽が出るので上から入れ、下を出させてもう一度切って除草剤を入れると枯れるというのもあります。木によって特性がそれぞれ違うのを

突き止めた上でコントロールをしています。そのようなものの中にごく僅かですが保護区の中に入り込むのがありますので、個々について駆除方法は検討しています。97%は保護区でその中の1%はビジターサイトでありますので95%以上が手つかずのまま残っているのは確かです。

城田：今の質問に関連しまして、私は農学生命科学部で進化生態学というのを教えています。以前、文部省の在外研究員でハワイに10ヶ月いたのですが、ハワイも固有種が沢山生えている島です。ハワイの研究者達と、固有種をどのような形で守るか、新参者を排除しようなどと話し合ったシンポジウムで、会場にいた人々にはネイティブなハワイアンは一人もいませんでした。まず始めに排除されるべきものをあげるなら、日本人観光客が年間約180万人あります。ガラパゴスの話の中で私が学生達に話すことは、最初にチャールズ・ダーウィンがガラパゴスに着いた時に、その前にすでにその島に行っていた人がいたということです。それは捕鯨のための人々などで、ガラパゴスは水と食糧の供給場所だったわけです。伊藤先生は、今日は意識的に言われなかったと思いますが、ベグロウ航海記にダーウィンが書いています。「島ごとに住んでいるゾウガメの何が違う？」と聞いたら学生はみんなわからない。形が違う？

ところがダーウィンは味が違うと言っているのです。ダーウィンもゾウガメを食べている。要するに私たちが今までやってきたことは、人間も含めて元々そこに住んでいたオリジナルな生物を新参者が排除してきた。それに対して新参者が排除の論理をどのように変えようか、そこをガラパゴスの場合にはダーウィン研究所が非常に強い政治的力を持って新参者の侵入をここで止めよう。これは牧田先生が白神でコア部分に人が入るべきかどうかという議論がかなりありましてシンポジウムをやったりしましたが、いつも問題になってくるのはまさしく先生が言われた共生なのです。ある人にとっては共生する必要はなく新参者を全部排除しよう、もっと極端な場合には観光客も来ないし、人間も一切排除するとガラパゴス島は元のままになるだろう。一つの折衷案は幾つかの島は完全に人間を排除して、ハワイでもそのような議論をしたのですが、ある島は観光客に来ていただいて、外来種が入っていても出来るだけ排除するが仕方ないというようにやる。この辺の発想が牧田先生のコア部分の許可制とバッファゾーンという形になっていくのですが、そんな議論を皆さんで少ししていただいたら面白い話になるのではないかと。そして、これが未だに「白神のしがらみ」というように竹内さんが書かれているわけで、青森県ではいつまで経っても問題として残っています。

伊藤：今の問題はガラパゴスだけから発言するようでないようです。ガラパゴスでは人が定住するようになったのは20世紀に入ってからです。以前にいたのはいたり、いなかったりする非常に一時的な居住者であって、そのような人々がダーウィンが来た頃にはいましたが、はっきりしているのは、先住民はいないということです。全てを排除すればガラパゴスは守られるのですが、実際に今の時代では人と自然が接触して自然の良さを知ってもらうことが結局は自然を守る道を開いていくと思います。従って、外から入る人は観光客であれ居住者であれ、我慢をしなければならないところがあると思います。それはどこも同じだろうと思います。私は白神については提言したいところもあるのですがそれを言うと・・・

牧田：工藤さんから色々な話を伺うと、マタギたちは今の世界遺産地域の2倍3倍の地域を自由にどこでも昔は歩いていたわけです。しかし、人数は全体に少なく、山に入るマタギたちは先程の話にあったように採り方から何からルールを守っているのです。白神山地全体は全然傷まなかったわけです。それが保護地域は出来たのですが昔とだいぶ変わり、核心地域の中に限って言いますが、工藤さんたちがマタギを始めた頃と比べて、変わってきていますか。

工藤：核心地域の場合が一番大きく変わったのは魚の減少です。それと、昔はほとんど踏み跡すらなかった。私が初めて行った頃はまだわらじを履いていて、擦り切れたわらじを捨ててくる

のですが、その作り方にみんなの個性があるので、わらじを見れば誰が来たかわかるくらい、人が少なかったのです。

牧田：かなりの場所に踏み跡がありますが、踏み跡を頼りに歩けるところが随分あると思います。やはり人の圧力というのはありますね。

工藤：それと、外来種で言えば、核心地域の赤石川二股に釣り人が食べ残したトマトの種から苗が出ていたというのもありました。それくらい、白神の場合は核心地域であろうとも人間臭くなったという感じがします。

牧田：加藤先生、オーストラリアも世界遺産大国だと思うのですが世界で一番多いですよ。

加藤：はい。

牧田：そこへの入域はどのようなルールになっているのですか。

加藤：まちまちだと思うのですが、特に先程省いたのですが先住民聖地になっている所が3カ所あります。カカドゥ、ウルル、パーヌル。そのようなところだと先住民とのネイティブタイトル、土地の権利ですとかそのようなところとの政治絡みで非常に複雑な立ち入りについての政治的管理があるのですが、場所によってかなりまちまちではないかと思います。

牧田：例えば、ニュージーランドではかなり自由に入れますよね、その聖地を除いては。オーストラリアでも一般の世界遺産というのは割とハイキングで近づけるとは思います。

加藤：一般のレクリエーション的な利用は特に問題ないと思います。かえって規制がない事が問題だとは思いますが。

牧田：竹内さんは連れて行かなきゃ商売にならないという話ですよ。さっき周辺地域のことをおっしゃったのですが、周辺地域の活用と核心地域の保護。やはり核心地域にも連れて行きたいと思うし、その辺のところはいかがでしょうか。

竹内：核心地域は去年の7月から届け出制に変わりました。センターも対象になったのですが、うちの方に来ているのはほんの何通かです。たぶん出さないで入っている人もいるでしょうし、その辺は工藤さんの方が詳しいでしょうが、いずれにしても核心地域は体力、技術を要する場所なので、かなりの経験、ベテランでないと入れない場所です。

牧田：先程ヘイ先生が、タスマニアの世界遺産でも人の侵入が問題だと言われました。タスマニアの場合にはWildness Heritageなわけですが、人の侵入は規制がないのでしょうか。あるいは規制しようとする動きとかはないのでしょうか。

ヘイ：タスマニア州政府はここ2、3年のうちに何かの許可制度を考えるだろうとのこと。人、トラックが通れるような大きな道が3つくらいあり、許可制度を作るとそこに集中し、先程工藤さんからも足跡が残り固くなるという話がありましたが、同じようなことで、許可制度を作っても変わるのではないかということです。

牧田：伊藤先生、提言を一ついただけますか。

伊藤：ガラパゴスのことを先程からの話題に関連して話をします。それが実は白神への提言にもつながっていくのですが…。ガラパゴスではビジターが絶対に入れない場所が決まっています。保護区が4つのゾーンに分けられておりまして、「原生自然保護区」、「自然地域と原生自然地域」、「特定利用地域」、「ビジター地域」です。更に一つ加えると「レクリエーション地域」というのがありますが、これは居住地に接しているものですから、とにかく4つ、もしくは5つに分かれております。その中の「特定利用地域」から上の地域、つまり、「原生自然保護区」へ入るときは、環境大臣の許可がないと入れません。次のプリミティブ・エリア、先ほどは「自然地域と原生自然地域」と言いましたが、これに入ることは一般のビジターには出来ません。環境大臣の許可を取っていただければここでは採集が出来ます。「ビジター地域」だけはナチュラルリストガイドがついている時に限って入れます。先程言いましたように、監視役であると同時にインタープリター、解説者であります。しかも決められたトレイルしか動け

ないわけです。「レクリエーション地域」というのは、むしろ地元住民が自由に入ってもいい国立公園区域です。例えば、海岸で白い砂浜があって海水浴場になるような所ですが、ここへ入るにも届け出はあります。入り道にゲートがあって、住民はIDナンバーと名前を書いて、我々だとパスポートナンバーを書いていかないといけないわけです。そのようにゾーニングしてありまして、それぞれ規制の重さが変わっています。そのようなことから見ると、外部から来るビジターは常にナチュラルリストガイドがいるところでないとい入れないわけです。わずかに届け出れば入れるのはレクリエーション地域、そのようなところです。

そのようなことから言うと、日本でもこのようにガイド付きでないと入れないという制度を私はもう少しきちんと作ったら良いと思うのです。今、日本では国立公園で需要調整区域という新しい区域が出来たのですが、ここは入山禁止がとれるような区域です。去年、自然公園法が改正されました。その前から私が言っていたことですが、例えば、富山の立山ではケーブルカーでしか上へ登る手段がないのです。上に行けば必ずバスで運ばれます。そこから先は全部権限を持ったガイド付きで案内すればよいと思います。同じようなことが白神でも、今すぐとは言いませんがそのような制度が作れるのであれば、外部の人がここから先へ入るにはナチュラルリストガイドに相当する人が付いていないとい入れない、そして案内する場所しか行けない、そのくらいの制限が出来るような方向を考えるとどうだろうかと思えます。そのようにすると、自然を汚すこと、ディスターブすることも分散でき、管理者が、ある意味では管理観光になるのですが、外部から来る人はそのくらいの我慢をしてもらったらよいと考えます。ガラパゴスでは我慢させています。

牧田：ありがとうございます。大変強烈なご意見なのですが、敢えて私は何もコメントを申しませんが、あと少し時間があるのでせつくなので会場の中でご意見のある方、是非。

大坊：大学院地域社会研究科一期生の大坊と言います。伊藤先生にお伺いしたいのですが、ダーウィン研究所の運営というのが寄付で行われているということで、私はそのようなことに興味を持っています。本来、公共性のある仕事は行政がやるべきだということで、ドネーションと言いますか、例えば、一方でビジネスとして利益を上げるようなこと、その地域でなくてもかまいませんがガラパゴスを守るような基金を作るビジネスをほかのところでやって、収益金をドネーションとしてそちらの方に回すことは非常におもしろいと思えます。お聞きしたいのはドネーションが世界の色々な所から来ていると思えますが、その内訳とかダーウィン研究所の規模は分かりませんがどの位の金額かちょっと申し訳ありませんが教えて頂けたらと思えます。

伊藤：100%ドネーションと言いましたがちょっとは自前で稼ぐところがあります。ひとつはガラパゴスに関連する図書売っていることが一点、もう一つは、これはダーウィン研究所に行くとすぐ分かるのですがダーウィン研究所のなかにキヨスクと称する屋台がありましてダーウィン研究所のロゴの入ったTシャツなんか売っているのですが、ただ、ここで売ると街のTシャツ屋が売れなくなるからキヨスクは閉店してくれというせこい要求も出ています。そのようなあがりはありませんが、ごくわずかなので100%ドネーションと言っているでしょう。ざっと言いますと、日本円に換算したことがあります、世界中から年間2億～2億3千万円を集めます。そのぐらいの業績を認められていて、かつ、集める努力もしていると言いますか、それでやっております。詳しいことをもしお望みならばダーウィン研究所のホームページを覗いて見てください。そこを見ていただくと、如何に透明度の高い運営をしているかということも見ていただけます。その中に経理のことも出ています。是非皆さん覗いて見てください。それはダーウィン財団のホームページですが、ダーウィン財団が金を集めてダーウィン研究所に金を渡して運営しているわけですから、ほとんど全てがわかります。

牧田：ありがとうございました。さっき脇から白い紙が出まして5時50分までということをおっしゃってちょうど51分でございます。皆さん、今日は人数はあまり多くありませんでしたが活発なご発言を頂きましてどうもありがとうございます。ご講演の先生方、パネラーの皆さんどうもありがとうございました。これでシンポジウムを終わりたいと思います。

※本講演録では、録音機器の不調のため再生不能な部分があり、フロアからの質問を一部記述できなかったことをお断りします。

## 【パネリスト報告の英文要旨】

### Re-defining “culture” of the Natural Heritage

Kumi Kato

(The University of Queensland, Australia)

The Tasmanian Wilderness World Heritage Area, covering 1.38 million hectares or about 20% of the State of Tasmania, is a combined heritage area inscribed in 1982 fulfilling all natural criteria and three of the cultural criteria. All 15 World Heritage Areas (WHAs) in Australia are natural heritages, ten of which are described as having “superlative natural phenomena or areas of exceptional natural beauty and aesthetic importance” (Natural Criteria 3). Words such as grand, rare and dramatic are frequent in descriptions of the landscape of these sites.

The “cultural significance” of natural heritage includes primarily archaeological and evolutionary significance. The Tasmania Wilderness also contains sites that relate to the Ice Age hunter-gatherer societies. Other WHAs in Australia contain sites that relate to its history of colonization, convict and migration, which can be seen as one characteristics of this relatively young multi-cultural society. References to Indigenous and spiritual significance are made in the Uluru-Kata Tjuta, Kakadu and Parnululu National Parks, whose indigenous sacred sites have been socially, politically and economically influential.

The descriptions of the cultural significance of heritage areas tend to focus on the past. For their present and future management and conservation, however, the areas' current relationship with the local communities — people, their perceptions, social activities including economic livelihood- cannot be excluded. The present cultural significance of the Tasmanian Wilderness also consists of a diverse range of factors outside the WH criteria. It is therefore necessary to re-define the cultural significance from the viewpoint of the present and realistic relationship between nature and community. In the case of Tasmanian Wilderness, constituents of such culture include the history of colonization and logging, mining and hydro-electric development, but more significantly the historical development of environmental thoughts that have led to and expressed by numerous environmental activist and management groups, political parties (e.g. the founding of the world's first Green political party) and NPOs/NGOs. Tasmania is regarded as a birthplace

of environmentalism in Australia and being a southernmost island state with the landscapes quite distinct from the mainland, its nature is often seen sacred and symbolic. Such a profound relationship with nature has been strongly expressed in the arts and recreational outdoor activities which also support the state economy. To recognise such culture of the natural areas deeply rooted in the local communities quite different from the WH significance is to value the local and social activities that include local perceptions, spiritual connection, identity and their needs related to livelihood. This also leads to a recognition that the natural heritage is a cultural tradition that must be passed on to future generations, and its management and conservation is a social obligation of the present time.

## **World Heritage Shirakami-sanchi from the view point of “Matagi”, the traditional bear hunter**

Mitsuharu Kudo

(Representative of *Shirakami-matagisha*)

We don't say to get animals, fish, plants, fungi and so on from the mountain, but dare say to be given them by mountain. We have lived in Shirakami-sanchi since about 1000 years ago having dense communication with the nature of the mountain. But because of the construction of dam and road as well as extensive clearing of beech forest, our life has been changed profoundly.

I intend to hand our tradition of use of natural resources as a cultural heritage to the people of other areas and to our descendants.

## **World Heritage, Shirakami-sanchi, form the Stand Point of Education**

Kengo Takeuchi

(Shirakami-sanchi Visitors Center)

There are many educational benefits in Shirakami-sanchi. As tourists, visitor facilities and natural educational events are increasing after the inscription on the World Heritage Sites, attention for nature conservation is important now. We need a plan of ecosystem management including human use. That management is necessary not only for wise use of nature but also for good opportunity of thinking about environment.

# 研 究 科 日 誌

(2004年1月～9月)

**Chronology**

(Jan. - Sep. 2004)



## 研究科日誌 (2004年1月～9月)

Chronology (Jan. - Sep. 2004)

### ●院生会定例研究発表会………… Faculty Seminars for Graduate Students

第10回 院生会定例研究発表会 2004年1月17日(土) 弘前市：上土手町スクエア

「岩木川下流部におけるオオセッカの繁殖地選択と環境史」

地域文化研究講座 竹内 健 悟

岩木川下流部のヨシ原は、希少種オオセッカをはじめとする草原性鳥類の繁殖地であり、刈り取りや火入れが毎年行われるヨシ産業の場でもある。本研究は偶然成立してきた両者の共存を計画的な共存にシフトさせることを目的としている。調査の結果、ヨシ原の成立は25～40年ほど前と古くないこと、オオセッカはスゲが交じる植生を選択すること、非火入れ区を高密度で利用し続けることなどがわかった。ヨシ原の維持と野生生物の共存のためには火入れのコントロールをすることが望ましいが、入会的利用などの地域社会の背景があるため関係者との調整が必要であることを報告した

### ◎ 話題提供

「地方分権と組織内分権—青森県庁という組織の中で—」

菊地公英 (青森県企画振興部企画課地方分権推進グループ)

第11回 院生会定例研究発表会 2004年2月14日(土) 地域社会研究科演習室

「中国のホスピスを巡る考察」

地域政策研究講座 張 長 安

中国は1999年に全国的に高齢化社会に入り、現在、60歳以上の人口は毎年3.2%のスピードで増加しつつある。2020年には途上国での死亡原因の四分の三は老人病と関係するだろうと予測されている。以上から見れば、ホスピスを発展させ、充実させていくことは急務であると結論した。中国で難航している要因、ホスピスの理論、ホスピスの実践とホスピス事業の発展趨勢について私見を発表した。今後、これまでの研究を踏まえ、社会主義国家、市場経済、一人っ子政策、高齢化、途上国である、といった中国での独自の特徴を持つホスピスのあり方について研究を重ねていく予定である。

第1回 院生会研究経過発表会 2004年3月13日(土) 共通教育棟大会議室

《地域政策研究講座》

- 櫛引素夫 ・地域振興策としての整備新幹線が持つ可能性と限界
- 上村康之 ・地方都市における中心市街地再生施策としての街なか居住の可能性と課題  
～東北地方の都市を事例に～
- 一條敦子 ・男女共同参画社会に向けた社会教育行政の位置と役割
- 程 栄華 ・中国における高齢者学習についての一考察

《地域産業研究講座》

- 小笠原康雄 ・転作水田の有効利用と栽培作物について
- 大坊民夫 ・クラブアップルの機能性と新規事業の創出について

《地域文化研究講座》

- 富岡義勝 ・八戸地域の活性化について
- 竹内健悟 ・岩木川下流部におけるオオセッカの繁殖地選択と環境史

第12回 院生会定例研究発表会 2004年4月17日(土) 地域社会研究科演習室

「市町村合併の動きー八戸地域の合併史を例としてー」

地域政策研究講座 渡部高明

発表の手順は、1.「市町村合併の歴史」として、明治・昭和の大合併と比較した自主合併による八戸市誕生を分析、2.平成の市町村合併の狙いと現状・問題点を整理、3.合併時代のまちづくりとして、住民は何をすべきか、行政は何をすべきかを提示して、最後に今後の調査予定を説明した。歴史的に大合併の背景を見るとともに、八戸という地域社会がその社会現象にどのように対処し発展してきたか。平成の大合併が地域社会の変化発展にどのように関連するのかを検討し報告した。そこでは、現在進行形の合併動向はかなり流動的で多くの合併協議会が解散・誕生することが予測された。

「クラブアップル多糖類の抗炎症・抗ガン活性」

地域産業研究講座 大坊民夫

クラブアップルは小型リンゴの総称であるが、これまでペクチン性多糖に抗アレルギー活性の指標のひとつであるヒアルロニダーゼ阻害活性及びヒト大腸ガン細胞成長抑制活性を示すことが分かってきた。有効成分について更にペクチン酸の構造と活性の相関を検討した結果、抗アレルギー活性発現と糖組成には共通してウロン酸含量との相関があると推察された。さらに抗アレルギー活性の指標のひとつであるシクロオキシゲナーゼ(COX)阻害活性について検討した結果、エタノール抽出区分に活性が見られた。また抗酸化活性試験においても強い活性が認められた。

第13回 院生会定例研究発表会 2004年5月8日(土) 青森市：アピオあおもり大会議室

「環境教育におけるVTRを利用した自然体験の効果

ー青森県主催「水と緑の教室」事業を事例としてー」

地域政策研究講座 外崎健

本研究は、自然体験プログラムにおいて「VTR」を利用することは環境教育における感情面、心理面の効果があるのかについて明らかにすることを目的とした。被験者として、青森県林政課主催の「水と緑の教室」に参加した、小学校4～6年生とした。調査内容及び手続きとして、VTRを自主制作し体験前にVTRでの動機付けを行い、事業が意図するねらいを達成しているかを調査し、体験後も同様の調査を行った。その結果、各調査どうしの関連性、質的調査の結果を総合的に考察すると、VTRと自然体験とを組み合わせた試みは一定の効果があったと考えられる。

『青森県における「満洲林業移民」の研究』

地域産業政策講座 藤巻啓森

本研究における満洲林業移民については、これまで内外ではほとんど研究されてきていない。その理由として恐らく満洲移民に占める林業移民の比重が小さいこと、また林業移民に関する資料が少ないことなどが挙げられる。ところが、昨年、青森で大量の満洲林業移民に関する一次資料が発見され、しかもその資料により青森県から送り出した林業移民数が全国で一位だったと判明した。そこで筆者はこの資料を調べながら、青森県内に住む当時の林業移民経験者にインタビューし、林業移民の背景と目的を概観した上で、移民募集の経緯、移民の生活状況及び退団のプロセスなど、青森県の満洲林業移民の実態を検証した。

第14回 院生会定例研究発表会 2004年6月12日(土) 地域社会研究科演習室

「高等学校福祉教育に期待される専門教科「福祉」の役割

—施設体験学習とその意義を中心に—

地域政策研究講座 田中 泰 恵

修士論文の中から再構成し、施設体験学習における生徒の学びに焦点を当て、①教科「福祉」が制度化されるに至った背景について整理し、その中で、教科「福祉」における施設体験学習の意味を明確にし、②そこでの生徒の側からの主体的な学びを検討し、③専門教科「福祉」の青年期における福祉教育のあり方についての考察を報告した。

福祉教育は社会福祉問題を通して人々とかかわり、課題解決の道筋を開いていく学習である。この学習を通して、将来における、主体性ある社会形成者としての市民を育てる事を今に付託されているといえる。

「市町村合併の取材現場から」

地域政策研究講座 櫛引 素 夫

2004年4月以降、職場の東奥日報社政経部で市町村合併の取材を担当していることから、取材での体験に基づき、青森県内の市町村合併の現状と課題について、目的意識の欠落や地域づくりの哲学の不在などに関する報告ならびに問題提起を行った。また、研究テーマである東北新幹線開業めぐり、学位論文の構成と、学術誌に投稿する論文の構成を紹介し、多くの助言を得た。

第15回 院生会定例研究発表会 2004年7月10日(土) 弘前市：上土手町スクエア

「バイオマスによる新産業の青森県の展望」

地域産業研究講座 野呂 哲

発表は主に緒論となる部分の内容について行った。青森県はリンゴ、ナガイモやニンニクなど全国一の生産量を誇るものが多くあり、農業は県経済の大きく関わりを持っている。今回はこれら青森県の主要生産物を地区別に分類して、生産量および加工廃棄物の現状をまとめて報告した。青森県のこれらの現状から、今後の計画について説明を行い、研究方向について様々な意見を得られ、今後の研究課題について確認することができた。

「中国広東省深圳市における出稼ぎ青年の生活と学習の実態」

地域政策研究講座 彭 恵 敏

発表は主に2003年に、中国深圳市の日系企業に働く出稼ぎ青年を対象とする「出稼ぎ青年の生活と学習」というアンケート調査結果について報告した。深圳市は中国の最も早く、最も発達した経済特区である。その経済発展に重要な役割を果たしたのは出稼ぎ青年たちである。しかし、彼らの生活、特に学習の環境がとても厳しい状態にある。持続可能な社会、さらに生涯学習社会を目指している今日の中国にとって、この大勢の出稼ぎ青年の学習に関する研究は不可欠なことだと考える。

第16回 院生会定例研究発表会 2004年8月25日(水) 地域社会研究科演習室

「男女共同参画行政の登場による社会教育行政(女性教育)の変質 ～青森県を事例として～」

地域政策研究講座 一 條 敦 子

戦後の新憲法によって示された男女同権思想に基づき、女性の地位向上や主体性の確立に取り組んできたのは社会教育行政であった。世界の潮流による男女平等の下、日本も男女共同参画行政をつくりだしたが、女性を対象とするさまざまな事業が男女共同参画行政に移行する傾向が見られ、社会教育行政が担ってきた女性教育はその存在があやうくなっている。そこで、青森県の男女共同参画行政の登場が社会教育行政における「女性教育(女性も権利主体として生きてゆく学習)」に与

えた影響について報告した。

第17回 院生会定例研究発表会 2004年9月18日(土) 地域社会研究科演習室

「東北地方の都市における街なか居住の可能性と課題」

地域政策研究講座 上村 康之

「街なか居住施策」について、青森市、弘前市、八戸市、盛岡市、秋田市の北東北の5市を対象として中心市街地活性化計画、都市計画マスタープラン、住宅マスタープランから、その位置づけの変遷に関する調査報告を行った。また、街なか居住施策の具体化例として、弘前市の借り上げ公営住宅である大町住宅居住者アンケート及び施主に対するインタビュー調査について報告した。その結果、居住者の住環境評価や生活行動の満足度が高く、施主の借り上げ公営住宅制度に対する評価もよく、「街なか居住施策」の効果が認められた。

「特別養護老人ホーム現地調査報告」

地域政策研究講座 張 長安

少子高齢化社会が進む中、日本の高齢者の生活・介護実態・ライフスタイルを把握するために、2004年5月24～25日、6月13～19日の期間、青森県北津軽郡中里町にあるグループホーム・「泉の里」及び竹山荘・デイサービスセンターの従業員と利用者を対象に聞き取り調査などを行った。施設の設備がよくて利用者が比較的元気なので、普遍性ではないという先生のご意見を念頭に、これからこの調査を元に他の文献を参考にしてさらにその全体図を把握し、中日両国高齢者の生活現状と課題を比較しながら研究していきたい。

●大学院地域社会研究科行事…………… Academic Activities

平成16年2月16日 平成17年度一般選抜入学試験

平成16年3月20日 弘前大学大学院地域社会研究科シンポジウム

「世界自然遺産の保全と利用 タスマニア・ガラパゴス・白神」

(弘前大学50周年記念会館みちのくホール)

◎基調講演

- ・ピーター・ハイ (タスマニア大学教授)  
「土地の持つ精神性 タスマニアの世界自然遺産」
- ・伊藤秀三 (長崎大学名誉教授)  
「ガラパゴス諸島—自然と人の「共生」を目指して」

◎パネルディスカッション

○パネリスト

- ・ピーター・ハイ (タスマニア大学教授)
- ・伊藤秀三 (長崎大学名誉教授)
- ・加藤久美 (クイーンズランド大学講師)
- ・工藤光治 (白神マタギ舎 代表)
- ・竹内健悟 (当研究科博士後期課程、白神山地ビジターセンター)

○コーディネーター

- ・牧田 肇 (当研究科教授)

平成16年 3 月29日 大学院地域社会研究科研究紀要準備号発行

平成16年 4 月 6 日 平成17年度入学式

平成16年 7 月31日 第2回 八戸地域研究者と弘前大学大学院地域社会研究科との懇談会  
(弘前大学八戸サテライト)

◎講 演

- ・高橋俊行 (はちしん地域経済研究所所長)  
「八戸の産業の変遷と将来展望」
- ・渡部高明 (八戸地域社会研究会会長、当研究科博士後期課程)  
「市町村合併問題と八戸地域」
- ・北原啓司 (当研究科教授)  
「合併の時代のまち育て」

編集委員会

五十嵐 靖彦  
鎌田 耕太郎  
齋藤 捷一  
佐々木 純一郎  
須藤 弘敏  
藤田 正一（委員長）

弘前大学大学院  
地域社会研究科  
年報  
第1号  
2005年1月

平成17年1月20日印刷  
平成17年1月25日発行

編集兼発行者

弘前大学大学院  
地域社会研究科

弘前市文京町1番地  
電話（0172）36-2111(代)

印刷所 ヨシダ印刷株式会社  
青森市卸町7-3 フリーダム10  
電話（017）728-4433

2005年1月

弘前大学大学院  
地域社会研究科